

会 議 録 目 次

令和 5 年第 4 回曾於市議會定例会

会期日程	1
○12月 1 日（金）	
議事日程第 1 号	3
開 会	6
開 議	6
會議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	7
常任委員会の所管事務調査報告	7
議長辞職の件	8
議長の選挙	9
議席の一部変更の件	11
副議長辞職の件	12
副議長の選挙	14
常任委員の選任	16
議会運営委員の選任	17
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	18
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	18
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	18
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	18
議会広報等調査特別委員会委員の選任	18
同意案第24号	23
議案第81号	24
散 会	29
○12月 8 日（金）	
議事日程第 2 号	31
開 議	34
議案第68号～議案第70号	34
議案第71号	43
議案第72号	45
議案第73号～議案第75号	46

議案第80号	52
議案第76号～議案第79号	58
議案第82号	67
議案第83号～議案第85号	84
議案第86号	85
議案第87号、議案第88号	86
議案第89号	92
議案第90号～議案第95号	93
散 会	95

○12月12日（火）

議事日程第3号	97
開 議	99
一般質問	
徳峰 一成 議員	99
上村 龍生 議員	121
山中 雅人 議員	130
矢上 弘幸 議員	144
散 会	158

○12月13日（水）

議事日程第4号	159
開 議	161
一般質問	
今鶴 治信 議員	161
出水 優樹 議員	172
岩水 豊 議員	188
瀬戸口恵理 議員	211
散 会	240

○12月25日（月）

議事日程第5号	241
開 議	245
議案第68号～議案第70号	245
議案第71号	249
議案第72号	250
議案第73号～議案第75号	251

議案第80号	254
議案第76号～議案第79号	257
議案第82号	261
議案第83号～議案第85号	270
議案第86号	272
議案第87号、議案第88号	273
議案第89号	276
議案第90号～議案第95号	277
議会改革調査特別委員会の調査報告	279
陳情第9号	283
発議第3号	289
発議第6号	293
発議第4号	294
発議第5号	297
閉会中の継続調査申出について	307
議員派遣の件	307
閉　　会	309

令和5年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和5年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期25日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○常任委員会の所管事務調査報告 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任 ○議案等の上程・審議・表決
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	休 会	
	5	火	休 会	
	6	水	休 会	
	7	木	休 会	
	8	金	本 会 議	○議案等の上程・審議・表決・委員会付託
	9	土	休 日	
	1 0	日	休 日	
	1 1	月	休 会	
	1 2	火	本 会 議	○一般質問
	1 3	水	本 会 議	○一般質問
	1 4	木	休 会	
	1 5	金	休 会	
	1 6	土	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1 7	日	休 日	
	1 8	月	委 員 会	委員会
	1 9	火	委 員 会	委員会
	2 0	水	休 会	
	2 1	木	休 会	
	2 2	金	休 会	
	2 3	土	休 日	
	2 4	日	休 日	
	2 5	月	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和5年第4回曾於市議會定例会

令和5年12月1日

(第1日目)

令和 5 年第 4 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 5 年 12 月 1 日（金曜日）
午前 10 時開議
場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長諸般の報告
- 第 4 市長の一般行政報告
- 第 5 常任委員会の所管事務調査報告

（産業建設常任委員長報告）

- 第 6 常任委員の選任
- 第 7 議会運営委員の選任

- 第 8 議案第 81 号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 8 号）について

追加

（第 1 号の 2）

- 第 1 議長辞職の件

追加

（第 1 号の 3）

- 第 2 議長の選挙

追加

（第 1 号の 4）

- 第 3 議席の一部変更の件

追加
(第1号の5)

第4 副議長辞職の件

追加
(第1号の6)

第5 副議長の選挙

追加
(第1号の7)

第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

追加
(第1号の8)

第11 同意案第24号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	淵 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	(欠 員)	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介

主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

皆様御承知のとおり、大川内富男議員が去る11月6日に御逝去されました。ここで故大川内富男議員に哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと存じます。皆様、御起立をお願いいたします。黙祷。

（黙祷）

○議長（久長登良男）

お直りください。御着席お願いします。

これより、令和5年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、土屋健一議員及び原田賢一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月25日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

_____ . _____ . _____

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

_____ . _____ . _____

日程第5 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告であります。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました所管事務調査を実施しましたので、報告します。
記。

農林業・畜産振興に関する調査。

1、調査事項。

①曾於地区秋季畜産共進会。

調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、令和5年9月15日金曜日。

②鹿児島県畜産共進会。

調査地、始良中央家畜市場。調査期間、令和5年9月30日土曜日。

2、調査委員。九日克典、鈴木栄一、出水優樹、今鶴治信、原田賢一郎、迫杉雄。

3、調査結果。曾於地区秋季畜産共進会は、曾於中央家畜市場において、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で開催され、旧曾於郡8町から出品された88頭で競われました。

地区別の出品頭数は、末吉地区17頭、大隅地区18頭、財部地区10頭が出品されました。

曾於地区として鹿児島県畜産共進会の出品牛が12頭選ばれ、曾於市からは4頭選考されました。

第72回鹿児島県畜産共進会は、始良中央家畜市場において、鹿児島県経済連主催で開催され、鹿児島県内10地区から選抜された59頭の肉用牛が出品されました。

曾於市からは第1部（12か月から16か月齢）2頭、第2部（17か月から24か月齢）1頭の計3頭が出品され、第1部では最優秀3席、第2部では最優秀8席に、曾於市の出品牛が選ばれております。

曾於地区としては、団体成績4位、団体知事賞は2位でありました。

子牛価格等の下落や物価高が続き、経営環境は依然として厳しい状態でありますが、畜産農家の熱意や努力を大いに感じたところでありました。

今後も、本市の更なる畜産振興に邁進されることを期待するものであります。

結果については、資料を添付してありますので御参照ください。

○議長（久長登良男）

以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。執行部は退席願います。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時19分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

（今鶴治信副議長、議長席に着く）

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（今鶴治信）

久長登良男議長から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、久長登良男議長の退席を求めます。

（久長登良男議長 退場）

○副議長（今鶴治信）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（笠野 満）

令和5年12月1日付でございます。

曾於市議会副議長今鶴治信殿。

曾於市議會議長久長登良男。

辭職願。

このたび、都合により議長を辭職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（今鶴治信）

お諮りいたします。久長登良男議長の議長辭職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、久長登良男議長の議長辭職を許可することに決しました。

久長登良男議員の入場を許可します。

（久長登良男議員 入場）

○副議長（今鶴治信）

久長議員に申し上げます。議長の辭職は許可されましたので、お知らせいたします。

ここで、暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分
—————・—————

○副議長（今鶴治信）

休憩前に引き続き、會議を開きます。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（今鶴治信）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○副議長（今鶴治信）

ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（今鶴治信）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（今鶴治信）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（今鶴治信）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。なお、副議長は最後に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番、15番、17番、18番、19番、20番、最後に11番お願いします。

(投票)

○副議長（今鶴治信）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（今鶴治信）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山中議員及び出水議員の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長（今鶴治信）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち、有効投票19票、無効投票0票です。有効投票のうち、渡辺議員9票、迫議員10票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、迫杉雄議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長（今鶴治信）

ただいま議長に当選されました迫杉雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました迫杉雄議員の御挨拶をお願いいたします。

○18番（迫 杉雄議員）

ただいまの議長選挙において皆さん方の御支援の下、当選させていただきました。

もともと浅学非才の身であります。今後、曾於市の発展に向けて私たち議会が二元代表制の下、一丸となって頑張っていくことに微力ながら頑張りたいと思いますので、皆さん方の御鞭撻をよろしくお願いします。挨拶といたします。

(拍手)

○副議長（今鶴治信）

それでは、迫杉雄議長、議長席にお着き願います。

(副議長退席 議長着席)

○議長（迫 杉雄）

ここで、暫時休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午前10時42分

再開 午前10時48分

_____・_____・_____

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

_____・_____・_____

追加日程第3 議席の一部変更の件

○議長（迫 杉雄）

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、

直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

ただいまの議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、変更になりました議席番号と氏名を申し上げます。

18番、久長登良男議員、20番、迫杉雄議員。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（迫 杉雄）

今鶴治信副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今鶴治信副議長の退席を求めます。

(今鶴治信副議長 退場)

○議長（迫 杉雄）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（笠野 満）

令和5年12月1日付でございます。

曾於市議会議長迫杉雄殿。

曾於市議会副議長今鶴治信。

辞職願。

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

お諮りいたします。今鶴治信副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、今鶴治信副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

今鶴治信議員の入場を許可します。

(今鶴治信議員 入場)

○議長（迫 杉雄）

今鶴議員に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたので、お知らせいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

—————・—————・—————

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

—————・—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————・—————

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（迫 杉雄）

ただいま副議長欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（迫 杉雄）

ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に瀬戸口恵理議員及び矢上弘幸議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（迫 杉雄）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（迫 杉雄）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、
13 番、14 番、15 番、17 番、18 番、19 番、20 番。

(投票)

○議長（迫 杉雄）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。瀬戸口議員及び矢上議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（迫 杉雄）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、有効
投票19票、無効投票0票です。有効投票のうち、重久議員10票、九日議員9票、以
上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、重久昌樹議員が副議長に当選されま
した。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（迫 杉雄）

ただいま副議長に当選されました重久議員が議場におられますので、本席から会
議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました重久議員の御挨拶をお願いいたします。

○6 番（重久昌樹議員）

ただいま副議長に選任をいただきました。迫議長を補佐しながら、曾於市議会の
よりよい運営に努めてまいりたいというふうに思っております。どうかよろしくお
願いいたします。

(拍手)

○議長（迫 杉雄）

以上で、副議長の選挙を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 常任委員の選任

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第 6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、総務常任委員に山中雅人議員、片田洋志議員、重久昌樹議員、今鶴治信議員、山田義盛議員、渡辺利治議員、久長登良男議員の以上 7 名、文教厚生常任委員に瀬戸口恵理議員、矢上弘幸議員、上村龍生議員、岩水豊議員、原田賢一郎議員、徳峰一成議員の以上 6 名、産業建設常任委員に出水優樹議員、鈴木栄一議員、渕合昌昭議員、九日克典議員、土屋健一議員、迫杉雄議員の以上 6 名をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項及び同条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれの常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

総務常任委員会は第 3 委員会室、文教厚生常任委員会は第 2 委員会室、産業建設常任委員会は第 1 委員会室にお集まりください。

各常任委員会の開催のために、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 56 分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました各常任委員会から、正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

総務常任委員長に山中雅人議員、同副委員長に今鶴治信議員、文教厚生常任委員長に岩水豊議員、同副委員長に矢上弘幸議員、産業建設常任委員長に湊合昌昭議員、同副委員長に出水優樹議員、以上のとおりであります。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時12分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、矢上弘幸議員、山田義盛議員、重久昌樹議員、渡辺利治議員、岩水豊議員、今鶴治信議員、山中雅人議員の以上7名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に、議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

議会運営委員の方々は、第3委員会室にお集まりください。

議会運営委員会開催のために、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時26分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会運営委員会から、正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に今鶴治信議員、同副委員長に山中雅人議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されましたそれぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

(各常任委員会正副委員長整列)

○議長（迫 杉雄）

ここで正副委員長を代表いたしまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（山中雅人）

新しく総務常任委員長に就任いたしました、山中雅人でございます。代表して挨拶をいたします。

本市議会は委員会制をとっており、常任委員会での審議が大変重要であることは言うまでもありません。委員会での審議が市政発展につながりますよう、適正な議事進行に努めてまいります。皆様、改めましてよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（迫 杉雄）

ここで、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

追加日程第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

追加日程第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

追加日程第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

○議長（迫 杉雄）

先ほど大隅曾於地区消防組合議会議員、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員、曾於地区介護保険組合議会議員、曾於北部衛生処理組合議会議員の辞職願と議会広報等調査特別委員会委員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。大隅曾於地区消防組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、曾於地区介護保険組合、曾於北部衛生処理組合の議会議員の選挙4件と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、4件の一部事務組合議会議員の選挙と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

まず、追加日程第6、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

大隅曾於地区消防組合議会の議員には、組合規約により第5条第1項の議員2名、第5条第2項の議員1名を曾於市議会議員の中から選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の、第5条第1項の議員に、迫杉雄議員及び山中雅人議員、第5条第2項の議員に今鶴治信議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3名の議員の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました迫議員、山中議員、今鶴議員が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました迫議員、山中議員、今鶴議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第7、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により2名を曾於市議会議員の中から選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、刈合昌昭議員及び出水優樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました刈合議員、出水議員が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました刈合議員、出水議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第8、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により2名を曾於市議会議員の中から選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会議員の議員に、岩水豊議員及び矢上弘幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した2名の議員の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩水議員及び矢上議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された岩水議員、矢上議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第9、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員の議員に、重久昌樹議員、山中雅人議員、今鶴治信議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3名の議員の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました重久議員、山中議員、今鶴議員が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました重久議員、山中議員、今鶴議員が議場におられますので、

本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第10、議会広報等調査特別委員会委員の選任を行います。

先ほど議会広報等調査特別委員全員より辞任願が出され、これを許可しましたので、議会広報等調査特別委員会委員が欠けました。

お諮りいたします。議会広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山中雅人議員、出水優樹議員、瀬戸口恵理議員、矢上弘幸議員、片田洋志議員、鈴木栄一議員の以上6名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会広報等調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に、議会広報等調査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

議会広報等調査特別委員の方々は、第3委員会室にお集まりください。

議会広報等調査特別委員会開催のために、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時04分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に矢上弘幸議員、同副委員長に瀬戸口恵理議員、以上のとおりであります。

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時16分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第11 同意案第24号 監査委員の選任について

○議長（迫 杉雄）

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第24号、監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、同意案第24号、監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第11、同意案第24号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木栄一議員の退席を求めます。

（鈴木栄一議員 退場）

○議長（迫 杉雄）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第11、同意案第24号、監査委員の選任について説明をいたします。

議会選出の曾於市監査委員として、鈴木栄一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、同意案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。同意案第24号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、同意案第24号は同意することに決しました。

鈴木栄一議員の入場を許可します。

（鈴木栄一議員 入場）

○議長（迫 杉雄）

鈴木議員に申し上げます。監査委員の選任については同意されましたので、お知らせいたします。

—————・—————・—————

日程第8 議案第81号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第8、議案第81号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、議案第81号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5億1,685万4,000円を追加し、総額を295億9,128万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業に伴う給付金の追加で、歳入については、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を5億1,685万4,000円追加するものです。

歳出については、価格高騰重点支援給付金追加分に係る経費の追加により、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加分支給事業を5億1,685万4,000円

追加するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

即決になるようでありますので、数項目、先日の全員協議会での質問を踏まえた上で質問をいたします。

今回のこの補正予算の特徴は、昨日、国会の参議院で、衆議院に続いて、一応、賛成多数で可決されました岸田内閣による物価高騰対策の一つとして、住民税の非課税世帯に1世帯7万円を支給するための提案であろうかと思っております。

まず関連いたしまして、質問の第1点は、これを算定する現在の時点での曾於市の人口と世帯数を説明してください。この中で、今回提案があるのが非課税世帯の7,295世帯であります、これは何年の何月現在での支給対象となるのか、これが質問の1点目であります。

質問の2点目は、先日の全員協議会でも質問したんですけども、あくまでもこれは住民税の非課税世帯でありまして、所得税の非課税世帯ではありません。曾於市の場合は、本年度の段階で所得税は非課税であるけれども、住民税の非課税との間で幾らかの言わば差異が生じていると思います。そうした世帯が何世帯あるか。所得税は課税世帯であっても、住民税が、税率が違うために非課税世帯となっている、その世帯数についてお答え願いたいと考えております。

質問の3点目、これも先日の全協で質問したんですが、例えば同一世帯、夫と妻がそれぞれ仕事を持っていて、夫の場合が課税世帯、所得が掛かる、妻のほうは収入が少なくて非課税、そうした場合も、今回の提案は同一世帯ということが基準でありますので、こうした場合は、言わば課税世帯扱いとなって7万円の支給対象にはなっていないという、先日の全協での説明でありました。曾於市の場合は、こうした世帯が現在の段階で何世帯あるのか調べてあると思いますので、お答え願いたいと考えております。

次に、今回の7万円の支給を受けた場合は、来年の確定申告の段階で所得税扱いの7万円は対象となるのかどうか、その点についても答えていただきたいと思いますと考えております。

さらに、先ほどの質問の中で、同一世帯の中で夫が課税世帯であった場合は、妻は税申告で非課税世帯であっても、7万円の支給対象にはならないということなんですけども、それは、法律上あるいは条例上、何らかの根拠があるかと思っております、根拠がなければならない。要綱等を含めて、その具体的な根拠についても

条文を示していただきたいと思っております。

1 回目は以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、お答えいたします。

最初の質問ですが、まず現在の人口と世帯数になりますが、現在、これは10月末の人口ですが、3万3,055人になります。世帯数は1万7,348世帯です。7,289世帯は何年何月時点のかということですが、税務上、6月の時点の非課税世帯を拾っておりますので、今年の6月時点の数字となっております。

次に、所得税が非課税で、住民税が課税されている世帯は何世帯かということですが、1,672世帯になります。

あと、同一世帯で夫が課税、妻が非課税の世帯は何世帯かということですが、8,965世帯になります。

7万円は課税になるかということですかね。これについては、非課税扱いになるということで通知が来ております。

以上ですかね。

（「根拠」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

根拠ですが、11月29日に国により要綱が制定されております。デフレ完全脱却のための総合経済対策の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱の中で示されております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1回目の課長答弁を確認かたがた、2回目質問いたします。違っていたら、2回目の答弁で答弁してください。

私の質問の中で、例えば同一世帯で夫が所得が掛かる、妻は掛からない、その場合は該当としない、7万円の支給対象とならない、そういった世帯が8,965世帯あるということで間違いありませんよね。大変な数ですよ、8,965世帯。曾於市全体が1万7,300の中で8,900ちゅうのは半分ですよ、これはありえないと思うんですがね。恐らくせいぜい数百世帯か1,000世帯、もう1回、間違った答弁は議事録に残りますので、正確な数字を答弁してください。

それから、1,672世帯というのはもう1回説明してください、ちょっと聞き漏れましたので。

課長、この2点です。よろしいですか。

あと、市長に質問いたします。

いずれにいたしましても、国会でも議論された点であります、今、国民や市民がこの物価高で例外なく、みんな困っているわけですね、生活や仕事で困難を来しております、客観的な事実として。それが、所得税減税はもちろんありますけれども、所得税減税にもいろいろ国会でも議論があります。

一方で、この7万円支給はいいことですが、それが曾於市の場合も1万7,000世帯の中で、世帯数にして約半分以上の7,200、人数にしてみればやはり半分以上だと思えますよ。あまりにも不公平な、物価高がみんな困っているという点から見たら、不公平な状況であります。基本的にはこれは国の問題でありますけれども、しかし、現段階ではいかんともしい難い本日の提案でありまして、曾於市としては何らかの課税世帯に対する、やはり支援が必要じゃないかと。

これは、一般質問で私申し上げてきました。例えば新型コロナ、昨年の場合も、あるいは本年度入ってからのこの物価高騰でも課税世帯が対象であって、肝属郡の東串良町の場合は、一般財源を使いまして、同じ金額の町独自の支援を課税世帯、つまり町民全体の世帯に課税していると。曾於市はそれできないものかどうか。

全面的にできなくても、何らかのやはり一般財源を使った課税世帯にも支援が必要じゃないかということを申し上げましたけれども、当時は検討させてくださいということでありましたけれども、今回、これまでどおりに国の交付金を全額使ったことのみ提案ではありますが、この課税世帯に対する、やはり関連した、全面的といえなくても財源的に、一定の支援が必要じゃないか。それは五位塚市政らしい、私はほかの市町村にはない取組ではないかと思っているんですが、その点での市長の率直な見解をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今回の提案は、国の、国会での審議をした結果、予算がとりましたので、今回お願いする内容であります。市といたしましては、いろいろ検討はしているんですけど、また別な形で牛の生産農家を含めた形の支援については、また提案はしたいと思いますが、現状のところ特別に市から、今、するということについてはまだ決めていないところでございます。

あとは、担当課長から説明させます。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

先ほどお答えいたしました、夫が課税で妻が非課税の世帯ですね。すみません、8,965は課税世帯の中の非課税者の数であります。非課税者が8,965名おられます。妻に限っての非課税者というのは、すみません、調べていないところです。申し訳ありません。

所得税が掛かっていなくて、非課税で、住民税が掛かっている世帯は1,672と答

えましたが、これについては税務課のほうで所得税のデータがありますが、このほうから引っ張っております。正確な数字とはいえないんですが、それをもとに算出した世帯数になっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の市長に対する質問は根本的な大事な問題でありますので、一般質問でも取り上げたいと思います。

3回目であります、課長に質問いたします。

本市の場合は、全国的にも最も、本日の提案でありますので、早いところじゃないでしょうか。今朝もほかの市町村にも、若干電話で聞いてみたんですが、まだこれからというところも大分あるようであります。

質問であります、本日の議会で一応議決された場合は、今後の手続等を含めて、あるいは最終的には全世帯に、基本的に行き渡るのはいつ頃ということが想定されますか。せっかくの提案、大事な事業でありますので、早急に、基本的には年度内に、12月中に全ての世帯に届け切るちゅうか、支給できる対応が必要じゃないかと思うんですよ。

それと、若干、新年度に伸びた場合は、どういった世帯が、年代が難しいのか、これまでの経験がありますので、そういった経験や教訓を基にして早急な取組が大事だと思いますが、今後の流れとめどについて教えてください。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

いつまでに支給できるかということですが、まず初めに、今年の7月末ぐらいから8月に3万円給付金を支給しております。その世帯で、世帯に異動がない世帯につきましては先に通知を出しまして、異動がなかった場合はそのままその口座に振り込みをいたします。プッシュ方式というやり方であるんですが。その方については、年内を、12月をめどに支給をしたいと思っております。

（「何世帯、何割くらいですか」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

約6,000世帯ぐらいになる予定であります。

そのほかに、世帯に異動があった場合、転入、世帯主変更とか、あと課税の状況が変わっているとか変更があった人については、申請書を提出してもらったりしないといけないために年内の支給はちょっと無理なので、1月又は2月に支給、2月いっぱい申請期限なので3月支給もあり得ると思いますが、年を越えてからの支給になると思われます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月8日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時41分

令和5年第4回曾於市議會定例会

令和5年12月8日

(第2日目)

令和 5 年第 4 回曾於市議会定例会会議録（第 2 号）

令和 5 年 12 月 8 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 2 号）

（以下 3 件一括議題）

- 第 1 議案第 68 号 曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 第 2 議案第 69 号 曾於市行政組織条例の一部改正について
- 第 3 議案第 70 号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第 4 議案第 71 号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第 5 議案第 72 号 財産の取得について

（以下 3 件一括議題）

- 第 6 議案第 73 号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 第 7 議案第 74 号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 第 8 議案第 75 号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

第 9 議案第 80 号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

（以下 4 件一括議題）

- 第 10 議案第 76 号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
- 第 11 議案第 77 号 指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）
- 第 12 議案第 78 号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
- 第 13 議案第 79 号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

第 14 議案第 82 号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について

（以下 3 件一括議題）

- 第 15 議案第 83 号 令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 16 議案第 84 号 令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 17 議案第 85 号 令和 5 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 18 議案第 86 号 令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

について

(以下 2 件一括議題)

第19 議案第87号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第20 議案第88号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第21 議案第89号 令和5年度曾於市一般会計補正予算(第10号)について

(以下 6 件一括議題)

第22 議案第90号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

第23 議案第91号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

第24 議案第92号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第25 議案第93号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)について

第26 議案第94号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算(第3号)について

第27 議案第95号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1 番	山 中 雅 人	2 番	出 水 優 樹	3 番	瀬戸口 恵 理
4 番	矢 上 弘 幸	5 番	片 田 洋 志	6 番	重 久 昌 樹
7 番	鈴 木 栄 一	8 番	上 村 龍 生	9 番	岩 水 豊
10 番	渕 合 昌 昭	11 番	今 鶴 治 信	12 番	九 日 克 典
13 番	土 屋 健 一	14 番	原 田 賢一郎	15 番	山 田 義 盛
16 番	(欠 員)	17 番	渡 辺 利 治	18 番	久 長 登良男
19 番	徳 峰 一 成	20 番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27名)

市	長	五位塚	剛	教	育	長	中 村 涼 一
副	市	長	八 木 達 範	教	育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一	

副市長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総務課長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企画政策課長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財政課長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税務課長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市民環境課長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保健課長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
こども未来課長	福 重 弥	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉	農業委員会事務局長	中 野 満
土木課長	朝 倉 幸一郎		

開議 午前10時00分

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第68号 曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第2 議案第69号 曾於市行政組織条例の一部改正について

日程第3 議案第70号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

日程第1、議案第68号、曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてから
日程第3、議案第70号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの以上
3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第1、議案第68号から日程第3、議案第70号まで一括して説明をいたします。

日程第1、議案第68号、曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について説明
をいたします。

議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する曾於市
特別職報酬等審議会条例の所掌事項に、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会
及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の報酬の額を追加するため、提
案するものです。

次に、日程第2、議案第69号、曾於市行政組織条例の一部改正について説明をい
たします。

これからの行政運営を効率的かつ機能的に行うための組織機構の整備に伴い、分
掌事務の見直しを行うため、提案するものです。

次に、日程第3、議案第70号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説
明をいたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を
改正する法律等が公布されたことに伴い、関連する規定を改正するため、提案する
ものです。改正の内容は、国民健康保険の被保険者が出産する場合、出産予定月の
1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定月
の3か月前から出産予定月の翌々月の6か月間に係る所得割額及び均等割額につい

て減額するものです。

日程第1、議案第68号から日程第3、議案第70号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第69号と議案第71号についてそれぞれ質問させていただきます。

まず、議案第69号、曾於市行政組織条例の一部改正について、一部改正に至った経緯について御説明ください。また、それぞれの担当を持った職員がそのまま異動する形となるのか、また4月1日から施行の前から段階的な引き継ぎが行われるのか、御説明をお願いいたします。

議案第71号、曾於市地域振興住宅条例の一部について……

（「議案第70号まで」と言う者あり）

○3番（瀬戸口恵理議員）

すみません。以上、お願いします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、瀬戸口議員の御質問にお答えをいたします。

まず曾於市行政組織条例の一部改正の経緯についてでございますが、今回の改正に至った経緯でございますが、本年5月に各課の体制につきましてヒアリングを行いました。そこで事務の改善や組織再編等を協議していたところでございます。結果といたしまして、事務の効率化や市民サービス向上を図るため、今回の提案に至ったところでございます。

続きまして、担当を持った職員が異動するののかについてお答えをいたします。

職員の異動につきましては、年数や経歴等を考慮して行いますけれども、組織再編による内部の組織数変動もあることから、担当職員がそのまま異動するとは一概には申し上げられないところでございます。ただ、どの職員が配置されても業務に支障がないようにしていく必要があるものと考えているところでございます。

続きまして、段階的な引き継ぎについてお答えをいたします。

既存の担当課と連絡調整を行いまして、関係機関への引き継ぎが必要ですので、施行前ではありますが4月1日からの円滑な事務を手続ができるよう、必要だと考えているところでございます。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

今回この一部改正の中に統計と男女共同参画及び女性政策ということで入っておりますが、これは前向きな改正というふうに受け取ってよいのでしょうか。また、以前の一部改正に、組織の改正によって男女共同参画という名前が係の中から消えてしまったということで以前質問したこともあるのですが、今後これが総務課に移行することでどのような取扱いになるかお願いいたします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

広報統計につきまして今回業務がこちらのほうに移管するところでございますが、その業務につきましてはそのままこちらのほうに移管するという形になるところでございます。

男女共同参画につきましても、今企画のほうで業務を行っておりますけれども、その業務が企画のほうから引き継いだ以上になるように、我々も力を入れていきたいと思っております。担当課と協議を、また今の企画政策課等のいろいろお聞きしまして、事務が継続できるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

現在の世の中の流れとして、男女共同参画というのは市としても中心的に取り組むべき問題だと思うんですが、今現在統計と男女共同参画の係が一つになっていて一人係のような形になっていると思うんですが、総務課に移行した場合にこの一人係に関して、また分けて中心的に取り組んでいくのかどうかお答えください。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

現在こちらにつきましては事務の関係の部分が決定したということで、今後係をどのような形で、人数配置もですが、どのような形ですか、今後検討していきたいと考えているところでございます。その部分につきましては、決定次第また3月ほどになるとは思いますけれども、御報告できる段階になりましたら御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19 番（徳峰一成議員）

最初の議案68号の特別職報酬等審議会条例の一部改正について質問いたします。

これまでのこの審議会の条例は、これも旧町時代から固定されてありまして、この新旧対照表にもありますけれども、市長は議員報酬そして市長、副市長、教育長の給料に関する条例改正のときに審議会の意見を聴くってのもありましたけれども、今回新たに第2条の3項が加わりまして、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産の評価委員会の委員並びに監査委員の報酬も審議会で一応審議するという項目が加えられました。

この、まず質問の第1点はこの経緯いかにについてお答えください。これは曾於市でなくても全国的に一応入れるように国等の指導があったからなんでしょうか、これが第1点。

関連いたしまして、第2点目はこれまでもこうした委員会等はあったわけですが、なぜこの今の段階で年度途中で入れることになったのかですね、この2点であります。

次に議案の第69号、行政組織条例の一部改正についてでございます。これもこの新旧対照表を、この現行と新しい改正後を見比べますと一目瞭然なんです、その点で質問いたします。

これまではこの企画課のほうですね、もう旧町時代から広報活動あるいは統計に関する問題、そして合併後は男女共同参画に関する項目は全て企画政策課旧企画課で対応いたしております。現在もそうじゃないでしょうか。一般的に考えまして、例えば広報活動ですね、これは外郭団体の有線放送を含めて実際企画政策課が担当いたしております。あるいは各種の国や県の統計資料を含めて、統計全般についてはですね、どちらかというと総務課よりも企画課がほとんどじゃないでしょうか。あるいは男女共同参画についてもですね、基本的には今も本年度も企画政策課が重点的に中心となって対応しているんじゃないでしょうか。それをなぜ年度途中の今の段階で、この企画政策課から総務課に変えたのでしょうか。これは人的体制ということだけじゃなくて、この間の経験を踏まえた点から言いましてですね、企画政策課がよいような感じがいたすんですが、その理由と需要についてお答え願いたいと考えております。今の実態から見て、企画政策課がこれらを取り扱っているのが中心じゃないかと思っただけの質問であります。

次に議案の70号の国民健康保険条例の一部改正、これは何回読んでも分かりにくくて、結果として後に税務課長ともお話ししたんですが、これはもう100名中100名読んでもですね、これは分からない改正内容であります。かいつまんで言いますと、今回の条例改正は市民がお産をした場合にですね、基本的にはお産前とお産後の合わせて4か月間後について国民健康保険税の均等割と所得割を全額減免するという内容であるようであります。これが質問の第1点の確認でございます。

質問の第2点の確認、曾於市は国保に入っている方々のお産が非常にこの数年少なくなっておりまして、数名ということではありますが、数名ということで理解して、対象者は年間、おおむね、理解していいのかどうか、これは質問の2点目でございます。

第3点目はですね、早速施行期日は来月の1月1日から、来月からとなっております。来月となった場合に、もし議会で議決いたしますとお産前の1か月前からですから、12月もですね、対象となります。これに対する周知徹底ですね、恐らく議員を含めてもそうですし、一般市民は若い女性の方々を含めて条例改正があったとしてもですね、全員が恐らくこの制度があるということは分からないと思うんですね。その場合に周知徹底だけではもちろん限界があるから、前もって母子健康手帳等を含めて市のほうで率先してこの対応していかなければ、全員漏れることになりかねないと思っておりますが、今後の対応についてですね、もうこれは1月でありますから繰り返しますがお産前の1か月というのは12月からもう該当となりますので、その今後の対応についてお答え願いたいと考えております。

次にですね、こういった場合は、質問の4点目でありますけれども、対象となるのでしょうか。例えば、国民健康保険と言いましたら、農家をはじめとしていわゆる自営業者の方々が対象となっております。まあ農家で言いますと、例えば夫婦とも農業をやっておられてですね、そして奥さんが御主人の被扶養者であった場合、被扶養者であった場合はこの該当とはならないのでしょうか。この内容を読む限りにおいてはですね、世帯主が一応対象となっておりますけれども、一般的には農家にしろ商売人にしろですね、世帯主は御主人であります。

一般的にはこの御主人が世帯主でありまして、奥さんが被扶養者でありますけれども、被扶養者の場合も今回の条例改正の対象となるのでしょうか。なるのであったらですね、所得はなくてもやはり均等割でこの減免の対象となり得るからでございます。

以上、数点でありますけれども答弁をお願いいたします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、徳峰議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、特別報酬等審議会の経過でございますけれども、行政委員会につきましては、中立性そして公平性そして専門性が求められる委員会でございます。地方公共団体の長から独立した独立機関でございます。そのようなことから行政委員の報酬の見直し等を行う場合、経済動向や近隣の状況、そして報酬の在り方など、諮問機関でございます曾於市特別報酬等審議会に審議していただき、答申を受け、予算計上を市長が行うか判断するために今回お願いするものでございます。

（「全国的に国、県の指導があったのか」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

こちらにつきましては、国からそういったことはないところでございます。全国的に見ますと、詳細は確認しておりませんが、県のほうではちょっと見当たらなかったところではございますが、他の地方公共団体ではこのような改正をしているところもあるようでございます。

続きまして、行政組織条例でございます。こちらにつきましては、広報統計でございますけれども、他の市町村では施策の情報発信といった意味合いで秘書広報室というところでしているところもあるようでございます。今回につきましては、この業務の中で総務課のほうで市民の意見そして要望等について総務課で行っているところでございます。広報統計のほうでは広聴、こちらは行政の意見の受付を行っておりまして、そこを一本化することによりまして事務の効率性そして市民の利便性を図るために今回改正をさせていただくところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えしたいと思います。

まず主な内容につきましてですけれども、こちらにつきましては子育て世代の負担軽減等の観点から出産予定月の1か月前から4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前からの6か月間に係る所得割額及び均等割額について減額するものでございます。こちらにつきましては妊娠85日以上で出産を予定している被保険者及び出産した被保険者が対象となるところでございます。先ほど4点目の質問になりますけれども、対象となるのは世帯主ではなくて出産する被保険者ということになります。したがって、出産する被保険者に所得割がもし仮になかった場合は、均等割のみの減額ということになります。

続きまして2点目の対象者でございますが、令和5年の対象者としましては、今の時点ではありますが対象者が8名、影響額が約10万円と見込んでいるところでございます。次に基準日が1月1日ということでございますが、1月1日が基準日となりますので11月が出産予定という方は1か月間が対象ということになりますので、実際出産予定日ですと11月以降の方が今回の減額の対象になるということでございます。

以上でございます。

（「周知徹底の対応策については」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

失礼しました。運営上の留意点でございますが、対象者の把握につきましては原

則世帯主からの届出に基づき減免を行うこととなりますけれども、市が届出に必要な事項を確認することができる場合には、職権で免除措置を行うことも可能であると国からの通知も来ておるところでございます。したがいまして、保健課又はこども未来課等と情報連携を図りながら漏れが出ないように対応していきたいというふうに考えているところでございます。また周知につきましては、市報であったり、FMであったり、ホームページであったり等で周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案の69号について2回目の質問に移ります。

一般論から言いましてこの行政の場合もですね、実態から見てどうかという、例えば広報活動については曾於市の場合はあるいは女性参画にいたしましてもあるいは統計業務にいたしましても現在の実態から見てその中心は総務課であるのか、あるいは企画政策課であるのかで当然判断すべきですよ、実態がどうであるかって。私から見て実態がやはり企画政策課にあるんじゃないでしょうか、間接的な広報活動を含めてですね、中心は。それがだから、あえて文言を変えて総務課に変えるということがですね、いかななものかと思っているんですよ。いやもう実態から見て、客観的にも実際上も総務課に軸足がありますということだったらそれはそれで当然のことなんです、実態から見てやはりもう今は令和5年度あるいは6年度は、もう統計とかあるいは広報活動関連は男女共同参画を含めてもう総務課に、実態は職員の人的体制を含めて、実態はもう総務課に軸足が移ったという解釈理解でいいのでしょうか。それだと話が分かります。それを正確に答えてください。実態から見てどうか。そうでないとやはりこの不都合が生じると思うんですね。両股かけていたら総務課と温度差違っても企画政策課とその文言の在り方をもっと弾力的に解釈ができるように、文言も一律的な機械的な表現じゃなくて書いていく、そういった工夫、創意性が必要じゃないかと思うんですよ。実態から見てどうか。単純化して言いますと。その点でお答え願いたいと考えております。これは総務課長だけでは答弁できんでしょう。企画政策課長もお答え願わないとですね。足は今まで企画政策課にあったわけですから、その点で再度お答え願いたいと考えております。当然、総務委員会に付託される中でも議論があらうかと思っております。

次に、議案の70号の国保税の条例改正ですね、答弁は一部了解いたしました。周知徹底はですね、もうちょっとこの、踏み込んだ明確な答弁が必要だと思うんですよ。恐らく私たち議員でもですね、これから知る内容ですよ。お産したらその一定期間4か月から、双子以上の方はもっと期間が長くなりますけれども、期間に限っ

て所得割とあるいは少なくとも均等割は減免対象になりますよというのは、一般の市民は若い方々を含めて恐らく知ることはほとんどないと思うんですよね、一過性の問題だから、毎年これが受けられるわけないから、その人にとっては一生に一度か二度か三度ある問題でありますから。ですから進んで、先ほど答弁の一部でありましたように市のほうでですね、やはりこの援助しなければ、結果として漏れが出てくるんじゃないか。当然そのあたりは議論されてるでしょ、課長。議論された結果をここは議会本会議でありますので答弁していただきたいんですよ。市民の立場で、目線です。その点で2回目の答弁をお願いしたいと思うんです。

次に関連いたしましてですね、一応国の対応としてはですね、来年の1月1日から施行されるって、当然今12月議会でありますので、この11月から12月が対象となりますけども、一部しかないというか、例えば9月、10月にお産された人はですね、対象となっても1か月間あるいは2か月間ありますよね、ちょうど今その境目であります。12月議会であって、そして来年1月から早速施行だから。来年の例えば4月からだったらですね、こうした途中の方々言わば4か月間まるまる受給対象とならない方々はいないわけでありましてけれども、1月からだとそうしてもどうしてもですね、そうした中途半端な時給額の対象となることがあり得るかもしれません。まあ対象者が数名少ないですから、そうした点も議論されたんでしょうか。その点はですね、やはりせっかくお産して生まれるってことは曾於市にとってもよいことですから、やはり市単独です。4か月間もちろん1人、2人であったとしてもですね、全額減免の対象となるような、やはりこの経過措置等という弾力的な条例の運用を行う議論はなかったんでしょうか。せいぜい対象者があつたとして1人か2人、金額でもせいぜい1、2万か3万の問題ですよ。年間が10万だから。そうした市民の目線での議論がですね、国の指示があつたって、それを機械的に実施するんじゃないかって、プラスアルファのですね、曾於市の市民にとってはどうなのか。中途半端なこの適応じゃないのかどうか。そこを議論してほしいんですよ。議論されたんでしょうか。私がこの前担当課長とお話ししたときさっと疑問に感じた第1点はこの点だったんですよ。市民の立場です。せっかくのよい内容でありますので対応すべきであると思うんですが、そのあたりについてお答え願いたいと考えております。

最後に、金額は僅かですけども当然国の交付税措置があると思うんですが、全額の交付税措置になるんでしょうか。この点をお聞きいたします。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

今現在の実態ということでございますけれども、こちらにつきましては、この条例につきましては令和6年の4月1日から施行という形になっているところでございます。そして他のところではというところでございますけれども、県では広報課の総務部またお隣志布志のほうでは統計業務につきましては情報政策課が行っているということでございます。ですので、今後令和6年4月1日に向けて企画政策課と協議をしながら事務引き継ぎをしながら、支障のないように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今の時点で、実態としては企画政策課が行っており、令和6年4月1日からこちらのほうで引き継いでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず、他の課と、保健課であったりこども未来課等との協議はなかったのかということでございますが、こちらにつきましては協議を行っておりまして、その周知等につきましてもその中で話をしまして、まず1点目が母子手帳の交付があった時点で対象を把握していこうというところで、その情報を共有するようというところで協議を行ったところでございます。

あと2点目の、国の対応が1月からということで対象が部分的になる方が出るのではないかとということでございますけれども、今回の改正につきましては、私の認識としましては、4月1日以降に出産をされる方を全て対象にするために仮に多胎妊娠であれば4月予定日ですと対象1月からが対象となりますので、その方を全て対象にするための1月1日からというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（渡邊博之）

すみません、お答えします。

交付金につきましてはですね、負担割合が国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1分となっているところであります。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども議案の69号について3回目の質問に移ります。

2回目の総務課長答弁ではですね、この新年度、令和6年度の4月1日の施行に向けて実態としても今ある企画政策課を総務課に変えていきたいというそうした課長答弁だったですね。これも所管外でありますけれども、総務委員会としても十分な議論が今後必要じゃないでしょうか。一例を言いますと、例えば旧社会教育課が組織再編に伴いまして生涯学習課に変わりましたが、当初の市の計画段階では

ですね、社会教育課関係のかなりの部分もですね、企画政策課に移すという方針でありましたが、いろいろ曲折がありまして、その一部は移りましたが、今現在、令和5年度現在ですね、生涯学習課が継承いたしております。やはり長年のやはり経験則があるんですよ、あると思うんですよ経験則が。ですから、旧町時代とあえて先ほど申し上げましたが、旧町時代から曾於市の場合は、やはり統計とかあるいは広報等はですね、今現在までですね、人的体制を含めてですね、経験的にも企画政策課が行っているんですよ。それをどういった事情でか分からんけれども、他の市町村関係ないですよ、曾於市の場合で考えていかなければ、全く関係ないです、他の市町村は、この場合は。やはり総務課に移すのがよりベターなんではないでしょうか。あるいはより効率的、あるいはより合理的なんではないでしょうか。行政の運用において。そのあたりが十分研究された上で、論議された上でのことだと思うんですけども、3回目の答弁でありますし、これは総務委員会サイドの審議事項でありますのでこれ以上質問いたしませんけれどもですね、どうもその点がこの分かりづらい点がありますので、再度3回目の答弁をお願いいたします。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

施策の情報発信、このようなものにつきましては総務課、市長のほうで秘書人事というものがございますので、そちらの関連もございますので、施策の発信につきましては、スピードといたしましてはこちらのほうでより早いのではないかと考えております。ただ、企画政策課は今まで大変経験もございます。こちらにつきましては、我々のほうも十分に引き継ぎをいたしまして、事務に支障がないように業務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第71号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第４、議案第71号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第４、議案第71号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明をいたします。

曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、平成22年度建設の諏訪団地１戸を譲渡することに伴い、別表を改正するため、提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○３番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第71号曾於市地域振興住宅条例の一部改正について質問いたします。

まず、諏訪団地を４戸から３戸に改める経緯について、１戸譲渡となっておりますが、それについて御説明ください。

また、２月１日という年度途中での施行の理由について御説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、お答えをしたいと思います。

まず、地域振興住宅条例の一部改正ということで諏訪団地を４戸から３戸に改めるということについてお答えをいたしたいと思います。

振興住宅は令和４年度までに147戸建設いたしております。振興住宅のほとんどを過疎債で建設しており、償還が終わる13年経過後に譲渡ができるように譲渡条例を制定したところでございます。令和５年度におきましては譲渡できる戸数は平成22年度建設以前の40戸、そのうち令和４年度に２戸の譲渡済みで、今回申請のあった諏訪団地１戸の譲渡を行うため用途廃止をお願いするものでございます。

続きまして、２月１日施行の理由についてお答えをさせていただきたいと思えます。

地域振興住宅を譲渡するために用途廃止を行いますが、購入希望者との契約予定日が２月１日ということになっているためでございます。

以上でございます。

○３番（瀬戸口恵理議員）

段階的に譲渡していく形になっていくと思うんですが、希望者が出た時点でこういうふうには条例改正はしていく流れになるということによろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

毎年ですね、希望者を募ってというかこちらのほうから案内状を出しまして、買いませんかということを中心に含めて案内をしているところでございます。それについて希望者があった場合に毎年このような形で処分をしていくという形になっております。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第5 議案第72号 財産の取得について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第72号、財産の取得について説明をいたします。

改築する曾於市学校給食センターに配置する厨房機器を購入するため、指名競争入札により執行した結果、株式会社中西製作所鹿児島営業所が5,390万円で落札者となり、11月17日付で売買の仮契約を締結しましたので議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として物品売買仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので御参照いただき、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第73号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

日程第7 議案第74号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

日程第8 議案第75号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第6、議案第73号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてから日程第8、議案第75号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、議案第73号から日程第8、議案第75号まで一括して説明をいたします。

日程第6、議案第73号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第11号及び曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例第2条の規定により、曾於市南九州畜産獣医学拠点内の牛飼養施設を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、長期かつ独占的に利用させたいので提案するものです。利用者は鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地、鹿児島県経済農業協同組合連合会であります。

次に、日程第7、議案第74号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第11号及び曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例第2条の規定により、曾於市南九州畜産獣医学拠点内の鶏飼養施設を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、長期かつ独占的に利用させたいので提案するものです。利用者は鹿児島県鹿児島市郡元1丁目21番24号、国立大学法人鹿児島大学であります。

次に、日程第8、議案第75号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第11号及び曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例第2条の規定により、曾於市南九州畜産獣医学拠点内の馬飼養施設を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、長期かつ独占的に利用させたいので提案するものです。利用者は福岡県宗像市神湊44番地の1、有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブであります。

日程第6、議案第73号から日程第8、議案第75号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

提案されました議案3件並びに後ほど提案されます指定管理関連はですね、今後のSKLVの長期的な安定的な運用という点から見て議会サイドとしても非常に大事にしたい、そして議論を深めたい提案の一つでありますので、その立場で質問をいたします。

議案の73、74、75まとめて関連がありますので質問をいたします。

質問の第1点は、これらのただいま市長から提案報告がありました各団体等についてはですね、先日の地元新聞で既に報道されております。私だけでなく恐らく同僚議員の多くの皆さんもあれって思ったと思うんですね。これから議会に提案される、そして本日を含めてこれから議会で審議される内容がですね、既に決まったかのような、あたかもそうした印象を読者には与えかねないですね、新聞報道であったからでございます。この辺りはもともと行政とそれをチェックする機関である議会との関連というのは、常々市長をはじめとして特に市の三役四役はですね、考えて注意されている点だと思います。なぜ先駆けて新聞報道となったのか、結果としていかなる事情経過があったとしてもですね、これは率直に言って議会軽視にもなりかねない要素を含んでいるからであります。その点で市長の答弁を求めたいと思います。

第2点目であります、このことに関連いたしまして……

（火災報知機のベルが鳴る）

○議長（迫 杉雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分
再開 午前11時05分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に続き、会議を開きます。

徳峰一成議員の質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

改めて議案の73、74、75について1回目、第1の質問は申し上げましたので、続いて2番目の質問でありますけども、この3つの団体を決定した言わば内定したという表現が正確かもしれませんが、内定した経過についてですね、対応した市の幹部等を含めて時系列、時系列で報告してください。これが質問の2点目であります。

3つ目は、3団体の使用料でございます。これは今年9月の議会です、一応議会で議決いたしておりますが、非常に改めて大事な点でありますので、これがこの令和6年度の初年度をはじめとして、今後の言わば基本土台となりますので、3この点で質問をいたします。

質問の第1点はこの使用料の算定につきましては減価償却費を当然含まなければならないし、含んであると思います。私はいろいろ資料を見る限り、それが曖昧ではないか、十分でないのではないかとこの点があるからでございます。9月議会で議会に報告がありました資料の中で、使用料についてはですね、維持管理費又は減価償却費に充てられるべきものであってうんぬんとあります。担当課長、そうですね。ですから、当然のことながら減価償却費も加えなければいけない。今後の運営に当たっては、これを大原則としなければならないと思っておりますが、それを確認してよろしいのかどうかですね、この使用料についても。

質問の第2点目は、牛の部門が617万6,000円以内となっておりますが、以内の中で今回は数年間の減免措置を行って200万円とありますがこの点も気になります。行政の場合は数年間という曖昧な表現ではいけないと思うんですね。3年だったら3年、5年だったら5年、数年というのは人によって捉え方が違いますよ。3年も数年というし長く6年、場合によっては7年も数年となります。ある面では、言葉は悪いですけども、いい加減な表現にも対応にもなりかねない要素や、あるいは心配あるいは恐れも含んでおります。ですからこの点です、もっと厳格にすべきだったと思いますけれども、ここ1か所だけ気になるんですよ。その点での、この本当に深い議論が一言一つを含めて議論されたのかどうか、これは第2点目。

第3点目は、一方馬の使用料は533万2,000円以内であります、これはなんと減免措置が75%です。75%を減免というのは聞いたことないんですよ。普通は減免というのはせいぜい半額あるいはそれ以内であります、これが突出して馬の場合が75%減免して結果として100万円の年間の使用料になっている。これはどういった点で議論されたんでしょうか。数字上は説明ができますよ、数字上と実際のですね、言わば社会通年上に照らして妥当性があるのかどうかという点を、やはり判断の大きな目安にすべきじゃないかと思うんです。

以上、3点についてお答え願いたいと考えています。

最後に、3団体のこの今後の対応については、議会が議決されますとですね、早

速執行は来年の4月1日であったとしても契約を結ぶことにはなりますが、契約はいつ頃予定しているのでしょうか。一般的に、先ほどの条例でもですね、仮契約という表現がありましたけど、早速市はですね向こう3か月間空白期間が生じますので、契約を締結しなければいけないと思っています。一種の仮契約、ある面では覚書的な要素もありますけど。その点でいつ、議会議決後速やかという表現でいいのでしょうか。このことを含めてお答え願いたいと考えています。

以上です。

○市長（五位塚剛）

質問の中で新聞報道されたことが議会軽視ではないかという表現をされましたが、このことについてはですね、全てこの事業については随時全協を含めて、議会の皆さんたちにはですね、全部紹介をしているところでございます。また、牛については経済連、また馬については福岡のカナディアンキャンプ乗馬クラブ、そして鶏については鹿児島大学ということで基本協定を結んできました。当然ここにはマスコミの方も来られておりますので、マスコミの方がですね、報道されることについては市が止めることはできませんので、公表をされたと思っております。この間、その状況もですね、議会の皆さんたちには随時説明しておりますので議会軽視的なことではないというふうに思っております。

○企画政策課長（外山直英）

順次お答えしたいと思います。

まず、2番目が内定した経過ということでございましたので、まず申請につきましてはですね、県の経済連のほうで本年4月27日に申込書の提出をされております。令和5年4月27日が経済連様でございます。

それから鹿児島大学については、すみません、少し確認をしますのでお時間をいただきます。

馬施設につきましては、令和5年8月18日に申請をいただいております。

審査につきましてはですが、審査者が曾於市から拠点整備推進室長、それから鹿児島大学から副学長と教授が1名、失礼いたしました、市役所側が企画政策課の拠点整備推進室長、それから鹿児島大学が学長補佐それから拠点担当と共同獣医学部の教授3名で審査、合計4名で審査をしております。

審査内容につきましては、事業者の的確性、それから事業の的確性、安定性、社会課題への対応、人材育成などを中心に書類審査あるいは面接で確認を行っております。

決定につきましては、県の経済連のほうで令和5年の7月21日、それから他の2者につきましては令和5年11月30日ということになっております。

次に、3番目の使用料につきまして、減価償却についての考え方ですけれども、今現在の考え方でいきますと、原価に参入する費用としまして施設整備に係る資本費、それから維持管理に係る費用というものを算定しておりますが、原価に参入しない費用を洗い出す部分が少し複雑でございまして、例えば廊下、階段、トイレなど不特定多数の利用者が利用するような設備や施設、それから用地取得費などは原価に参入しておりません。こういったこともあって少し表現が曖昧になっているところでございます。

次に、数年間という考え方ですけれども、明確に何年となっていないではないかということでございましたが、基本協定につきまして明確に周期といいますか3年間令和9年の3月31日までという表示を基本協定で行っておりますので、担当課としては3年間というふうな考え方を持っているところでございます。

それから馬事業の減免の額の大きさといいますかその考え方ですけれども、実はこの馬事業につきましては事業者が参入をしたとしてもすぐに馬の準備あるいは経営の基盤を確立するのに一定の期間が必要だというふうに我々も考えております。ですのでおおむね3年間をかけて馬の充足あるいはそういう事業の確立を図っていただきたい。比べまして牛や鶏はそのものが費用を発生しますので、それと比較しますと馬自体は収入がなかなか見込めない事業の部分になりますので、そういったことを加味しまして減免をして3年間は100万円という使用料という考え方でございます。

それから、4番目の3団体への対応はということで、後もって指定管理につきましては議員がおっしゃるようにその覚書というものが出てくるんですけれども、今回この事業者につきましては基本協定を締結しておりますので、公の施設の条例あるいは公の施設を長期独占的に使用させるこの議案が議決されればですね、使用申請という形で4月からいただきますが、それ以前は準備行為を行えるということで基本協定でうたっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

議会外のマスコミを含めての一応発表についてはですね、十分な留意が現在も今後必要かと思えます、この種の施設に限らずですね。まあ現在の時点でやはりあえて表現しますとも内定という表現でですね、やっぱり対応すべきだったと思えます、内定ですね、で議会で決定でありますので。そうしないと新聞報道だけが独り歩きして、結果として議会としては事後審議的な審査になりかねない要素も含んでいる、本日を含めた議案審議となっているからでございます。一つの客観的な見方と考えればですね、その点で十分な留意が今後必要かと思っています。非常に大

事な施設でありますのでそうありがたいものであります。もう答弁はよろしいです。

3団体を決定した経過について答弁がありましたけれども、改めて課長にお聞きいたします。この中でですね、やはり基本的には減価償却を今後の運営の一つの基礎に入れ込むということですよ、減価償却を入れ込むと入れないとでは年間の使用額が全然違うと思うんですよ。これまでの数ある曾於市の施設はですね、減価償却を入れた施設が私が知る限りただ一つもないからであります、恐らく。一つでも例外あるのでしょうか。私はこれは基本的には大賛成なんですけども。その点でですね、減価償却を含めて入れた中での使用料という扱いでいいのでしょうか。これは今後の私の一般質問を含めて取り上げたい点でありますけども、当然のことながらこの使用料については3団体のみならずS K L Vの運営を含めてですね、十分研究した上で令和6年度以降入れてあるのかこの確認をさせてください。これが第2点目であります。

第3点目はただいま課長から答弁がありましたように、4つの方々が一応書類審査等を行った、そして決定したという内定したということでありますけれども、これについては条例上は要綱の中で定めてあるのでしょうか、この4名についてはですね。非常に大事な方であります、私はそうじゃなくて、市の相手だから質問の中で市の幹部を含めてということで、市の幹部が中心的な対応策を取って3つの団体を決めたのかという、一応間違った形での受け止めて質問したんです。そうじゃなくて、市を含めて4団体というのは要綱等で定めがあるのでしょうか。

以上、その点での答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

使用料につきましては、条例上で使用料を決めておりますけれども、この中の使用料では減価償却を含んでいるところでございます。それから事業者の面接につきまして条例等で規定されているのかということでございましたけれども、これにつきましては規定はございません。拠点进行管理する企画政策課の拠点整備推進室と連携協定を結んでいる鹿児島大学との共同の審査ということで実施したところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3点目ではありますが、今後の教訓としてお考えいただきたいと思うんです。条例上の規定がないままですね、4つの団体でやったということは、言葉は悪いですが、便宜的な対応なんですよ、あえて言いますと。言葉悪いようだけど便宜的な対応。一般的にこうしたお金を少なからず金額を扱うのが行政がですね、便宜的な対応はなじまない、これは断言してもいいです。便宜的な対応はなじまないでしょ、行政の場合は。1,000円たりとも予算を扱う場合はやはり便宜的にだってならんと

ですよ。これが日本の、法治国家の大原則ですよ。ですから、これは今後教訓にさせていただきたいと思っております。

それを特に市長だけでなく副市長もしっかりと踏まえてですね、対応していただきたいと思うんですよ。これは担当副市長は、もう市長よろしいですので、八木副市長ですかね、八木副市長のほうで3回ともまとめて答弁してください。非常に大事な、私も何とかSKLVは成功させたいと思って質問を前向きに捉えておりますので、答弁してください。

○副市長（八木達範）

基本的なことにつきまして企画課長のほうで答弁をいたしましたので、まあ今後いろんな問題出てきますけれども、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、先ほどの答弁漏れがございましたので、鹿児島大学の内定を決定した日が令和5年8月17日でございました。失礼いたしました。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第9、議案第80号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺利治議員及び久長登良男議員の退席を求めます。

（渡辺利治議員、久長登良男議員 退場）

○議長（迫 杉雄）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、議案第80号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市ゆず冷凍保管庫の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市ゆず冷凍保管庫の管理を、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市末吉町二之方371番地の3、株式会社メセナ食彩センターであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

平成19年だと思うんですが、曾於市の場合も合併後全国の市町村にならって指定管理制度というのが生まれて今日に至っております。条例の中においてもですね、第2条の中で、この募集に当たりましては8項目あるんですが、大事な点としては一つはこの申請に当たってはその2条であると同時に、この条例の施行規則の中ですね、具体的には申請に当たっては事業計画書、収支計画書並びに経営状況、まあ収支の状況ですけども、その他市長が認める事項で4項目をうたって、これは現在もそのとおりで制定されております。これに沿って質問をいたします。

まず、このゆず冷凍保管庫の場合の質問の第1点は、申請受付期間と受付日について、質問の2点目は事業計画書、収支計画書の提出がされたと思うんですが、このことについて時間系列で、そして当然のことながら議会に提案してありますので最終的な議会の提案の前にですね、協定書の案も策定されておると思いますので、その答弁をしてください。

次に、食彩センターの役員について、代表者を含めてお答えください。

次に、選定委員会の委員長を含むメンバーについて、さらに選定の基準についても答えてください。さらに、このメセナ食彩センターの運営について、これは株式会社でありますけども、この収支については、この食彩センターは減価償却を参入した資金計画、事業収支計画が策定されているのでしょうか。それとも減価償却が入っていないのでしょうか。

以上が質問の5点であります。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

まず、申請があった受付日ということでございますが、メセナ食彩センターの方から令和5年8月8日に指定管理者の指定の申請ということで出てきております。その中で計画につきましては、本業務の事業計画と管理施設の利用促進に関する数

値目標及びそれ達成するための利用促進の内容、あと施設の管理運営、危機管理対応等々について明記がしてあるところでございます。

収支計画につきましては、収入のほうにつきまして、メセナ食彩センターの会計のほうから繰入金という形と支出のほうが労務費、管理費、事務経費等が出てきているところでございます。

協定案につきましては……

（「できているのか」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

できております。

あと役員についてでございますがお待ちください。

役員につきましては、会長が五位塚市長でございます。社長がナンチクの狩長社長でございます。常務取締役が常勤でございます食彩センターの釘村常務でございます。取締役が園芸振興会の渡辺利治氏、ゆず栽培同好会の松永安雄氏、そお鹿児島農協の理事であります山之内義定氏、株式会社ナンチクの役員でございます南喜一氏、曾於市議会議員の久長登良男氏でございます。監査役として大休寺副市長、そしてナンチクから新留監査役という役員となっております。

以上です。

（「選定委員会については」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

失礼しました。それでは指定管理選定委員会の関係についてお答えいたします。

まず、この開催日は令和5年10月20日に開催をしております。選定委員会につきましては、選定委員会の要綱に基づきまして15名の委員を選定しておりますが、この時には11名で行っております。

以上です。

（「メンバーと選定基準は」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

失礼しました。それでは選定基準についてお答えいたします。

選定基準につきましては6項目設けてあります。

まず1つが指定管理者としての適性ということであっております。それから2つ目ですが管理運営計画の的確性ということです。それから3番目ですが指定管理料及び収支計画の妥当性、それから4番目ですけれども管理運営体制、5番目が安全対策及び危機管理体制、6番目に地域配慮と、以上の6項目が選定基準となっておりまして、合計100点満点という形をとっております。選定委員長は八木副委員長でございます。

○農政課長（吉田秀樹）

先ほど答弁漏れがありましたので、減価償却につきましては収支計画の中には含まれていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは大事な点であります。まず市長に質問いたします。今担当課長が話がありましたように、事業計画、収支計画並びに協定書案は当然のことながら出来上がっております。当然これは総務委員会に付託されますが、総務委員会のほうでもし提出要請があれば当然のことながら全てこれは提出すべきだと思います。例えば文厚委員会では、池田市政になってからも、あるいはもちろん五位塚市政になってからも文厚委員会関係の指定管理については協定書案も含めてですね、全て提出されて、さらには今答弁がありました選定委員会のメンバー、そして名前はもちろんふせてありますけど100点満点で11名でありますと、11名のそれぞれについて、採点項目もこの文書で文厚委員会の審議の中では一応提示されて客観的な審議がですね、行われるような流れになっております。その点からも重ねて収支計画あるいは協定書案の、既にこれまで審査の中で使われ出来上がっているものについては、付託された委員会のほうで資料提出要請があれば提出すべきだと思っておりますが、これが質問の第1点であります。

質問の第2点目でありますけれども、先ほどのSKLVについてはですね、今後原則、減価償却を入れる。SKLVの場合は財団法人であります。財団法人でありましても減価償却を入れる、一方株式会社である、つまり利益を追求する株式会社であるメセナセンターについては減価償却が入っていない。課長そうですね。ということで不整合が生じております。普通株式会社だったら利益を追求する目的の一つにはありますので、当然減価償却を入れなければいけないと思うんですよ。その辺りの整合性がこれからだと思うんです、率直に言って。曾於市の場合ですね。基本的にはやはり、望むべくは減価償却を入れるというのが今後の曾於にとっては大事な点ではないでしょうか。これはもう昔から言っている点なんです、田崎町長時代から。その点で、これは市長でも副市長でもよろしいですけども代表してお答え願いたいと考えています。早急にはできなくても、やはり時間をかけてですね、この辺りは一定の整合性を持たせるというかですね、客観性を持たせるというそうした対応が今後は必要ではないかということでの問題提起を含めた質問でございます。これが第2点目であります。

それから第3点目、指定管理料をゼロとしております。これは前回もそうでありました。当然必ず保管庫だけに限定すればゼロ計上にこれならざるを得ませんよね。

副市長そうですね。ただですね、総体として考えれば、ゆず冷凍保管庫にも数億円の入っているんですよ。投資が入っているんですね。ですから総体として、やはりメセナ食彩センターが、株式会社が運営するのであればこれを含めて、これも今回すぐに改善はできないですけど、トータル的にやはり指定管理の在り方がいいのかどうかを含めてですね、この市と食彩センターその中のゆず冷凍保管庫を含めてですね、そのありようを研究する必要があるのではないかと。その中でですね、やはりゆず保管庫の位置付けもしていくという点が大事なのかと思っておりますけど、その点なんか議論されているでしょうか。今後の検討課題でしょうか。

以上、大きく3点答弁してください。

○市長（五位塚剛）

指定管理につきましては議会の議決事項でありまして、当然ながらどういう業者を選定するのかというのは当然選定する基準がありますのでそれに沿ってやっております。また、選定委員会の中でですね、点数をつけてやっております、公平にちゃんとやっております。それについて、委員会の審議の中でですね、疑問な点があったらですねちゃんと質疑してもらえばちゃんと回答はしたいというふうに思います。

あとゆずの食彩センターの冷凍保管庫の問題であります、非常にユズがですねたくさんなるようになってきて、保管庫がもう足らない状況になっております。そのために民間の施設にもお願いしてどうにかしておりますが、今後はですね、独自のものを場合によっては増築する必要も出てくるということで議論をしているところでございます。

いずれにしても、農家のためのですね、ゆず食彩センターの管理です。そういう意味では、基本的には株式会社食彩センターになっておりますが、基本的に施設も含めてですね、補助金等をもっての間進めてきておりますけど、全てですね減価償却を全部計算してできてない部分もあったり、できない部分もありますけど、それはその施設の状況によってですね、減価償却についてはですね対応していきたいというふうに思います。

あとは各担当会長が答弁します。

○副市長（大休寺拓夫）

メセナ食彩センターの計画なんです、当然企業会計ですので減価償却はしております。課長が申し上げたのは事業計画の中の見込みでありまして、その中に減価償却は出てまいりませんので、当然決算上も当然のごとく株式会社で減価償却をしておりますから、またそういう収支計画の見込みですね、そういうものについてもナンチクのほうも関わっておりますから、監査役も専門がいますので、その中で

ちゃんと減価償却を入れた形で審査をしております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2点申し上げます。答弁漏れもありましたが減価償却はしているということで安堵いたしました。もう当然のことだと思います。

再度3回目であります、質問いたします。先ほどの2回目の質問でですね、このゆず冷凍施設だけを指定管理として提案していますけども、今回はやむを得ないとして、今後ですね、この在り方がいいのかどうか。当然のことなんですけど指定管理料はゼロなんですよね、保管庫からお金は取れないのです。ですから総体的にこの辺りを含めて考える余地があるのではないかって思っております。前回の提案時もそう感じたんですけども、その辺りは検討課題じゃないのかどうか、これが質問の第1点であります。大休寺副市長がよろしいですか。市長でもどちらでもいいです。

質問の第2点目ですが、総体としてですね、これも五位塚市長も議員時代から長年タッチしてますので同じ考えかもしれませんけれども、この指定管理の中で今あるのが今回を含めていわゆる非公募、それから公募、非公募はもちろんです。が公募の場合もですね、2回、3回行くと競争原理がなくなっちゃいますよね。どっちみちこれまで請け負ったところが指定管理されるだろうってことをですね、難儀な事業計画や収支計画をあえて出してまでというのは他の市町村もそうであるでしょうけど、曾於市の場合はほとんどなくなっております。実際にも公募の場合も随意契約的なやり方にならざるを得ないという、そういったのがほとんどじゃないでしょうか。だから最初の十数年前の指定管理のやはり目的というのがもう大分今薄れてきてるのじゃないでしょうか。このあたりは曾於市だけに限らないわけでありますけれども、やはりこういった形でこの点は手直しが必要かどうか分かりませんが、やはり研究に余地があるのじゃないでしょうか。その点は今後の研究課題として検討はすべきじゃないかと思っておりますが、この点についての答弁をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

食彩センターの冷凍庫の施設の指定管理であります、施設自体がですね、市の財産でありまして、それを利用しているのがゆずの食彩センターの会社であります。当然そういう意味で食彩センターに指定管理をお願いするわけですけど、考え方として他の方に指定管理をさせるわけにはまいりませんのでこのような形をとっておりますけど、今後指定管理の在り方が問題点があるのならば私たちも見直しをする

のは見直しをしていきたいというふうに思っております。

また他の施設についても指定管理についての見直しをこの間ずっとやってきております。今後ですね、市のいろんな施設がありますので、このままの状況でいいのかということも含めてですね、指定管理の在り方は市民にとってプラスになるような形での取組をまた検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○財政課長（池上武志）

先ほどの答弁で1か所修正をさせていただきたいと思います。

先ほど選定委員会の出席者の人数でございますが、15名中、私11名と申しました
が14名の誤りでありました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、配付いたしております議案付託表
のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

渡辺利治議員及び久長登良男議員の入場を許可します。

（渡辺利治議員、久長登良男議員 入場）

日程第10 議案第76号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

日程第11 議案第77号 指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）

日程第12 議案第78号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

日程第13 議案第79号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

○議長（迫 杉雄）

次に日程第10、議案第76号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
から日程第13、議案第79号、指定管理の指定について（財部保健福祉センター）ま
での以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第76号から日程第13、議案第79号まで一括して説明をいたします。

日程第10、議案第76号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市大隅弥五郎伝説の里の設置及び管理に

関する条例第5条第1項の規定により、大隅弥五郎伝説の里の管理を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、提案するものであります。指定の相手方は鹿児島県曾於市財部町南俣504番地の1、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会であります。

次に、日程第11、議案第77号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、曾於市南九州畜産獣医学拠点の管理を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間指定管理者を指定して行わせるため、提案するものです。指定の相手方は、鹿児島県曾於市財部町南俣1343番地、一般財団法人SKLVそおであります。

次に、日程第12、議案第78号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、大隅デイサービスセンターの管理を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理を行わせるため、提案するものです。指定の相手方は鹿児島県曾於市財部町南俣504番地の1、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会であります。

次に、日程第13、議案第79号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市財部保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、財部保健福祉センターの管理を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して行わせるため、提案するものです。指定の相手方は鹿児島県曾於市財部町南俣504番地の1、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会であります。

日程第10、議案第76号から日程第13、議案第79号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず議案の76号の大隅弥五郎の里について質問をいたします。質問の第1点でありますけども、弥五郎の里といってもですね、非常に、私たちがイメージするのは面積が広くてその中で建物がありますって、今回提案されるのはその建物の中の全部でなくて一角だと思いますが、担当課長はですね、当然のことながら恐らくほとんどの議員がですね、どの建物の中のどの部分がですね、どの箇所が今回提案されている指定管理であるかというのは恐らくはっきりと考えられる人は少ないと思う

んですよ。私の場合もそうです。ですから全議員ですね、これは配置図、平面図、床面積だけはですね、これは早急にですね時間の関係で終わってからでいいから提出していただきたいと思っておりますよ。一つの施設と違うんですよ。先ほどのSKLVの場合はですね、もうイメージが出来上がっております、私たちも。あるいはゆずの冷凍施設についてもですね。しかし今提案されているこの弥五郎の里については、あまりにもこの面積が広い中の一角でありますのでそれは早急に出してください。議長よろしいですかね。そういった取扱いですね。

質問の第2点目でありますけれども、今回も非公募が原則でありましてですね、そしていつものことながら社会福祉協会がこれまでとおりに一応提案がされております。質問の2点目はですね、時間の関係でこの選定の委員長だけお答え願いたいと思っております。選定の委員長はどなたがされたのか。

それから質問の3点目は、今後また引き継ぎます社会福祉協議会ですね、社会福祉協議会の役員体制について、そして現在職員が何名であるか、現在の年間の事業費は決算額がどれぐらいであるか、最後に基金積立てが億円事業であると思うんですがどれだけになっているかですね、報告してください。これが議案の76号でございます。

次に議案の77号のSKLV、これは最初のこの提案でありまして非常に大事だと受け止めております。今後やっぱりSKLVをですね、成功させるという意味からも、お互い、議会サイドを含めて考えていきたい大事な施設でありますので、数点質問いたします。

質問の第1点は、繰り返しますが事業計画、収支計画、協定書案は準備されておりますので、当然その上での提案であろうかと思っておりますので、付託された委員会のほうで提出要求があったら速やかに出しながら議論を深めていくべきじゃないかという点での質問であります。これは確認方々の先ほどの質問であります。

質問の第2点目は、この申請の受付日について答えてください。そして提出者名について、どなたが提出されたか代表者名について答えてください。

それから質問の3点目はですね、SKLVの代表者は八木副市長だと思うんですが、これも確認方々答弁してください。併せて幹事がお二人でありますけども、お一人は市の職員の会計課長の新澤津さんであります、もう一人はどこの団体に所属する方であるのか、お名前を含めてお答え願いたいと考えております。

それから選定委員会のメンバーについてはこれは初めてでありますので、最初の提案でありますのでメンバーの全員のお名前とそれから委員長名について、それから選定の方法と選定基準についても答えていただきたいと思います。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

それでは、お答えいたします。

まずもって、あの図面の建物の平面図の件が出ましたけれども、本当申し訳ございませんでした。早速今タブレットのほうにお示ししていただいておりますので確認をお願いしたいと思います。

まず建物につきましては、デイサービスセンターを除く全ての建物となっております。附属しているデイサービスセンター除く全ての建物が対象となっております。それと、多目的広場周辺にトイレとかありますけれども、それも含めて管理になっております。それと多目的広場、そこ辺りの除草作業、美化環境作業ということで芝刈り等も対象になっているところでございます。

（「床面積は」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

建物の床面積につきましては、申し訳ございません、2,827.64㎡が建物の面積となっております。敷地につきましては御承知のとおり19.5haの公園全体が対象となっているところでございます。

それと2番目の非公募の社会福祉協議会になりますけれども、選定委員長の件でございしますが、委員長は八木福市長となっているところで、15名の選定委員の方で審議をしているところでございます。それから社協の役員についてでございます。役員につきましては山本会長他理事9名、幹事2名の12名となっております。職員につきましては正職員が38名、非正規の職員が65名の103名と聞いておるところでございます。

社協の基金につきましては、はっきりした数字をこちらがちょっと持っていないところでございまして、また必要であれば後ほどお示ししたいと思います。

以上です。

（「年間の事業費は」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

社協全般の収支ということですよ。それも基金と同様ちょっと今ここに資料はないものですから。

（「2回目の答弁で答えてください」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

はい、分かりました。

○財政課長（池上武志）

それではSKLV関係についてお答えいたします。

選定委員会の関係でございますけども、10月の30日に選定委員会を開いております。

す。選定委員会のメンバーでございますが、15名でございますが、そのうち八木副市長は理事長ということで退席をされております。委員長としましては副委員長の太休寺副市長が務められております。その他、教育長、総務課長、財部支所地域振興課長、大隅支所地域振興課長それから外部委員としまして末吉地区の公民館の代表、それから財部地区公民館の代表、大隅地区公民館代表3名の方に入っております。それから企画政策課長、保健課長、福祉介護課長、農政課長、商工観光課長、財政課長となっております。

次に審査の基準でございますが、これは先ほど申しました内容と全く一緒であります。全体で6項目について審査をしていただいたところでございます。配点は100点満点ということでございました。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

ではSKLV関係のまず提出日ということでございましたので、法人から財政課に提出しておりますのが、令和5年9月20日でございます。提出者の代表者が、一般財団法人SKLVのお理事長八木達範でございます。それから財団の代表者ということでございましたので今申し上げました理事長八木達範でございます。それから監査委員を2名お願いしてございます。議員の御指摘どおり1名は会計管理者の新澤津課長ですが、もう1名は鹿児島大学財務部長鈴木康彦様でございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時から再開いたします。

休憩	午後	零時02分
再開	午後	1時00分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳峰議員の質疑を続行します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の76号から2回目の質問に移ります。

質問の第1点は、この指定管理料の考え方についてお聞きします。年間3,700万円ですけども、3,700万円ということで相手団体が一応3,700万円を計上した考え方について、当然検討がされたと思いますので、そのことについて教えてください。

2点目、この1回目の課長答弁では、弥五郎の里の施設は、このデイサービスセ

ンター除いて全部2,827㎡指定管理を受けるということでありましたけれども、この年間の、例えば令和6年度で言いますと、この全体のこの運営といいますか、維持管理費を含めて何千万円ほどが一応予定されているのでしょうか。その何千万円の中で市の一般財源の持ち出しが、大体年間ベースで令和6年度を中心に考えるとどれぐらいになるのでしょうか。これが質問の第2点目。

第3点目、その中で、特に温泉施設については、現状は運営はどうなんでしょうか。これが第3点目。

第4点目、この施設は築後何年が経過しているのでしょうか。当然、今後5年間の指定管理になりますので一定の修繕が必要かと思うんですが、基本的には、これは指定管理団体ではなくて市のほうで直接検討しなければいけない課題でありますけれども、この今後の指定管理の5年間の期間中に改修計画があるのでしょうか。その点について教えてください。

次に、議案の77号のSKLVについてでございます。質問が前後いたしますが、一つは、この設置者が五位塚市長、そしてこのSKLVの代表理事が同じく副市長の八木副市長、そして、指定管理に当たっての選定委員会の委員長がやはり同じく基本的には八木副市長でありますけれども、答弁では退席されて、もう一人の大休寺副市長が選定委員会の委員長になったという答弁でありました。つまり、この双方が市のトップの方々でございます。内輪の事業と内容的には、形はともかくとしてなっております。このあたり、今後SKLVを長期的に運営する場合に、そうした組織体制がいいのかどうか、監査を含めてもっと研究する余地があるかと思っておりますが、議論の余地はなかったのか。まず、これが質問の第1点であります。

それから、関連いたしまして、質問第2点目は、監事も市の職員がお一人と、それから鹿児島大学から鈴木康彦氏のお二人が監事でありますけれども、思い切ってこの監事の一人は第三者、こうした会計に詳しい、例えば公認会計士を登用しといて当てるという考え方はなかったのかですね。この事業運営に一定の客観的な分析を持つような、そうした分析力のある方が一緒にいたほうが、長い目で見たらSKLVを成功する上では必要で大事なことはなかったかと考えられますけれども、そのあたりの点については、言わばこのいわゆるこう内輪で対応するっていうことに決まっておりますが、そのことについて伺いをいたします。

それから、指定管理料でありますけれども、指定管理料は、例えば年度ごとに若干数字が違いますけれども、3か年で7,174万1,000円でありますけれども、この指定管理料については、この総務委員会でも十分深く議論されることになろうと思うんですが、これが現状で考える最良の指定管理料であるのかどうかですね。これから、やはり初年度でありますんで、事業は動くと思うんです。それも1つの団体ではな

くって、大きく3つの団体、さらに附属的な貸出しもありますけれども、そのあたりでこの指定管理料についても、実際の運営との関連で一定のこの問題点が出てこないかというのが心配されますけれども、そのあたりは現在の時点での検討の結果の考え方をお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

SKLV関係の監査について、外部の方を検討しなかったかということでございますが、外部のことについて、検討は出なかったところであります。

まず、このSKLVの事業をスタートするまで、いろいろと検討しながらここまで来ております。大変大きな国からの支援事業と、また中央競馬会からの支援を含めてここまで来ております。また、今後は鹿児島大学さんの非常に大きな力を發揮してもらわなきゃなりません。そういう意味で細かい打ち合わせをしながら、今後、少なくとも日本でも初めての産業動物の研究機関でありますので、大きな期待があります。そういう意味では、確実に成功させるためのどういう知恵を絞ってやっていくかという意味では、運営がやはりしっかりしなきゃなりません。そのことについて、外部の監査という意見がありましたが、またそれについては、今後検討はさせていただきますと思います。

あとのことについては、また担当課長から答弁させます。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

それでは、まず午前中にありました社会福祉協議会の収支状況ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、収入関係ですけれども、4億3,377万774円で、支出の部が……

（「何年度か」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

すみません、令和4年度の決算でございます。

支出のほうになります。4億4,845万6,463円ということで、差し引き1,468万5,689円の赤字となっておるところでございますが、これの要因につきましては、今回上がっています弥五郎の里のほうが約500万円ほど赤字が出ておりました。そういうことで、令和5年度につきまして、800万円ほどの上乗せをして、債務負担行為の変更をいたしまして、800万円ほど上乗せをしている状況でございました。

それから、先ほどの質問になりますけれども、指定管理料の3,700万円……

（「積立基金については」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

申し訳ございません。基金につきましては、6億4,812万8,863円という数字が出

ておりました。

続きまして、指定管理の3,700万円の考え方ということでございます。指定管理につきましては、施設の利用料を含む全ての収入は指定管理者の収入となります。施設の管理運営に必要な経費から差し引いた額を、赤字部分を指定管理料とするものでございます。そういうことで、令和6年度の考え方でいきますと、人件費、光熱費、管理の委託料を4,800万円ほど考えております。収入につきましては、入浴料と、あとその他もろもろ、売店の収入、自動販売機とかいろいろありますけれども、その収入を1,100万円ほどで考えておりますので、その差額分3,700万円を指定管理料として考えているところでございます。

それから、温泉の推移でございます。温泉のほうも人口減少に伴いまして、数字でいきますと、平成29年度が、利用者数でいきますと4万1,851人で売上げが1,159万3,560円と数字が出ておりますが、年々減っていきまして、コロナの影響もあったんですけど、令和2年度が、利用者が2万7,035人の735万1,520円という数字が出ております。直近でいきますと、令和4年度、昨年度が、利用者が3万4,626人で入浴の売上げのほうで978万3,510円ということで、少しは回復したということになっております。

それから、弥五郎の里の建築についてでございます。弥五郎の里は平成8年に開園しておりまして、今年でもう27年が経過するところでございます。そういうことで、いろいろと細々とした修繕が年々多く発生しております。そういうことで、大規模改修は今のところ計画はありませんけれども、そういったまた改修の計画をする時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

それと、建物の2,827㎡についてでございます。ここにつきましては、一応社会福祉協議会の事務所等が入っておりますので、そこにつきましては一部使用料を頂いております。訪問給食サービスも行っておりますので、合わせまして、今年の実績でいきますと、47万5,400円の収入がそこで発生しているところでございます。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、選定委員会の関係でお答えいたします。

現在、選定委員長は八木副市長、そして副に大休寺副市長となっておりますけども、これにつきましては、選定委員会の設置要綱を今設けております。この中でうたわれております。そして、そのほかの委員としまして、教育長、総務課長、支所長、その他委員長が特に認めるものというふうになっております。

御指摘のとおり、確かにその行政組織が行政関係だけということでもありましたので、昨年度からは外部の委員も入れております。今回も各地区の公民館の代表の

方ということで、3名の方に入っていただいて審査をしてもらっているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

議案77号の指定管理料の考え方とこれで最良なのかっていう御指摘でございました。

今回、財団法人SKLVそおの収支計画書によりますと、令和6年度の事業費が5,542万9,000円、令和7年度の事業費6,206万3,000円、令和8年度6,522万6,000円としております。この事業費が変動している主な理由ですけれども、今現在の財団法人の事務方といいますのが、専務理事兼事務局長として事務局長が1名事務方としているだけで、専任の事務員というのが現在おりません。今後募集して採用していくことになりますが、令和6年度に会計年度に当たる臨時職員、それから令和7年度に今正規の職員といったように、段階的に職員を採用するという計画というふうに伺っております。ですので、大きな事業費に差が出てまいりますのは、給料あるいは福利厚生費、それから需用費などに変動がありますので、この3年間で事業費に変動があるところでございます。よって、これらのことから、指定管理料も同じく3年間同じ金額ではなくて、事業費に変動した指定管理料という考え方を持っているところでございます。現時点では、このシミュレーションといいますか、事業計画案が最良だというふうに考えているところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まず、あの弥五郎の里については、年々利用者が、大きな収入源である温泉の場合も、コロナがあったにしても少なくなっていて、一方、維持管理費は、修繕費まで含めては増えていく傾向だと思うんですね。その点で、今後5年間の指定管理でありますので、やはりこの施設自体は今後とも存続の方向で大事にしていきたい施設の一つでありますので、市としても、やっぱり長期計画に基づいて、改修すべきがあったら早めに改修計画に入れていくというか、とそういう作業が大事かと思っております。それがされてないでしょ、まだ。その点での質問であります。この1点に絞ります。

それから、SKLVについては、ただいま2回目課長から答弁がありましたようにまだこれからでありますので、この運営についても今後いろいろ動いてくると思っております。例えば、課長答弁に関連いたしましては、一応事務局体制が3名で、その中で中心となる今村氏、事務局長は再任で、直接的にはこれは市のほうが一応給与等を払っているわけですね。この中に入っていますか。その件でも含めて、

いずれにいたしましても課長答弁にありましたように、今後、事務局長を含めて3名体制のしっかりした恒常的な体制が必要になろうかと思っております。そのあたりを含めて、今後研究をしていきたいと思っております。

ほかにもあろうかと思いますが、非常に最初の出だしが大事でありますので、検討してください。答弁がなかったらいいですけど、あったら一応加えて答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

弥五郎の里の施設につきましては、この間ボイラーが故障して取替工事もしました。また、一部漏水等も、漏水というか雨漏り等もありまして、それで一応復旧はいたしましたが、今の段階で大きな改修工事というのはちょっとまだ具体的にないところですけど、今後運営をする中で必要なものについては、また予算をお願いをしたいと思います。

あと、SKLVのほうの今村氏は、市の再任ではありません。SKLVのほうで登用している方でございます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第14 議案第82号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第14、議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億9,945万4,000円を追加し、総額を298億

9,073万9,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、農地耕作条件改善事業ほか10件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第3条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、大隅弥五郎伝説の里指定管理料ほか3件について、期間及び限度額を定めています。

第4条は、地方債の補正であり、8ページの第4表のとおり、向江公園整備事業について限度額を追加し、道路改良整備事業ほか2件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を7,848万7,000円、県支出金は農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金を1,953万1,000円、繰入金は財政調整基金繰入金を8,414万1,000円、諸収入は雑入の教育総務費を1,561万9,000円、市債は土木債の向江公園整備事業を2,840万円、災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費を3,910万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、管理研究棟及び地域交流棟設備増設工事等の追加により、南九州畜産獣医学拠点事業を1,103万1,000円、障害者医療費国庫負担金返還金等の追加により、自立支援医療給付費を1,050万9,000円、施設型給付費国庫負担金等の追加により、児童福祉事業費を6,707万8,000円、子ども医療費助成金の追加により、子ども医療費助成事業を1,224万円、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金の追加により、活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,953万1,000円、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金の追加により、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業を3,750万円、市道法面改修工事等の追加により、市道整備事業の緊急自然災害防止対策事業を1,506万4,000円、河川維持等工事等の追加により、河川総務費を1,850万円、公園整備工事費の追加により、都市公園管理費を3,786万4,000円、危険廃屋解体撤去補助金の追加により、危険廃屋解体撤去費事業を1,117万2,000円、台風6号の災害発生による工事請負費等の追加により、現年発生公共土木施設災害復旧費を8,046万6,000円、同じく公園災害復旧費を4,380万6,000円それぞれ追加し、古民家再生活用モデル提案事業補助金の皆減により、にぎわい「そお生」事業を1,300万円、繰出金等の減額により国民健康保険特別会計繰出金を1億177万4,000円、それぞれ減額するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、予算委員会説明資料の18ページから質問いたします。

この中に活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金というのがあるんですけども、この内容についてお伺いいたします。

2点目として、64ページ、曾於市肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金について伺います。

まず、これなんですけども、現状、国の支援策なども検討されて実行されているところだと思うんですけども、この市の独自の対策のものと国のこの支援策がどの点で差別化されるのか、その点についてお伺いいたします。

2点目として、現状の子牛の価格の損益分岐のラインというのが、割合議員の一般質問でもあったところなんですけども、現状どうなっているのか、その平均の損益分岐の価格についてお伺いいたします。

そして、3点目です。77ページ、向江公園のこの調査と法面工事の費用が計上されておりますけども、この建物調査と法面工事の経緯についてお伺いいたします。

以上、3点です。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、18ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業の内容について御説明をいたします。

活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、火山の爆発に伴う降灰等により、活動火山周辺地域において農作物の被害が発生し農業経営に多大な影響を及ぼしていることから、その防災営農対策の事業となっております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金についてお答えいたします。

質問のまず1点目の国の支援、これと今回の市の支援についての差別化というようにございまして、国の支援につきましても、現在子牛価格が低迷している状況の中で、子牛価格の低落による国からの支援というものがございまして、これにつきましては、国の制度の下に交付されるものでございまして、この価格差の約9割程度が補填されるというようなことになっております。市といたしまして

は、この残りの部分につきまして支援をしていくということで、そのことによりまして農家の収益性、経営悪化に伴う支援を行っていくというようなこととしているところでございます。

それと、損益の分岐点ということで質問がありましたけれども、現在国の制度の中での保証基準価格、これが55万6,000円となっております。ただ、この55万6,000円というのは実勢にちょっとそぐわないというようなことで、国といたしましては、現在のところ60万円までを保証するという形になっております。その関係で、現在の損益分岐点というのは60万円であろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、予算説明資料の77ページ、向江公園法面工事についてお答えをしたいと思います。

まず、向江公園は昭和52年に開園したところでございます。市民が集える場所として、多くが集える場所となっているところでございます。今回の工事につきましては、公園に植栽してあった樹木を近隣の住民の方々からの要望によりまして、落葉するということで伐採したところでございます。それにつきまして、令和4年度、5年度という形で災害というか大雨大水という形で来ましたので、伐採後に地表水等による表面土の浸食が発生したところでございます。そこで、公園と隣接する宅地のほうを考慮し、法面の安定化を図る改修工事を追加するものでございます。

あと、どうして建物調査をするかという内容の質問だと思いますけれども、今回の工事は施工する場所が建物に近いため、建物に影響がないか確認をするための調査ということになります。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点目の質問に移ります。

まず、この火山活動に対する補助金なんですけれども、これは当然ですが、こういった降灰で影響が出た自治体というのはうちだけではなく、ほかの自治体もそうだと思うんですけれども、これほかの自治体も似たような申請をしているのか、そしてそれが採択されているのかというのが、まず1点目の質問です。

あと、2点目についてなんですけれども、この18ページの下に、この産地パワーアップ事業が減額になっているんですけれども、これの関係についてお伺いいたします。

そして、64ページの肉用子牛についての質問ですが、この事業変更の概要などを見ますと、4,800万円から8,550万円に延長するためにこういった予算が計上されて

いるんですけども、やはりこういった補助金というのは、始めるのは簡単なんですけども、いつ終わるか終わるのかといったことが非常に難しい問題だと思うんですけども、こういったその補助金の事業の終着点というか出口というか、その点については今どのような、課内で検討されているのか、その点について伺いたします。

続いて、3点目の向江公園のほうなんですけども、これも事業変更の概要などを見ますと、地震災害等の避難場所の確保といったことが書いてあったんですけども、これはそのどういった関係になるのか、その点について、以上3点伺いたします。

○農政課長（吉田秀樹）

活動火山のほかの地域ということで、まずお答えいたします。

事業の対象地域につきましては、原則として活動火山対策特別措置法に基づき、県のほうで作成されました防災営農施設整備計画において対象地域が定められております。その中で被害激甚地域と一般地域がございまして、激甚地域につきましては、鹿児島市、垂水市、鹿屋市、霧島市の4市となっております。その他の一般地域24市町のほうに曽於市のほうが含まれるところでございます。

次に、活動火山と下にあります産地パワーアップ事業の関係について御説明いたします。

まず、活動火山周辺地域防災営農対策事業につきまして、まず、正部茶生産組合が昨年の令和4年8月に県の令和5年度の要望調査で機械導入について産地パワーアップのほうで要望されまして、産地パワーアップ事業で進めておりました。市の予算のほうも当初予算で産地パワーアップで予算計上しておりましたけれども、今年の7月に活動火山周辺地域防災営農対策事業の運用の一部改正がありまして、お茶の対象機械に新たに土壌改良用機械が追加されております。そのことによりまして、県より活動火山周辺地域防災営農対策事業への事業変更と採択見込みとなったことから、今回、活動火山周辺地域防災営農対策事業を増額補正でお願いし、産地パワーアップ事業については減額補正をするものでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

現在、子牛価格のほうが本年の5月から急落しておりまして、現在も低迷が続いているところでございます。農家の今の状況を見てみますと、やはり飼料や資材等も高騰している中で生産農家での生産意欲の低下あるいは廃業というようなことが懸念されていることから、市としましても支援をしていきたいというようなことで、

この終了についてのことでございますけども、先ほども損益の分岐点のところの一つの線といたしまして、60万円という価格がございます。そういうものを国のほうでも支援はあるところでありまして、やはり農家の損益等を考えますと、市の、一部の支援をしていかないといけないかなというふうに思っておりますので、やはりそういう子牛価格の今後の状況等を見据えながら実施して延長するところがございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

事業の概要につきましては、予算説明資料の77ページのところに書いてありますけれども、都市公園が、安全で市民の憩い、それからコミュニティー活動の場所としてその場を十分に発揮できるようにするということで維持管理を行うとなっておりますので、その部分が事業の概要となっているところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、3点目の質問に移ります。

おおむね解消されたんですけども、疑問点はですね。この国の2点目の64ページの畜産のところですね。それなんですけども、現状60万円程度が損益分岐点ということで、それまでは現状補助金なども当面出し続けるのかなといったところなんですけども、これまで大体55万円程度が損益というふうに言われていまして、これが60万円に乗るのっていうのがかなり長期スパンで見ても、短期的になかなかそこまで戻すのは難しいようにも思うんですけども、一応ある程度その覚悟の上で支出されている方針だと思うんですけども、現状その値段の見通しなどについてどのように思っているのか、その点、改めてこれだけお伺いいたします。

○畜産課長（野村伸一）

今後の見通し等については、非常にこれは難しい状況でございまして、難しいといたしますか、畜産の今の状況を見ますと厳しい状況でないかなというふうに思います。

ただ、国のほうでもこの事業等につきましては、支援事業につきましては、本年の12月までの制定がございまして、その後につきましては、今審議中でございます。その中で一番問題になっておりますのが保証基準価格、これが55万6,000円、これを引き上げていただきたいというものと、やはりもうちょっと国のほうで支援策の拡充をしていただきたいというものがございます。市の支援といたしましては、やはり国等の補填これで補えない分を市のほうで支援していくという考えでございまして、今後の価格動向はちょっと不明ではございますけれども、当分の間、3月

までは支援していきたいということでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第82号、一般会計補正予算（第9号）について、質問を順次させていただきます。

まず、28ページ、特別職事務費、市長副市長普通旅費（緊急案件対応旅費）について、増額の理由と内容の詳細についてお伺いいたします。

続いて、30ページ、にぎわい「そお生」事業、古民家再生活用モデル提案事業補助金に関して、減額の経緯と今後の対応についてお伺いいたします。

続いて、32ページ、環境まちづくり事業、公園便所修繕費こちらが4万円から10万8,000円、そして公園外灯修繕費9万8,000円、こちらの修繕箇所と理由についてお伺いいたします。

33ページ、宅地分譲地整備管理事業、分譲地購入、さくら並木ニュータウンの買戻し代金として購入の経費と今後の対応についてお伺いいたします。

34ページ、南九州畜産獣医学拠点事業、公用車修繕料、こちらがプラス50万円増額になっております。砂ぼこりの現状と散水機能追加による効果についてお伺いいたします。また、施設完成告知新聞広告料、こちら新聞社2社200万円で計上されておりますが、広告の日付と方法、新聞の広告のサイズ等について、また、その他の周知予定についてお伺いいたします。

61ページ、道の駅及び四季祭市場施設管理費、こちらの四季祭市場防災物置設置工事、補正で67万8,000円ありますが、こちらについて設置場所も含めてお伺いいたします。また、防災備品、補正で32万3,000円上がっております。カセットボンベ発電機1台、無停電電源装置4台、こちらがどんなものであるのか、また設置の経緯についてお伺いいたします。

77ページについては、同じ会派の山中議員からの質問がありましたので、割愛いたします。

続いて、78ページ、住宅総務費、市営・市有住宅修繕、こちら増額の理由についてお伺いいたします。こちら修繕の基準はあるのか、また何戸分の修繕の費用になるのか、床張替え・内装修繕費で100万円、雨漏り修繕100万円、合計補正が200万円ありますので、そちらについてお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、私のほうから、まず、市長副市長普通旅費の増額の理由、そして内容について御説明をさせていただきます。

旅費の増額理由といたしましては、当初見込んでいなかった建設促進に係る国や地元選出国會議員等への要望活動や土木事業に係る各種大会への出席のため予算を執行したことによりまして、今後令和6年3月までに執行が見込まれる不足分について、今回予算の計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、企画政策課分をまとめて答弁させていただきます。

まず、30ページ、にぎわい「そお生」事業についてですが、今年度5月から補助金活用の募集を行ったところですが、申込みがございませんでした。改修期間等を考慮し、今回も減額をしたところですが、今後につきましては、外部委員を含めた検討委員会を設置を予定しておりまして、在り方を含めた方向性について検討していくことになろうかと思います。

次に、33ページ、宅地分譲地整備管理事業の増額補正でございますが、こちら、さくら並木ニュータウンの購入者で、事情によりまして家を建築することができなくなったという申出が市へございました。これを受けまして、既に売却した分譲地ですが、こちらを一区画買戻しをする予算を計上させていただきました。今後は、この買戻しを行った後所有権移転を行いまして、再度販売する予定でございます。

それから、34ページ、SKLV事業の公用車修繕料について。こちらにつきましては、砂ぼこりに限らず工事に伴う騒音それから振動等によりまして、近隣の住民の皆様には大変御迷惑を掛けております。また、御理解と御協力いただきながら施工しているところですが、現在、外溝や舗装工事のために既存の舗装を撤去しております。その関係で砂地がむき出しになっているために強風のときには砂を舞い上げて、施工業者のほうで散水車で対策を取っているんですけども、この散水車で水を撒くと一定の効果が得られます。舗装工事が完成すれば舗装から発生するのは軽減されますけれども、今後のことも考えまして、屋外馬場がございますので、そういったところから砂ぼこり対策として、今回補正をお願いするところでございます。

それから、34ページ、同じくSKLV事業の広告についてですが、広告日についてはまだ未定なんですけれども、3月中ということで計画しております。新聞紙上で見開きの片面スペースで周知を想定しております。また、その他の周知予定について、ホームページやSNS、それから新たに開設する予定の財団法人SKLVそおのホームページ、それから鹿児島大学のホームページなどを計画しているところ

でございます。発行元ですが、南日本新聞、それから朝日新聞の九州全域・山口県全域などを検討しているところでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、私のほうで32ページの環境まちづくり事業の公園便所修繕費と公園外灯修繕費の修繕箇所と理由についてお答えいたします。

まず、公園便所の修繕箇所ですけれども、ミートショップながやま財部店と横市川の間にありますふれあいロード公園内の便所に付設する電気設備でございます。公園外灯につきましては、そのふれあいロード公園沿いに設置してある外灯5基でございます。いずれも落雷による過電流が原因となっているところです。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、61ページ、防災物置設置等の経緯につきましてお答えいたします。

福岡市に本社があります一般社団法人九州地域づくり協会が、市町村の災害時の防災拠点として位置付けられました沖縄県を除く九州7県の道の駅62か所に対しまして、地域防災体制強化の一助を目的としまして、道の駅の防災備品の整備を支援する活動をされております。この九州地域づくり協会から本年5月に支援要望調査がありまして、本市としましても災害時の応急対策として必要であるために、今回の支援対象であります道の駅すえよしの防災物置及び備品等で111万6,000円の支援要望をしたところであります。この支援要望調査を基に、一般社団法人地域づくり協会から本年10月に100万円の寄附採納の申出がありまして、予算委員会説明資料の20ページになりますが、道の駅防災寄附金100万円の歳入予算、それから予算委員会説明資料の61ページの道の駅及び四季祭市場施設管理費の事業におきまして、防災物置設置工事及び備品等の購入費用であります111万6,000円の歳出予算をお願いするものでございます。

おっしゃいましたとおり、まずこの防災物置の設置場所ということでございますが、こちらにつきましては、レストランの増築部分があります、東側のほうに増設しておりますが、その南側のほうに、防災倉庫、物置のほうを設置する予定でございます。面積にしまして6㎡でございます。

それから、発電機等でございますが、これは、台風時等の災害において夜間停電になったりとかした場合に、利用者が安全に移動できますように発電機の設置をするものでございます。そして、無停電電源装置でございますが、これも同じく災害が発生したときに、事務所内でレジ等が機能しておりますが、このレジ等が電源が遮断されたときでも無停電電源装置で利用できるように、このように設置をするも

のでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、78ページの修繕料の増額についてお答えをいたしたいと思います。

入居者及び近隣の方々より、大雨により住宅の法面等が危険であるため対処してほしいとの要望があったところでございます。そのため、その工事を実施したことにより修繕費に不足が生じるおそれがあるということで、今回お願いをするものでございます。

あと、修繕費にどういう内容のものが多いかということでございますけれども、令和4年度の内容で申しますと、まず住宅の内装、建具等の修繕が177件あったところです。あと、そのほかに給排水衛生設備が167件、それから電気設備が28件、あと外装・外溝等の修繕が55件、それと共同施設の修繕が34件、合計の461件の修繕が令和4年度はあったところでございます。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問させていただきます。

まず、環境まちづくり事業の公園便所修繕費をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。道の駅及び四季祭館の施設管理費に関してなんですが、こちら今回は末吉のほうのみということなんですが、今後、財部、大隅での設置の予定はあるのか、また、災害時に停電装置がお客様に対しても使えるように配慮をするつもりなのか、お伺いいたします。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、もう少し詳しくということでございましたので、場所についてはよろしいでしょうか。経過といたしましては、8月25日が落雷があったということで考えられているところでございます。その26日に、土曜日でしたけれども、その日に、近くに葬祭場がありますけれども、その職員の方から外灯が数個割れているよという連絡があったところでございます。その連絡を受けまして、月曜日、8月28日に職員のほうで現地を確認したところ、完全に外灯の1個が根元より取れている状況が確認されたと。そのほか確認したところ、2基もプラスチック等の外灯等が取れているというようなことでした。市内の電気店に調査をしてもらったところ、落雷により、そのトイレのところに電気設備があるんですが、そこに落ちたんではないかということで、それに伴って外灯まで過電流が走って壊れてしまう、故障したというような状況でございます。現在、それを見積りを頂きまして今回お願いしているんですが、トイレにつきましては通電できていまして、電気もついて浄化槽の

ほうも動いている状況で、外灯はまだついていないという状況でございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

先ほどの道の駅及び四季祭市場の施設のほかに、道の駅すえよし以外に道の駅たからべ、それから道の駅おおすみがございますが、こちらのほうはならないのかということでございましたけども、先ほど1回目でお答えしましたけども、市町村の防災時の防災拠点として位置付けられた施設、道の駅ということで、九州管内で今沖縄県を除く道の駅が、138の道の駅がございます。ここで防災計画の下、防災計画に位置付けられている道の駅として、今の62か所の道の駅が選定されております。その中にこの道の駅すえよしのほうが該当しているということで、今回の補助対象になったところでございます。ですので、きらら館、それから大隅のほうの道の駅につきましては、現在のところ該当はしないということでございます。

それから、この無停電電源装置はこの来客の方でも利用できるのかという御質問だったかと思いますが、こちらのほうは事務所内のレジ等の電源ということで、来客の方は御利用できなくなっている状況でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

環境まちづくり事業の公園便所修繕費に関してなんですけれども、こちら今御説明いただいたように、私が理解する限りでは、トイレのほうから来た落雷の影響によって外灯が今壊れてしまっているという状況で、そのトイレのほうの修繕費が増額になっておりますけれども、これがちょっと今の説明では具体的にどこを修繕するのかが分からないので、そこをもう一度お願いいたします。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

その電気設備のところに漏電ブレーカーがまず1個あります。あと、配分用の20Aのブレーカーが2個、外灯もそこに1個ついております。そのほか、その配線のほうが損傷しているということで、その修繕ということで、今回トイレのほうの修繕は計上しているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

簡潔に質問いたします。

4ページの一般寄附金について、名前の存じていないお二人でありますので、お答え願いたいと考えております。

次に、5ページの財調の主な活用についてお聞きをいたします。

今回、8,000万円余を取り崩しておりまして、残高が21億5,547万1,000円となっておりますが、また、併せて補正の10号でも取り崩しておりますが、取りあえずここは9号について答えてください。

次に、34ページのSKLVについてですね。質問の第1点は、補正前の事業費が2億8,105万8,000円で今回また計上しているようですが、もともと昨年4月の6月段階での議会に提出された5年度の事業費は1億3,520万2,000円で、これが今では2億9,000万円となっております。この間のこうした議会のたびごとの補正増の流れについて説明してください。

次に、1,103万1,000円の主な内容について説明してください。また、SKLVのこれまでの当初の段階からこれまでの総事業費28億円以上になっていると思うんですが、またその28億円の財源内訳について答えてください。

もう2回目もまとめて質問いたします。

先ほどの質問に関連いたしまして、昨年の計画段階で1億3,520万円だったのが2億9,000万円になった理由、事情について答えてください。これでもう最終、本年度は最終と考えていいのかどうか答えてください。

次に、64ページの肉用子牛について質問をいたします。

先ほども同僚の山中議員から質問がありましたけれども、質問の第1点は、もともとの6月議会で予算計上されたときのうちの基本的な考え方が、57万円台の1頭平均価格を基準として設定した1万円でございましたと理解いたしております。その後、先ほどの課長答弁にありましたけれども、一部、この半年間価格は40万円台まで低迷して、そしてやっと今回11月に50万円台にも幾らか戻った状況であります。質問の第1点は、今回の1万円計上というのは5月から10月までのこの間の平均価格が幾らであったか、それを基に今回も同じ金額を検証がされた上での計上であるのかですね。最初のこの6月段階での1万円と現時点での1万円計上というの

は、生産農家を取り巻くこの価格の状況が若干変わっているわけですね。当時に比べて今でもやっぱりより厳しくなっておりますが、そのあたりで検証を越えた上での今回1万円計上であったのか。これが質問の第1点。

それから、第2点目は、山中議員への1回目の答弁の中で、課長答弁では価格の約9割を国が補填しているっていうことでありましたが、この9割というのが私ちょっと、なぜ9割という表現になったのかが分かりづらい答弁でありましたので、説明をしてください。これが2点目。

あと3点目は、6月議会じゃなくってその前だったですか、酪農農家へも補填があったんですが、今回は生産農家だけ予算計上されておりますが、酪農家は計上しなかった理由についても答えてください。

次に、72ページの市道整備についてでございます。これは1,506万4,000円で、説明では財部の今西・西村線と馬立・畛ヶ山線ということで、大体この地域的には、位置的にはどの辺りであるのかですね。法面の改修工事でありますけども、これ位置だけの単純な質問であります。場所だけの単純な質問であります。

次に、74ページの災害復旧費の8,046万6,000円、これも単純な質問であります。末吉が道路が2件、大隅が道路が8件、財部は河川の1件であります。全部でなくとも、特に事業費の大きいところの道路の箇所について説明してください。今回が併せて最終的な土木災害の予算計上というふうに理解していいのかも答弁してください。

次に、79ページの危険廃屋解体の撤去の事業費で今回新たな予算増であります。

この事業は池田市政に始まった単独事業であります。年々利用者が非常に多いということは、私これは市民の要望がかなった施策であるということで、非常に前向きに受け止めております。よいことじゃないかと率直に評価したい施策の一つであります。今後も恐らく市民からの要望、利用は多かろうと思っております。

この間、私も改善点を含めて提案してきましたけども、質問の第1点は、この本年度の場合、全体的に見てこの特徴があるのかどうか。大きな廃屋の建物についても、この解体撤去の要望が増えているのかどうかですね。市内をこう回りますと、どうしても大きな建物がまだ全体的に大分残っております。その点で特徴についてお答え願いたいと考えています。あわせて、この数年間の事業費についても答えてください。

最後に、81ページの土木災害の公園、大隅の運動公園であります。これも単純な質問で、大隅の運動公園の場所的にはどこの場所になるのかどうかですね。これまでも合併後の何回か、大隅運動公園は災害復旧に関連した工事がありましたけど、今回の場合は特にどこの場所であるのか、その位置と内容だけ若干説明してくださ

い。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、私のほうから財政課関係をお答えいたします。

まず、4ページでございますが、今回一般寄附金ということで2件ございました。まず、お一人目が田口奎之介様でございます。財部町の南俣に御在住でございます。今回、地域発展のためにということで、金額として50万円寄附を頂いております。それから、もう一方は瀬戸口重光様でございます。同じく財部町南俣に御在住でございます。同じ理由で今回1万円ということで寄附を頂いているところでございます。

続きまして、5ページです。財政調整基金の関係でございますが、今回補正予算のところで財源不足としまして8,414万1,000円の財源不足が生じたので、財政調整基金から繰入れをして財源調整を行っております。財政調整基金の基本的な考え方ということでありますけれども、災害復旧やその他財源の不足を生じたときの財源として活用していくということが基本的な考え方でございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、34ページ、事業費についてのお尋ねでございました。

S K L V関係の当初予算が2億6,440万6,000円でございます。この主な内容は、基金積立金の1億円、それから開設準備経費や備品購入、消毒設備設置などで1億1,000万円が主なものでございました。それから、6月と9月補正でそれぞれ16万2,000円と1,649万円の補正をお願いしたところでございます。大きなものは9月補正で豪雨による法面崩土の復旧経費がありましたので、あわせて、今回の補正分を合わせて2億8,000万円ということになったところでございます。

それから、34ページ、関連しまして、1,100万円の主な内容ということでございますが、今回大きな支出の主なものは、電気の子メーターといいますか、それぞれの部屋で事業者あるいは使用者がどの程度電気量を使用したかというメーターをつける工事が主なものでございます。こちらの設置理由につきまして、当初は全体の使用料を大学を含む利用事業者の占有する面積で案分して算出する予定でございました。ところが、その後大学や事業者と協議を重ねる中で、搬入機器あるいは運用形態が具体的になってきたことから、将来的に実際に使った電気料を支払いたいというような、今後そういったリクエストがございましたので、そういう部分も含めまして明確に使用料が分かるようなメーターをつける設備経費として計上したものでございます。

それから、同じく34ページの総事業費と財源についてのお尋ねでございました。今回の補正予算を加えまして、総事業費、予算ベースですが、28億4,290万3,000円となっております。現時点での財源ですが、国の地方創生拠点整備交付金9億5,324万円、それから日本中央競馬会の競馬振興特別助成金が2億円、企業版ふるさと納税寄附金こちらが2億605万円、それから一部指定寄附金がございましたので480万円、それから補正予算債9億4,740万円、それから過疎対策事業債3億3,000万円、一般財源が1億3,559万7,000円となっているところでございます。

以上です。

(「本年度はもうこれ以上ないのか」と言う者あり)

○企画政策課長(外山直英)

はい、失礼しました。本年度につきましては、現時点ではもう想定しておりませんが、事業者が決まってまだ中に入っておられませんので、もう少し協議した中ではないと確定しないのかなという予想を持っておりますが、現時点ではもう今のところはございません。

以上でございます。

○畜産課長(野村伸一)

それでは、お答えしたいと思います。

まず1番目に、今回の1万円の補正予算の計上についての検証というようなことでございますけれども、今回補正予算を要求するに当たりまして国の支援金、これが令和5年の第2四半期分、つまり、7月から9月分で算定されております。その国の補助金が8万2,000円でございます。これの基となります国の平均価格51万円でございますけれども、曾於地区におきましては、この間の平均価格が50万7,000円でございます。それで、8万2,000円を足しますと、補助金を足しますと58万9,000円というようなことになりまして、約1万1,000円というような農家が損益があるというようなことで、今回も1万円の助成というようなことにしたところでございます。

それと、2つ目の質問で、先ほど答弁いたしました山中議員への答弁で9割というようなことを申し上げましたが、この国の補填につきましては二本立てございまして、ちょっと分かりづらいところなんですけれども、和子牛生産者臨時経営支援事業というのが、60万円を下回った場合で55万6,000円、国の保証基準価格、これまでの差額分につきましては、4分の3が交付されるということになります。その55万6,000円をまた下回った分については、これは全国の平均価格、これは100%発動されるというようなことで、具体的な数字で申し上げますと、発動基準の60万円から平均価格の51万円を引きまして、それに9掛けしたときが8万2,000円という

ような、こういうことで、おおむね9割と申し上げましたのは、正確には4分の3の支援とプラス100%の支援というものを足したときに約9割ということで申し上げたところでございます。

それと、農家支援、酪農の支援を今回しなかったというような理由でございますけれども、酪農のメーカーは本年度8月に全てのメーカーにおきまして、10円生乳のアップをいたしました。その関係で、乳価につきましては以前120円程度、120円を割っていた乳価が現在では130円しているというようなことで、実際農家の手取り額は増えているというような状況の中で、今回、農家、酪農の支援につきましてはしなかったというようなことでございます。

以上でございます。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、土木課関係につきまして答弁いたします。

72ページの1,506万4,000円の具体的な場所についてということでしたので、こちらにつきましては、1つ目が今西・西村線というところになります。場所は、財部町の北俣の西村自治会と市道の間の法面が度々崩れて通行の支障になるということで、今回この緊急自然災害防止対策事業でですね……

（「集落名を教えてください」と言う者あり）

○土木課長（朝倉幸一郎）

西村自治会です。法面の保護を計画しているところであります。2か所目が馬立・畛ヶ山線ということですが、こちらのほうは財部町南俣のほうの上今別府自治会付近ですね、ちょうど今別府川から上今別府自治会のほうに上がる道路があるんですけれども、その斜面が大きく崩れておりまして、その崩れた斜面から土砂が市道のほうに流出するというので、今現在大型土のうが置いてありますが、そこを土砂が流出しないようにということで、今、計画をこれから検討するところであります。

続きまして、災害のほうの74ページ、8,046万6,000円の主な場所ということですが、今回大隅のほうが8か所特に集中豪雨を受けまして、遭いまして、その中で川床自治会の川床線、それから蔵谷自治会の梶ヶ野・わらび谷線ですね。こちらのほうが2か所とも6,000万円を超える最終的な査定決定額となりましたので、9月補正でお願いしました補正額に不足が生じたので、今回補正をお願いするものであります。一応11月の災害査定を基に今回の金額を出しておりますので、今回が一応最後となると思われます。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、まちづくり推進課関係をお答えいたします。

まず、79ページの1,117万2,000円を含む本年度の特徴についてと数年間の事業内容についてですけれども、危険廃屋解体撤去事業につきましては、本年度の特徴につきましては、令和6年4月1日から相続の登記が義務化されることになりました。そこで、それに伴うものと、あと台風6号の被害を受けたのをきっかけに申込みが多かった印象があるところでございます。それと、あと各年度の事業実績ですけれども、令和元年度が、103件で2,723万2,000円補助いたしております。それと、令和2年度が、119件で3,231万1,000円の補助をいたしております。あと、令和3年度が、123件で3,371万3,000円の補助をいたしております。令和4年度が、119件で3,706万4,000円の補助をいたしております。ちなみに、令和4年度から補助の上限を改定いたしましたところでございます。

それで、その大きな建物についてはどうかということなんですけれども、市のほうでは、建物の大きさのほうでの統計は取っておりません。事業費に対しての統計を取っております。申請する事業費がどのくらいかという形で統計を取っているところなんですけれども、まず令和4年度で申しますと、50万円未満の方が6件、それから50万円以上100万円未満の方が34件、それから100万円以上150万円未満が41件、それから150万円以上200万円未満が16件、それと200万円以上250万円未満が13件、それと250万円以上が9件という形で、令和4年度は統計を取っているところでございます。

あと、それと台風6号による公園のところなんですけれども、これにつきましては、大隅運動公園でございまして、場所が、番地で申しますと、大隅町中之内8197番地となっております。口で申しますと、大隅運動公園のグラウンドがあるんですけれども、大きな200mトラックがあるグラウンドなんですけれども、あそこの東側になります。東側のソフトボールのバックネットがあるところでございまして、そのバックネット裏のところが今回の災害箇所となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第83号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第84号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第17 議案第85号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第15、議案第83号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第17、議案第85号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、議案第83号から日程第17、議案第85号まで一括して説明をいたします。

日程第15、議案第83号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9,754万1,000円を追加し、総額を56億5,770万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるものが主なもので、歳入については、繰入金のその他の一般会計繰入金を1億円減額し、繰越金を1億9,926万6,000円追加するものが主なものです。歳出については、国民健康保険基金積立金を5,000万円、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を2,864万1,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第16、議案第84号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に173万7,000円を追加し、総額を6億4,993万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるもので、歳入については、繰越金を173万

7,000円追加しております。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を173万7,000円追加しています。

次に、日程第17、議案第85号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億242万円を追加し、総額を63億1,334万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるものが主なもので、歳入については、繰越金を1億3万4,000円追加するものが主なものです。歳出については、介護保険基金積立金を1億円追加するものが主なものです。

日程第15、議案第83号から日程第17、議案第85号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第18 議案第86号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第18、議案第86号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第86号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に206万9,000円を追加し、総額を7,244万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、施設管理費の追加によるものが主なもので、歳入については、繰越金を304万円追加するものが主なものです。歳出については、総務費の施設管理費を191万8,000円追加するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第87号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第88号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、議案第87号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第20、議案第88号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第87号及び日程第20、議案第88号を一括して説明をいたします。

日程第19、議案第87号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明をいたします。

国は、令和5年8月7日の人事院勧告に対し、同年10月20日に、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することを閣議決定し、同年11月24日に法律が公布されました。本市においても、国の給与改定に準じ、曾於市特別職の職員及び議会議員の特別給の給与改定を行うものであります。

第1条による、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と第3条によ

る曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を100分の155から100分の165に0.1月分の引上げを実施するもので、令和5年度分から適用するものです。

第2条による、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第4条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は期末手当の支給割合を平準化するもので、6月においては100分の155から100分の160に、12月においては100分の165から100分の160に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。

次に、日程第20、議案第88号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和5年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが、同年10月20日に閣議決定され、同年11月24日に法律が公布されました。令和5年4月分の月例給について、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、月例給と特別給の期末手当及び勤勉手当を引き上げることになりました。本市においても、人事院勧告に準じて給与改正を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項に規定する一般職の職員に係る12月期の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合をそれぞれ0.05月分を引き上げるとともに、別表の行政職給料表を平均改定率1.1%引き上げるために改正するもので、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用するものです。

第2条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の改正により、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げたところですが、この引上げ分を含めた期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するものであり、令和6年4月1日から施行するものであります。

日程第19、議案第87号及び日程第20、議案第88号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

最初には、議案87号の特別職及び議員の報酬等の改正について質問をいたします。

質問の第1点は、今回のこの改正に当たりましては報酬審議会に諮ったのかどうかですね。併せてこの審議会のメンバーについても答えてください。諮らなかったなら、その理由についても答えてください。

質問の2点目、特別職の改正は、今市長報告にありましたように、期末手当が中心であります。改正率は100分の155が100分の160、ただし、令和5年度の本年度は夏の分を含めて一応2回分、議決後に12月末に内払いという形で支払うというふうに理解いたしておりますが、間違いはないか答えてください。

質問の第3点は、具体的な引上げ額等について質問いたします。

最初に、この四役について、市長、副市長、教育長について、現在の期末手当額、今回の改正によるこの増額分を含めて幾らになるかですね。今回の場合は今申し上げましたように夏冬2回分になりますが、合わせて総額で幾らになるか、それぞれ答えてください。同じく議員についても、議長、副議長、常任委員長、議員の現行の期末手当額と今回改正に伴う夏と冬の2回分の改正額を含めた総額が幾らになるか答えてください。

次に、議案の88号の職員についてでございます。

まず、質問の第1点は、この対象となる再任用を含む職員数は何名で一応予算計上されているのかどうか答えてください。そして、この改正による補正予算の総額についても答えてください。

質問の2点目は、今回の改正点は2つあります。市長報告にありましたように、第1点は、特別職と同じように期末手当でございます。100分の67.5が100分の68.75になりますが、質問であります、今回のこの改正によりまして、期末手当の平均の、職員1人当たりの平均の引上げ額は幾らになるかでございます。それが第1点。それから、同じくその中で一番低い、再任用は別にいたしまして、正規職員で一番低い職員の期末手当額はどれだけになるのか。一方、最も高い期末手当引上げが幾らになるのかですね。そして、併せて再任についてもそれぞれ答えてください。

それから、質問の最後の3点目は、市長報告にありましたように、今回は平均で1人当たり1.1%の引上げになるとのことでございます。その中で質問の第1点は、最もこの低い職員で引上げ額が幾らになって、この添付された給料表の場合がどこに当たるのか、同じく最も高い職員の場合が引上げが、行政職でいいですので、幾らになるのか示していただきたいと思っております。同じく再任用についても、再任用の場合1,000円だったのですかね、もう一律1,000円、であるのかどうか、引上げが。確認かたがた質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

細かい数字が出てきますので、計算をしないと分からない部分がありますけど、計算をさせますが、審議会の委員も全部名前を出さなくちゃならないんですか。もう今までも何回も質問されていますけど。何度も今までもしていますが、そういうのを言ったほうがいいんですか。

（「審議会を開いたのは何年かぶりだから」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

じゃあ、総務課長から答弁させます。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

漏れがございましたら御指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

まず、報酬等審議会、こちらメンバーでございますけれども、こちらにつきましては、協議の案件があった場合に審議会を市長が任命をいたしまして招集をする形になっているところでございますが、今回につきましては、報酬等審議会、こちらにつきましては給料、報酬等の変更があった場合に招集をされるということで、今回手当てでございますので招集を、そして審議はしていただいているところでございます。ちなみに、メンバー、こちら直近が令和4年4月19日に開催をいたしておりますが、そのときには、そお鹿児島農業協同組合、そして森林組合、そして株式会社ナンチク、鹿児島興業信用組合、そして曾於市商工会、そして校区公民館長連絡協議会、こちら3地区でございます。そして女性団体連絡協議会、そして鹿児島県建設業協会の10人の方々の代表に出席を頂いたところでございます。

（「職員組合は入っていないのか」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

はい、入っていないところでございます。

そして、特別職の率でございますけれども、現在3.1月期分、こちら6月が1.55、そして12月が1.55でございます。今回の支給額の変更によりまして、12月分が1.55から1.65になりまして、合計で3.2か月分を今回上げさせていただいているところでございます。

続きまして、四役、そして議員の方々、皆様の額でございますけれども、そちらにつきましては、合計で申し上げます。市長におきましては、人勧前でございますが297万6,774円、そして人勧後になります307万2,799円となるところでございます。そして、副市長でございますけれども、235万2,900円、こちらが人勧後242万8,800円、そして教育長が218万5,344円、こちらが225万5,839円となるところでござ

ざいます。

そして、議員の皆様でございすけども、まず議長でございすが、141万5,304円、こちらが人勧後146万959円、そして副議長が113万3,670円、こちらが今回人勧で117万240円、そして委員長でございすが、107万6,630円、こちらが111万1,360円、そして議員の皆様につきましては105万1,674円、こちらが108万5,599円となるところでございす。

続きまして、職員のほうでございすが、再任用を含めまして予算ベースで申しますと、354人分の給与の予算ベースで人数分になっているところでございす。

(「その内再任用は何名か」と言う者あり)

○総務課長（上村 亮）

再任用につきましては、22名いらっしゃるところでございす。

そして、今回予算ベースの補正額でございすけれども、3,843万3,000円が、今回費用が発生するとなっております。

1人当たりの平均影響額でございすけれども、1人当たり9万3,189円、こちらのほうが職員1人当たりの平均の増となるところでございす。

給与に関して、高い職員、低い職員ということでございすけども、給与で今高卒で採用された職員でございすが、こちら1級の5号級ということで、こちらにつきまして、影響額、差額でございすが、こちらまだ扶養等もございすので、まだ計算ができておりませんが、給料の額で申しますと1万2,000円給料が上がるような形になりますので、給料で申しますと14万4,000円、年間上がるところでございす。そして、給料額の影響の少ない方でございすが、こちらにつきましては月に1,000円上がるということで、年間で1万2,000円、こちらが一番影響の少ないと申しますか、金額の、給料の額が上がらなかった方が1,000円ということで、年間で1万2,000円ということでございす。こちらにつきましては、5級の87号級の方が対象となっているところでございす。

続きまして、再任用の方でございすが、再任用の方の1人当たりの平均でございすが、金額といたしましては2万6,636円、こちらのほうが影響額となって、1人当たりの額となっているところでございす。それと、給料表のほうで一番低い方、そして高い方ということでございすけれども、先ほどお話しした、言いますと、1級の5号級、この方が一番低い給料額で今職員でおられるところでございす。あと一番高い方でございすけれども、6級の85号級の方がいらっしゃるところでございす。

以上でございす。

○19番（徳峰一成議員）

2点、質問いたします。

1点は、職員の場合の1人平均が9万3,189円ですが、額的には、期末、これは令和6年度のほうが分かりやすいですので、令和6年度の場合は、この期末手当が1人平均で何十万円になるのかですね。それが質問第1点。

それから、第2点目は、今回人勧に基づいてのことでありますが、この会計年度職員については何ら指針は示されなかったのかですね。

この以上、2点であります。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

職員の1人当たりの期末手当の平均でございますけれども、期末手当の平均につきましては、52万253円となっているところでございます。人勧後でございます。

続きまして、会計年度任用職員の指針ということでございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員につきましては、採用募集時に報酬等に日額の報酬等を提示させていただきまして募集をかけているところでございます。また、こちらの人勧につきましては、国のほうが4月の段階で職員級、そして民間の方々と比較をしているということで、今回非常勤の職員の調査に対象になっていないということもございます。また、人勧のほうが仮にマイナスになった場合、一旦お支払いしたものをまたこちらのほうに返還をしていただかないといけなくなる場合もございます。ですので、今のところ曾於市におきましては、給与関係の人勧関係の変更に關しましては翌年の4月1日から施行するということで、こちらにつきましては、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則のほうに載せているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、3回目でございますけれども、もう昔から今日まで、この公務員の給与等の引上げを含めて、財源についての国の交付税措置というのが今現在はっきりされていないために、今回も聞くところだと、市のほうでも非常に悩ましいといえますか、どれだけ国から今後交付されるか、不足分を財政調整基金で幾らこの補うかということでですね。しかし、一定の経験的な点も踏まえながら今回もそれぞれ財調の繰入れを含めて予算計上いたしておりますが、この今回予算提案された中での財源の、このそれぞれの負担割合については、こういった基本的な考え方で割り振りをされたのかですね。財調ってとっても大きいからですね。数千万、3,000万、4,000万円になりますので。その点で教えてください。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

今回、人勧に関する今回の条例の改正ということで今回財源が発生しましたが、これにつきましては、全て財政調整基金で対応させていただいております。特に普通交付税等で算入されるといったものはないということでございます。

以上です。

(「全くないのか」と言う者あり)

○財政課長（池上武志）

ありません。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第21 議案第89号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第21、議案第89号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第89号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億270万3,000円を追加し、総額を299億9,344万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をします。2ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を6,550万円、繰入金は、財政調整基金繰入金を3,720万3,000円それぞれ追加しております。歳出については、給与の改正により給料、議員手当等、共済費、繰出金を3,720万3,000円、肥育牛経営緊

急支援対策事業給付金等の追加により畜産振興費を6,550万円それぞれ追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号は、配付いたしております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第90号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第23 議案第91号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第24 議案第92号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

日程第25 議案第93号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第26 議案第94号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第95号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第22、議案第90号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第27、議案第95号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第90号から日程第27、議案第95号まで一括して説明をいたします。

日程第22、議案第90号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に61万7,000円を追加し、総額を56億5,832万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を61万7,000円、歳出については、総務費を61万7,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第23、議案第91号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に50万5,000円を追加し、総額を6億5,043万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を50万5,000円、歳出については、総務費を50万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第24、議案第92号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に91万円を追加し、総額を63億1,425万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を91万円、歳出については、総務費を91万円それぞれ追加しております。

次に、日程第25、議案第93号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7万5,000円を追加し、総額を7,252万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をします、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を7万5,000円、歳出については、総務費を7万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第26、議案第94号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に105万円を追加し、予定額を5億7,266万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、給与の改正による追加であり、水道事業費用を105万円追加しております。

次に、日程第27、議案第95号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に18万円を追加し、予定額を2億465万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、給与の改正による追加であり、下水道事業費用を18万円追加しております。

日程第22、議案第90号から日程第27、議案第95号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長(迫 杉雄)

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫 杉雄)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月12日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時12分

令和5年第4回曾於市議會定例会

令和5年12月12日

(第3日目)

令和5年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月12日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員
通告第2 上村 龍生 議員
通告第3 山中 雅人 議員
通告第4 矢上 弘幸 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	渕合 昌昭	11番	今鶴 治信	12番	九日 克典
13番	土屋 健一	14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛
16番	（欠員）	17番	渡辺 利治	18番	久長 登良男
19番	徳峰 一成	20番	迫 杉雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	関戸 達哉
総 務 課 長	上村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農 政 課 長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して市長並びに教育長に大きく3項目にわたり質問をいたします。

初めに、今回で連続4回目となりますが、市民の暮らし等を守る五位塚市政の物価支援策について質問をいたします。

質問の①今、多くの市民が五位塚市政に求める優先課題は、何と言っても市民の暮らしを守る物価支援策ではないでしょうか。どなたも困っております。男女、年代、仕事を超えて、市民は今生活やお仕事で困難を抱えております。市長の率直なこの件での見解を聞かせてください。

質問の②今、市民が物価高でどれほど影響やあるいは被害を受けているか、業種ごと客観的、具体的に把握できた現状を、そして実態を報告してください。

③令和5年度、本年度は当初予算からこの12月議会まで、市が提案した全ての物価支援などについて、さらにそのことに要した一般財源の総額を報告してください。

④併せてこれらの物価支援策の中で、国の交付金が入っていない市単独、独自の物価支援などについて、その内容とさらにこのことに要した一般財源の総額を報告してください。

次に、大きな2点目、市が保有する施設など公園を含めて老朽化対策にもっと力を入れるべきではないかといった立場で質問をいたします。

質問の①現在市が保有する教育施設を含む全ての施設について分類して報告してください。

②これら施設の中で既に耐用年数を超えている施設はどれだけに上るか、10年ごとの刻みで分類して報告してください。

③併せてこれら耐用年数を超えている施設の中で、改修、建て替え、廃止など、保全計画のある施設の数について、さらに一方、保全計画を策定していない施設の数について、それぞれ分類して報告してください。

④このことに関連して、市が令和3年3月に策定した施設保全計画は、僅かに64の施設に限定した保全計画であります。なぜ64施設に限定したのかお聞かせください。

併せて、この64施設の保全計画は、令和5年度本年度までについては全て実行されているか伺いたい。

さらに、これらに要した費用と年度ごとについても報告してください。

最後に、大きな3点目、会計年度職員の待遇改善について質問いたします。

質問の①令和2年度4月からそれまでの臨時職員が会計年度職員に移行。会計年度職員については、フルタイム職員とパート職員の2つに分かれ制度が生まれました。会計年度職員の労働条件の内容等について、フルタイム職員とパート職員に分けて報告してください。

②令和4年度決算における正規職員数について、併せてこれら正規職員に支給した給与、手当、共済費などの年額、年間の総支給額について、さらに職員1人当たり平均の年間支給額について報告してください。

同じく会計年度職員についても、職員の数、年間総支給額、職員1人当たりの年間支給額を報告してください。

③会計年度制度ができた令和2年度の会計年度職員数について、同じく令和5年度本年度の会計年度職員数について、フルタイム職員とパート職員に分けて報告してください。

④、③の答弁であるかと思いますが、会計年度職員は設置当初の令和2年度に比べて現在では労働条件がより恵まれているフルタイム職員が著しく減少してきているのではないかと。このことは、大局的な立場から考えるならば、市の労働政策の後退ではないか。フルタイム職員が著しく減少したその理由について伺いたい。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市民の暮らしを守る物価支援策をの①市長の率直な見解について、お答えをいたします。

物価高の支援につきましては、引き続き必要であると考えております。

1の②物価高で、市民が生活や仕事でどれほど影響や被害を受けているか業種ごとについて、お答えをいたします。

市民生活におきましては、物価高により家計負担への影響は依然として大きく、特に食費などに掛かる費用を抑えるなど、やりくりの工夫をされている状況であると思われます。

飲食店などのサービス業では、仕入れ食材高騰により利用者負担の増や、事業者の経費負担が増になっているようであります。

建設業におきましては、資材価格の高騰により工事費が増となり、着工件数が減っていると伺っています。

運送業におきましては、原油高や急激な円高の影響による燃料価格高騰により、経営が圧迫していると伺っております。

製造業におきましては、鋼材などの原材料、エネルギーや運送に掛かる経費が増になっているようであります。

畜産をはじめとします農業におきましては、飼料及び肥料の価格が高止まりのままであり、経営が圧迫していると思われます。

エネルギー価格や物価高騰が、市民をはじめ市内の事業所へ引き続き大きな影響を与えている状況であります。

1の③当初予算からこの12月議会まで、市が提案した物価支援等の全てと、そのことに要した一般財源の総額について、お答えをいたします。

今回の12月議会定例会の補正予算提案まで含めた支援事業につきましては、経済対策配布型商品券事業、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業、肥料価格高騰対策支援事業、肥育牛経営緊急支援対策事業、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業、酪農経営緊急支援対策事業であります。

事業費総額が11億2,203万4,000円であり、財源内訳としまして、国の地方創生臨時交付金が8億8,612万6,000円、一般財源が2億3,590万8,000円であります。

1の④併せて③の中で、市独自の物価支援等の内容及び、そのことに要した一般財源について、お答えをいたします。

国の交付金を活用しない事業につきましては、2つの事業がございます。1つ目に、肥料価格高騰対策支援事業につきましては、9月定例議会の補正予算（第6号）で提案しました事業費総額3,000万円、全て一般財源であります。

支援内容につきましては、国、県が行う支援事業の対象となる農業者に対しまして、肥料コスト上昇分の一部を、県の支援額と同額を支援する事業であります。

2つ目に、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業につきましては、9月定例議会の補正予算（第6号）で提案しました事業費総額4,800万円、12月定例議会の補正予算（第9号）で提案しております事業費総額を3,750万円、全て一般財源であります。

支援内容につきましては、肉用牛子牛生産農家を対象に、出荷及び自家保留され

た子牛に対して1頭当たり1万円を支援する事業であります。

2、施設等の老朽化対策に力を入れよの①教育施設を含む市が保有する全ての施設数を分類して報告されたいについて、お答えいたします。

令和4年度末において、曾於市が所有する施設の行政財産の数は329施設です。普通財産につきましては91施設となっており、合計420施設となっております。

2の②、①の施設の中で耐用年数を超えている施設数を、10年ごとの刻みで分類して報告されたいについて、お答えをいたします。

行政財産における施設で、耐用年数を超えている施設数については、10年未満が74施設、10年以上20年未満が77施設、20年以上30年未満が16施設、30年以上40年未満が4施設、合計171施設です。

次に、普通財産における施設で、耐用年数を超えている施設数については、10年未満が17施設、10年以上20年未満が40施設、20年以上30年未満が7施設、30年以上40年未満が3施設、40年以上50年未満が2施設、合計69施設数です。

2の③併せて②の施設の中で、改修、建て替え、廃止など、保全計画のある施設数について、一方保全計画のない施設数について、それぞれ分類して報告されたいについて、お答えいたします。

令和4年度末現在、市が所有している施設は420施設であります。改修、建て替え、廃止など基本方針を定めている施設は、行政財産で283施設、普通財産で72施設です。

基本方針を定めていない施設は、行政財産で46施設、普通財産で19施設です。

2の④なぜ64施設に限定したのか、併せて保全計画は、令和5年度まで全て履行されてきたか、さらにこれらに要した費用を年度ごとに報告されたいについて、お答えをいたします。

64施設の選定については、学校、公営住宅を除き、面積200㎡を超えて10年以内に耐用年数が切れる施設を絞り込み、そこに指定避難所を追加し、64施設といたしました。

保全計画の履行状況ですが、令和3年度の計画は4施設、3,150万5,000円でしたが、実施されたのは12施設、5,020万1,000円です。

令和4年度の計画は、12施設、2億837万4,000円でしたが、実施されたのは10施設、4,519万2,000円です。

令和5年度の計画は、10施設、2億2,359万4,000円でしたが、実施されたのは8施設、838万5,000円でした。

3、会計年度任用職員の待遇改善をの①計年度任用職員の労働条件について、お答えいたします。

会計年度任用職員の労働条件については、フルタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が常時勤務職員と同一の時間で、38時間45分の労働条件です。

パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務職員と比べ勤務時間が短い職員で、38時間45分未満の労働条件です。

3の②令和4年度決算における正規職員数と職員に支給した給料、手当、共済費等の年間総支給額、一人当たり平均年間支給額、会計年度任用職員数と年間総支給額、一人当たり平均年間支給額について、お答えをいたします。

決算額に対する職員数は356人で、年間総支給額は26億4,525万274円で、一人当たりの平均年間支給額は743万478円です。

決算額に対する会計年度任用職員数は、延べ276人で、年間総支給額は4億3,337万1,867円で、一人当たりの平均年間支給額は157万188円です。

3の③会計年度任用職員の令和2年度における会計年度任用職員数と令和5年度当初の会計年度任用職員数について、お答えいたします。

令和2年度当初の会計年度任用職員数は194人で、フルタイム会計年度任用職員が62人で、パートタイム会計年度任用職員が132人です。

令和5年度当初の会計年度任用職員数は217人で、フルタイム会計年度任用職員が4人で、パートタイム会計年度任用職員が213人です。

3の④令和2年度に比べ、現在フルタイム職員が著しく減少しているが、その理由について、お答えをいたします。

令和2年度の当初のフルタイム会計年度任用職員が62人から、令和5年度当初のフルタイム会計年度任用職員が4人で、減少の理由といたしましては、毎年各課と協議を行い、配置職員の必要な勤務時間や常時勤務の必要性について検討を行ってきたところにより、フルタイム会計年度任用職員の人数が減ってきたところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目以降の質問に入ります。

まず、市民の暮らしを守る物価支援策でございます。

冒頭申し上げました私は、これは今回を含めて連続4回一般質問の冒頭に取り上げております。それほど市民にとっては重要であるからでございます。

この点は、1回目の市長答弁でもあらゆる業種が物価高で仕事にも影響を与え、ある面では被害も与えております。市長答弁にはなかったですが、そこで働く従業員、労働者の方々、あるいはそれ以外で働いているの方々、あるいは年金収入を中心として生活しておられる方、全ての方々が年代を超えて、物価高で今現在も大変生活や仕事に困難を来しております。これは、もうはっきり言って断言ができるので

はないでしょうか。

1 回目の市長答弁では、この点について「物価高支援につきましては、引き続き必要であると考えております」と、さらりといった答弁であり、もっと踏み込んだ例えば重点課題として捉えたいとか、優先課題として捉えたいとか、切実な問題でありもっと力を入れたいとかいった、そうした私たち聞くほうに、私を含めて、市長の、あるいは市のこれに対する決意を含めた姿勢が感じられるかと思っていたんです、「引き続き必要であると考えております」って、さらりとした答弁でありまして、これを踏まえて質問をいたします。

質問の第1点であります、これまで市は三役を中心として市民の暮らしを守る物価支援策について、真正面に据えて議論と検討がされてきたのかどうか確認をさせていただきます。

併せて、今後も重点施策として取り組む考え方であるか、率直に決意を含めてお答え願いたい。

以上、2点であります。

○市長（五位塚剛）

この間、特にこの3年間コロナによりまして、市民をはじめ国民の生活が一変をいたしました。同時に、ウクライナの戦争によって、いろんな意味で私たちの生活が変わってきております。

そういう中で、非常に市民の生活も厳しくなってきております。このことについては、私たち三役を含めて何回も議論はしております。

また、今後については国の対応も見ながら考えていきますが、今回国からの非課税世帯に7万円の支援事業を行いまして、一日でも早く手元に配布ができるように今努力をしているところであります。

現状はそういうところです。

○19番（徳峰一成議員）

物価対策を今後も重点施策、あるいは優先課題として捉えていきたい、対応していきたいという姿勢であるのかの確認であります。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私たち曾於市だけの問題ではありませんので、やはり国の施策を見ながら、市として何ができるかということについては、協議はしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問に真正面から答えていないです。避けている。本来、国民や市民が困っているときに、その時々においてそれを全面的に支援するのが、もともと国の今で

は岸田政権の仕事であり、そして地方政治では身近な五位塚市政の役割ではないでしょうか。

もちろん、国の交付金等の問題もありますが、少なくとも市政としてはそうした取組方で、重点課題として取り組んでいただきたいんですよ。

結果としてどういった政策になるかは、もちろん財源問題があるでしょうから、もうこれ以上はこの点は質問いたしません。

そこで、例えば1回目の答弁にありましたが、本年度国の交付金を含めて市が投入した一般財源が合わせて3億5,140万円でございます。これを多いと見るか、少ないと見るか、例えば現在段階補正の10号を含めて、本年度の一般会計の予算総額が約300億円でございます。300億円ですかね、補正10号ですね。

これに対するこの投入した3億5,140万円は、一般会計の全予算の1.16%になるようであります。これを多いと見るか、少ないと見るか、これは見方によって違うでしょうけれども、一応指摘しておきたいと思います。

この中で市長答弁にありましたが、中心は農業関連がほとんどでございます。これはこれとしていいので評価したいんですが、農業以外の本年度の取組というのは、交付金を使った商品券事業だけではないでしょうか。市民がこれだけ困っているときに、商品券事業だけでは弱いのではないのでしょうか。その点については、市長はどう受け止めておりますか。

○市長（五位塚剛）

私たち曾於市は、1人当たりの商品券配布事業というのを中心にやってきました。ほとんどの方々がこの事業を喜んでおられております。ほかの近隣の市町村は、そういう事業はないということで、私はこの事業は商品券をもらうお店側、またいろんな商店街の方々にもなるし、また一市民が何に使ってもいいわけですので、これほどいい制度はないというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私は商品券が悪いとか、過小評価しているわけじゃないんですよ。商品券事業だけで本年度の一般市民向けの物価支援策は、それ以外が見られないって。このことについてどう考えているかって。率直に言ってまだまだ弱いんじゃないかということをお前は言いたいんですよ。

本年度の一般市民向けの支援事業としては、弱いんじゃないかって、そのことをどう受け止めておられますかという質問です。

○市長（五位塚剛）

今までもこの商品券事業を何回も発行してきました。市単独事業で別なお金をいろんな形で支援するのは、それはもらう市民にとってはありがたいんだというふう

に思っております。

ただ、市の財政を考えながら、私たちは今の市民の状況を見てこのほうがいいんだろうということではしております。今後も、また基本的には検討してまいりますけど、見方によっては少ないという方もいられるかもしれません。

○19番（徳峰一成議員）

例えばネットで調べても、農村地域を含めて全国的には市、あるいは町単独の事業、予算額はともかくとして、創意のある、工夫をした支援策を行っておりますよ。これ見られているかどうかは、鹿児島県内を含めて私はそういった創意のある金額はともあれ、支援策が大事じゃないかということをこれまでも、今回も強調したいんです。

これまでも一般質問で取り上げました、御承知のように今回の12月の提案を含めて国の支援策は、基本的には住民税の非課税世帯を対象といたしております。今回も7万円もそう、今年春の10万円もそう、そして昨年度のコロナ対策の20万円もそうであります。

そうした国の考え方としては、姿勢としては非課税世帯以外のいわゆる課税世帯、もちろん曾於市の場合も課税世帯が多いんですよ、課税世帯の市民が多いんですよ。それが全く抜けております。

今回も、岸田内閣は所得税減税という人気が悪いと、評価が低いことのみの言わば支援策でございます。ですから、私はそれを補う意味で、これまで一般質問で課税世帯にも市独自の支援が必要じゃないかって、大きな予算が伴いますけれども、東串良の例も再三挙げながら提案いたしました、これまで市長答弁は「検討課題」ということで、検討課題でございます。

私は、本日はどうしてもそれが財源問題を含めて現実的に今早急に難しいのであったら、繰り返しますが市単独の商品券事業に、プラスアルファの市民が拍手ができる、共感ができる、そうした支援策が必要じゃないかということを提案したいんですよ。

その点で、今回も予算計上されておられません。来年度、新年度予算が今副市長の査定に入っております。

お聞きしますが、新年度予算ではぜひそうした一般市民どなたもが感じられる商品券事業以外にも、そうした支援策を柱として提案をしていただきたいんですよ。そうしたことが検討されていますか、あるいは今後検討する考えがありますか、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には今から来年度の予算を編成いたしますが、この間、非課税世帯の方々

が中心として国の支援も強く受けられております。それ以外の課税世帯の方々に対する方については、あまり国からもそういう制度上もないようでございます。私たちも課税世帯と非課税世帯の差というのは、あまり変わらない部分もあるのではないかなという疑問でも正直なところ思っております。

これについて今後どうするかというのは、検討いたしますが、当初予算に何かを盛り込むということを今提案しますということは、言えないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

新年度予算では、ぜひ国の、1年間の骨格予算でありますので提案をしていただきたい。私は、今の市民を取り巻く生活環境について、ちょっと時間が掛かりますけれども、私なりに感じている点を一応報告いたします。

私は、これまで毎回議会だより等を配る中で5,000世帯を回り、最低200世帯と対話を延べ800世帯、ビラ配布だけでも繰り返しております。それはビラ配布もありますけれども、目的は時々の方々の地域ごとの生活環境、仕事を含めてどのような環境下にあるか、あるいは困難や問題点、悩みやある面では不満も持っているかを客観的に、時々においてつかむ立場から足を運んでおります。

御承知のように、今世界的にも、また国内でも格差と貧困というのがこれはもうデータ上も出ております。しかし、我が曾於市の場合は、億万長者は恐らくおられません。

格差と貧困というよりも、農村地域を中心とした貧困化が著しく今進んでおります。著しくと言ってもいいんじゃないでしょうか。残念ながらまだデータは私出せませんけれども、まだデータの計算はしておりませんが、著しく進んでおります。

市長が市長に当選された10年前に比べても、これはこの10年間すごいです。それはなぜかという、高齢化であります。65歳以上は四十二、三％高齢化率が。60歳以上になりますと、市民のお二人に一人が言わばもう高齢者でございます。

大体人間は私もそうだし、市の四役、同僚議員もそうでしょうけれども、60歳が近くなると体に故障が出て、60歳前後から医療機関に掛かる。場合によっては入院をせざるを得ない、これが普通でございます。

ですから、市民のお二人に一人もほとんどがそうじゃないでしょうか。特に、農家の場合は50の後半から、例えば難しい病気だけでなく、多くが足腰が悪くなる、弱くなる。特に女性の場合は、私の見たところでは10名中控えめに見て7名、ひょっとしたら10名中8名が女性の方々は60歳を超えると足腰が悪くなって御不自由でございます。

そうした中で、特にどちらかお一人が亡くなられる。あるいは、特に今では女性も男性も、特に男性は結婚しない方々が非常に農村を含めて増えておりまして、こ

うした方々が元気なときはいいんですが、60代、場合によっては70代になると仕事
が非常に厳しくなる、年金も少ない方がある。意外なんですけど貯金をしている人た
ちもそう多くはありません。

ですから、生活に大変な困難を抱えている。これが例外でなくて一般的なそうし
た状況が今広がっております。そうした深刻な状況であります。

しかし、生活保護はもらえない。車はどうしても必要である。あるいは、生命保
険の1つぐらいいは入っております。ですから、言わば保険に頼る。保険を受けるこ
とによって保険金が上がって、通帳等を見せてもらうんですが、意識的に私、多く
が年金収入の中で保険金がかかれております。これが現実なんですよ。

これが、もう10年前にはほとんど少なかった。これが今すごいんです。ですから、
これは今市長答弁に若干ありましたが、曾於市の場合は非課税世帯も課税世帯も紙
一重の方々です。課税世帯も、多くは今の物価高で生活は困難なんですよ。

ですから、私はくどいほど一般質問で課税世帯にも市民が拍手ができる、共感で
きるやはり五位塚市政ならではの血の通った、やはり商品券事業に加えてもう一つ、
二つの支援策が必要じゃないかということを問題提起しているんですよ。ぜひその
点もお考えいただきたい。

特に、市長だけでなく八木副市長も大休寺副市長も農村部に住んでおられます
ので、自分の集落の周りを見渡したら、私が今指摘した点が1人、2人頭に浮かぶ
でしょう。これが一般的なんです、これ広がっているんです、数が。

ですから、ぜひその点でもともと五位塚市政の誕生もフラワーパークであります
けれども、そうした市民の命と暮らしを守ることが原点だと私は考えておるし、期
待したいんです。

ですから、最後にもう一回、新年度予算をはじめとして市の独自の物価支援策を
十分検討されて、予算はそう掛けなくてもいいですので、一応対策を講じていた
だきたい。市長の最後のまとめとしての答弁をください。

○市長（五位塚剛）

非課税世帯と課税世帯の方々を含めて、非課税に近い世帯とかなりの所得がある
課税世帯のこの区分けというのが、ほとんど難しくてできないんですよ。ですか
ら、私たちも非常に悩みが多いところであります。

そういう意味で、一番分かりやすく皆さんが喜んでもらえるのが商品券の発行で
した。このことについて、「商品券は要らないよ」という方は本当にまれな方であ
りまして、皆さん利用されて市民も喜んでいて、また同時に商店街、いろんなと
ころでも喜んでもらっております。

このことについては、私は公平さが非常に保たれますので、このことについても

新年度予算については検討していきたいと思いますが、市独自のその課税世帯に金額はあまり問わないと言われましたけど、それは非常に難しい問題でありますので、商品券みたいな形で支援は検討したいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私が申し上げているのは、課税世帯を含めた商品券事業にプラスアルファのを検討して、これは全国的にはネットで調べたら幾つも対策を独自のをいろいろ検討されてやっております。それを我が曾於市に合ったのがないのかどうかを深く研究していただきたいんですよ。

そう難しい検討材料じゃないですので、もうこれ以上は質問しなくて、改めて3月議会で冒頭にこの問題、一番市民の暮らしと命を守る大事な点でありますので、取り上げてまいります。

次に、大きな2点目、老朽化対策について取り上げます。

1回目の質問の答弁にもありましたけれども、例えば曾於市の所有する420施設の中で、耐用年数を超えている施設が実に全体の57%、420施設の中で240施設が耐用年数を超えております。

これは、今後年ごとにさらに耐用年数が長くなる、それに新たに耐用年数を超える施設が増えてくる、ここをまず私たちは冒頭に考えていかなければいけないと思っております。

そして、それに対する市の今後の独自の対応策、答弁がありました。答弁がありましたけれども、全体としてこれから質問いたしますが、具体的には、対応が遅れております。具体的にどれだけ遅れているか、これから質問いたします。

その点は、市長、この2点です。非常に老朽化した耐用年数を超えた施設が増え続けている。2点目は、それに対する市のこれまでの本年度を含めた取組が遅れている、このことで確認と答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

3町が合併してもうほぼ20年が近づいてきます。当然ながら各町ごとの独自の施設というのがありました。ですから、当然ながらその施設については耐用年数が過ぎていくものもあれば、老朽化しているものもあるのは当然であります。

私たちがこの間、そういう施設について雨漏りとかまた空調機の故障とか、いろんなことが独自でずっと出てきましたので、それはその都度修繕をしながらここまでやってきております。今後、こういう施設について再点検をしながら、もうこのままでは市の維持費が大きく負担になってきますので、見直しをする時期に来ております。

そういう意味で、必要かつ緊急性のあるものからこの間ずっと取組をしてきまし

た。当然ながら、それをまた進めてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私はあえて遅れているという表現で言いました。具体的にこれから言いますが、まず現状認識が大事ですよ、市長。これは副市長を含めて。現状を正確に客観的につかむって。私質問する側と認識を共有するって。客観的な認識は2つ、3つはないですよ。1つだから合意ができるんですよ。

私は客観的に見て耐用年数を超えているのが非常に多くなって、もう50%を超えている。これからさらに増える、これは客観的な事実認識である。

もう一つは、それに対する市の対応策が遅れているんじゃないかと、その認識に立っておられますかという確認の質問なんです。

いや、そうじゃないと言ったら、そうでない具体的なのを後からお聞きいたします。客観的に遅れているんじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの曾於市の本庁、財部支所、大隅支所、文化センター、いろいろと耐用年数が非常に厳しい状況になってきております。ですから、計画的にここを今ずっと改良しながら、また場合によっては新設をしながらやってきております。

市民の生活を優先するやっぱり大事な部分から手をつけてきております。全体的には全てすぐにするわけにはいきませんが、先ほども言いましたように、雨漏りがあるところは雨漏りを修理したりとか、いろんなことをしてきております。これも今後も引き続きやっていきたいというふうに思います。

（「遅れているかどうか、客観的な事実の確認なんです。遅れてないならいい」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

遅れているかというのは、それは徳峰議員の考え方で……

（「そうじゃない。具体的な数字を言う」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

はい、どうぞ。

○19番（徳峰一成議員）

遅れているかどうかというのは、具体的な曾於市の書類で、今まで6年前から曾於市は老朽化対策で4冊一応冊子を出しております。

この中で、例えば先ほどの1回目の答弁の中で、令和4年度の計画は2億——略します。2億800万円だった。それが実施されとるのは4,500万円です。遅れているでしょう。5年度、本年度は2億2,000万円の計画だった。それが実施されとるのは800万円ですよ。1,000万円にも達していないと。20分の1以下ですよ。これは客

観的な事実なんです。だから事実は事実として確認していただきたいんですよ。

これはもう国会が今の自民党のやり方で聞いてもう飽きがくるといえるか、もう全く真正面から答弁していないですよ。だからこれは地方議会だから、やっぱり客観的な事実で確認しながら質疑を発展させるというのが大事じゃないでしょうか。やはり遅れていないですか。

○市長（五位塚剛）

この計画は、国から施設の耐用年数を含めて示しなさいということで出しました。これを出しておかないと、国の補助事業ももらえないということでここまで進めておりますけど、計画と実際が違うじゃないかと言われます。それは実際そういうふうになっております。それだから全て遅れているということではないというふうに思っております。必要なところからちょっと優先をしているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

言葉はきついですが、小学生でもできる判断ですよ、これは。計画を比べて10分の1以下の実施された点だから、客観的に遅れているでしょう、これは。副市長、そうですよね。これをお互い認めながら議論を発展させていきたいんですよ。私は足を引っ張る立場で質問しているんじゃないんだから。

じゃあもう一つ、どれだけ遅れているかと。これも市が出した五位塚市長名の僅か昨年4月の老朽化対策の改定版ですよ。これでも25ページ、今後インフラ整備を含めたこの今後の更新、修繕等には、1年平均で60億9,000万円だから61億円掛かると書いてあるんですよ。これは五位塚市長名で。年間61億円使わなければ対応はできませんって、自ら書いているんですよ。

それが、計画では本年度は2億2,000万円、その2億2,000万円も実際は今現在838万円って、客観的に誰が見ても、子供が見ても遅れているでしょう。だから私全部しなさいという財源問題もありますから、そういった質問はしないんですよ。

じゃあ、どうするかと一緒に考えていきましょうというのが今日の質問の本題なんです。そやけど最初の共通認識がないから、私腹立てているんですよ。実際は遅れているでしょう。答弁してください。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、老朽化しているところについては、財部支所についても大隅支所にしても、公民館にしても、もう非常に限界があるから新しい計画の下に今予算を出してきております。その改修費が少ないからといって遅れているということでは、違うんじゃないかなと思っております。

私たちは必要なものから、緊急性のあるものから、それはやっていきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

この問題は、私過去も取り上げている非常に重要な問題です。可能な限り五位塚市政いつまで続くか分かりませんが、やはりやるべき点はやってもらう、そして後々のやはり市長を含めて、後々の私たちの若い世代につなげていくというのが、これは市当局にとってだけでなく、私たち議員、議会にとっても必要だと思っているんですよ。

ですから、そうした立場で私前向きな対応を今後考えていきたいということで質問も準備しているんですよ。

時間の関係で、もう二、三に絞りますけれども、話を変えて次の質問。

今1回目の市長答弁で言われましたように、耐用年数を超えていても、その中で保全計画が入っていないのがあります。基本的にはやはり可能な限り古くなった施設は、廃止でない限りにおいては、今後も使うのであったらやはり保全計画を立てる、それに挿入すべきじゃないでしょうか。まずその点の答弁をください。

○市長（五位塚剛）

市内にある420の公共施設、それ以外にも相当あります。ですから、市民が今有効活用しているところについて、どうしても修繕をしなければならないところについては、随時各課から予算が出てきておりまして、それは対応してきております。

今後、3町に全て施設として残さなきゃならないというのであれば、その重要性はもうちょっと検討しなきゃならないと思っております。

しかし、今後人口が本当に減少してきますので、そのときのあと10年、20年、30年後を考えたときに、やっぱりそこは今回よく見直しをしながら、必要最小限の施設の管理という方向で、これは当然市民の声も入れながら検討する時期に来ているというふうに思っておりますので、検討させてください。

○19番（徳峰一成議員）

副市長の八木副市長がキャップでありますので、非常に責任が重いと思うんですね。今日はもう答弁よろしいです。

その中、2点だけ引っかかり、これは9月の決算でも八木副市長にも出席いただいて率直に申し上げたんですが、令和3年、2年前策定の施設計画の中で、1回目の質問で言いましたけれども、64施設に限定して今後の2021年から30年までの10年間の保全計画を立てております。これはこれでももちろん大事な保全計画であります。

御承知のように、この保全計画はどこからしなけりゃいけないか。1番目から順位を16番まで一応決めております、優先順位をですね。こうした手法も私は大事ななと思っております。

その中で、2つの施設を……もう1つに絞ります。施設について一番大事な優先

度のナンバーワンというのは、3つの施設があります。比較して言いますと、例えば本年度2023年度ですね、諏訪研修施設はナンバー3であります、優先度が1、2、3の中で。

これが、諏訪研修センターは2028年に建て替えが計画されておりましたが、今現在もう建設に入っております。これはもう6年早めました。なぜかということも、委員会審議で率直に申し上げました。しかし、もうこれ以上は始まっておりますので、本日は質問いたしません。

一方で私引っかけりがあるのはナンバーワン。ナンバーワンというのは、3つの施設しかないんです、64の中で最も優先度が高い。そのナンバーワンの中に、財部の北地区の生活改善センターがナンバーワンの優先度で本年度2023年度に建て替えとなっております。2022年度が設計段階、これが現在されておられません。

八木副市長にも来ていただいたんですが、はっきり言って答弁ができませんでした。市長にお聞きします。なぜこの北地区の改善センターは優先度もナンバーワンです。そして本年度、2023年度建て替えとなっておりますが、これが宙に浮いたのか、まずその点から答弁してください。

○市長（五位塚剛）

財部のこの施設は河川の隣にありまして、地元の方々からでもできたら災害が起きたときに避難場所にもなっているけど、危険性があるから、できたらもうちょっと上のほうの県道の近くに移転ができないかという要望も出ております。そういうこともあって、具体的にはそのことについて、そこをすぐに手を入れない状況になっているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

このことを財部出身の同僚議員の皆さん何名知っておられるでしょうか。それで、これはどれだけ地区住民を含めて市は周知をされたのか分かりませんが、時間の関係ではしよります。

では、いつ建て替える予定ですか。これは、財源問題では理由が見つからないと思うんですよ。本年度となっていたわけだから、これをもう5年、8年後というのは、これは恐らく財部の同僚議員を含めて、地元住民を含めて納得できないと思うんですよ、予算の問題じゃないから。市長は大体何年度をめどに考えておりますか。

○市長（五位塚剛）

そこに優先度があるから、すぐにしなけりゃならないということではないんですよ。やはり私たちはもう今のところが本当にもう使えない状態になって、必要度を含めて、要するに利用度を含めて検討しております。

ただ、このことについて地元の公民館長さんを含めていろいろ議論いたしました

ら、今言ったように避難場所になっているんだけど、河川の隣であるから、以前こ
こもオーバーフローして入れなかったというのも聞きましたので、そのことについ
て私たちはちょっと内部検討を含めてやっていきたいと思います。

今いつ造るかというのは、ちょっと答弁はできないところでありますけど、近々
地元の方々を含めて、財政とも打合せをしながら検討をしていきたいというふう
に思います。

○19番（徳峰一成議員）

この問題は、財部の同僚議員にどなたか質問されることになるかもしれませんが
れども、譲りたいと思います。

次にもう一つの質問、これまでも本会議で特に私は決算委員会を含めて厳しく指
摘したんですが、大隅町の文化会館でございます。大隅町の文化会館は、昨年から
夏の冷房が故障いたして非常に困っております。市の計画でも、今後廃止の計画は
ありません。廃止の計画がない以上、やはり市は多くの方々が利用する大事な文化
の殿堂でありますので、これは少なくとも新年度、令和6年度の修繕計画に入れる
べきじゃないでしょうか。この点の質問でございます。

○市長（五位塚剛）

この前の原田議員からも質問がありましたけど、もともとこの文化会館も耐用年
数がもう来ております。そういう中で、最初からの空調機でありまして、東芝キャ
リアの本当に昔の空調機でありまして、冷房の機器がもう壊れてしまいました。

ただ、暖房についてはボイラーでお湯を沸かして出しておりますので、冬場は使
える状態になっております。ただ、今冷房のために1億円相当のお金をここに投資
したほうがいいのかということも含めて、検討をしているところであります。

来年度のその予算に入れるということについては、これは断言ができないところ
でございます。

○19番（徳峰一成議員）

これは私納得できんですね。恐らく大隅町出身の全議員も納得できないんじゃない
でしょうか。現在使っているんですよ、廃止計画はないんですよ。ないのに予算
財源の都合で来年は分からないって、もう一般市民だったらとても利用する方々は
納得できないと思いますよ、これは。これは財源の問題じゃないですよ。

しかも、文化の殿堂だから、大隅町にとっては今なお使っている。これはおかし
いんじゃないですか。もう老朽化対策以前の問題として、これは建て替えが必要な
ほどの大きな財源が伴うんだったら、もちろん考える余地がありますけれども、し
かし億単位のお金が掛かっても、これは冷房装置だから、これはお金が掛かっても
やっぱり修繕すべきじゃないですか。

もう一回答弁してください。これは新年度を入れるわけですよ、これは。そうでないと問題がどんどん大きくなりますよ、問題が。

○市長（五位塚剛）

3町に末吉の文化センター、財部のきらめきホール、大隅の文化ホール3つあります。3つ同じような施設をずっと維持していくのかということの基本的な考えを、市としては検討しなきゃならない時期に来ております。

あその音響、照明、つり物関係も非常に古くなってきております。それが100万円、200万円のお金で改修できるものではありません。そういう意味で、年間に利用する数を計算したら、このことについてもう一回検討すべきだというふうに思っております。

このことについては、大隅の利用される方々についても一応声はかけてあります。いつまでこの状況が続くか分かりませんが、現状としてはもう一回再度住民を交えた検討委員会をしたいと思います。来年度の予算に空調機の予算を入れるということについては、断定ができないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

この点も先ほど財部と同じように、大隅町の議員の方に今後はお任せします。大隅町の皆さん、よろしくお願いします。

まだ廃止は決まっていないんだから、これは財部町のきらら館も言えるんですよ、率直に言って。幾つか不都合、不具合が出ています。

最後に、教育長に……。

○議長（迫 杉雄）

徳峰議員、ここで……。

（「老朽化だから、老朽化まで」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

教育長に1点質問をいたします。

教育委員会も非常にこの施設は多い、また老朽化施設が多い。独自にこの施設計画も作っております。今度の決算委員会で分かったんですが、そのために市としては令和5年の3月に、この教育委員会関係の整備についてのいわゆる在り方検討委員会というのを、これは要綱です。要綱で設置いたしております。公民館長をはじめとして10名で構成されております。

しかし、この内容を見る限り非常に一般論的であります。この在り方検討の目的等がですね。教育長自身も思っておられるでしょうけども、私たち議員サイドから見ても、これは私だけでなく同僚議員も同じ意見だったんですね、決算委員会で。この在り方委員会のやはり存在と役割が、やはり見直しが必要じゃないかと。どうい

った形で見直しが必要かというのが、いろいろ研究をされたいと思うんですよ。

しかし、荷が重い。平たい表現で言えばですね、実際予算額も少ないって。令和5年度、今年になって1回しかまだ開かれていないでしょう。こんな大変な大きな問題、先ほど市長答弁ありましたように、1つの施設をどうするかも大変な問題なのに、教育委員会いっぱい抱えているって。それを公民館長等含めて、在り方検を設置して、しかも位置付けは要綱です。

そして、今年もまだ1回しか開かれていないって。これはどうするかというのは、もうお任せしたいんですが、もう一回十分研究が必要じゃないでしょうか。その点ではお答えください。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

教育委員会も非常にたくさんの社会教育施設、それから学校施設を抱えております。その中でも旧町時代からある施設、これの公共施設の再編・統合をどうしていくかということで、全体的にはこれはもう予算が大きく伴うので、市長部局との協議をしていかなければなりません、教育委員会としても責任を持って自分たちの施設をどういうふう to 今後していくか、そのために広く市民の意見を聞くということでこの会を立ち上げたわけですが、1回目ときの話し合いでも、来られた公民館長さんをはじめ皆さん、非常に頭が痛い状況であります。

簡単に決定ができない部分もあります。その中でどういうふう to 今後進めていくかということで、私自身もいろいろ勉強していかなきゃならないなと思っています。

特に、今後、現在全国でもこういう平成の合併で進められた自治体で、やっぱり同じように公共施設の再編・統合に非常に苦慮されている、またいろんな方法を取られている自治体がございますので、そういうところを少し研究していこうということで、実際視察も行っておりますし、これからも行く予定でございます。

そういった中で、教育委員会として今後の人口減少に対して本当に必要な施設は何かということをしちっと精査した上で、進めていきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問とちょっと食い違いが出ていますね。私の質問でこの在り方検を廃止せえとか、云々ということは単純化できないから言っていないんですよ。ただ、在り方検討委員会の位置付けが弱いといいますか、一般論的であると。

しかし、検討する課題はあまりにも大き過ぎます。それも年々しょっちゅうやっている在り方検じゃなくて、今年、本年も1回だけなんですよ。これらを含めて在り方検のありようといいますか、目的を含めてもっと検討、研究の余地があるんじ

やないかという問題提起なんですよ。

それは教育長しかできません。教育委員会部局でありますので。ですから、最初の段階でやはりこの辺りは幸いというか、今年できたばかりでありますので、議論が内部でも必要じゃないかという問題提起なんです。創造力のある教育長でありますので、ぜひかみ合った答弁をお願いいたします。

○教育長（中村涼一）

はい、確かに徳峰議員の言われるように、ちょっと少し一般論的になっている部分がありましたので、今ほかの自治体の取組を参考にしながら、できれば実のある検討会にしていきたいと思っておりますので、その方向で今後も議論を進めていきたいと思っております。

また必要があれば、この会自体の在り方もまた見直していくつもりでございます。以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

最後の項目、会計年度任用職員の待遇改善について質問をいたします。

今回なぜ待遇改善を取り上げたかといいますと、大きな理由は3つあります。1つは、もともと正規の職員に比べて給料、報酬等を含めて、あるいは広く労働条件が厳しいからでございます。この点は、先ほどの市長答弁でも数字が出ております。

例えば、1人当たりの1年間に市が支給する給料や報酬等ですね、職員1人平均が743万円、会計年度職員は157万円、正規職員を100%といたしますと、5分の1の21%でございます。

9月の決算委員会でも私が各課長に聞いてみたんですよ。正規職員と会計年度職員の違いは、仕事の内容の違いはどこにありますかって。「基本的にはほとんど同じ仕事だ」という各課長の答弁でした。基本的にはですね。同じ大体仕事をしているのに、157万円と743万円、20%、5分の1のいわゆる低賃金であると。

2つ目の今回取り上げた理由は、これも市長答弁でありましたけど、僅かこの

3年間に会計年度職員でもフルタイム職員が著しく少なくなっております。3年前はフルタイム職員が62名だったのが、答弁では僅か4名ですよ。4名、驚くなかれの数字なんです。

一方、パート職員は132名から213名と増えております。1回目の答弁にありませんでしたけども、フルタイム職員とパート職員の違い、名前のおりにフルタイムは正職員と同じようにフルタイムの勤続時間ではありますけれども、さらに内容的に大きな違いは1つあります。退職金が出るか出ないかであります。フルタイムだと退職金が出ます、金額はともあれ。だけど、パートの場合は退職金が出ませんことを含めて、もちろん名称も給料もフルタイムは給料、そしてパートは報酬、私たちの議員と同じ報酬という名称での、またそういった扱いであります。その中でフルタイム職員が著しく低下している。

そして、3つ目は今回のこの12月議会で職員だけでなく、私たち特別職、市長など市のいわゆる四役、そして私たち議員は期末手当、夏冬のボーナスが遡り支給によって一応引き上げられる提案が今されております。最終は25日議決でありますけれども。しかし、会計年度職員は今現在何らそうした引き上げの提案がされておられません。これも不公平なやり方ではないか。

国が云々の問題じゃないんです。ですから、私はこの間、僅か3年間でありますけど、会計年度職員ができてから市の私はあえて労働政策と言いました。労働政策が後退しているんじゃないかって。これは国の方針とは基本的には全く関係ありません。市町村独自に、例えば曾於市の場合は五位塚市長独自にの裁量をどれだけ改善するか、前進させるかはできる問題であります。ですから、やはりその点も改善してもらう立場での今回の一般質問であります。

質問の第1点であります、この会計年度職員の中でフルタイム職員が著しく少なくなっていることに対しての答弁は、これは一般的でございます。一般的な答弁でございます。「少なくなった理由としては、毎年各課と協議を行い、配置職員の必要な勤務時間や条件勤務の必要性について検討を行ってきたところ、フルタイム会計年度任用職員の人数が減ったところであります」、同僚議員の皆さんもこれを聞かれてどれだけ理解できたでしょうか。

現象を追った説明に終わっていると。もちろん、一つの側面であり間違いではありません。中身のあるなぜ減ったかが具体的に書かれていないと。厳しい言い方で申し訳ないんですが、やはりトップの労働政策が会計年度職員は後退していますよ、これは。

気持ちは恐らく、長年私と共産党議員団として頑張ってきた五位塚市長ですから、何とか働く方々の生活の権利をよくしたいという気持ちは、恐らく今も失っていない

いと、同じだと思うんですよ。しかし、残念ながら最も足元の会計年度職員が、中身が後退しているって、これいかな問題かということであえて今回一般質問で取り上げたんです。

基本的には、具体的には二、三後ほど質問いたしますが、会計年度職員のいわゆる待遇改善を行っていくという、そうした立場に立っていただきたいんです。まずその姿勢について市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

会計年度職員制度になりまして、市といたしましてもこの間、働きやすいように、また報酬等も含めて期末手当とか、いろんな形で改善をしてきました。引き続き改善できるものは改善したいというふうには思います。

○19番（徳峰一成議員）

答弁が一般的ですね。これはどこの市町村もやっているんですよそういったのは。私が申し上げたいのは、まず第1点、具体的に質問いたします。

フルタイム職員が僅か4名減っております。これ一氣にいかなくても、少なくとも新年度、来年度からの当初から元の数十名、60名規模には持っていくって、そのことでトップとして検討していただきたいんですよ。その点での答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

市の職員の仕事は、各担当課、課長含めて補佐、係長、一職員、全て自分の仕事というのが割り当てられております。当然、その仕事を職員は全てマスターしながら、住民のために仕事をしなきゃなりません。それを任用職員の方が代わってすると、これはちょっとおかしくなってきます。

任用職員の仕事は、今回のような国のいろんな事業が始まったときに、そこにどうしても職員を当てることができないということで、任用職員を雇ってそれを仕事してもらう。また、いろんな課で職員でどうしても仕事が忙しくて対応できないところを、任用職員のパートやらフルタイムですておりますけど、なるべくフルタイムの人は、私は減らすべきだというふうに思っております。基本的な考えは、増やすという考えはありません。

○19番（徳峰一成議員）

あきれた答弁ですね。フルタイム職員を減らすべきだと初めて聞きました。これはもう驚くなかれの答弁であります。市長は労働者の味方でしょう、市の職員だけでなく働く方々の味方、市民の味方、もうその点で私はフルタイム職員を少なくとも元の数に割合として戻すべきじゃないかって、一氣にはできないかと、問題提起を含めて言っているんですよ。それができないということですね、これはもうあ

された答弁です。もうこれ以上は、この元に戻せは質問しません。

残念ながらも、これを議会だよりで発行していくとしたら、嘆かわしいことですよ。働く方々の、そして恵まれない方々の客観的に、フルタイムに戻すということは、勤務時間も正規職員並みにしていただきたいと、まずその第一歩からなんですよね。

次の質問、先ほど申し上げましたように、私たち特別職は職員と同様に、この12月議会で期末手当の引上げの提案がされております。会計年度職員についてはされていないですけども、これも新年度から何らかの形でやはり給料、報酬を含めて改善する、引き上げる方向で検討すべきじゃないでしょうか。どれだけやるかは、市のほうで十分研究されたら、検討されたいと思うんですよ。改善の方向で検討すべきじゃないでしょうか。これが質問であります。

○市長（五位塚剛）

任用職員の給料についても、新しく年度が変わる前に1人1人面談をして、フルタイムにするか、パートにするかというのを全部話合いによって、お互いで合意の下でやってきております。

家庭の事情によって、フルタイムじゃなくてもパートでいいですよという方はたくさんいらっしゃいます。そういう中でここまで来ました。

ただ、今の言われるようなその報酬について、来年度に改善をなさいということですけど、そのことができるかどうかというのは検討したいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

このパート職員の問題は、これまでも一般質問で私が取り上げて2年ほど前ですね、それに対する答弁というのは、今の市長の答弁だったですよ。だけど、それは全てじゃないんですよ。これもさきの9月の決算委員会で各課長に聞いてみたんですよ、決算審査の中で。いわゆるこの106万円の壁というのがありますよね、全国的に。100名以上雇用する、曾於市の場合もそうですけど、職場においては106万円以上だと、夫の被扶養者となり得ないということで、国会でも今後の大きな課題として議論がされております。

しかし、少なくとも曾於市の場合は106万円の問題じゃないんですよ。私も各課長に聞いてみたんですが、決算審査で。106万円以下のパート職員というのは少ないんですよ。意外とこれも私は意外だったですよ。パート職員であっても、106万円を超えているんですね、少なからず人たちが。

だから、先ほどの市長答弁は客観的な部分的な一つの説明になりますと、全面的な説明じゃないんですよ。やはりもう繰り返しますが、市長の判断、裁量に掛かっているんです。労働政策にですね、広く言って。

ですから、せっかく自分のところで一生懸命働いている職員だから、やはり1歩ずつ、2歩ずつでもよく労働条件を変えていただきたいという、そうしたやはり気持ちで対応していただけないかというささやかな私は問題提起なんです。

この点は、ぜひお二人の副市長も市長を支える意味で、意見を前向きに上げていただきたいと思います。同じ曾於市民だから、会計年度職員もですね。

最後にまとめて申し上げます。もうこれ以上は、今度新年度を見ますけれども、正規職員である会計年度職員の待遇改善を図る、あるいは曾於市内でも市民の貧困化、あるいは貧困が広がっておりますが、こうした方々に対して物価支援等に取り組む中で、あるいは生活や仕事で困っている市民の生存権——憲法上言いますと、生存権を守るという立場で行政の特にトップ責任者として、五位塚市政のかじ取りをぜひ今後も進めていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

創政会の上村龍生です。本日は、曾於市における人口減少の状況と今後の見込みについての質問と、さらには市民の方々から寄せられました人口減少対策、それと交流人口増対策の具体策についての提案と質問を行います。

このような質問形式というのはあまりないんですけれども、簡潔に質問を行います。簡潔な答弁を求めます。

まず、1項目め、人口減少対策について。

①合併後の人口減少予想と実態を大枠で報告をしてください。

②今後の人口減少の予想を報告してください。

③人口減少対策の基本的な考え方を示してください。

この質問の1項目めの内容を前提にしながら、2、3項目めの質問を行います。

2項目め、優秀な農村の「顕彰制度」の採用について。

曾於市の農村は、子供も後継者もごく少数で、このままでは農業の自給率が下が

り、農村は潰れてしまいます。また、鹿児島県の食で「稼ぐ力」も、全国最低レベルで残念でたまりません。

「NHK23 欲望の資本主義」で語る著名人も、「2050年には日本の農村は潰れる」と語りながら、「日本の復活は農村の復活だ」と語っていますが、その改善方策は示されませんでした。

農村に一定の誇りが持てない環境は国が減びます。元気な農家に何としても頑張ってもらいたい。そうでないと後継者のモチベーションも向上しません。

そこで今回は、後継者の魂のグレードアップのための具体策を提案いたします。

①これまで校区ごと等の、地域ごとの顕彰制度は行われていたと思いますが、実情を報告してください。

②市全体で顕彰制度は例があるのか報告をしてください。

③街並み、農村景観の大切さについてどのように考えるか伺います。

④ランク付けの顕彰制度の採用について、全国的に曾於市が紹介されたと仮定した場合、どのように感じますか。また、どのような効果が生じると思うか伺います。

3項目め、交流人口増対策について。

①交流人口増の必要性について、市長の見解を伺います。

②この四、五年で国内や国外からの観光客が急速に伸びた神社が、山口県元乃隅神社であります。ここには123基の鳥居が、個人や法人等により商売繁盛・縁結び・健康祈願等として奉納されております。

アメリカの放送局CNNで放映されたことから、急速に観光客が伸びた神社です。曾於市にそのような個人の神社で構いませんが、できたとしたら市長はどのように感じるか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

1、人口減少対策についての①合併後の人口減少予想と実態について、お答えをいたします。

平成17年度から令和2年までの15年間で、約5,400人ほど減少すると予想しておりました。実態は、同じ15年間で約9,700人の減少となったところです。

このことから、予想よりも減少傾向が進行していることが分かります。

1の②今後の人口減少の予想について、お答えをいたします。

現在の予測は、令和2年に策定した総合戦略のものです。令和7年度に3万703人、令和12年度が2万7,895人、令和17年度が2万5,318人、令和22年度が2万2,845人、令和27年度が2万416人と予想しております。

1の③基本的な考えについて、お答えをいたします。

人口の変動には、出生数と死亡数の差による「自然増減」と、転入数と転出数の差による「社会増減」があります。最近の出生数からは自然増は見込めないものの、これ以上出生数が減少しないような施策を講じることと、もう一つは、転出数より転入数が増加、あるいは現状維持を保つような施策によって社会増を目指す、この2つの要素を確保することが人口減少対策の基本的な考えになると考えます。

2、優秀な農村の顕彰制度の採用についての①校区等の地域ごとの顕彰制度の実情について、お答えをいたします。

校区や地域での顕彰制度について、市で確認できる顕彰制度はありませんでした。

2の②市全体で顕彰制度は例があるかについて、お答えいたします。

市としての顕彰制度の例はありません。

2の③街並み、農村景観の大切さについて、お答えをいたします。

鹿児島県では、景観形成基本方針を示しており、目指すべき目標としては「雄大で美しい自然を生かした景観づくり」、「地域固有の歴史や文化を生かした景観づくり」、「人々の生活や営みが調和した景観づくり」としております。

曾於市においても、街並みも景観の一つだと大切にしていきたいと思っております。

また、農村環境について、地域を守る活動組織による、農地の良好な景観の保全や地域資源の適切な保全管理が実施されております。

2の④ランクづけの顕彰制度の採用について、お答えいたします。

今のところ顕彰制度の検討はしておりません。

3、交流人口増対策についての①必要性について、お答えいたします。

人口減少対策の成果はすぐには表れないため、移住や定住によらない新たな考え方の一つに交流人口があります。イベントや催し、あるいは祭りなどで市外からの訪問者を呼び込み、街の魅力や関係性を築き上げることで、さらなる交流につなげ、地域経済の発展につながることから、必要性を感じております。

3の②曾於市にそのような個人の神社で構いませんが、できたとしたら市長はどのように感じるかについて、お答えをいたします。

市内におきましては、建物を造り祀ってある神社が61社ほどありますが、山口県の元乃隅神社のように、テレビや新聞など様々なメディアに取り上げられたことで注目され、観光客が増えたことは地域への経済効果などが見込まれ、素晴らしいことだと思います。

以上です。

〇8番（上村龍生議員）

2回目の質問に入りたいと思います。

まず、人口問題については、それぞれが皆さんここにおられる執行部の皆さん、議員の方々、それぞれ同じような認識だろうと思います。非常に厳しい全国的にも同じ傾向であります、特に曾於市の場合には厳しいという認識だろうと思っております。

その観点から、2項目め以降の質問を行います。

まず、先ほども申しましたが、少子化問題は曾於市だけではなくて、全国的な課題であります。その中でも、曾於市の場合にはより深刻でございます。なかなか有効な手だてが見出せないのも実情であります。

ここに、曾於市在住の方から、「曾於市生き残りのための誇りを持てる農家のために顕彰制度採用を」との政策提案を頂きましたので、ちょっと紹介をしたいと思っております。

内容的には、曾於市から全国に向けて発信をしていきたいという提案の方の内容でございます。しばらく時間を貸してください。

誇りを持てる農家のために顕彰制度採用を。初めまして、突然勝手な村作り案を提案することを、まずお許してください。

今——この方は農村に住んでおります——この地域には子供も後継者もほとんどいませんので、このままでは農業の自給率が下がり、農村は潰れてしまいます。また、鹿児島県の食で「稼ぐ力」も、全国で最低でとても残念でなりません。NHK 23時からの「欲望の資本主義」で語る著名人も、2050年には日本の農村は潰れると申しながら、日本の復活は農村の復活だと申しています。その改善の方策は示されませんでした。

農村に一定の誇りが持てない環境は国が滅びます。元気な農家に何としても頑張ってもらいたい。そうでないと後継者の魂のグレードも向上しません。

そこで、改善策として、この地で率先して優秀な農村を選び、未来推奨型の家として顕彰していくのです。例えば、A 1、A 2、A 3、B 1、B 2、B 3などランクづけを実施します。そうすると、上位ランクのまねをするのが好きな日本人は、必ず次のステップを踏むために頑張ります。それに伴って建設業など、ほかにも繁栄をします。プラスがマイナスを引っ張るということを意図的に実施すれば、農村の形態が変わります。それに伴って、若者の後継者人口の増加が期待できます。これ以外の目先の人口増加はほとんど期待ができない。というふうにこの方はおっしゃっています。

私ども——私どもというのは、この提案をされた方のことですが——私どもは運よく世界の各地を旅行したり、留学したりしてきました。その中で世界遺産と呼ば

れる観光地や世界で最も住みやすいと言われる町や村を幾つも見てまいりました。

そして思ったのは、自然と文化に恵まれた曾於市にも、この種の村作りができるのではないかと考えたということです。

理論的根拠として、フランス人の人類学者、カイヨワは遊びには4つの要素があって、競争・偶然・模擬・眩暈が本質的だと捉えています。その1番目の競争、つまり人と競うことを挙げ、3番目の模擬、人をまねることを申し上げております。

したがって、人と競い合わせてまねをするというのは、本質的に楽しみ、喜びにつながる行為で、先頭に立つ者が周りを引っ張っていくというのは、論理的にも成り立ちます、ということです。

ただ、人権平等を好む日本人は、特定の人が顕彰されるのを嫌がる気風を持っています。これに反して顕彰制度を継続していくためには、地道に曾於市で実践を積み重ねて、積み上げてこれを全国的に広げていく、国家レベルで地方の人口を増やす計画をされていますが、本質的には農家は様々な経験的なノウハウに加え、大量に農機具を持っていないとうまくいかない。僅かなお金でうまくいかないのは目に見えております。

5年間たっても、必ず便利な都会に戻られ失敗をする。また、コロナ禍で大変な苦勞をしてまいりましたが、これが終結するのを待つ余裕もありません。もう待ったなしの状況であります。ということです。

今風に言うと、今のままではこの農村部は潰れてしまうという危機感を持っておりますということで、ぜひこの顕彰制度を取り入れていっていただいて、村作りというのは曾於市の活性化のために生かしていただきたいという提案をされております。

こういうことなんですけれども、これに関連をして、12月私が見たNHKの報道、今特集でやっていますが、多分見られた方もおると思うんですけども、日本の主食である米の生産農家についての報道がなされていました。この報道では、10年後には先ほどの農村と一緒にすけれども、米生産農家の確保が非常に困難になるという報道でございました。主食である米です。

これを考えると、私の周囲でも現在米を作っておられる農家の方々、8割、9割ぐらいでしょうかね、70代から80代の方々です、ほとんど。10年後どころではなくて、周りを見る限りでは5年後にはどうなるのかなというふうに心配をしているのが実情なんです、私の見たところでは。

曾於市の農村を守り、誇りのある農村を作り、若者を郷土により戻すための取組、その一つとしての顕彰制度であるという私は理解をしたんですけども、この顕彰制度をもし、これアイデアだけですから、予算的なことを考えると、SKLVの10

分の1、100分の1、下手したら1000分の1ぐらいですかね、予算なのではないか
ということをおもうところですが、市長、コメントがあれば。

○市長（五位塚剛）

その方が言っていらっしゃる顕彰制度というのが、ちょっとまだ私には今、上村議員が説明されましたけれども、まだよく理解ができていないところでありますので、すぐに採用できるかというのは、ちょっと言えないところであります。

○8番（上村龍生議員）

1回話をしただけで、これを全部が全部理解できるのはなかなか難しいです。ですので、「もしこういうことで内容的に確認でもしたいというときには、出向いていきますよ」というお話であります。

その程度で今回は理解していただければと思うんですが。提案者とすればこういうことがありますよと。素案として一応持っていますので、何らかの興味を示すところであれば、そのお話には出向いていきますということです。その辺を理解していただければと思います。それについて一言どうぞ。

○市長（五位塚剛）

例えば鹿屋の串良で柳谷地区というところがありまして、その集落の方々が非常に元気で頑張っていらっしゃるというのを、私も何度も見て聞いております。

そういう意味では、移住者も増えて、芸術家も増えてきておって子供たちも増えているようであります。そういう意味では、非常にそういう形になれるような制度になっていくんだったら、非常に大歓迎でありますので、そのことについてお話をする機会があれば、ありがたいなと思います。

○8番（上村龍生議員）

取りあえずそこまでということで、簡潔にいきたいと思いますので、議長、12時がちょっと過ぎるかしんないですけど、終わりますので、そのつもりでお願いします。徳峰議員が時間いっぱいでしたので、僕は簡潔にいきます。

（笑声）

○8番（上村龍生議員）

お願いします。3項目めに入ります。

1、2、3番目も、一応ある程度関連がありますので、3番目は交流人口増についてですね、これの必要性については、先ほど答弁いただきました。その中で、3項目めは、先ほどの顕彰制度のことは国内向けに曾於市から発信ができればというお話でありましたけれども、今回のやつはこれは曾於市から世界に向けて発信ができればという提案でございます。

今年の11月の末に、創政会の会派で山口県にございます長門市にある元乃隅神社

というところに視察に行ってまいりました。

ちょっと出してもらえますかね。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社の説明看板の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これは最初のちょっと見にくいかな、次の映像にまたちょっと待ってください、もう一回返って。右上のところに、あれは緑の右上にある山口県のあれは、小さなあれですね。現在地となっていますが、あの現在地は日本海のところ、左側が九州ですので、日本海側のあの辺がこの元乃隅神社です。

次の映像をお願いします。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

ここが、その昔ほとんど何もなかったところなんですが、この赤い鳥居、これ個人と会社名義のやつもありましたけれども、123基これを奉納をしてあるというところですよ。

はい、次をお願いします。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社の鳥居の写真を3枚続けて表示)

○8番(上村龍生議員)

こういう感じで、次をお願いします。もう一回お願いします。これが上から見たところですよ。左側に白い名前を書いたのがあるんですけども、個人と団体の方ですが、きっかけは最初の質問でも申し上げましたけれども、アメリカの放送局CNN、聞いたことあると思うんですが、これは「日本の最も美しい場所31選」ということで紹介をされた。それ以降、海外の方々、国外の方々と日本人、国内外・日本人、大ブレイクをしたということでございます。

曾於市にぜひ32選目ということで、そういうのができると非常に夢があるなと思うんですけども、次をお願いします。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社の大きな鳥居の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これ一番上にある鳥居なんです、今分かんないですよ。あの鳥居の上のほうにハートマークがあります。

次の映像を出してもらえますか。

(上村議員、議場モニターに大鳥居の拡大写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これです。これは賽銭箱なんです、縁結びの——曾於市に両方からこの鳥居が交わったところの一番上にこれを置いて——縁結びです。なかなか入りません。う

ちの創政会の人たち入れましたけれども、なかなか入らなかったです。私はしませんでした。

(笑声)

○8番(上村龍生議員)

ものすごく多いですよ、入れる人。

で、時々入ります。鵜戸神宮と一緒にですね。時々入るからやっぱりありがたいがあるのかな。これを縁結びと小宝祈願に活用できると、非常にこれに観光客が寄ってくるというなと思っているんですけど、次お願いします。

(上村議員、議場モニターに大鳥居の別な写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これがさっきのところです。一番上の鳥居のところで、賽銭箱が何でか知らんけどあの上にある。あまり見たことないです。はい、次お願いします。

(上村議員、議場モニターに奉納された鳥居の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これは、その奉納者のあまり名前はあれですけど、一応書いてあるということです。はい、次。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社の鳥居の写真を3枚続けて表示)

○8番(上村龍生議員)

これは、下から上の方向を向いたところですね、はい。これも一緒です。はい一緒ですね。はい、お願いします。

(上村議員、議場モニターに元乃隅神社周辺の観光案内看板の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これが、この付近の長門市ですかね、の一応この周辺を案内してある案内板ですね。はい、次お願いします。

(上村議員、議場モニターに角島大橋の写真を表示)

○8番(上村龍生議員)

これはここがもともと地元が安倍首相が出られた地元です。安倍道路と言われてるんですけど、これ関係ない。角島と言うんですかね、奥の方が。という一応ところがあったと、ここはもう追加です。はい、ありがとうございました。

ここは、今の場所、映像には出ていなかったですが、駐車場が4か所から5か所、毎日多分数百台の観光客が来ております。それと、案内所とお土産屋さんが併設されているということです。

総括をしまして、今現在の曾於市には、この一年中国内外からの観光客を呼び込める観光施設と言われるところ、あることはあるんですけども、ほとんどないと言

って過言じゃないと思っております。

曾於市にこの縁結び・小宝祈願をメインにした先ほどのあれですけども、をもし設置できるとすれば、今イメージ的に思っているのは、一つのこれも全くの空想みたいなもんですけども、弥五郎の里の銅像の裏側から、両方から鳥居がば一つと上がって、上のほうで今の最終的にはお賽銭箱を上げるというようなイメージなんですけども、そこで最終的に合流をして、縁結び・小宝祈願ができるというようなところ、これが日本の最も美しい場所32選目になれば、世界に向けて発信もできる、空想のようなもんですけども。ただこれも市民の方からこういう元乃隅神社というのがあると、こうブレイクしたところがあります、曾於市でも何とかこういうところをできないものかなという、これも提案をされてきたことです。

こっちのほうは、どっちかというイメージは湧きやすいのかなと思うんですけども。これも奉納を個人的、個人と会社関係、団体関係に鳥居等を奉納していただくという形になりますので、予算的にも市でそれほど多額が必要になるということでもないとは思いますが、大体このようなことをどうでしょうか、どげんか話ししてもらえんじやろうかということだったんですけど、市長、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

山口県の元乃隅神社というのは、私はちょっと知りませんでした。今回紹介していただきました。世界的に有名な観光地になっているようでありますが、私たちの曾於市で特別大きな観光地というのはないところでありますが、財部の悠久の森やら溝ノ口洞穴は国指定の文化財に指定されてから非常に観光客が増えてきております。パワースポットのなものもあるし、あそこは鳥居もあるからお賽銭箱を造るのは簡単であるような気がしますけど、いろんなことをやっぱりアイデアを出してもらって、市がやるというより、いろんな地元の方々が知恵を出して、またいろんな形にしてもらえばありがたいなと思っております。

特に、末吉の櫛神社は、多くの方々が今、来年の辰年に合わせた竜の模型をつくったりして、またオートバイ神社としてかなりの九州管内から来られております。そういう意味でも地元民の人たちが知恵を出し合いながらすることが、また市からも支援もしやすいし、今後そういう方々で問題提起をしてもらえば、またいいんじゃないかなというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

今回は大きく2つの提案という形を取らせていただきました。これも、それぞれ地元に住んでおられる市民の方からの一応提案でございます。アイデアはそれぞれありますので、何らかの形で、神社にしても、生かせるところはぜひ生かしていただきたいと思います。

今回、特に顕彰制度のところにつきましては、市民の方も相談があれば、いつでもこういうことですよという話に来たいという気持ちを持っております。ですので、その辺のところをまた酌んでいただきながらやっていただきたいと思います。市長、もう一回答弁をいいですか。

○市長（五位塚剛）

市の活性化のためにいろいろアイデアを出してもらうためには、非常にいいことですので、ぜひお願いをしたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

以上で終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時10分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

さくら会所属、1番、山中雅人。通告に従い、3点質問いたします。

1、南九州畜産獣医学拠点について。

①過去に行われたJRAとの交渉の経緯について伺います。

②現在の事業者の選定の進捗について伺います。

2、本市の介護施設における人手不足について。

①全国的に少子高齢化による人手不足が進んでおり、本市でも介護施設等で部屋はあっても人手が足りないといった理由で入居が拒まれる事例もあると聞くが、現在の状況について伺います。

②人手不足解消のためにどのような取組を行っているのか伺います。

3、地域の防犯対策について。

①青少年の安全な通行のために、明るい通学路の整備など大変重要であるが、自治会向けの防犯灯の設置の助成率が2分の1である根拠について伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

1、SKLVについての①交渉の経緯について、お答えをいたします。

JRAとの交渉については、馬関連施設整備に係る助成をお願いをするために、令和3年度から交渉を重ね、令和4年に採択の決定を受け、整備を進めているところです。

交渉内容は、曾於市に馬関連施設を整備することの必要性、整備規模、完成後の構想について説明をいたしました。

実績報告はこれからですが、結果として2億円規模の助成を受けたことは大きな成果と考えております。

1の②事業者選定の進捗について、お答えをいたします。

全員協議会でも報告をしましたが、牛事業、鶏事業、馬事業、地方創生エリア事業について、事業者が決定しております。

まだ決まっていないレンタルオフィス3室については、現在、追加で募集しております。

選定については、市と鹿児島大学で書類審査と面談を行い、収支等の実績に加え、大学などの実習・研究への協力姿勢、地域雇用・地域活性化への取組姿勢に重点を置いて審査を行ったところです。

2、本市の介護施設における人手不足についての①本市の介護施設における人手不足の現状について、お答えをいたします。

御質問にもございますように、介護人材不足は全国的な喫緊の課題となっており、本市の各介護施設においても人材確保に苦慮している状況です。施設によっては、人材不足により定員でのサービス提供の実施が行えず、稼働率を下げて運営している事業所もあるところです。

2の②人手不足解消のための取組について、お答えをいたします。

取組といたしまして、介護職員初任者研修など、介護従事者として働く上で必要となる知識や技術を学ぶ研修の受講について、鹿児島県の介護人材確保対策事業における助成の活用に関し、事業所への情報提供を行っております。

3、地域の防犯対策についての①防犯灯の設置の助成率が2分の1である根拠について、お答えいたします。

補助金につきましては、市補助金の適正化指針に示されているとおり、公益上必要があると認められた場合において、原則2分の1以内とすることとなっております。

自治会が設置する防犯灯につきましても、公益上必要であると認められるため、補助金の適正化指針に則り2分の1以内の補助金を交付しているところであります。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、大項目 1 点目から質問いたします。

答弁の要旨の中に、結果として 2 億円規模の助成を受けたことは大きな成果と考えていますとあります。私もそのように考えております。特に、牛、鶏研究等の事業などは、国の補助金——拠点交付金ですね——これが 9 億 9,000 万円、そして地方債が 9 億 9,000 万円、国と我々のお金が半々程度で運営しております。しかし、馬事業に関しては地方債が 1 億 5,000 万円、そして企業版ふるさと納税が 6,800 万、J R A からの補助金が 2 億円ということで J R A と本市が半分半分で運営していると、そうなっているんですけども、実態の運営としても、今後、J R A がしっかりと入っていて、J R A の馬なども事業として活用しながらやっていくものだと、私も当初想定していたんですけども、執行部としても当初はそのような予定であったのか、その過去の経緯について企画政策課長にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

ただいまの御質問につきましてですが、当初から J R A と交渉しておりましたけれども、J R A の補助要綱を見ますとこういった馬関連の施設、あるいは馬に関するいろいろな施設整備について補助を出すという、J R A がお持ちの要綱がございますので、当初から共同運営ということではなくて、初めから市が整備する施設に補助をお願いするという考えでいたところ です。

○1 番（山中雅人議員）

そういった話ですけども、当初は、私が初めてこの話を聞いたときには、馬事業ですね、20 頭馬が来るということで、1 頭当たり 20 万円で、20 掛ける 20 で、掛ける 12 ですね、1 年分、4,800 万円の預託料が最初は来るだろうといったことを最初に聞きまして、そういったつもりで、今、議論をしていたんですけども、途中からそれは 10 頭になるといったことになりまして、預託料自体も添付してある資料を見ていただきたいんですけども。

（山中議員、議場モニターに馬事業の収支シミュレーション表を表示）

○1 番（山中雅人議員）

この中に 1 頭 10 万円といった数字が書いてありまして、その 20 万円という数字が 10 万円というものにまずはちょっと変わったんですね。それはいったいどういった経緯があったのか、企画政策課長にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、少し記憶が曖昧なんですけれども、預託料につきましては当初から 10 万円というふうに言っていたと思っております。ここは確認をさせてください。

それから当初 10 万円で、開設当初から全てを預託料を持つ馬を整備するという考

え方ではなくて、年次的に増やしていこうという、市の試算上での計画だったというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

なるほど、当初から10万円だったということですね。それは納得いたしました。

その点なんですけども、それから急にと言いましょうか、前回の今鶴議員の一般質問でもあったところなんですけども、現状、預託できなくなったといったことについてどのような説明があったのか、改めて説明をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

まず、共通認識として確認をさせていただきたいんですけれども、今回、馬事業につきましてはJRAの補助を2億円頂いております。日本中央競馬会、通称JRAですけれども、こちらが馬そのものを保有している団体ではございませんで、馬を使った競争に関する事業についてはJRAさんが主催されておりますけれども、馬自体はそれぞれ馬主というか——専門的には馬主とおっしゃっているみたいですが——馬主さんがいらして、その馬をこのJRAが主催するレース上で競争させるというものでございまして、まず、馬そのものをJRAがお持ちではないというところで、共通認識を確認させていただきたいと思います。

そういったところから、馬に関する施設を、様々なところを訪問させていただいて事業の説明をしまして、獣医学の臨床をするようなこういう施設については、どの方面でも御理解をいただいたところなんですけれども、いかんせん飼育実績がございませんので、やはり少しそういったところで難色を示される馬主さんがいらっしゃるということでございます。ただ、当初計画から全て預託料を頂くような馬を計画から除外しているということではなくて、できればそういった預託料を頂けるような馬を参入できるような取組については、まだ取り組んでいる最中でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

共通認識のところでお伺いしたいんですけれども、私がこの事業を初めて聞いたとき、2億円の事業費を寄附という、助成金という形で頂くということで、多分このJRAも含めてかなり一緒にやっていくんだらうなというふうに思ったんですね。なぜかと申しますと、銀行などでも無利子・無担保でもお金を貸すというのは非常にハードル高いことでございまして、無担保どころかお金を下さるということで、ある程度事業者としても一緒にやっていくような、そういった目算がないとなかなかこんな高額な2億円という額のお金を下さるということはないんじゃないかなと思ったところです。

実際に、委員会資料などでもこのJRAという言葉が非常に頻繁に出てきており

まして、当然、規模は大小あると思うんですけども、現実の交渉によって、何らかの形で一緒に関わることは、当初、前提だと思っていたんですね。それが、J R Aがもともと馬を持っていないというのはそうなんですけれども、それは交渉の段階から、最初から分かっていたことでして、それは途中で、もともと J R Aが馬を持っていませんということで、話はちょっと別の方向に行ったように思うんですけども、そういったのというのは、タイミングとしてはいつ頃だったんでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

すいません、明確な時期については、今、書いたものを持っていないので確認できないんですけども、実はこの S K L V 事業を始める際に J R A との交渉自体はやっておったんですけども、J R A さんの言い分としては、こういった施設に補助を出すのは初めてのことだということがまず第 1 点です。

確かに馬事業をやるんですけども、実績ありませんし、賛同いただいたのは、獣医師が不足している中で臨床施設を造ることについては、大変意味が深いという御意見を頂きまして、賛同していただいたんですけども、コロナ禍で新規事業は採択しないという時期が一つありました。

それからもう一つは、ほかの部分、本体部分の整備工事が終わってからではないと現実的に採択できないというような、交渉の中のこれは交渉記録ですけども、そういったものがございまして、少し時期がずれているというところでございます。

○1 番（山中雅人議員）

通常 J R A がやってきた事業というのは、一般論でいいんですけども、大体どういった事業に出すのが一般的で、こういった施設に出すのが初めてということなのか、もう一度、具体的な説明をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

具体的な場所は、私も存じ上げないんですけども、例えば、場外馬券場に関わるアクセス道路の整備ですとか、そういった競馬場、あるいは場外馬券場などの施設に関する整備については、これまでも補助を出しているというふうに伺っております。

○1 番（山中雅人議員）

ある程度、把握したところでございます。それではこの預託事業なんですけども、この預託事業では 1 頭 1 月当たり 10 万円といったことがあるんですけども、これが一般的な事業者に切り替わった場合、これだけの事業費というか預託料を支払える事業者というのは、現状、見つかっているんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

先日、全協でも説明させていただきました、あるいは総括質疑のときにも説明をさせていただいたんですけれども、今回、馬事業に参入していただきます有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブ、こちらが今4つの支店といいますか、本店といいますか、ところで活動されているんですけれども、本店が福岡の宗像市ですが、こちらに55頭、馬が今保有されていらっしゃいます。そのうち既に26頭が、預託馬として預託料をもらいながら保有していらっしゃるということもありまして、先方の事業者からの事業計画を見ても、自社の馬をそのままSKLVのほうに持つてくるという計画でもありますので、新たに調達する必要がないという部分も一つあるのかと思います。

○1番（山中雅人議員）

カナディアン乗馬クラブさん、平成6年から始まり、従業員数は39人であるといったことが全協の資料でもあるんですけども、総括質疑でちょっと触れたところであるんですけども、改めてこのカナディアン乗馬クラブさんの予定の預託料というのは具体的にどうなっているのか、その点の収支など、報告をよろしく願います。

○企画政策課長（外山直英）

事業者選定の審査の段階で頂いている事業計画書で申し上げます。

来年4月から3年分の事業計画を頂いておりますけれども、全体事業の売上高が2,214万8,000円、このうち預託料が1,504万8,000円となっております。内訳は、預託料で個人で3頭分で564万3,000円、それからホースセラピー用の預託料5頭で940万5,000円となっています。

（「もう一度お願いします」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

事業費全体が2,214万8,000円で、預託料が、個人のほうが3頭分の564万3,000円、それからホースセラピー用が5頭で940万5,000円です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問いたします。

この事前に頂いた馬事業シミュレーションというのを見ますと、黒字になるのが令和9年度からというふうになっていまして、それまではある程度赤字なんですけども、それ以降は令和9年度から黒字になるといった試算なんですけども、いろいろそれから状況も変わったりして、馬事業者も一部確定したりはしているので、この馬事業収支シミュレーションにどのような変更があったのか、その点について伺いたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

事業者の申請段階で、先ほど申し上げました事業計画書の一部を申し上げたんですけれども、3年間でいいますと、先ほど言いました来年分の事業費が2,214万8,000円と申し上げました。支出のほうは1,803万円、来年の馬の頭数が11頭、来年だけで、計画上のシミュレーションですので間違いないのかということではないんですけれども、今、先方の事業計画書では411万8,000円の黒字、初年度から黒字です。

次年度、令和7年度が、事業費全体が2,897万円、そのうち支出が2,118万円で、779万円の黒字。

3期目、令和8年ですけれども——すみません、令和7年は15頭ですね、15頭規模——で、令和8年の第3期、こちらが24頭規模になって、事業費が4,001万5,000円で、支出が2,605万円、黒字が1,396万5,000円というふうに事業計画上ではなっております。

○1番（山中雅人議員）

それでは、馬事業の収支シミュレーションなども鑑みると、当初よりも、計画としてはいい方向に進んでいるといった理解でいいのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

あくまでも、今、申し上げましたのは事業者側の事業シミュレーションですので、ここは精査する必要があるかというふうに考えております。それから馬の導入につきましても、もう少し協議が必要かというふうに考えておりますので、現段階ではそういう答弁をさせていただきます。

○1番（山中雅人議員）

もろもろ預託料などの質問をしていたんですけれども、現状、馬のキャパもあると思うんですけれども、このキャパが埋まる頃というのは大体いつ頃とかあるんでしょうか、施設の充足するとか、現状のキャパが埋まる、そういった計画などはあるんでしょうか。その点、お伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

馬の厩舎のことですかね。先ほど事業計画でも申し上げましたけれども、来年が11頭導入するということですので、3年間でフルに持っていくという事業計画でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは1点目の質問を終えまして、2点目の質問に移ります。

この本市の介護施設における人手不足なんですけれども、では資料を変えていただきます。

(山中議員、議場モニターに市内の介護施設の入所状況をまとめた表を表示)

○1番(山中雅人議員)

見づらいですね、失礼いたしました。

当初、添付資料の予定だったんですけども、一応口頭で説明をいたしますと、この資料の中に空き状況というのが、ここに出ているんですけども、そのうち一番上が147、この待機者というのが266名あります。よくこれが文教厚生委員会でも論点にはなるんですけども、結局、空いてるけど待機者がいるといったことが問題になっております。この答弁でもあるんですけども、やはりこの空き状況と待機者というこの差、これを埋める努力というのが、今後、必要になっていくと思うんですけども、まず、この状況についてどのような認識を持っているのか、福祉介護課にお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長(上集 勉)

今、質問にありました待機者と空き状況ですが、空き状況におきましては、確かに人手不足によりまして稼働率が下がっている施設もあります。あと待機者のほうですが、待機者のほうといたしましては、施設の待機の登録につきましては、複数の施設に皆さん登録されておられます。あと、入所できても他の施設の待機状況登録を抹消するのをしてもらえない人、あと広域の施設につきましては市外の待機者もいるということで、実際の待機者というのが個人情報関係からも、実待機者数というのは今のところ把握できていないところでございます。実人数というのは、待機者のほうは、実際はまだ少ないところであります。

○1番(山中雅人議員)

この実人数が把握できないといった問題なんですけども、ただ、この実人数を把握しないことには、今後の施設の建設や統廃合などにも含めて支障があると思うんですけども、現状、こういった点を基準としてそういった待機状況などを考えているのか、統計上はどういった点を特に重点的に見ているのか、その点を福祉介護課にお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長(上集 勉)

今のところは、各個人についております、計画を立てる——ちょっと度忘れしました——方がおられますが……。

(「ケアマネジャー」と言う者あり)

○福祉介護課長兼福祉事務所長(上集 勉)

ケアマネジャーとかがおられますが、その方から実際にどうしても自宅で見れないとか、どうしてもできない、施設に入らないといけないという人なんかは、どうにかして居宅介護や短期入所という手段なんかを使って、何とか今のところは対応

ができていような状態であります。そのような方、ケアマネジャーさんなどから情報を得て、実際に、どうしても入れない人を把握するような状態であります。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問いたします。

そういった個別のケアマネジャーさんとの相談によって考えているといった答弁だったんですけども、この答弁にある、稼働率を下げて運営している事業所もありますとあるんですけども、これはどういった事業所で、大体、全体のどれくらいになるんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今、うちのほうで把握しているのは1事業所、これにも出てきているんですが、ちょっと現在のうちの把握しているのと若干違うんですが、特別養護老人ホームたからべ園のほうで、現在、職員の人員不足によりまして、27人入所している状態があります。ほかにつきましては、今のところ人員不足で稼働率を下げているという話は、把握はできていないところであります。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、この空き状況を含めておおむね充足しているといった理解でいいんでしょうか。改めて、その点お伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

完全に充足しているかと言われると、100%とは言い切れませんが、今のところは何とかできていると思っております。

○1 番（山中雅人議員）

私の、いろいろ事業者さんとか聞いてみますと、かなり労働者不足によって、なかなか施設を充足していないと聞いたところもあるんですけども、ちょっと答弁とそごがあって、一応当局としてはおおむね充足しているといったことなんですけども、現状、どういった取組としてそういった労働者の確保をしているのか、その職員さん、その点、改めてお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

現在は、先ほども市長が答弁しましたとおり、県の人材確保対策事業を各施設のほうに案内はしているところではございますが、最近の3年間ぐらいはどこの施設も申込みがないところであります。

今後の取組といたしましては、市内の高校生に対して介護の仕事内容等を知っていただいたり、魅力を伝える場を設けることや、あと介護従事者として働く上で必要となる知識や技術を学ぶ研修会の実施等を、今のところでは検討をしているところでございます。

○1 番（山中雅人議員）

そういった研修の回数や実態など、現状、そういったデータがあれば説明をお願いします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

現在は、今のところ研修等は行っていないところです。
以上です。

○1 番（山中雅人議員）

つまり、実行しているのは鹿児島県ということでもいいんでしょうか。鹿児島県が実行していて、それに対して情報提供している段階であるといったことでもいいんでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

研修自体はやっているわけではなくて、研修を受ける費用を県のほうが出してくれている、2分の1補助をしているということでもあります。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、福祉介護課長にお伺いしたいんですけども、本市では少子高齢化が非常に進んでおりまして、特に介護施設などについても問題だと思うんですけども、現状、充足しているということは新しくそういった施設などの建設する計画や事業所等を拡大していく、そういった余地というか、そういったものがないというところなんでしょうか。現状で満たされているのか、それとも今後、何かしら拡大していく方針としてあるのか、その点について福祉介護課長にお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今後は、全国的に人口も減少しております。高齢者の数も高齢化率は今上がっているところですが、本市においても高齢者の数が若干ずつ減ってきております。また、本市の入所系の介護施設の状況は近隣の市町村と比較しましても、人口に対する施設数は大変多い状況であります。今後、やはり高齢者が減っていく中で、新たに施設を増やすことは人材不足もありますし、また、人材の取り合い、事業所同士で人材の取り合い等にもなる可能性もあり、施設の廃止に繋がりがかねない、そのようなこともありまして、今のところでは施設を増やす計画はないところであります。

○1 番（山中雅人議員）

そういった方針の中で、なかなか人材の取り合いになってしまうから、現状の計画がないといった答弁でありました。その点なんですけども、本市では外国人労働者は基本的に農業分野が中心となっているんですけども、この介護福祉分野での外国人労働者の実態というのが、今のところデータとしてあれば、概要の説明だけでも大丈夫ですので、答弁をお願いします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

介護分野におきましての外国人労働者というのは、今のところ、申し訳ありませんが把握はしていないところでございます。

○1番（山中雅人議員）

近隣自治体でも、外国人労働者を福祉介護分野で活用していくということを聞くんですけども、現状、そういった方向性など内部で検討はなされていないのでしょうか。これは市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

テレビ等やら新聞等でも外国の方が日本に来て、勉強しながら介護の資格を取って勤めている例というのは紹介されております。県内でもそれが進んでいるだろうと思っております。また、私たちの曾於市内においても、いろんな施設の方々が人的な問題で非常に心配されておりますので、当然、そのことについては検討はしてもいいと思うんですけど、各施設の方々と協議をしないといけないだろうというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

私も、実は施設の相談がありまして、外国人労働者を使いたいんだけどノウハウもなく、現状の職員さんたちとなかなかマッチングというか、言葉の問題も不安があって、人手不足だけどあまり使いたくないといったことがありました。やはりそういったことで、最初の使い出せば本当に農業分野でそうですけれども、ほかの農家さんたち同士で話し合ったりとかして、こういったトラブルにはこういった対応をすればいいんだと、そういった形で広がっていくんですけども、なかなか現状、数としていないもので、最初の取っかかりがない状態でなかなか難しく、人手不足で大変なんだけどもそこに手が出ないといったところがあると思うんですけども、その点、ある程度市として、言葉の補助とか、こういった場合にはこういった契約書を作ればいいのか、そういった形である程度サポートもしていてもいいと思うんですけども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、農業分野において外国の方を雇用されて、かなり今進んできております。ですから、そういう外国の方々の、少なくとも曾於市内にいらっしゃる人たちの交流の場、また研修の場をやはり確立する必要があるというふうに思っております。今後、具体的にその話が進んでくるだろうというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

先ほど市長から、そういった研修の場などの話が具体的に進んでいくだろうといった答弁がありましたけども、実際にそういった農業分野も含めてですけども、外

国人労働者のマッチングや言語の研修等の担当は、一応、市民環境課にはなると思いますが、今後、そういった担当課のほうでどういったことが考えられるのでしょうか。現状の説明でも大丈夫ですので、可能であればよろしくお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

外国人の多言語研修といいますか、文化の交流ですとか、その分野は企画政策課が担当しております。ただ労働条件に関しては、私のところの所管ではなくて商工のほうになるのかなと。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今の外国人労働者の件ということで、今、お話が出ていますけれども、以前もこのような外国人労働者の外国人労働者というのは、研修生、実習生、その辺の事業者が雇用していく上でのいろんな協議というところで、この近くでは大崎の商工会等が率先してやっているということで伺っていますが、またその辺を、また勉強させていただきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

改めて、今回は福祉介護分野について質問したんですけれども、あらゆる分野が人手不足が進んでいきますので、今の質問も、私もどこに投げかけていいか分かんなかったんですけれども、やはり担当課としてもちゃんとここの部署が担当するといったことでしっかり確定させて、統一的な、外国人も曾於市に住んでいる一つの市民ではありますので、ちゃんと統一的な、包括的なサポートができるように、対応を改めてお願いするものであります。

それでは3点目の質問です。地域の防犯対策についてに移ります。

これなんですけれども、端的に言いまして2分の1が非常にきついといった声が上がっておりまして、現状、特に自治会の加入率も下がっている中で2分の1を子供たちのために負担するのはいいんですけども、なかなか、言ってしまえば自治会に加入していない子供たちもたくさんいるので、そこで自治会の人たちだけがこれを負担するというのは不公平だろうといった陳情も私は受けました。

改めまして、この2分の1で本当にいいのか、これを3分の2に増やしても私はいいんじゃないかと思うんですけれども、これの市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今まで子供たちの通学路として、市のほうで街路灯設置事業をずっとやってきました。それに補完する形で、地域内の自治会の中のものについては、自治会から申請があったものに対して2分の1補助ということできずっと進めてきました。それで

も足りない部分が非常にあります。だからこのことについては、やはり非常に子供たちの通学路、また夜の問題を含めたら、住民の命と暮らしを守る上では、防犯灯設置というのは非常に大事だと思っております。ただ、今すぐに3分の2ということにはちょっとまだ議論しておりませんが、何らかの形でしなければならないときが来るのではないかなというふうには考えております。

○1番（山中雅人議員）

何らかの形でしなければならないときが来るだろうといった形の前向きな答弁をいただきました。私も本当にそのとおりであると考えております。やはり地域の防犯というのは、安全を守るというのは、本来自治会の仕事ではないです。あくまで役所や警察の仕事でありまして、それをある種、善意で自治会の皆さんにお願いしているものであると私は認識しております。

例えば、志布志などはLEDに変える場合、3分の2の補助をするなどそういったある程度、融通を利かした形での補助のアップなどもいろいろされているとは思いますが、そういった形の一部の増額というか、補助金の増額などもあり得ると思うんですが、これは総務課の見解をお伺いいたします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

防犯灯につきましては、曾於市といたしましても負担軽減という形で、まず平成28年でございますけれども、電気代が高いということでLED灯を補助の対象としたところでございます。そして引込柱、こちらのほうも補助限度額を8,000円に引き上げたところでございます。あと令和3年でございますけれども、蛍光灯から、先ほど志布志のほうがあったということでございますが、蛍光灯からLED灯への更新を補助の対象としたところでございます。そしてもう一点でございますが、台風、そして落雷等の災害による場合の修繕費用、こちらのほうも補助の対象として追加したところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

そういった形で、本市でもLEDの切替えは当然進んでいるんですが、やっぱり言いたいのは、自治会が半分を当然負担、今しているんですが、たださっきの話もあくまで上限が拡大しただけであって、補助率自体は変わっていないわけですし、そこをある程度上げてほしいと。また加えましては、可能ならばやっぱり電気代の維持費、都城市などは、当然財政が豊かではあるんですが、設置だけでなく維持費も都城市が持っております。そういった形で全体的な自治会の負担の軽減もしていかなないと、曾於市の地域コミュニティの活性化推進計画でもどん

どん自治会の加入率が下がっていく、自治会離れが深刻になっていくということが書いてありまして、そして地域コミュニティなども作動しているんですけども、そういった地域コミュニティの作動のようなことと並行して、自治会自体の負担の軽減も同時並行でやっていかないと、やはり効果としては上がっていかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今までがこういう防犯灯取付けに対して一定の補助をしてきました。今、LEDの取替えについても補助をしていますけど、後の使用料は自治会でお願いしますというのが今までの基本的な考えで、それでずっと来てまいりました。今言われるように、財政力の高いところは自主財源できるでしょうけど、これを全部一気に市で持てといっても、大変厳しい問題があります。まずは防犯灯の少ないところ、そこをやっぱ増やすという意味ではもうちょっと、市もいろいろ考え方を変えて、やっぱり安全なまち作りという意味での取組が必要だろうというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

負担の点なんですけども、自治体の負担、この令和2年度の決算などを見ますと、これは84万円が自治体の防犯灯の支出として上がっておりまして、直近の令和5年でありますと128万円、ちょっと上がってはいるんですけども、128万円ということでそこまで大きな額ではないんですね。これを3分の2にする、4分の3にする、それはいろいろ議論の余地あるところなんですけども、現状、少し増やしてもそこまで財政的な負担が格段に拡大するというわけではないので、ぜひ検討していただきたいんですけども、その点、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

防犯灯だけでなくいろいろな支援をしておりますので、やはりこれは各公民会長さん、また自治会長さんを交えて議論をして、積極的に明るいまち作りをするという意味でも大事な問題でありますので、議論をさせていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

以上3点について質問いたしました。特に2点目、3点目含めまして、住みやすいまち作りについて、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会、矢上弘幸。議長の許可を得ましたので、大きく6つの項目に分けて質問させていただきます。

1、かごしま国体について。

①初日、2日目の来場者数について伺います。

②武術太極拳の会場となったことで、武術太極拳連盟との接点ができましたが、将来的な展望について伺います。

2、総合大学について。

①講座数と受講者の推移について伺います。

②同じ講座を3年続けて受講すると、翌年度から受講できなくなる理由について伺います。

③今回、アンケートがありましたが、その意図について伺います。

3、閉校跡地の活用法について。

①大隅南小、財部北小が閉校し、今年度で高岡小が閉校いたしますが、それぞれの活用状況、活用予定について伺います。

②閉校後の校長住宅、教頭住宅の活用状況について伺います。

4、特認校について。

①特認校の基準について伺います。

②市内には特認校が何校あるか、またそれぞれの学校の生徒数の推移について伺います。

5、子ども議会について。

①子ども議会の目的について伺います。

②以前は質問の内容を市報に載せていましたが、報告だけにした理由について伺います。

6、SOO Good FMについて。

①番組審議会は年に何回実施して、どのように公表しているか伺います。

②番組審議会の委員の選定基準、番組の選定基準について伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問事項の6については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の6以外については、教育長に後から答弁させます。

6、SOO Good FMについての①番組審議会の回数と公表について、お答えをいたします。

この審議会は、一般財団法人まちづくり曾於が、放送番組審議会規約に基づいて行っているものですが、年に4回以上の審議会を実施し、その結果については、まちづくり曾於の事務所がある末吉総合センター内の掲示板で公表されております。

6の②審議会委員と番組の選定基準について、お答えをいたします。

委員の選定は、規約の第2条により、市内に居住又は通勤、通学する良識ある男女6名以上で構成し、代表理事が委嘱するとあります。産業経済や福祉、人権などの様々な分野から8名の委員が委嘱されております。

また、番組の選定については明確な基準は明記されていないようですが、審議会委員による選定を行っております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、かごしま国体についての①初日、2日目の来場者数について、お答えいたします。

燃ゆる感動かごしま国体の公開競技として開催された武術太極拳は41都道府県から選手・監督が出場し、9月23日、24日の2日間開催されました。

来場者数は、初日が選手・監督110人、観客約1,000人で、総勢1,110人、2日目は選手・監督79人、観客約800人で、総数879人でありました。

次に、1の②武術太極拳の会場となり、武術太極拳連盟との接点ができたが、将来的な展望について、お答えいたします。

公益財団法人日本武術太極拳連盟によると、日本国内での太極拳の愛好者は約150万人おり、うち7割が女性の競技者と言われております。

また、ねんりんピックの正式種目であり、生涯スポーツとして幅広い年齢の方に親しまれています。

本市では、曾於市総合大学の講座として平成18年から太極拳講座、平成27年からさわやか武術太極拳講座の2講座を開講し、生涯取り組めるスポーツの一つとして普及を図ってきました。

今後も、太極拳が市民の健康づくりの一つとなるように、令和3年度から曾於市スポーツ協会に加入された曾於市武術太極拳協会と連携を進めていきたいと思います。

次に、2、総合大学についての①講座数と受講者の推移について、お答えいたします。

令和元年度は104講座を開講し、延べ2,208人が受講、令和2年度は58講座を開講し、延べ883人が受講、令和3年度は85講座を開講し、延べ1,436人が受講、令和4年度は80講座を開講し、延べ1,680人が受講、令和5年度は81講座を開講し、延べ1,609人が受講しています。

2の②同じ講座を3年続けて受講すると、翌年度から受講できない理由について、お答えいたします。

総合大学講座は「きっかけづくり」という考え方にに基づき、受講者の選択肢を広げていく視点から、同一講座及び同種講座の受講を3年間までと制限いたしました。

2の③アンケートの意図について、お答えいたします。

3年制について、受講者から多くの意見が出されており、3年間では知識や技術を習得できない、健康維持のためのスポーツ講座を4年以降も継続して受講したいという意見が寄せられておりましたので、今回アンケートを取ったところでありま
す。受講者の意見として3年制への反対が多ければ、教育委員会として、来年度から3年制を廃止する方向で検討しているところです。

3、閉校跡地の活用方法についての①大隅南小、財部北小が閉校し、今年度高岡小が閉校するが、それぞれの活用状況、活用予定について、お答えいたします。

令和4年3月に閉校した大隅南小学校は、現在、地域コミュニティの拠点、地区住民の交流の場として随時活用されています。

令和5年3月に閉校した財部北小学校は、屋外運動場を校区公民館が利用していますが、校舎や体育館は現在、利活用には至っておりません。教育委員会としては、曾於市学校跡地活用推進会議の中で、全庁的に活用に向けた協議を今後進めてまいります。

令和6年3月に閉校する高岡小学校は、現在、校区公民館と施設活用について協議を行っております。

地域の活動拠点の役割も担っている学校施設については、地域住民の利用希望を優先的に考慮し、その地域ごとに跡地利活用を検討してまいります。

3の②閉校後の校長住宅、教頭住宅の活用状況について、お答えいたします。

近年閉校した教職員住宅は市長部局に所管替えを行い、利用できるものについては、市有住宅への転用や公売等を行っております。

4、特認校についての①特認校の基準について、お答えいたします。

曾於市における特認校とは、「小規模校の存続」及び、「豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育」を望む児童と保護者の思いに応えることを目

的とした制度です。

特認校の基準については、児童数の推移と今後の学校運営の展望について学校と保護者、地域が十分に話し合いを行った上で要望の上がった学校に対し、教育委員会が認可をしております。

4の②市内には特認校が何校あるか。またそれぞれの学校の生徒数の推移について、お答えいたします。

現在の特認校は、高岡小、岩北小、岩南小、光神小、中谷小の5校です。本年度はこの制度を利用して、岩北小へ1世帯2人、中谷小へ2世帯4人が登校しています。

当該学校の児童数の推移について、過去3年と来年度の見込みだけ述べます。

高岡小が令和3年度が5人、令和4年度が6人、令和5年度が5人です。岩北小が令和3年度が9人、そのうち特認校生が1人、令和4年度が9人で、そのうちの2人が特認校、令和5年度は8人で、そのうちの2人が特認校、令和6年度は10人で、そのうちの特認校生は1名。岩南小は令和3年度が20人、令和4年度が16名、令和5年度が10名、令和6年度は11名の生徒の見込みです。光神小が令和3年度が11名、令和4年度が12名、令和5年度が10名、令和6年度が10名です。中谷小学校が令和3年度に15名、そのうち5名が特認校です。令和4年度が17名、そのうちの5名が特認校、令和5年度が15名、そのうちの特認校生が4名、令和6年度は14名で、そのうち3名が特認校生となっています。

次に、5、子ども議会についての①子ども議会の目的について、お答えいたします。

曾於市子ども議会開催要綱において、「曾於市子ども議会」で模擬議会の経験を通して、議会への理解と市政への興味・関心を高め、将来の主権者としての青少年の育成を図ることを目的としております。

これは、子供たちが政治や社会のことに関心を持ち、自分ごととして社会に参画できる態度を育む主権者教育のねらいに基づいているものです。令和5年度の子ども議会では、この主権者教育のねらいが達成されるように、少子高齢化、人口減少といった曾於市の課題について、児童生徒が自分ごととして考えることができるように、「大人になっても住み続けたい曾於市であるために」というテーマを定め、各学校において話し合い活動を通して提言をまとめるよう計画し、実施いたしました。

5の②以前は質問の内容を市報に載せていたが、報告だけの理由について、お答えいたします。

子ども議会の市報への掲載については、議員御指摘のとおり平成27年度に市の広報誌に質問と回答を載せておりましたが、現在は残念ながら報告だけにとどまって

おります。

今後は、子ども議会の事業内容を市民の方々に理解していただき、その様子を知っていただけるように広報の在り方についても考えてまいります。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

では、順番に質問していきます。

かごしま国体についてですが、初日が集客が1,000人、2日目が800人ということでしたが、集客は十分にできたと考えていますか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

集客数については、今ありましたように1日目が1,000人、2日目が800人という人数で、こちらの事務局としては大盛況でなかったかなというふうに思っているところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

のぼりを私は体育館や栄楽公園の周辺では見たんですけど、それ以外ではあまり見かけなかったんですけど、実際はどういうところに設置したんでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

会場内にまず、小学校、中学校で手作りののぼり旗を見たかと思うんですが、41都道府県の参加がございましたので、41枚の子供たちが作った手作りののぼり旗を会場内に掲げております。あと、会場周辺ではございますが、総合体育館の周辺に約50枚ののぼり旗を設置したところでございます。

あと、懸垂幕の設置については、本庁、各市町、高原病院の前に5月からそれぞれ4か所には設置をしたところでございます。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

総合体育館の周りにのぼりを設置されたということなんですけど、財部や大隅にはのぼりとかは設置されなかったんでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

議員がおっしゃるとおり、大会会場の周辺、総合体育館の周辺にだけ、のぼり旗のほうは設置をしたところでございます。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

例えば、県下一周駅伝や流鏑馬、弥五郎どん祭り、鬼追いなどありますが、そ

れぞれ道路沿いにのぼりとかを立てているんですけど、今回どうして体育館周辺だけになったのか、実行委員もいらっしまったと思うんですけど、そのメンバーはそれに対してどういう意見とかあったんでしょうか、お聞きします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

一応、のぼり旗についてはやはり県外から来られるということで、大会会場、体育館の周辺を中心にのぼり旗は立てたところでございます。実行委員会の中では、一応のぼり旗の設置等については周辺に行いますよということは、会の中では話したところですが、市内全域ののぼり旗の設置については意見が出なかったところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

国体なんですけど、どうしても曾於市全体で盛り上げるというイメージがなかったような気がしますけど、ポスターも財部、大隅、末吉の商店街とかにも貼ってなかったような感じがしたんですけど、そこはどうなっていましたか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

ポスターの掲示については、令和4年10月1日から、本庁と大隅・財部支所、あとそれぞれの町の体育館、公民館、あとはプール、生きいきセンターの公共事業所、あとその他市内の店舗にポスターを掲示しております。Aコープ、ドラッグストアなどにも掲示をいたしたところでございます。あと広報等についてはホームページを利用したり、あと市報、FM等を使って周知を図ったところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

どうしても、体育館周りに実際足を運ばないとのぼりが出てこなかったりするんで、盛り上がりには欠けるんじゃないかなと。私は2日間とも行ったので、集客に関しても大盛況と言われましたが、そこまで多くなかったような感じがします。実際、鬼神太鼓のメンバーの方たちも観客数に入っているんだろうなとは思っているんですけど、もうちょっとおもてなしができていなかったような感じがするんですけど。例えば今回、太極拳や武術太極拳の会場になったんですけど、今後の関わり合いとして、市としてはどういうお考えを持っているか、市長にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、ほかのスポーツと違って公開競技の武術太極拳でやりましたので、どうしても限られた方しか来られなかったというのがもう実情であります。ただ、太極拳の県の方々、全国の方々ともいろいろお話をしましたが、十分よくしていただいたということは言われました。今後は、太極拳についても、生涯学習や

らまたいろんな形での競技の推進について、また取組をしていきたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

南日本新聞では、ホッケー会場となった薩摩川内市が、国体から1か月後にホッケー教室を開くなどして記事になっております。曾於市も台湾の里港郷とも友好関係を深めていくのであれば、太極拳は相互文化理解にもあり、健康寿命を伸ばすという意味で、今後、体験教室や演武披露とかをしたほうがいいのではないかと思いますのですが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まず、太極拳のスポーツをやはりもうちょっと知らせる必要があるだろうと思っております。特に女性の方がたくさん参加されておまして、健康作りのために非常にいい競技だと思っております。引き続き教育委員会とも相談しながら、市民の方々にも一つのスポーツとして、また文化行事として、いろんな意味で取組をしていきたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

前向きな検討、よろしくお願いします。

では、次に移ります。

総合大学についてですが、講座数が今横ばいになって、受講者数も横ばいになっております。それに対して、今度3年制が実施されたとなったときに受講できなくなったら、受講者数が極端に減っていくのではないかとと思われるんですけど、それはどう考えでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

この3年制の導入については、令和3年度から実施をするということで導入を図ったところでございます。今年度が3年目になるわけなんですけど、そういう中で多くの方から、3年目以降は受講できないのかという意見がございました。

実際、5年度で言いますと、1,103人の方が申し込みをされております。そのうち3年制の導入をいたしますと、360人の方が来年度から講座を受けられないような状況になっております。先ほど教育長が答弁しましたとおり、その中でアンケートも取りまして、今集計をいたしているところでございます。反対の意見が多ければ、来年度以降は、3年度制度はもう廃止をしようというふうに教育委員会としては考えているところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、3年続けて受講されていた受講生が、次、受講できなくなったときに、今度はその講座自体が廃止になる可能性も考えられます。そうなったときに、4年以後も使えればよかったのという声が出てくるのは当然だと思うんですね。

例えば、運動系の講座というのは自宅ではしないという人が結構いらっしゃいます。外に出るから体を動かす、またそれが楽しみの一つになっているという声もあります。健康寿命が延びるのであれば、4年以降も続けていいのではないかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

議員が申しますように、総合大学の講座の中では、教育学部、健康学部というような芸術学部、それぞれ学部を分けて、それぞれ講座を設けております。議員が申しますように、なかなか家では取り組めないと、スポーツ系についてはやはり外に出てみんなと体を動かしたいと、そういう意見等もございます。アンケートの中を見たら、やはりそういう意見等もございますので、来年度以降は、そこら辺は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

きっかけづくりということは分かるんですけども、気軽に参加できるというのでも総合大学はすごくいいなと思います。人気がある講座に関しては人数を増やしたり、講座数を増やしたりというのはできないのでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

毎年、講座の見直し等も行いながら、講座を決めているところでございます。一応、先生方と講師の先生方がいらっしゃいます。やはり教えられる人数の範囲というのがございますので、そういうところが増やせるかについては、また講師の先生と話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

講師の先生方も、4年目以降も受講できるのであれば受講させたいというふうにおっしゃられていたので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

では、次に移ります。

3番目、閉校跡地の活用法についてですけど、例えば文部科学省の廃校活用事例集というのもありますように、廃校の情報提供とかあります。まだ未活用のところがありますけど、廃校の情報提供とか、公募とかは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

まず、平成24年に閉校した中学校等については公募を行いました。公募を行いまして、財部北中学校跡地には森の学校、さらには財部南中学校も、現在ドローンの講座等で利用されているところがございます。

それ以降、今回閉校した3校については、学校を閉校する際に地域からの要望書がありました。その中には、地域のために役立ててほしいという要望がございましたので、それに向けて現在、地域と話し合いを進めているところがございます。

○4番（矢上弘幸議員）

地域の活用になればいいんですけど、その活用が年に数回とかでしたら、情報を提供して公募して、にぎわいが生まれたり、雇用が生まれるきっかけになればいいのかなと思うんですけど、例えば先ほど言われましたように、地域の住民の方たちと話し合いをされてなかなか結果が出てこないというときは、どういうふうな感じで考えていますか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

実は、昨日も高岡小の会議に出席しておりまして、そこでも意見集約をしております。高岡小については地域の校区としての体育館等がなくなるということで、そういうことを踏まえて地域に残してほしいという要望があるところがございます。その前に、閉校した財部北小については、旧財部北中学校の体育館があるので、現在、地域としては主だった活用は考えていないということが、地域として話し合われているところがございます。それをもって、先ほど申し上げた庁内会議に諮りまして、どのような方法があるかということを庁内でももんでいきたいと考えております。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、放課後デイサービスとかフリースクール、ほかにも鹿児島は竹林が全国一位ということで、去年、曾於高校がSDGs QUESTみらい甲子園というので、竹歯ブラシで健康と竹林問題を解決というのを発表して賞を取っています。あとは、イノシシの被害が増えてきているので、ジビエの加工場とかもできるんじゃないかなと考えているんですけど、そういったお考えはないでしょうか。

○教育長（中村涼一）

閉校した学校の跡地をどうするかということについては、教育委員会としては基本的にまず地域の意向を最優先するということで、企業誘致とかそういう話があれば、当然、地域にも話を投げかけていきたいと思っておりますが、今のところ地域の意向から企業誘致等を希望する声は出ておりませんので、基本的には地域が利用できる形で教育委員会としては維持管理をしていく、そういう方向で話をしていると

ころです。

○4番（矢上弘幸議員）

分かりました。

それでは、廃校になった校長、教頭住宅ですけど、未活用の校長、教頭住宅というのは幾つぐらいありますか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

現在まで閉校になりました大隅南小学校、財部北小学校の校長住宅、教頭住宅について、お答えをしたいと思います。

大隅南小学校につきましては、校長住宅、教頭住宅両方とも市長部局へ転用をいたしまして、売却したようでございます。財部北小学校の校長住宅、教頭住宅についても購入をしたいという希望者がおりましたので、それについて手続を進めているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

それ以前の例えば廃校になった学校の校長、教頭住宅というのは、もう全部処分されたんでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

いわゆる中学校の統合に伴う校長、教頭住宅については、市有住宅への転用を図って、地域の方に貸出しをしているところであります。

○4番（矢上弘幸議員）

実際、その教頭住宅を借りようと思っている方から話を聞いたんですけども、中の空気の入替えとかもされてなかったということで、結構傷みが激しかったりするものですから、そういうのの手入れとかはきちんとはされているんでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

現在の教職員住宅については、校長先生、教頭先生が利用されている間の修繕、営繕関係については、教育委員会で適切に行っているつもりでございます。その後、民間の方が借りられるときの具合については、若干我々で把握ができていない状況でございます。

○4番（矢上弘幸議員）

なるべく次の方にスムーズに貸出しができるような感じで、受渡しができるような感じで、定期的な手入れとかもしてほしいとは考えていますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

特認校についてですが、現在、特認校で行っている生徒が岩北小と中谷小の2校だけになっていますが、その件に関しては、教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

基本的に、特認校については保護者の送迎が原則になっておりますので、なかなか保護者にとってはハードルが高いのかなと。その中で中谷、それから岩北については、その辺を十分理解されている保護者のほうが入っているということで、本来ならば希望したいんだけど、どうしても交通手段がないということで諦められた保護者もいらっしゃるというのは、学校から聞いております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、不登校になった生徒が特認校に行きたいってなっても、年度始めからしか行けないというふうに伺っております。年度途中から特認校に行くことはできないのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

不登校で学校を変りたいということは、特認校とは関係なくその状況に応じて、十分教育委員会としては対応したいと思います。特認校、途中だからだめということではなくて、我々教育委員会としては、子供が学校が行けるんだったら何とかその方向でやりたいと思いますので、特認校は途中からは認めないということで、そういう場合は、特認校ではなくて不登校という理由で、学校へ転校が叶えば行けるということで、申請していただけたらと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば特認校のすぐ近くに住んでいて、今行っている学校から特認校が近いからそっちに転校したいと思っても、今の教育長の答弁だったら、特認校じゃないところに転校してほしいということでよかったのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

この場合は就学指定変更という制度がありますので、そちらでお願いできたらと思っています。とにかく、就学の機会を子供たちにしっかりと与えるというのが我々教育委員会の責務ですので、不登校でこの学校ではなかなか行けないという場合によっては、学校を変えて新しいところだったら行けるかも、そういう可能性が少しでもあるのであれば、我々としてはそれを認めていく方向でいます。ただ、先ほど申し上げましたように、そうなった場合も保護者の送迎というのが一つ条件になってきますので、その辺の理解をいただければ、教育委員会としては認めていく方向で考えています。

○4番（矢上弘幸議員）

各学校が特認校のPRとしていろいろチラシを作っておりますけど、実際に、あ

まりPRがまだ足りていないような気が、しないような気もするんですけど。例えば、昨年度から夢見る学校、映画、上映されていますけど、通知表をなくしたりとかされている学校がありますよね。そういうのを特認校でやってみるというのは、提案とかはできないんでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

曾於市の特認校の場合は、曾於市小規模校入学特別認可制度に基づくものでございます。これは平成9年に文科省のほうで、児童数が減少して存続が危ぶまれる学校において、小規模校のよさを生かした特色ある学校経営を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められるという文科省が示したものになっております。あくまで学校の特色というのは、学校長がいろいろな地域の実態等生かして決めていくものだと思いますので、広報につきましては、先ほどありましたようにパンフレットや学校便りやいろんなホームページ等でも公開しておりますので、そこに賛同していただける方が、保護者が今のところ通っていらっしゃるということではないかなと思います。また通知表につきましても、校長がそのような下、決めていくものと認識しております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

どうしても特認校というともう児童数が少なくて、行く行くはもう統廃合になるんじゃないかなという思いがありますけど、どうせなら夢見る学校をせっかく曾於市でも上映しているので、そういう取組を特認校でできたら、提案できたらいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

子ども議会についてですけど、昨年度、子ども議会の内容というか子ども議会があった報告を写真と記事で載せてましたけど、今年度は載せていなかったんですよね。その理由についてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

子ども議会につきましては、平成26年のほうから開始をしていると思いますけれども、市報につきましては、平成27年のほうに一度、4ページにわたって掲載をさせていただいているところでございます。市報につきましては、それ以降につきましては、平成28年度以降は報告という形で実施しているものと考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

2015年、8年前なんですけど、その10月号に載せてありました。私もそれを見まして、今の子供たちが二十歳前後なんですよ、その子供たちが曾於高校の文理科だったり入学してくれて、活躍してくれたなあとは思ってました。せっかく子供たちに投げかける、子供たちが議会で発言するいい機会なのにそれを載せないのは何でだろうなあと思って、それを載せるだけでも例えば達成感がありますし、地域の住民の方々も、同じ地域の小学校、中学校の児童・生徒が活躍しているのを見ると元気にもなります。今後、そういったことを載せる機会というのはないんでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員のおっしゃるように、本当にこの子ども議会に参加した児童・生徒の非常にすばらしい発表が、平成27年に拝見をいたしました。これは主権者教育を今、学校では取り組んでおりますけども、これは単に政治の仕組みについて必要な知識を身につけるということではなくて、議員がおっしゃるように地域の課題を協同して解決していくとか、それぞれの発達の段階に応じて、そういった主体的な主権者ということに寄与するというのは非常に大事なことだと思いますので、今後、市報等にも許せば、そういった形で大きく取り上げて、ぜひ子供たちのよりよい社会への構成員の一員ということの意識を高めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

私たち議員もなんですけど、一般質問で質問した内容が実際形になったときは、すごいうれしいものがあります。子供たちも質問、提言したものが実際に形になって実行されたらかなりうれしい、達成感があると思います。ですので、なおさら紙面とかに、市報だったりに載せてあげたほうがいいのではないかと思います。もし、紙面の都合上難しいというのであれば、同じ議会、子ども議会なので議会だよりに掲載してもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育長（中村涼一）

ぜひ議会だより、載せていただけたらと思うんですが、本当に今年の子ども議会は少し、昨年までは生涯学習課が担当していたのを今年から学校教育課に変えて、要望型の子ども議会から提言型の子ども議会ということで初めての試みで、また子供たちはタブレットを使ってプレゼンをしながら、また学校で取り組んで、みんなで考えた提言を発表していただきました。

そういった意味で、私も後から、これをもっと映像とか、きちっとまた広くお伝えできたら、市民の方に伝えることができたかなと思っております。来年は広報の

方をお願いして、ぶち抜き4面ぐらいで広報できるようにしたいと思いますので、貴重な御意見だと思って受け止めております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

分かりました。

では、次の質問に移ります。

SOO Good FMについて。以前はSOO Good FMのホームページに番組審議会の内容を載せてたんですけど、令和3年4月21日が最後でそれ以降は載せてないんですけど、それ以降載せてない理由をお聞かせいただけたらと思います。

○企画政策課長（外山直英）

審議会の結果を掲示してあるというところは確認しているんですけども、ホームページに載せてない理由というのは把握しておりません。

○4番（矢上弘幸議員）

ほかのFMとかはホームページとかに毎掲載しているんですけど、今回、番組審議会の内容を掲示板に載せているということは全然知らなかったものですから、実際に審議会がしたのだろうかというのは思っています。別に公表してなかったら本当にやっているかどうか分からないので、今後、ホームページとかに公表する予定はないのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

まず審議会の開催状況ですけども、過去3年間、令和5年度も含めて、全て4回程度開催されていらっしゃいます。今後のそのホームページの掲載については、まちづくり曾於のほうとも協議したいというふうに考えております。

○4番（矢上弘幸議員）

最近、私もよく番組を聞くんですけど、市民の方から番組の質がちょっと落ちたよねという声をよく聞きます。番組審議会ですそういう内容、どういう番組を審議しているのか分かりませんが、例えばクレームがあった番組とかを審議する、若しくは例えば、メッセージがたくさん来る人気のある番組しか審議しないのか、どちらなんだろうって思ってしまうんですけど、本当にクレームがあった番組とかを審議しているんだろうかというのはちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

○企画政策課長（外山直英）

審議会に諮る番組の内容については、審議会の規約で放送番組の編成の基準というものを基に審議会委員で決定しているというふうに伺っておりまして、細かいところは確認しておりませんが、人気のある番組だけを審議会に諮っていると

か、あるいはクレームがあった番組は審議会に諮っていないとか、そういったところは確認できておりませんが、特にクレームのあった番組については、SOO Good FMの放送している内容は全て録音されておりますので、それを確認した上で、そのクレームがあった番組については、当時放送したパーソナリティなどに確認を取ったりして、指導しているというふうに伺っております。

○4番（矢上弘幸議員）

クレームがあること自体はよっぽどなことだと思いますけど、不快だと感じたらテレビと同じで見ないし、ラジオも不快だと思ったら聞かなくなりますので、なので、例えば市も負担金を出しているわけですので、そこは市もきちっと声を出して、番組審議委員会の内容をホームページにアップするとか、そういうことは言ってもいいんじゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、私も何回かといいますか、車で運転している間よく聞いております。それでアナウンサーが間違ったことを喋ったときはすぐに指摘をして、訂正をしてもらうようにしております。また以前、スポンサーの方が非常に問題的なことをされておりましたので、引き続き提供として受けないということを厳しくそういう指摘をして、改善的なものはちゃんとやっております。

また公共的なものがありますので、中立性を持ってちゃんと喋るようにということも含めて、市としてもそれは会社のほうにちゃんとそれは指摘をしているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

市長もきつく言ってくださると思いますので、SOO Good FMは市内唯一のFM局なので、この中立的な放送を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日13日午後10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時59分

令和5年第4回曾於市議會定例会

令和5年12月13日

(第4日目)

令和5年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月13日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第5 今鶴 治信 議員
通告第6 出水 優樹 議員
通告第7 岩水 豊 議員
通告第8 瀬戸口恵理 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	（ 欠 員 ）	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

11番、創志会、今鶴です。私は大きく3つの項目について質問いたします。

まず、第1番目に、農業公社について。

①農業公社が購入した土地の面積・筆数について伺います。

②土地の取得目的について伺います。

続きまして、第2番目に、観光振興について。

①曾於市観光協会の観光事業の実績（過去5年間）について伺います。

そして最後に、台湾里港郷との交流について質問いたします。

①今後の交流計画（曾於市・教育委員会）について伺います。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、農業公社についての①農業公社が購入した土地の面積・筆数について、お答えをいたします。

農業公社が購入しました土地は、農業公社に隣接しております土地で、所在地が曾於市大隅町中之内5808番の2。筆数が1筆であります。面積が4,122㎡。地目が雑種地であります。

1の②土地の取得目的について、お答えをいたします。

農業公社が取り組んでおりますコントラクター事業の作業機械、製品等の保管倉庫を設置するために、隣接する土地を取得しております。

2、観光振興についての①曾於市観光協会の観光事業の実績について、お答えをいたします。

曾於市観光協会には、これまで多くの観光事業を計画し、お客様に喜ばれる観光ツアーなどを実施していただいております。

令和元年度から令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による旅行や外出の自粛に伴い、市外者向けの観光ツアーを実施することはできなかったようではありますが、年度ごとに観光ツアーの実施回数を報告しますと、平成30年度139回、令和元年度62回、令和2年度37回、令和3年度34回、令和4年度40回の実施であります。

主な観光ツアーで申しますと、「よかところ再発見ツアー」、「悠久の森散策」、「溝ノ口洞穴の見学」、「柚子やブルーベリーなどの収穫体験」を実施していただいております。

3、台湾里港郷との交流についての①今後の交流について、お答えをいたします。

令和4年度からスタートした相互交流事業はこれまで、令和5年1月に行政と議会の合同訪問、また5月には行政による訪問で国際交流促進覚書を締結しました。

今後の予定は、12月の20日から、私と教育長を含む3人で里港郷の小中学校を訪問し、令和6年1月に市議会が訪問する予定と聞いております。

これからの展開については、友好都市協定を見据え、観光や教育等の相互交流や農産物、海産物等の物流の促進を行うための基盤づくりを構築したいと考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁を頂きましたので、質問項目ごとに順次、また再度質問をしてまいります。

今回、全員協議会で説明がございましたけど、農業公社に隣接する土地を4,122㎡買われた。農地かと思いましたが、雑種地ということで農地転用の必要がないということですので、スムーズに計画は進むんじゃないかと思っておりますが、今のところ取得目的がコントラクター事業用の作業機械等の保管倉庫の建設予定とありますけど、4,100㎡以上の土地のうち、これから具体的に設計とか入っていかれるんでしょうけど、そのうちのどのぐらいの面積をこの保管倉庫に使うのか。また、残ったところはどういうふうに利用するか、検討されているかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

この土地は農業公社の隣でありまして、農業公社が取得すべき土地であるというふうに考えております。また、大型機械を入れるところが今なくて別のところにも保管しておりますので、当然それを計画しております。同時に堆肥センターから出

るこの堆肥をまた一時保管して安く農家にも提供できるような堆肥のそういう一時保管場所もできないかということも検討しております。まだ具体的な数字というか、どういうふうにするというのはまだ出てきておりませんが、理事長のほうで今後の計画があるかもしれませんので、大休寺副市長から答弁をさせたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

今市長からありましたが、私はちょっと理事長ではなくて、今、一理事でございます。理事長は丸野理事長でございますので。

計画としましては、農業公社の単独ではとてもできるような金額ではございません。多分、億近くになるのかなと思っておりますけども、そうすると農業公社のJAと曾於市で出資しておりますので、そちらで建てるのか、市のほうの単独で建てるのか。国庫補助とかそういう補助を考えますと、市のほうで建てないといけないのかなという、そこも含めて今畜産課のほうで有利な補助事業がないかということで今調査をさせているところです。

具体的な面積とかはまだ出しておりません。ただ、今倉庫を持っておりますので、重機を持ち上げたりとか、それなりの施設が必要になりますから、今建っている農業公社のあの倉庫、あれぐらいの倉庫は必要でありますし、今市長が申し上げた堆肥の一時置場、そういうものを含めて、そういう活用できる補助金がないか今検討しているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

既に取得済みということで予算等も計上されていたんでしょうけど、今回この土地を取得するに当たっての金額は幾らであったのか。また、農協との共同の農業公社でありますけど、取得は市有地として取得されたのかどうか、伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

取得は農業公社で取得をしております。

金額のほうは令和4年度で購入しましたので、土地代が164万8,000円、平米単価が400円になります。それに伴います分筆登記委託等は25万4,545円、合わせて190万2,545円取得には掛かっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

まずは機械等の保管倉庫が第一目的、そしてまた、私も以前、堆肥の一時発酵的なものを、保管場所をして安く農家に提供できないかという意見も言ったことがありますけど、そういうことも含めて、今後検討されるということでもあります。それには賛成するところではありますが、また、このコントラクター事業を今されておまして、以前も私も生産牛がいますので市のほうから、公社のほうからそういう牧

草の購入は希望がないかという通知が来ておりましたが、昨年のコントラクター事業における牧草等の生産販売等は、どのようになっていたか伺います。畜産課長が答えますかね。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

昨年、令和4年度の自社生産によります販売実績につきましては、ロールのほう が100と90がありまして、合計で334本、金額ベースで128万1,000円の販売額でございました。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今後、新たにまた堆肥の保管場所からいろいろな国の有利な事業がないかということで検討していくということでしたが、それに伴い、やはり笠木原のところの水田の、以前も質問しましたが、わら等が利用されず焼却処分とかすき込みが多い、曾於市全体であります、そういうふうにして円安もありましたし、飼料高騰もなっております。そういう状況の中でそういうわら等の有効利用ということで、スペースがあればそういう保管場所的なものも今後ですけど検討できないか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

笠木原地区におきましても、たくさんの水稻地域がありまして、今言われるようにわらの再利用がまだうまくいっていない部分があります。そのわらを一つのロールとしたほうが私はいいいというふうに思っております。それについても農業公社のほうで検討させていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ有効利用ということで、今後のことでありますけど、そこも検討していただきたいと思います。

そしてまた、カンショ農家の方から私に対してお願いがあったんですけど、志布志市のほうではリモコンヘリによる農薬散布じゃないかと思うんですけど、基腐れ対策等で直接的国の助成もありますけど、資材とかそういうことに、農薬散布について志布志のほうでは助成をされているのに曾於市はそういうのがないんですよねということで、五位塚市長がいち早く財部南小学校にそういうドローンの教習所みたいなのも誘致されたわけではありますが、今後、農業公社の展開として、ドローンによるそういう農薬散布事業も取り組んでいく時期じゃないかと思っていますけど、その辺について市長の見解はどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

今ドローンによる水稻の農薬散布、またカンショとかその他の農薬散布が非常に進んでおります。市内の農家でもドローンの資格を取ってされている方もいらっしゃいますので、当然今後、農業公社としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

今、市長から前向きな答弁で、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。以前は、私も質問したんですけど、そういう最初のうちはドローンに対応する、そういう薬剤散布等の数も限られていたので、実用性はどうかと思っていましたが、今は市長がおっしゃるように、個人的に購入されて、スマート農業でドローンによる農薬散布等も行っている人もいらっしゃいますけど、やはり小規模の方と高齢化の方々はなかなかそういうのも動噴のホースを引っ張ってくるのも本当に大変だということで、市のほうでそういうドローンで散布していただければ非常に助かるんですがという意見でありましたので、市長がそのように答弁を頂きましたのでぜひそちらも検討していただきたいと思います。

1 番目の農業公社についての質問は終わります。

続きまして、観光振興についてでございます。

今、1 回目の答弁を頂きましたけど、平成30年は139回、このときだったと思うんですけど、非常に曾於市にいろんな、史跡巡りそういうのでイベントを組んで観光客がたくさん見えていい傾向だなと思ってすごく期待していたところでありますが、いかんせんコロナでなかなかできなかったということで、令和4年が若干増えてきて40回となっているということではありますが、主に曾於市のバスを利用する史跡巡りとか、ここにある主な観光ツアーの内容だと思うんですけど、1 回平均どのぐらいの方がこういうイベントに参加されているのかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

令和4年度で申しますと、1 回当たり18名ほどの方が参加していただいているようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

こういう募集を市のホームページ等とかそういうところで募集をされているのかどうか、私もよく分からないところでありますが、募集の取り組み方、また主にどういうところの方々が参加、市内の方も含めて多いのかと思うんですけど、どういう方々が参加されているのか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

まず募集の方法なんですけれども、曾於市観光協会のホームページがございます。こちらのほうでこういうツアーの案内というものをしているようでございます。

それから場合によっては市の広報紙等を通したり、そういうのも募集を掛けている状況でございます。

また、このツアーへの参加者となりますが、令和4年度で申しますと、よかところ再発見ツアーにつきましては、曾於市内の方で参加をしていただいております。またそのほかにも、市外で申しますと、いろんな協議会等の研修とか、そのような形で市外からも伊佐のほうから来られたりとか、そのような形で曾於市のほうにお越しいただいているようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

商工観光課が担当課であるけど、曾於市観光協会がこういうのに取り組んでいるということで了解したところでございますが、平成30年には139回実施できたということで、観光協会のマンパワーにもよると思うんですけど、令和4年度が40回ということで予算的規模で、コロナも第5類になったところでございますが、139回、平成30年の実績があるわけですけど、今後また予算等も含めてそういう回数まで伸ばしていけることは可能かどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、観光協会のほうとも月次定例会等も行っているわけですけども、その中でやはりこの観光に関しまして、今後またいろんなツアー等を取り組みたいという意向等もございまして、独自事業でも取り組んでいきたいというのがございますので、ここはまた力を入れていきたいというふうに伺っているところでございます。なるべくこの30年度に近づけるような取組を今後またお願いをするところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

これまでも平成30年度の回数が多いときも取り組まれたのかもしれませんが、やはり曾於市の特産品である牛肉のいい肉とか、黒豚とか、しゃぶしゃぶとか、そういう食事をするツアーとか、そういうのもこの中には含まれているのかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

これまでの観光協会のほうで行っていただきましたツアーの中で、まず観光協会の会員であられる飲食店を御活用いただいたり、若しくは道の駅おおすみ、すえよ

し、そういうところでの食事等も昼は利用していただいております。ツアーの中にそこが盛り込まれたツアーということになっているようであります。ですのでそこでいろんな、末吉であればもちろんバイキングがございますので、そのバイキングの中で曾於市の特産品を頂いているという状況でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

昨日の同僚の上村議員のほうも交流人口数を増やす何らかの対策を立てるべきじゃないかということで質問があったところでございます。全く私も同じ考えで今回質問をしているところでございます。その中で溝ノ口洞穴が国の天然記念物になったという市長からの答弁もございましたが、これも市民の方より指摘を受けたところでございますが、あそこの溝ノ口洞穴の奥まで行くと携帯電話が電波が入らないということで非常にそういう車のトラブル、又は急な発作等による対応としたとき連絡ができにくいんじゃないかということで指摘を受けましたので、一応私も確認したところ、やはり中谷のあの辺までは電波が立つんですけど、それ以降の中に入っていくたびにほとんどつながらない状況であります。そういうことで曾於市でできることは限られているんですけど、やはりそういう観光地のインフラ整備等も必要であると思いますので、携帯電話会社等に観光地として今後曾於市も力を入れている事業であるので、基地局を整備していただけないかということをして市のほうでもお願いしないとすぐにできることじゃないと思いますので、市長、その辺はどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

今、溝ノ口洞穴につきましては、電源も来ておりませんので、今、九電と打合せをして電気工事の申請もして、浄化槽もちゃんとできるように進めているところでございます。また、道幅についても今拡張工事を行っております。同時に今言われますように、携帯電話が入らないという状況もありましたので、これについても今後すぐ上の方には直接、携帯電話が入りますけど、あの近辺に受信の鉄塔を立ててもらえば十分可能だと思いますので、それはぜひ進めていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひ、すぐにできることじゃないとは思いますが、トップセールスとして市長がぜひ市の職員を通じてインフラ整備をしていただきたいと思います。

それと、いろいろ曾於市の中でも観光という幅広くありますけど、直近で行われました弥五郎どん祭り、また末吉の住吉神社の流鏑馬、正月に行われる鬼追い、こういう文化的資源というか、弥五郎どん祭りは県下三大祭りということで広く取り

上げられて見に来られる方も前夜祭から非常に多いです。鬼追いもそういうふうに定着していると思うんですけど、私も今回この質問に当たり、末吉の住吉の流鏝馬を検索したところ、県の観光協会、また市のホームページ等の宣伝はあるんですけど、残念ながらユーチューブとかそういうSNS的なところに動画が上がっていないということで、やはりそういうことも観光協会、また商工観光課が取り組むかですけど、やはり私たちの伝統ある長い歴史の文化のイベントでありますので、そういうのを広く知らしめるために、そうすると全国的に拡散されますので、一回は見てきたい、またそれに伴いまして今年も弓で、馬に乗られる方も毎年か何年かに一回変わるんですけど、今年は何々さんがこういうふうに乗られたとか、そういうことも市のほうでアピールしないと、あの流鏝馬大会のためにすごく以前から練習を取り組まれ、やはりけが等もありますから、二、三人の大人がついていないとできることではありません。それとまた馬等もこの日に向かってずっと飼養管理されていますが、五位塚市長がその辺は補助を大分頂いたところではありますが、やはり今、個人的というか、そういう方々に頼った流鏝馬の文化事業の継続でありますので、もうちょっと市のほうも、それに向かって、コロナの折で関係者だけとか、去年はだったんですけど、今年はもう全体的に取り組まれているわけでありますので、そういう宣伝というか、プロパガンダ的な啓蒙的なものも、当事者は流鏝馬に向かって一生懸命やられているから余裕がございませんので、観光協会若しくは市のほうでそういう今年の準備の期間からそういうこともちょっと動画等にしてまとめてするとまた、いろいろ見ると高山のやぶさめはすぐ出てくるんですけど、末吉の流鏝馬が、私が聞いたところによると、小笠原流で住吉の流鏝馬のほうも物すごく格も上であるというのも聞いておりますので、その件についてはどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

住吉の流鏝馬については、三枝俊博さんが中心となって、流鏝馬の保存会という組織でやってきました。これに対して県のほうから今回、県の表彰を受けられました。本当にありがたいというふうに思っております。ただ、高山の流鏝馬は行政が中心となっている流鏝馬でありまして、うちの末吉の流鏝馬とはちょっと違う部分があります。そういう意味では個人に物すごく負担があるかなと思っております。今回SKLVが完成しますと、馬の事業部が入ってきますので、この事業の中に流鏝馬の馬等も場合によっては参加してもらって、いろんな意味での流鏝馬をできる環境作りをまたそういう行政としても応援ができるのではないかなと考えております。今言われるように曾於市をPRするための発信については、新聞等においては支局長さんの努力でかなり曾於市の記事は載りますが、このテレビ局を含めた、またSNSを含めたこういうものが曾於市の発信が非常に弱いというふうに私も感

じております。こういう意味では担当課を中心としてこの分野の力をどうにか進めていきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

市長もそういうこともお考えということで、ぜひ一朝一夕にいくことではございませんけど、やっぱりそういう保存会の方々が一生懸命頑張っていることだけに甘えずに、行政としても本当大事な伝統ある行事でありますので、お力添えをお願いしたいと思っております。

それと観光振興という意味で神社仏閣等で政教分離的な難しいところもあるんですけど、昨日、同僚の上村議員の質問の中で、市長がうちの地元の檍神社の取組についても一生懸命頑張っているという答弁がございました。市長はよく御存じですけど、日本二輪車文化協会が認めるバイク神社で鹿児島県で2番目に今選ばれて、この前、市長も参加されたんですけど、呼び掛けたところ、400台を超えるバイクが檍神社に集合したということで新聞等でも取り上げられて、非常にバイク愛好家の方々が中心にされているイベントでございましたけど、その中で今簡易のトイレが設置されているところでございます。そういう中で非常にそういうことをSNS、また新聞等で檍神社のことを知った方々が日常茶飯事的に、私もたまに通るんですけど、よくバイクが来てお参りをされています。という中で、行政としてはできるのは限られていると思うんですけど、やはりそういう観光事業として取り組んでいる方々にそういう施設整備等の一部助成等でも、今後そういう規則等を作って取り組んでいって、また曾於市の全体的観光事業を盛り上げていくべきじゃないかと思っておりますけど、その辺について市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

今言われますように檍神社がここ10年の間で地域の方々が本当に努力をされて整備をしておられます。そういう意味では本当にボランティア的な活動ですけど、やはりそういう地域の皆さんたちが地域を守るといふそういう組織が私は大事だと思っております。それに対して行政がどういう形でできるかということですけど、政教分離的なものはありますけど、今多くの方々が来られてトイレの整備をしてほしいという要望もあるようでございます。何らかの形で支援ができないかということも含めて、今後はよく検討していきたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

本当、観光振興ということで非常に幅が広いところでありますが、やはり伝統的な文化、また風景を生かしながら、曾於市は非常に、財部の三連轟を含め、悠久の森、また私たちの南之郷の憩いの森等も、そういう観光資源は十分にあると思いますので、ぜひまた市のほうも、全てできるわけじゃありませんけど、そういう施設、

インフラ整備等に一部でも助成をしていただいて観光振興がますます盛んになることを期待したいと思っております。

観光振興については、以上で終わらせていただきます。

最後に、11月にも台湾里港郷から郷長さんをはじめ、たくさんの方々がみえて、交流会ができて非常によかったと思っております。そのことを含めて、今後の台湾里港郷との交流についてますます発展していくことを期待して、ここに質問を上げたところでございます。

先ほど答弁の中で12月20日から教育長と市長と3人で里港郷の小中学校を訪問する予定があるということでございましたが、私も市長、教育長ということで答弁を求めていたんですけど、今度行かれてからいろいろ先方との協議の中で交流を進めていかれるとは思いますが、教育長として今回、市長と3人で行かれるに当たって、台湾との今後の交流をどのように、そのようにいかないかもしれないけど、今どういう展望を抱いていらっしゃるかどうか伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

台湾との交流については、これまでも議会のほうでいろいろ御質問は受けておりますが、今回の訪問については、向こうのほうとのきっかけというか、今後どういうふうに進めていくか、曾於市の我々のほうの考えをきちんとお伝えして、向こうの意向も聴きながら進めていきたいと思っております。

具体的にはわれわれの希望としては、曾於市の小中学校と向こうの小中学校の交流、また今独自に県のほうが曾於高校と台湾のほうの学校との交流もやっていますので、できれば高校まで含めて小中高、向こうの学校と交流ができればと思っています。もし可能であれば、子供たちの交流ということで曾於市から子供たちを派遣できたり、そういう交流まで、相互交流までいけたらいいなと思っていますが、今回の訪問はそれができるかどうか、そのきっかけになることを向こうと十分協議していきたいと思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今回に先だって市長も覚書を曾於市と里港郷と交わされております。その中でここに書いてあるように、観光や教育等の相互交流、農産物、海産物等の物流の促進を行うというのが条文にうたっております。そこで、議会のほうも今度また1月末から半分の議員の方が行く予定であります。そういうことを含めて、人的交流はもちろんであります。ここに書いてあるように農産物、海産物の物流ということで、すぐにはできないことかもしれませんが、私も市長、前の久長議長とお供して、

最初訪問したとき、すごく台南の地区で暖かいところでパイナップルの産地だと聞いておりました。その時期は植えてあって、まだパイナップルは収穫できる状況ではなかったところではありますが、やはり今、曾於市も3つの道の駅を持っておりますので、そういうところでパイナップルに限らずに台湾のそういう果物、また農産物、海産物があればそういうのも、貿易上そういうのが簡単にはできないのかもしれませんが、そういうものを曾於市に持ってきて売る。また、曾於市の畜産物、農産物等もお茶とかもありますので、そういうのも向こうのほうでどこか場所を提供していただいて売る場所を作るといふ、そういう将来的なことをございますけど、ここに書いてあるように、そういうことも具体的にできないか、トップセールスとして市長もせっかくこういう交流ができましたので、今後のことでありますが、市長としてどういうふうに展望を抱いていらっしゃるか伺います。

○市長（五位塚剛）

台湾には県の市長会としても参加させていただきました。そのときに台湾の大きなスーパーを何箇所か見学をさせていただきました。そうしたら、日本の鹿児島県の黒牛、黒豚を含めて大分販売されておりました。いろんな意味で台湾とは今後も農産物の販売ができるというふうに思っております。今そのことを含めて、またいろんな県のほうも何らかの形で支援をしたいという話もありましたので、ぜひ曾於市もそういう形に乗かって、特に私たちの曾於市にはナンチクといって外国にも輸出をできる資格を持った事業者がいますので、ぜひ取り組んでいきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

以前、今度曾於市のほうに西原商会在鹿屋、国分、都城の支店を統合するという事で物流センターを建設することに決定しました。その中で西原商会の社長さんが、ある程度の小さなロットでも私たちの企業でもそういう外国のほうの支社もあるので支店もあるので、そういうことも協力できることがあったら相談してくださいという話を市長とも一緒に聞きましたけど、手段はいろいろあると思いますけど、その辺についても、西原商会在全国展開、また国際的に展開されている企業が曾於市に来るわけでありますので、そういうこともまた市長として相談する考えなのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

西原商会さんが曾於市に進出をしていただきました。本当にありがたいというふうに思っております。西原さんのお考えは、国産のものを安心して国民に届けるといふ非常に大きな考え方を持っておられます。私たちの曾於市のユズも青ユズもいっぱい今取ってもらっております。これが今、全国のいろんなところに流通が始ま

りましたけど、今言われるように西原商会さんの力を借りて、私たちの曽於市のいろんなものを販売してもらえるように、また引き続き努力をしたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

台湾の里港郷との交流が非常にスムーズに進み出したんじゃないかと期待しているところでもあります。相手方がいらっしゃることでもありますので、いろいろこれからスムーズにいかないこともあるかもしれませんが、ぜひせつかくの交流を発展して、また姉妹盟約等も結べるぐらい交流が盛んになることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時43分
再開 午前10時45分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、出水優樹議員の発言を許可いたします。

○2番（出水優樹議員）

れいわ会、2番、出水優樹です。議長の許可を得ましたので、さきに通告していました3項目について質問いたします。

1、有害鳥獣対策について。

①本市が勧めている対策内容を伺います。

②有害鳥獣による昨年度と今年度の被害状況を伺います。

2、本市の農業について。

①現在の耕作者件数を伺います。

②現在の休耕地の状況を伺います。

③今後の本市の農業展望について、市長の見解を伺います。

④飼料、肥料の高騰が続いているが、農業就労者に対する本市の独自のさらなる支援策を考えているか伺います。

3、人口減少問題について。

①本市の転入者、転出者の状況を過去3年分について伺います。

②人口減少対策について、今後どのような具体策を計画しているか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、出水議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、有害鳥獣対策についての①本市が勧めている対策内容について、お答えをいたします。

イノシシによる水稻やカンショの被害が多い状況でありますので、対策として、駆除活動を行いながら、侵入防止柵の設置による被害防止対策が効果的であると考えます。

令和4年度から国の事業を活用して、侵入防止柵であるワイヤーメッシュ柵の設置を4地区で実施し、その効果が顕著に現れておりますので、現在推進をしているところです。

1の②有害鳥獣被害の昨年度と今年度の状況について、お答えをいたします。

令和5年4月から10月末までの捕獲報告実績と前年度同期間の実績について報告をいたします。

イノシシは令和4年が858頭、令和5年が936頭、シカは令和4年が72頭、令和5年が49頭、アナグマは令和4年が349頭、令和5年が234頭、タヌキは令和4年が634頭、令和5年が443頭、ノウサギは令和4年が55羽、令和5年が35羽、カラスは令和4年が747羽、令和5年が607羽となっております。

なお、被害が多いイノシシの令和3年度と令和4年度の実績としましては、令和3年は950頭、令和4年は2,034頭となっております。

2、本市の農業についての①現在の耕作者件数について、お答えをいたします。

令和2年度の農林業センサスの統計書の数値にて報告いたします。

総農家数2,845戸となっております。

2の②現在の休耕地の状況について、お答えをいたします。

農業委員会で実施しております農地パトロールで令和4年度の遊休農地面積が、水田、約192ha、畑地、約157ha、合計の約349haとなっております。

2の③今後の本市の農業展望について、お答えをいたします。

今後の曾於市の農業展望につきましては、高齢化が進み農業従事者が減少する一方で、担い手農家1戸当たりの経営面積は増加し、経営の大規模化や法人化が進んでいくのではないかと考えます。

規模拡大につきましては、労働力の確保、農地の集約等の課題解決が必要となっておりまいますので、関係機関と連携した農業公社を活用した生産体制の確立、スマート農業による省力化、農地集約など経営基盤の確立を図り、担い手農家を育成していくことが重要かと考えます。

2の④飼料、肥料の高騰が続いているが、農業就労者に対する本市独自のさらなる支援策について、お答えをいたします。

国、県の事業と併せながら今後、検討してまいりたいと思います。

3、人口減少問題についての①本市の転入者、転出者の過去3年分の状況について、お答えをいたします。

本市の転入者と転出者の状況につきましては、令和2年度は、転入者が1,005人で、転出者は1,150人です。

令和3年度は、転入者が896人で、転出者は1,129人です。

令和4年度は、転入者が1,182人で、転出者は1,093人となっております。

3の②今後の具体策について、お答えをいたします。

現在、子育てしやすい市を目指していることもあり、子ども医療費18歳まで無料、保育料・給食費の軽減、住宅取得祝金の増額等様々な施策を展開しております。

今後も新婚・子育て転入世帯を継続的に支援する施策を検討、展開したいと考えております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、出水議員の一般質問を続行いたします。

○2番（出水優樹議員）

有害鳥獣から行きたいと思いますが、捕獲が増えている中で農家への被害は増えているのか、減っているのかお聞きします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

年度別被害状況でいいますと、毎年、県のほうに農作物の被害状況報告というのをを出しております。その直近の金額ベースでの被害状況で申しますと、令和元年度が854万6,000円、令和2年度が1,316万円、令和3年度が1,028万1,000円、令和4年度が1,617万3,000円となっております。令和3年度は減っておりますけれども、年々増加している状況でございます。また、その中でもイノシシの被害が約8割を占めている状況でございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

猟友会も頑張っていらっしゃって、捕獲頭数は相当増えていると思います。しかし農家への被害は今まで以上に多いと感じているのが現状です。水路なんかもやっぱりイノシシが土手を掘ってしまい、その水路を埋めて災害につながったりとか、土砂崩れをしたりとか、そういうのも大分増えているように感じます。このような被害が増えているのですが、市長はこのような報告は来なかったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

農家からも含めて、自分のカンショ畑、また水田にイノシシが入ってきて非常に苦労しているという話も何度も聞いております。また、外園地区でも直接見ましたが、畑の畦をものの見事に壊しております。どうにかしてほしいという農家からの声は聴いております。

○2番（出水優樹議員）

今、畑に出て唐芋などいろいろ食べるものも栄養の高いものを食べるようになって出産頭数も増えていると聞きますが、その調査や生態系について専門家等を加えて議論などはしたことがあるかお聞きします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

そういった出産頭数等々について専門家を呼んでそういう検討はまだしていないところでございますけれども、捕獲隊の方のお話を伺うと、通常イノシシについては1産で4から5頭ぐらいと聞いております。ただ捕獲隊の話によりますと、七、八頭連れた個体を見たという話も伺っているところでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

私も山の多い町に住んでいるので、この動物の生態系については、子供から大人まで今から勉強する必要も出てくるのかなと思いますが、市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

農作物に対してこれだけ被害が多くなっておりますので、イノシシの生態系を含めて研究する必要があるだろうと思っております。この間いろんな形で研究をしておりますけど、自然現象によってこれだけ山の木を切ったりすると、山のほうで今まで食べられた食料がなくなってきて人家の近くまで来ているというのが実態でありますので、そういうことも含めて再度研究をしてみたいというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

イノシシの被害を減らすために、再度聞きますけど、どのような策が一番よいと

考えられていますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

先ほどの市長答弁でもあったところでございますが、駆除活動を行いながら侵入防止柵が効果的であると考えております。最近では、農業者の方がそれぞれの畑、田んぼを電気柵やネットであったり、ここ数年よく見られますピンクのテープ、こういうもので対策をされておりますが、昨年度から市内の4地区で取り組んでおりますワイヤーメッシュ柵等が一番効果的ではないかと考えているところでございます。

○2番（出水優樹議員）

私もそう思うのですが、ワイヤーメッシュはなぜよいと思われませんか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

圃場を確実に囲うことができ物理的に有害鳥獣、イノシシを遮断できる、そういったところが効果的であるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

私も農業をしているので、やっぱり電気柵とネット柵などではちょっと限界が来ているのかなと思い、私もワイヤーメッシュを農家の方々には勧めているところであります。その中で今の現状をお聞きしたいのですが、ワイヤーメッシュの設置状況とこれからの設置予定のデータがあれば教えてください。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

令和4年度が4地区で財部の大峯、大隅の小久保と中村地区、笠木原地区でございます。5年度が大隅の笠木原地区と岩元地区でございます。令和6年度が5地区、今要望がありまして、大隅が4地区、財部が1地区という要望となっております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

次に、ワイヤーメッシュを設置した農家さんの意見というか、設置したことによってイノシシの被害が減ったのか、減っていないのか、ちょっとデータがあればお聞きしたいです。お願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

データのものはありませんけれども、イノシシの侵入がなくなったと。ただ、

たまにワイヤーメッシュの下を掘っているとか、そういう状況は聞いているところでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

ワイヤーメッシュの下を掘っている、私も聞いたことがあります、やはりそういう状況も出てくるのだなというのは感じました。その中で、今の状況では多分それでもワイヤーメッシュのほうが良いと私も思いますので、そのままできるだけ広げられるように伝えていきたいと思います。

ワイヤーメッシュを設置する条件として、以前よりも、今年度途中からかな、入ってからワイヤーメッシュの設置の条件が使いやすくなったと聞いているのですが、何かあれば説明をお願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

ワイヤーメッシュの事業内容につきましては、地元の方の直営施工によりますワイヤーメッシュ柵などの防止柵の整備でありまして、まとまった土地で3戸以上、また自力施工で実施していただいて、設置後に耐用年数の間、維持管理が必要となっているところでございます。今お聞きしますところによりますと、ワイヤーメッシュと電気柵、そういったものの併用も可というので県のほうから聞いたところでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

そしたら今まではワイヤーメッシュだったらワイヤーメッシュだけで囲わないといけなかったのが、ワイヤーメッシュと電柵を併用して使えるということによろしかったでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

今議員の言われますように、以前はワイヤーメッシュだけで囲うということであったんですけども、今年度はそういう形でワイヤーメッシュと電気柵の併用も可ということ聞いております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

今農業も苦しいですが、農業のまちだとうたっている中で、イノシシやカラスなどの動物に荒らされている場合じゃないと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は畜産を中心とした農業の町でありますので、農作物が鳥獣被害に遭って農家の所得が減るとなるとこれはやっぱりいけないというふうに思っております。そういう意味での対策は強化すべきだというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

そこで今後、市単独のこの鳥獣対策に対して支援を考えているかどうか、市長、お願いします。

○市長（五位塚剛）

電柵についても面積の要件等が今までもありましたので、やはりそのあたりをもうちょっと農家の方々が利用しやすいような要件緩和も含めて検討していきたいというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

検討をお願いします。

あと、これ提案なんですけど、ワイヤーメッシュを設置した後に、農家さんが懸念しているのがワイヤーメッシュの周りを草を刈るのが大変だという意見が出てみたいんです。その中で私が提案したいのが、ワイヤーメッシュを設置するところに防草シートを支援してあげればよいのではないかなと思ってはいるんですけど、防草シート自体は100m・10mで1万円するかしないかですかね。何千円かだと思うんですけど、安いやつがそれぐらいなんですけど、そういったものを支援していただければ、またその草刈りなどの問題も解決できるんじゃないかなと思うんですが、市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

電柵もちゃんと下刈りをうまくしないと、雑草が伸びてショートして、電柵の役目を果たさなくなります。そういう意味では全くメッシュのほうもやはり後の管理を考えたら、言われるようにシートを敷いた上であれば雑草が生えませんので、非常にそれは効率がいいだろうと思っております。そこに対して今市がそういう補助をするかというのはまだ検討しておりませんので、今後、財政的なものもありますが、場合によっては2分の1の補助をするとか、そういうことはちょっと検討はしてみたいというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

なぜここを補助してほしいかといいますと、ワイヤーメッシュをちょっと広げてほしいんですよ。やっぱりワイヤーメッシュ広げた後の問題で草がある。一、二年、そこから後はもう自分たちでまた対策していかないといけないんでしょうけど、まず1回目始めるという上で、そこが懸念されてうわさになっている部分がありま

すので、そこに一步踏み出せない人たちというのがたくさんいるのが現状だと思います。それだけではなく、農業からちょっと離れますけど、電気柵の件に関しまして、やっぱり今、人家だったり、道路だったりという出没が相当多くなっていると思います。そういった意味でもやっぱりワイヤーメッシュを使って、できるだけ入り口を塞いでいくというのが今から本当に必要になってくるんじゃないかと思いますが、市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でいたしましたように、やはりイノシシを含めた個体数を減らすというのは前提だと思っております。同時に、あとは自分の農地にそういうイノシシやら鹿も含めて入ってこないように自己防衛をするというのもこれは大事なことでありますし、どうしてもこれは両方進めなきゃならないというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

この鳥獣対策の補助は農政課以外にもあると聞きますが、ほかの課でそういう鳥獣対策に関わっている課があれば、ちょっと説明をお願いします。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

耕地林務課の鳥獣対策事業につきましては、県営事業であります土地改良事業農村整備、これ集落基盤再編型で現在実施している箇所があります。その箇所につきましては、末吉地区の土地改良の関連で5地区5,550m設置する予定でございます。

○2番（出水優樹議員）

ここで写真をお願いします。

（出水議員、議場モニターに学校内にイノシシが入ってきた様子を写真で表示）

○2番（出水優樹議員）

これは財部南中学校のグラウンドなんですけど、子供たちがサッカーの練習をしているときにイノシシが1頭入ってきまして、そこから父兄の方なんですけど、そこで子供たちを避けるために自分がおとりになってといいますか、対策してくれたんですけど、やっぱりこのように日常で出てくるのが頻繁になると子供たちも大変ですし、お年寄りなんかもやっぱり被害というのは増えてくると思うんですけど、こう考えると本当に早急に対策していかないと何かあってからじゃ遅いんじゃないかなと思いますが、市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

全国的には熊が人家に下りてきて人的被害が非常に今出ております。イノシシも私たちの曽於市内でも民家のところには出てきております。本当に食べる餌が少な

い状況だというふうに思っております。しかしそれでも、今言われるように子供たちのサッカーをしているところに出てきて子供たちに対する被害が出たらこれは大変なことになりますので、やっぱり何らかの対策をすべきだというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

となると、このワイヤーメッシュに関しましてもですけど、学校とか市の施設関係で出た場合、どこが対応しているのかお聞きしたいです。

○教育総務課長（鶴田洋一）

学校でいわゆる有害鳥獣が発生した場合、まず学校のほうから教育委員会のほうに連絡を受けることになるかと思います。その後、教育委員会は今言われた関係部署に連絡を取って、対策をお願いすることになるかと思います。一番大事なことは学校での初期対応、子供たちの避難というのが重要になってくるかと考えております。

以上でございます。

○2番（出水優樹議員）

イノシシが出た場合はその対応で分かりましたけど、イノシシが入らないようにしないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その対応についてはどう思われますか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

学校においてはいわゆるフェンスのある学校も一部あります。しかしながら全てのこの有害鳥獣、イノシシ等が入らないような環境を作るというのは、現在のところ少し難しいのではないかとということで考えております。

○2番（出水優樹議員）

今の状況ではないですので、今までなかったことですので、今このように入ってきているというような現状がありますので、早急にやっぱり対策を考えないといけないというのと、あと農政課だけが対応というのも、対応というか、国から支援を受けていますけど、ほかの形でまたこのイノシシ対策に対して県や国に訴えていただけるとまた違った形で補助なんかを受けられるんじゃないかと思いますが、市長、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、イノシシ1頭を捕獲すると今2万円の支援をしております。これは全国の中で一番金額が大きいです。これは民間の方が1,000万円寄附を頂きましたので、それで今対応しておりますけど、今後それがどこまでできるかと非常に財政的な負担もありますけど、まずはやはりイノシシの個体数を減らすというた

めに猟友会の方々の支援をしなければこれはできません。同時にやっぱり学校等にイノシシが入ってこないようにするというのも非常に難しい部分がありますけど、連絡してもらえば猟友会の方々にその学校の周りを捕獲をしていきたいというふうに思っておりますけど、非常にこれは全体的な対策としては難しい部分がありますけど、もっと国もこの問題について大きな力を貸してもらえばありがたいなというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

出たとしても猟友会もどこでもかんでも猟銃を撃つわけにはいかないもので、できれば、今できることといたらできるだけ侵入を避けるというのが優先だと思いますが、国にも分かってほしい部分がありますけど、まず自分たちから訴えなければそういう形すら取れないと思うので、これからこの被害がたくさん出ている中でそれをどう訴えてどう分かってもらうかというのは今後していただきたいところであります。

次に入ります。

次は休耕地についてですが、今、休耕地が増えていますが、その畑、水田の管理はこれからどうなっていくと思われますか。

○市長（五位塚剛）

今1回目で答弁しましたように、水田が192ha、畑でも150になるということで、全体で約350haの遊休地、荒れ地があるわけです。これに対して農業委員会のほうでもかなり整備をちゃんとしてくださいというお願いしていますが、現状としては、特に迫田等の水田は荒れていく一方だというふうに思っております。これはもう私たち市としても行政としても、なかなか難しい分野がありますけど、やはり田んぼについては米を作っていただきたいというお願いをしますが、条件によっては排水が悪いからもうやめたという、また隣側も遊休地になったら当然隣もやめていくという、そういう高齢化の問題を含めて、非常に大きな問題であるというふうに思っております。市としてこれの解決策というのは具体的にはないところではありますが、引き続き農家の皆さんたちに農地を守っていただきたいというお願いと、やはりその地域で農地を守っていくという大きな取組も必要じゃないかなというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

現状は分かりました。私も農業をしている中で畑を借りてくれないかと多数話が上がってきますが、やはり今、基腐病、イノシシ被害、燃料高騰、物価高という中でなかなか作物を増やすにも増やせない状況もありますので、応え切れない部分というのに本当に申し訳ないなとは思っています。その中で、もしこのままだと増え

ていきますよね、といったときに畑と畑をつなぐ道路の管理なんかというのは、畑に対してはその所有者の人たち、若しくは持ち主が管理していくんだらうけど、道路に関してはこれからどういう形で管理していこうと思っているかお聞きしたいんですけど、お願いします。

○市長（五位塚剛）

農地については、農家の皆さんたちに管理をしてもらっておりますが、農地に行く農道の場合は、場合によっては災害が起きた場合は行政のほうで対応してまいります。また、道路の草刈り等も一部行政のほうでやっておりますけど、利用される方々のまた協力も今は頂いております。今後そういうところの農地の道路の整備についても相当な費用が今後出てくるだろうというふうに思っておりますけど、行政としてどうしても要望の多いところからやっている状況でありますけど、また農家の皆さんたちの支援もお願いはしたいというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

分かりました。できる限り自分たちでできるように、それでも駄目だったときにはまた市の対応をお願いしたいと思います。

今度は休耕地の持ち主が曾於市に在住していない場合、市がいつでも連絡が取れるような状況があるのか、ないのかを伺います。

○農業委員会事務局長（中野 満）

お答えいたします。

遊休農地化している農地につきましては、農業委員会の契約を通していない農地になると思われますので、市外の所有者を探すのには、近くの農業委員さんが知っていれば確認できるんですけども、探すのにはちょっと時間を要しているところではなかなか難しい部分がございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

そうです。難しいですね。誰が引き継いでいるのか分からない中で探すのは。その中でこれがどんどん増えていくと思うんですけど、市長、どうお考えになりますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、若い人の考え方は、農地を持っている両親がおったときにその農地の相続を子供たちにやりたいというのと、もう農地は要りませんよというのが若い人たちの考えであるようでございます。農業をされている方については、当然農業はできますので管理していきますけど、今後は農業をするという目標がなければ、もうお父さんお母さんも農地は要らんよという非常に考えられなかったような状況が今発生し

ております。そういう意味では行政としても、また農業委員会としても非常に苦慮しているところであります。

○2番（出水優樹議員）

そのような農地が出てくる中で市としてはそのままでは、住んでいる人からしたら管理はしないし、仕事は増えるしというのが、市が動けば、お金も掛かる状況になりますので、今のうちにできる限り連絡を取って、寄附するのか、どこか売なのか、売り先など何か紹介できるような形を取った方がよいと思いますが、その辺の動きはあるか、ないかお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

農地で有効活用ができる、ある程度整備されたところ、また畑かんの水が来るところ、こういうところは大体借り手がありますから、それは農地管理機構を通じて貸し借りができるようになっておりますけど、そうじゃない耕作が非常に厳しいようなところが今荒れてきているわけでございます。そのあたりをどうするかというのが農業委員会のほうでも非常に苦慮されているんじゃないかと思っておりますが、これについてはやはり農業の町でありますので、農地をやっぱり有効活用させるという意味ではもっと私たちも努力をする必要があるというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

そういうのが増えてくるし、本当に多分、行政側としては大変になってくると思いますが、まだ農業をやっている農家さんたちにも声掛けして、その状況にどう対応していくかというのをまた話す場を作っていただければ、またそれに協力できる者が出てくると思いますので、お声掛けをお願いします。

そして、畑かん事業など国県が補助を出して工事した畑、水田などがありますが、そこがもし荒れ地になった場合、いろいろと途中経過を国県にまた送らないといけないんでしょうけど、もう本当に荒れたまんまの場合はどうなるのか、お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

畑かんが入っているところについては、基本的には農業振興のために畑かんを入れておりますので、やはり水は使わなくても少なくともちゃんと農業として進めていく必要があるというふうに思っております。そういう中で農業委員会のほうも年に農地パトロールをしながら、ちゃんと農地として管理してくださいというお願いもこの間ずっとやってきております。当然ながらそういう状況が出てきたときは早めに手を打ちながら耕作できる人を探すというのが大きな課題だというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

それでも耕作者がいなかった場合、荒れたままになると思うのですが、国と県の補助を受けた中で返金などそういうのはないのでしょうか。

○耕地林務課長（國武次宏）

耕作者がいなくなった場合の対策としましては、耕地課では多面的機能支払交付金を使いまして、地域で維持管理をなるべくできるような指導をしておる状況でございます。

○2番（出水優樹議員）

もし管理しきれなかった場合、それが追いつかなかった場合は、別に国に対しての返金というか、そういったものはないということですね。

○耕地林務課長（國武次宏）

一応耕地の事業につきましては、同意を取りまして、給水栓を配置しながらの畑かん事業を行っておりますので、その数値が下がってくればやっぱり問題になってくると思いますので、それを今課題の一つとして今後なるべく給水栓をつけてもらうような形で対策を取っているような状況ではございます。

○2番（出水優樹議員）

分かりました。今、休耕地の話もですけど、これから担い手不足、働き手の不足がある中で外国人の研修生制度もいつまで続くか分からないと私の中では思うところです。これから農業を続けていく中で必要なものは、やっぱりどうしても機械化して行って、できるだけ人が要らず大量にできるだけ多く作れるような環境作りを自分たちでしないといけないんですが、やはり燃料の高騰など物価高で今農家さんも大変厳しい状況にあります。その中で現在、機械導入などの補助制度など、何かありますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

機械導入につきましては、補助事業等があるところでございます。要件等は3戸以上とか面積要件等、事業内容によってはあるところでございますが、山地パワーアップ事業なり、活動火山周辺地域防災営農対策事業なり、そういったいろいろメニューがありますので、そういうことで対応ができるものもあるかと考えております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

これから本当に多分想像もつかないぐらいの形になっていくのではないかと予測しますので、先読みしてできるだけ国や県に、またそういった使いやすい補助事業を訴えていただければありがたいと思います。

次に行きます。

人口減少問題についてですが、昨日、上村議員の一般質問で出た内容ですが、市長がいいことを言ってくださって、それは人口交流ということでしたけど、やっぱりイベントや祭りなどで市外から訪問者を呼び込み、町の魅力や関係性を築き上げることでさらなる交流につなげ、地域経済の発展につながると言っていました。人口を増やすことは日本全国の問題でありますので、曾於市で人口を増やすのは正直、私も厳しいのかなというのは感じているところです。その中でお聞きしたいのですが、曾於市内で市が関わるイベントや祭りはどれぐらいやっているのか、お聞きします。お聞きしたいです。

○市長（五位塚剛）

コロナ前のときにはいろんな行事等がありましたが、コロナで中止になって今やっていない行事等もありますが、大きな曾於市のイベントとしては、市民祭、また弥五郎どん祭り、そのほかいろいろ各団体でいっぱい行事等をやっております。基本的にはこのいろんな行事に対して市の職員もいっぱい参加しております。例えば悠久の森のウォーキング大会を含めて、なるべく市の人たちも参加してその大会を盛り上げるためにいろいろやっております。今数字を言われましたが、ちょっと数字は全部、各課まとめないと出ないでしょうけど、たくさんの行事をやってそれに参加しているというのは事実であります。

○2番（出水優樹議員）

市民祭など、祭りなど、私も行きますので、やっぱり職員の方々が土日出て、職員が減る中、対応している。本当に大変そうだなというのは感じております。その中で市だけのイベントとなるとやっぱり限界なのかなというのが感じるところでありまして、一般の方々にそういうイベントをしたい、曾於市を盛り上げたいということで施設を借りたいと、そういうイベントを行いたい、借りたいという方がどれぐらいいるのか、分かる範囲でいいと思いますが教えてください。

○市長（五位塚剛）

例えば大隅南校区では、南小学校の跡地をうまく活用して、地域の農産物の即売会をしたり、また末吉の体育館の前の多目的広場のところもいろんな方々が空いているときにイベントをして販売をされているようでございます。トータルは数字は多分出ていないと思うんですけど、いろんな方々が市のいろんな施設を借りてイベントもやっております。そういう意味では交流ができるという意味ではありがたいなというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

多分、今市長が言われたのが、地域の人たち、自治会だったり、公民館だったり

というのが主だと思うんですけど、それ以外でキッチンカーだったり、バザーだったりという、ああいった主催者って会社なのか、そういう面でどれぐらい多いのか、私も何回かしか見たことないので、市にそういうイベントをしたいという要望があるのか、どれぐらいあるのかなというのを、ざっくばらんなんですけど、聞いたかったところなんですけど、分かればちょっと分かる範囲でお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、手元に数字等は持っていないんですけど、今まで話を伺った中では自主的なイベントということで、こういうイベントをやりたいというのは伺ったことはあります。また、コロナ禍でありましたけども、末吉の旧駅の近く、消防署の裏になりますが、その後ろのほうでキッチンカー等を利用して商工会が主催でイベント等を行ったこともございます。また、先般では財部のほうの、これも財部の分署前になりますが、そこで個人の方が自分の空きスペースを利用してそういうイベントを開催したりとか、そのようなことも伺っております。ただ集客人数とか、そこまでは数字を今手元に持っていないところであります。御相談とかは、あることはあります。ただ、市の施設であればその場所を管理している担当課のほうに御紹介して申請等をしてくださいというお話はすることがあります。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

各イベントをする中で社会教育施設を結構利用していただいているというところでございますが、今申し上げました、キッチンカー等が出し物をやりたいということで、うちの施設ではふれあい広場、末吉の体育館の下にある屋根つきのところをキッチンカーをやられている中での代表者が申請をいたしまして利用しているということは結構今あるところでございます。回数等、ちょっと今数字は持ってきていないんですが、結構利用していただいているところでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

そういった一般の方々が施設を利用して曾於市を盛り上げていただけると、本当また市長が言ったように、交流人口が増えていくと。足を運ぶ人も増えてくる。まずそこからじゃないかなと思っているところです。

ちょっと一つだけ気になったのが、昼間のイベントは結構そういう話は多いと思うんですけど、夜のイベントというのは、ライブだったり、隣を言ったらいかんかもしれないですけど、野外のコンサートとか、ああいったイベントなんかで申し込まれることがあるのか、ないのか、ちょっと伺います。

○市長（五位塚剛）

例えば財部の駅前イベントというのがありますけど、これは夕方から夜にかけてのいろんな取組をしておられます。夜というのはどうしても限界がありますけど、夜は夜のよさが私はあると思うんですね。だから条件がかなえば、やはり照明施設がないと難しい部分はあるんですけど、いろんな人たちの考えで夜のイベントも可能だというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

そういった夜のイベントがほしいという若者の人たちも多々話をお聞きします中で、そういった場所も1か所でもあれば、またそこに足を運んでくれる人たちも増えてくるのかなと思います。これから交流人口を増やすために市長はこれからどのように考えているのか、これからの目標だったり、そういうのをちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

財部の森の学校で農業を学んだ方々が、意外と曾於市に移住してきて農業をやりたいという方が非常に増えてきております。特に財部にはいろんなつながりでいろんな方々が曾於市に移住してこられております。私はまず最初は、いろんな形で交流するという場所を提供する必要があると思っております。今、末吉の道の駅のほうから、非常に駐車場が狭くて、今非常にお客さんが増えておりまして、何らかの対策をしてほしいという要望が来ております。ちょうど向かい側の土地が今空いておりまして、場合によってはそこでいろんなイベントができるようなものがないかということも今検討しておりますので、そして今言われるように、いろんな人たちが曾於市に来て自分たちでイベントをしたり、またいろんな催し物やら、また市と一体となって行事をしてもらおうと非常にありがたいことだと思っておりますので、今後、曾於市の観光につながるようないろんな取組を考えてまいりたいというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

そういった今あるものでイベントなんかを開催してくださる人たちがいますが、これからもっと活用しやすいように、環境整備にもちょっと力を入れてほしいなと思っていますところなんです。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のために休憩いたします。午後はおおむね1時から再開いたします。

休憩 午前11時54分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

来年4月スタートする南九州畜産獣医学拠点事業について、次の3点について伺います。

まず、①事業の進捗状況をお伺いします。

②現在の事業予算の執行状況と、今後想定している増額があるか伺います。

併せて③財部市街地の周辺整備事業の持続的計画について伺います。

次に、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業についてであります。

①11月の子牛・成牛、妊娠牛競り市の状況と対前年同月比を伺います。

②今回の支援対象者について伺います。

③現在の子牛生産農家への支援事業について伺います。

④今後、子牛生産農家への新たな継続的支援計画があるか伺います。

最後に、曾於市独自の小規模農家支援についてであります。

小規模農家の支援計画があるかを伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、SKLVについての①進捗状況について、お答えをいたします。

既に完成しているのは、牛舎などの産業動物モデル飼育エリアと校舎を改修した管理研究棟と地域交流棟です。

また、馬エリアのうち、厩舎、堆肥舎、洗い場、屋外馬場、屋内馬場が完成しております。

クラブハウスとふれあい広場については年内に完成予定、ホーストレッキングコースが3月中に完成予定となります。

県道からの進入路に当たる市道改良工事と外構・舗装工事についても3月中に完成予定となっております。

1の②執行状況と今後の増額について、お答えいたします。

整備予算に対する11月28日時点の9月補正予算までの執行状況は、総額28億3,467万6,000円に対し、26億6,591万614円となっており、執行率は94%となっております。

ります。

今後想定している増額は、今回補正予算をお願いします電気子メーターの設置に掛かる費用となります。

1の③財部市街地の周辺整備事業の持続的計画について、お答えいたします。

現在、財部市街地周辺整備事業の計画はまだないところですが、方向性としましては、公民連携を模索しながら民間活力を生かして、市街地の活性化を目指す計画としております。

2、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業についての①11月の子牛・成牛、妊娠牛競り市の状況と対前年同月比について、お答えをいたします。

子牛価格は10月競り市まで低迷し続けていましたが、11月競り市では急上昇しました。しかし対前年同月比では65万5,000円が56万6,000円となり、8万9,000円の安値で86%となっています。入場頭数については、1,237頭が1,255頭となり、101%となっています。

成牛については、廃業や縮小される方の出荷も増えている状況で、対前年同月比の入場頭数は、178頭が231頭となり、130%、平均価格は32万2,000円が25万9,000円となり、80%となっております。

妊娠牛につきましても成牛同様、出荷される方が多くなり、対前年同月比の入場頭数は106頭が147頭となり、139%、平均価格は66万円が43万1,000円となり、65%となっております。

2の②支援対象者について、お答えいたします。

令和5年5月から10月競り市までの6か月間で、対象となった方は554人で、対象頭数が4,407頭となっております。

2の③現在の子牛生産農家への支援事業について、お答えいたします。

市単独の事業では、繁殖雌牛を導入・保留することに対しての1頭3万円、70歳以上の高齢飼育者への競り市引付料1頭4,000円や牛舎、施設等の整備をすることに対する補助やJAと折半で取組んでいます畜産振興協議会での事業で支援を行っております。

また、令和5年5月から子牛価格下落に伴う支援といたしまして、子牛出荷・自家保留された方へ1頭1万円の給付を実施しました。

2の④今後、子牛生産農家への新たな継続的な支援計画があるかについて、お答えいたします。

市の単独事業や畜産振興協議会事業については、引き続き継続してまいります。

また、子牛価格の下落による生産意欲の減退や廃業等が予想される場合は、状況に応じた支援をしてまいります。

3、曾於市独自の小規模農家支援についての①小規模農家の支援計画について、
お答えいたします。

小規模農家を対象とした支援はしておりません。

今後も経営規模に関係なく、経営を継続できるように支援していきたいと思いま
す。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、まず南九州畜産獣医学拠点事業についてから伺ってまいります。

まず、事業の精算を含めた意味で、総事業費に占める国庫支出金、起債、一般財
源等、財源の内訳を示してください。

○議長（迫 杉雄）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時10分
再開 午後 1時11分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

○企画政策課長（外山直英）

大変失礼いたしました。9月補正までの総事業費と財源ということで申し上げます。

総体の予算額が28億3,467万6,000円、今回の補正予算も加えまして28億4,290万
3,000円、これが予算額でございます。このうち現在の財源になりますけれども、
国の地方創生拠点整備交付金が9億5,324万円、それから日本中央競馬会の助成金
が2億円、企業版ふるさと納税寄附金が2億605万円、指定寄附金、こちらが480万
円、それから補正予算債、こちらが9億4,740万円、それから過疎対策事業債、こ
ちらが3億3,000万円、一般財源が1億3,559万7,000円となっております。

○9番（岩水 豊議員）

まず、これについて、今後、今回補正予算にも出ている電気子メーター等を含め
たところで、開業までには全て、総事業費としてはこれで終結すると考えてよろし
いか、再度伺います。

○市長（五位塚剛）

今の段階ではこういう計画で進んでおりますが、馬の事業についていろいろと検
討を今しているところでございます。管理をしてもらう方と今相談をしながら、馬

のやはり健康状態を保つために馬の放牧場みたいなものを検討したらどうかということで言われておりますので、その調査費等が今後出てくる可能性があるところがございます。

あとは特に大きな予算はないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

馬の放牧場を計画しているということではありますが、予算規模はどれぐらいを予定しているんですか。

○市長（五位塚剛）

予算はまだ全く検討していないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

私どもがやっぱり一番危惧するのが、22億円で始まった事業がこうして今現在でも28億4,000万円以上、またここで放牧場とかいう話が出てくれば、また次は何か出てくるんじゃないかとかいうことが非常に危惧されて、湯水のように事業費が膨らんでいくのではないかなというような心配をしております。どこかその入所者と協議を進めている上で何があるから必要とかいうことで、後から後からこう予算が膨らんできているところがあります。物価上昇に伴う部分だけではない部分が大分見えてきているようです。計画の在り方と現状ここに至ったということについての計画の精査を含めて、どのような見解をお持ちか、市長、お答えください。

○市長（五位塚剛）

今回のSKLV事業というのは私たちも初めての事業でありまして、また、進めていく中でやはりこうしたほうがいいのではないかなといういろいろと意見もあり、それに基づいてやってきました。当初予算から計画化しますと、やはりいろんな資材高騰含めてまた上がってきております。それは大変申し訳ないなと思っておりますが、やはり1回しかできない、この大事な事業でありまして、後で後悔しないような形での取組というのは大事だと思っております。いろいろと変更した部分については申し訳ないなというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

やはり事業計画については、計画の段階でいかにこう正確な事業、それぞれの馬の問題にしてもしかりですが、できるだけ正確になるようにこれからも努めていただきたいと思っております。後へ引けない状況になってからの市長からの提案であれば、議員側としてもここで事業をどう判断すればいいかということについては非常に苦慮する部分が出てきております。もしこれが当初で28億数千万円で今のような財源規模であったとしたら、議会の判断、市民の判断もまた違ったのではないかなというふうに感じますが、そういうところは市長としてはどう判断され

ておりますか。

○市長（五位塚剛）

この事業については、鹿児島大学さんを含めて議論はしてきましたが、鹿児島大学さんもなかなか先行きが見えない部分もあってここまで来ました。また、事業につきましても、森山先生等の大きなアドバイスがあって国からの支援も頂きました。私たちもこういう事業をやるに当たっては、いろいろと調査を含めてしてきましたけど、やはりいざやってみると不足する部分がありまして追加をお願いしたところもありますけど、今後についても十分研究をしながら進めていきたいなと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

それでは慎重な対応をこれからの市政運営でも望みます。

次に、今回、公の施設を長期的・独占的に占有させる、使用させるということでの提案が馬・牛・鶏という施設について、また議案が提案されております。まずは、現在、地方創生エリア地域交流棟、オフィス棟の入居状況が確認できる範囲内で行きますと50%程度にとどまっているのではないかと思います。具体的にオフィス、交流室、多目的室の申込みがあった方々の事業内容について説明を頂きたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

では、まず有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブ、こちらは……、よろしいですか。

（「地方創生エリアの地域交流棟関係を」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

分かりました。では地方創生エリアのまず、レンタルオフィスからでよろしいでしょうか。今、レンタルオフィス、2社、申込みいただいております。一つが株式会社タバタという会社でございます。それからもう一社が株式会社E c o－P o r kという会社でございまして、まず株式会社タバタ、こちらは鹿児島県日置市に本社がありまして、事業計画といたしましては、牛家畜の牛舎の資材等を製造する会社でございます。

それからもう一つの株式会社E c o－P o r k、こちらにつきましては豚に関する飼育のシステム関係の会社でございまして、所在地が東京都墨田区となっております。

それから、地方創生エリアの多目的室というところに社会福祉法人落穂会という社会福祉法人が入ります。こちらについては、本社が鹿児島市にございまして、福祉事業を展開されている社会福祉法人でございます。

それからもう一つ、こちらは全員協議会でも報告しましたがけれども、飲食スペースに入っております一般財団法人自然とともに学ぶそお、こちらがレストラン関係、あるいはカフェスペース等について参入されておりますが、これまでの実績等はないところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今、地方創生地域交流棟についての入居者が、約半分ですか、入っておりますが、ここの使用料については、条例等、規則等にある月々の使用料額で貸出しをするようになっているところですか。伺います。

○企画政策課長（外山直英）

議員の御指摘のとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ここについては減額とかいう、軽減措置とかいうのはないということによろしいですね。今ここで現在のところ50%が入居の予定になっておるようでありますが、残るオフィスの3つ、それと多目的室の1つ、これは継続して募集を掛けているのでしょうか。伺います。

○企画政策課長（外山直英）

現在追加で募集しておりまして、ホームページ、あるいはFM等で広報している状況でございます。

○9番（岩水 豊議員）

ホームページを見たんですが、ちょっと見つかりませんでした。最初のホームページの一番、画面にできるだけ見やすいところに出るようにしてやっていただきたいと思っております。

今現在この申込みが50%ということで、入居率で50%というと、こういう施設を造るに当たって非常に運営上も厳しい状況になるんじゃないかと思っておりますが、今後、現在進行形で結構ですが、利用申込み、又は内覧会といいますか、下見とかいうようなことでの申込みはあるか、ないか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

レンタルオフィスで東京に本社のある方で曾於市出身の方が経営に加わっている方が来られまして、会社と相談して参入はできないかという相談はあるところでございます。あとについては課長から答弁させていただきます。

○企画政策課長（外山直英）

すみません。問合せの合計の集計は行っていないんですけれども、今問合せがありますのは、畜産関係の製薬会社、それからペット関係の会社、それからIT関係、

これらの業種の会社からお問合せを頂いております。

○9番（岩水 豊議員）

来年4月の開業までにはほぼ100%、この施設が入居が完了するような状況にありますか。伺います。

○企画政策課長（外山直英）

開所までに100%を目指したいというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

これだけの事業費を使ってやるわけでありますので、市長、絶対失敗させるわけにはいきませんので、まずは3つの畜産の施設以外のこういう交流施設棟も財部にとっては非常に重要な施設になるんじゃないかと思っております。私としては、どっちかといいますと、それぞれ牛、馬、鶏等についてはそれぞれの分野だけの効果というのはあるでしょう。しかし今、地方創生エリアのここが一番重要だと思っているんですね。特に財部の町の拠点、財部駅から拠点施設までの活性化というのは、これは令和3年9月にこの事業が出たときにいの一番に書いてあることであります。これは私が1の③で伺いしていることであります。特に、財部の地区の皆さん方からすれば、令和3年9月に市長から我々議会にも全協で説明があったとおり、民間所有の空き店舗活用とか、道路等のハード面、整備、町の景観とか、駅、市街地と拠点とのスマートモビリティ導入の検討とか、財部駅の利便性向上とか活性化ということで、もう一番上にうたってあるんです。これについて今の段階で市街地の活性化を目指す計画としております。具体的にどういうところまで市長の中での構想があるか。また、新年度にこの辺の事業についての方針等が検討されていると思っておりますが、どのような状況にあるかをお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

このSKLV事業につきましては、財部町民だけでなく、曾於市全体の皆さんたちが非常に期待を持っておられます。またこの間、内覧会をいたしまして多くの近隣の市長さんたちを含めていろいろと見られて、やっぱり今後のこのSKLVの役割が非常に大事だということを言われておられます。そういう中で、駅前通りから現地までのこの道路については、県とも今相談しながら整備もちょっとお願いしたいということで検討しているところでございます。

また、空き家についても、地元の若者が店舗の改造をされて、今一つ出来上がっておりますが、今後、場合によっては望むのは、車・バス関係の会社がありますので、駅前にできたらレンタカーなどができないか、そういうことなんかも含めて検討しているところでございます。

引き続きいろんな意味で、地元民を含めて、県内外から来られた方々の交通のア

クセスをうまくする必要があるだろうというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

令和3年9月に私たちにはこの取組の施策の案というのが出されて、それにのって今回SKLVが、工事が進んだわけでありまして。そして令和4年3月に財部市街地活性化検討委員会からの答申も出て、我々議会にも示されております。その4番の中で、市街地の活性化については、SKLVとの関係で非常に期待していると。その中で南九州拠点整備事業を契機に財部市街地の開発構想を基に市街地整備計画を策定すること、駅からSKLVまで通じる道路や公園、歩道などの整備を行うこと、県道2号線から現在の支所方向に通じる道路を整備すること、空き店舗などを活用したチャレンジショップやコワーキングスペースなどの施設を整備し、これを活用すること等々、このSKLVができたということで次の段階への要望がもう出ているんですね。令和4年の3月です。どうでしょう。3年9月にこういう素案が我々に出されて、4年の3月には、半年後には財部市街地活性化検討委員会からも同じような内容が出され、そして、それからもう1年以上経過しているわけです。こうなってきた、現在でもまだ活性化を目指す計画としております。具体的にもうちょっと、SKLVじゃないけど、具体性を持ったことが提案できないんですか。我々はSKLVができることによってこういうことを期待しているわけなんですよね。特急を止めたいとかいう話もあったけど、自前でできない部分が相当あります。市独自ではできないけど、こういう計画を政策を打ち出してSKLVはスタートしたんですよ。SKLVだけがスタートして後からこれがついたんじゃないんですよ。SKLVの案の中の一番上に市長は書かれて我々に説明しているんですよ。1番目には財部駅からSKLVまでの活性化というのを取り上げ、それからこのSKLVについての話が始まっているんですよ。ですから、私たちはここにやっぱり行き着くと、これを目指しているということでSKLVは始まったんです。市長、どうですか。そうじゃなかったんですか。再度伺います。

○市長（五位塚剛）

SKLVのこの事業につきましては、まず財部高校の跡地の有効活用というところから始まりまして、この獣医学の拠点事業ということで話がスタートしたのであります。財部駅からこの高校跡地までの整備が先ではなかったというふうに思っております。結果的にまだ事業として着手はしておりませんが、財部のまちづくりを含めて、この間いろいろと議論はしております。まだ具体的に提案できておりませんが、今後も常に市民の声を聴きながら、また議会の皆さんたちの意見を聴きながら提案をしてまいりたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、令和3年9月にSKLVの開始に合わせてこういう活性化についての政策提案があり、そして財部の市街地活性化検討委員会からもこのような答申が出、そして事あるごとにこういうまちづくりに関しての市長は話をいつもされております。公民連携をとかいう話でずっとされております。だけど具体的に、この2年以上の間に、2年以上になります。もうSKLVは来年4月に開設するわけですね。では、そこでもうすぐ次の事業が入って進んでいかないと、停滞する期間が出れば、これだけ28億円以上の予算を使って事業を進めていくことが、一つのことだけに特化した事業ではなく、私たちがやっぱり期待しているのは、財部のSKLVというのは1つの点であります。それは駅までの線があります。そして財部の町という面があります。こういうふうにして事業は進んでいってこそ効果があるんじゃないんですか。どうでしょう。その辺の認識を再度伺います。

○市長（五位塚剛）

岩水議員が言われるように、全部何もかも一緒にやれば非常に分かりやすいのかもしれませんが、やはり今はSKLVのこの事業を、建物を含めて、後の管理も含めて、確実に仕上げるのがまず第一条件だというふうに思っております。同時に、財部駅前から財部のまちづくりをどうするかというのは、やはり財部の市民の皆さんたちの御意見を聴きながら進めていきたいというのが私の考えでありまして、財部の活性化のためには、やっぱりまちづくりをするために今検討はしております。当初予算の中で何か人的な配置ができないか、そのあたりも含めて考えていきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

SKLVは来年の4月開業するわけですから、それまでには次の展望というのが示さないといけない責任があるんじゃないですか。こういう当初の計画を出しているわけですから、政策を。これは政策として出しているわけです。多大なお金を使っている政策として出している。ですから、SKLVができ、ではそれから考えようかじゃなくて、そのときには次の段階へのステップとして、今現在、構想を練っていく必要があるんじゃないかと思うんですね。だから少なくとも残り3か月の間にはその辺を整理して、精査して、新年度予算にはっきりとした構想を示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

SKLVを拠点とした財部のまちづくりについて、最終的にどうするかというのはまだ決定をしておりません。今、外部の先生の話聞きながら、地元の民間の企業の方々にもいろいろと聞いてもらいました。それを基にして、早く市の考え方を決定をして皆さんたちにお示しをしたいというふうに思います。

(「時期は」と言う者あり)

○市長（五位塚剛）

時期を来年度の予算には事業費としてはちょっとなかなか難しいと思いますけど、考え方を示しながら、どうしていくかというやっぱり人的な体制を取る必要があるだろうと思っております。当初予算の中には何らかの形で予算を出したいなと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、来年度の施政方針の中には確固とした形で何らかを表すことができるということによろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

財部の方を含めて、この事業、非常に期待しております。曾於市全体の非常に大きな事業でありまして、まずそのモデル的なものを作りたいと思っておりますので、施政方針の中に盛り込みたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

これはこの事業を取り組んだ地方創生拠点整備事業ですので、あくまでもSKLVは拠点として、点が線になり、面になりという効果を発揮していただきたいと思います。特に昨年の4月には財部の市街地検討委員会等も答申が出ているんですよ。そういうのを踏まえて、有識者、専門家を交えて基本構想を立てていただきたい。その中でも、今回、来年の4月から開設するに当たって体験型修学旅行とか、子牛への授乳体験とか、乗馬体験とかこういう取組についても、そしてこのオフィス、地方創生エリア棟についてもこうやって着々と進んでいくわけありますので、特にメディアへの広報を、先ほども今鶴議員のほうでありましたけど、メディアにいかに取り上げて我々がいろんなところに発信するかということが重要になってくるのが、すごくいい施設ではあるけど、我が曾於市、特に財部を中心とした曾於市にそれなりの経済効果、人的効果、交流人口を含めて、いろんな効果が見えないことには行政の仕事としてはやっぱり問題があると。いい施設だから金を掛けて造ればいいんですよじゃないと思うんですよ。これがやっぱり市民生活に反映されないといけない。そのためには、これからソフト面の事業が進んでいくわけなんですけど、ソフト面についての素案とか計画というのは、企画政策課のほうで何か話進んでおりますか。

○企画政策課長（外山直英）

ソフト面につきましても、現在、担当課、それからSKLVそおとも協議をしております。まず1点目に、鹿児島大学の体制も整いつつありますので、これらとの連携。それから財団法人SKLVそおについては、事務局長は今1名ですので、来

年1月から事務補助員2名を雇用するというふうに伺っております。

また、これらと連携して広報活動についても、十分な力を注いでいきたいというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

特にこういうレンタルオフィス棟についてもですし、一つの大きなホームページでもいいし、何かSNSで作って、そこにこういう、先ほど出た入居する方々のところにアクセスが飛ぶとか、そこでいろいろ紹介したりとか、ちょっとこう動きのある、刺激のあるやつをぜひ作って、体験型修学旅行等についても、ではどこがこれは取り持つのか、商工観光課なのか、それとも企画政策課なのか、SKLVがするのか、そういうところも含めて、こういう体制というのはもう今で作っていかなくちゃいけない。出来上がってからじゃない。もう今で進めて、来年オープンしたときにはこういうのもできますよというのをぱっと言えるように。だって、令和3年9月に我々にこうやってでかでかと執行部は我々にも説明したわけですから、これは来年の4月にはできるように体制を整えていただきたいと思います。市部局でのその辺のプロジェクトとか、その辺の取組とかいうのは何か見えていますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

財部の町並みのやっぱり事業としては、まちづくり推進課のほうでコンパクトシティの考えを持っておりまして、そちらのほうはそちらのほうがあります。このSKLVとの関係は企画のほうが中心にやってきました。また、県道2号線については、やはり土木課が管轄しておりますので、そういう意味では全ての課でプロジェクト的にしないと駄目だと思っております。議会の最終本会議のときに全協で議員の皆さんたちをお願いしたいと思っていたのが、たからべ温泉について、宿泊もできない状況であるし、どうしてもそのあたりを含めて民間の力を借りて何らかの協力をしていただきたいという願いをしてきましたら、ほぼそういうのができるところまで来ましたので、やはり財部に来られた方々が宿泊ができて、またいろいろと交流人口が増えるようなことについて、また全協で経過を含めて説明をしたいというふうに思っております。今後プロジェクト的な体制を作って新年度で出したいなと思っております。

○企画政策課長（外山直英）

以前の事業計画でお示した滞在型の修学旅行ですとか、それらにつきましては、市内の小中学校の校長先生、教頭先生に説明等を行っております。それから、都城市が事務局になっております都城広域定住自立圏、こちらのメニューの中にSKLVの体験学習等ができないかということも来年度予算に盛り込んでいただけるよう

に調整を行っております。

また、近隣市町の首長さん方にも内覧会を実施いたしまして、施設については内覧を頂いている状況でございます。

○9番（岩水 豊議員）

今出ました、市長が急に答弁されましたので、私は企画政策課長の話のほうに集中しておりましたので、ちょっと質問が変わっていくようですが、まずはSKLVを中心としたところで、一つの運営についても行政が中心になってするというのはないけど、行政としてしなければならないことを各課を飛び越えた形での一つのチームを作って横の連携ができるような形で進まない、先ほどの話じゃないけど、鳥獣被害の問題でもどの課からどの課へとかいうようなことになってしまいますので、そこはプロジェクトチームなのか、推進チームなのか、何でもいいですけど何らかの形でこれはもう今できていないとおかしい。もう来年4月オープンするんですよ。どう考えているんですか、皆さん方。来年4月オープンしてこういうことを始めると言っているのに、それを今から作るなんて、本当あと3か月しかない。そういう考えでいいんだろうかと。1年前ぐらいにそういう運営についての計画を練ってきて、もう今はその精査に入るぐらいになって来年4月を迎えるということにする。できればもう今でも募集を掛けているぐらいあってもいいんじゃないかと思うんですね。そこなんです。28億円も掛けた施設がいかにも多くのことに使える、点が線になって面にならんといかんのだけど、点がぽつぽつと、市長がいいことを言われました。たからべ温泉についてもいろんな可能性を今示されました。そういう点があります。点と点をつないでいって、そしてそれが線となって面になるような形で、みんなそれぞれ課長さん方、関係すると思いますよ。保健関係、福祉関係にしても、動物を見て癒やされて、馬のセラピーじゃない、人間の心にもつながるし、教育委員会関係でも子供たちにそういう生き物を体験させる、触らせるということは自然になじむことと併せて非常に重要なことだと思うし、産業面でもしかりですよ。商工観光関係も特に重要だと思うんですね。それからもちろん、畜産課、農政課については、獣医学拠点ということができるといことでいろんな難病等が、鶏も最近何か私の聞いたところによれば、背中に何かできてとか、歩けなくなる病気とかいうのが蔓延しつつあるとかいう話を聞いています。ですから皆さん方、全課、影響するんですよ。ですから、皆さん方はそれぞれの課でここを拠点としたことが点から面に広がるために、それぞれの課で提案するぐらいしていただきたい。それが各課から今度、新年度予算の政策の中に出されてほしいと。1行でもいいです。出てほしいと。これを私は非常に強く望んでおります。これが大事なことでと思います。

ここで、ちょっと中を掘り下げた話に戻させていただきますが、今回、牛・鶏・馬の施設を長期的・独占的に使用させる政策の中で減免措置が出ております。減免措置について、ちょっと二、三お伺いしたいことがあります。

牛については、617万円のところを200万円、鶏については、研究をということを含めて鹿大のほうでは必要分の95万3,000円を負担すると。馬については、530万円の使用料に対して100万円ということになっております。私たちにも一時示された各運営団体の収支計画予想というのがあります。そして昨日、山中議員の一般質問の中で、特に馬エリアについて、令和6年度の収支、7年度の収支、8年度の収支、3年分について、6年度が400万円ほどの利益、7年度が780万円ほど、8年度については1,300万円ほどの利益を見込めるということが出ておりますが、これが当初説明があったとき、SKLVについては経営が軌道に乗るまでは減免していかなければ成り立たないというような企画政策課長の説明でもありました。これが預託馬、それとホースセラピー等の収入があるということで、今回入る馬関係の施設にしても大分改善されてきていると思うんですが、公の施設、利益が見込める計画書が出ている中でこれだけ減免するということは、どのような観点からなったのか。赤字が見込まれるということで我々もこれを、あ、そうなんだろうなということでは、資料がありませんので分かりませんでしたが、今回このような説明の中で出ておりますが、この辺の整合性が取れないんじゃないかと思います。市長、説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

初めての事業が始まっていきますので、最初から牛もたくさん入るわけではありません。また、鶏についても5,000羽規模ですので、一つの研究機関ですので、利益を出そうと思ったら何万羽としないとできません。そういういろんなことを含めて減免措置が必要だろうということでしたけど、当然ながら計画の中で十分利益が出てくれば、当然それは減免からちゃんとちゃんと使用料、手数料という形でそれはお願いをしたいなと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

先ほど私も言ったとおり、牛については年次的に頭数を増やしていく兼ね合いもあって、ある程度致し方ない。通常、例えば畜産をされている方が子牛を買ってきた。買ったときは例えば50万円なり、60万円だったと。お金になる肥育牛として出荷するときには1年以上の飼育期間があれば実質売れないことには赤字みたいなものですよね。でも最終的に売れば、その牛についての原価を出せば利益が出るということで、ただ利益が計算できる範囲が長期的になるというだけの話であります。ですからこれが赤字という見方にはならない。収益として考えればですね。ただ、

馬エリアについて、昨日、企画政策課長の答弁の中で3年間の私が言ったような収益を報告されました。山中議員の質問で。それは間違いないと思います。それなのに、この75%以上の80%しか減免をしないといけない、そこの根拠を示してみてください。

○企画政策課長（外山直英）

9月議会におきまして使用料条例等、御提示させていただいて、この減免措置についても説明をさせて、議会のほうでも可決いただいております。この段階ではまだ事業者選定をやっておりませんので、このカナディアンキャンプの事業計画はまだ事前に我々も手にしたところではございません。まずそれが第1点。

それから、先ほど市長が申したように、今決定したその事業者の事業計画では初年度から黒字という計画にはなっておりますが、あくまでも事業計画というレベルで我々も見ておりますので、ここは少し様子を見させていただきたいというのが本音でございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

確固たる事業計画があって、この施設を公の施設を独占的にかつ長期的に利用させるわけですね。そのためには、利用する側が間違いないということは確認されたわけですね。であれば、この事業計画はあくまでも計画でありとかいう、我々が市の財政予算を立てたというようなことと決算との違いみたいなことを言われますけど、そんな変わらないじゃないですか。事業者も事業計画を立てるのが、絵に描いた餅みたいなことというのはありませんよ。だから認めたんでしょう。違うんですか。その中でこれだけの利益が出ているという数値が出ているんですよ。何らかの説明があればいいんですよ、私たちは。その説明が納得できる説明を頂ければ533万2,000円のやつが100万円でもいいんですよ。だけどその説明がどうもあやふやであっては困ると。市民の皆さんにもちゃんと、そうなんだけど100万円で貸しているんだよということが説明できる答弁を再度求めます。

○企画政策課長（外山直英）

厩舎、馬エリアの使用料の算定につきましては、使用料を算定する際にはまだ事業者の公募は行っておりませんでした。ですので、昨日、山中議員からありましたシミュレーションがベースにはなっております。このシミュレーションでは、開設後3年間は赤字だったということがベースにはございます。それがありましたので、馬の導入についても、最初から馬を持っている事業者さんを想定しておれば、この減免は不要だったのかもしれませんが、当初このシミュレーションでは、やはり馬を調達するには数年間時間を要するだろうという根拠がございましたの

で、当然３年間減免措置が必要ではないかという考え方に立って減免措置をしたところでございます。

ただ、今議員がおっしゃるように、決定した事業者の事業計画では初年度から黒字になっておりますので、減免措置不要ではないかという考え方もあろうかと思えます。こちらにつきましては、事業計画の採算性も含めて、例えば事業計画の一部、昨日申し上げました預託馬料、３頭で500万円とか、ホースセラピーの預託料５頭で900万円というふうに申し上げましたけれども、こちらは今の時点で馬は入っておりませんので、これが確実に来年度以降、間違いなく収入として計上できるのかという不安な部分もございます。ですので、確かにその事業計画はシミュレーション上間違いないということで提出されておるんだと思いますけれども、これにつきましては再度確認が必要なんではないかというふうに担当課では考えております。

○９番（岩水 豊議員）

では馬の施設、それぞれの施設の使用料というのは、減免、軽減等についてということで説明があった金額で提案されている３事業者との間では合意しているということではないんですか。合意していないんですか、使用料については。どうでしょうか。再度説明を求めます。

○企画政策課長（外山直英）

今の事業計画上では３年間100万円ということで事業計画上計上されておられます。

○９番（岩水 豊議員）

要は、先ほどから何回も言いますが、では整理して聞きます。減免は何年間を想定しているのか。３年間でいいんですか。今回、初年度の今回公の施設を独占的に利用させることとしている利用の期間というのが３年でありますが、減免・軽減等は３年間ということでもいいんですか。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○９番（岩水 豊議員）

それでは３年たったら100%になるということでよろしいですか。再度伺います。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○９番（岩水 豊議員）

それでは、収支計画が出て、収支計画上、初年度からある一定の利益、特に２年目、３年目については相当な利益を見込んでいる預託馬、ホースセラピー等の導入を事業者は計画として上げているから、それはそうするはずです。できないことで

あれば、そういうような簡単にうたわんですよ。そんなことをしたって、福岡からこっちへ持ってきたりとかいう経費とか、施設運営に当たっても相当な当初の出費がかさむはずですので、それはもう入る事業者としてはしっかり考えていると思うんですね。でも、ただしこれだけの事業計画書を出してこれだけの利益が出るよという事業者に対しても算定使用料の75%以上を軽減、約80%ぐらいを軽減して貸すということで理解してよろしいでしょうか。これだけの利益が出ると分かっているのにこれだけ安く貸すということに。

○企画政策課長（外山直英）

今、減免措置が掛かった使用料を議決いただいております。それから事業者決定をしたこの事業計画書では、この減額された使用料を算定した事業計画を頂いておりますので、この75%の減免措置を掛かったやつでやるのかというところなんですけれども、現時点では妥当性があるんだろうというふうに思っておりますが、ただ、減免した使用料で相当な黒字といいますか、収益が上がるようであれば、ここは協議が必要だろうというふうに思っております。事業計画、事業審査の中でも双方取決めのない部分については協議するということをやっておりますので、その時点で協議できるものというふうに私の中では理解しております。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、この使用料等についても、今課長うまく言われましたが、問題が発生したときには両方協議する、契約書に書いていない部分については協議する。これについて、これ以外でもですよ、取りあえずこれについて、極端な話、あなたの事業者はこれだけ利益が出ているんだから、もうちょっと使用料を上げさせてもらえませんかという相談をするということはある得るということではないですか。

○企画政策課長（外山直英）

議員御指摘のとおり、公の施設という前提がございますので、やはり相当な黒字が出るような場合があれば協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

あくまでも相当な利益という数字が漠然たるものになってきますが、何らかここは一つのお互いとの協定の中で指針を示してもらって、基準を示してもらってやってください。でないと、うがった考えでいきますと、ここの使用する乗馬クラブと何らかの独占的という以上の利益を供与することに行政が携わるというようなことになって、どうも理解できない部分が出てくると思うんですね。市民に説明しづらい部分が出てきます。しづらいつておかしいかな。ですから、私たちとしてはそれ相応の利用料というのをちゃんと取っていただくということで進めていただきたいと考えております。

それでは2番目に入ります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、岩水議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、2番目の肉用子牛生産推進緊急支援対策事業についてお伺いいたします。

非常に分かりづらい部分が今度の補正の9号、10号等が出てきておりますが、まず確認であります。9号補正について、緊急支援対策事業は、これは市独自で行う。そして10号については、国の政策として行うという考えでよろしいのでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

議員が申されたそのようなことで、9号については市の一般財源の支援で、10号につきましては国の交付金を利用するという形での実施でございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは併せて、これから3月まででしたか、2万円、1頭当たり子牛競り市に出される牛については支援するという、全頭について2万円支援するということがよろしいですか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

その他、国のほうから、マルキンとか言って支援がある、保証基準価格とか、合理化目標価格とかいうのがあります。そしてその中で国のほうから補填するという事業があると思うんですが、一昨日でしたかね、質問か総括質疑の中でちょっと説明があったと思いますが、この辺について、どのような仕組みで今現在どのような数字で支給がされているかを説明していただけないか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

先般の総括質疑の中でも申し上げましたけれども、肉用牛につきましては保証基準価格、これが現在55万6,000円というものがございまして、それを下回った場合には国が100%支援するというものがございまして、ただ国のほうでは現在、和子牛生産臨時経営支援事業というものが本年の1月から発足いたしまして、これは12月までを期限ということですのであります。それにつきましては60万円までを保証するというような内容でございまして、その和子牛生産者臨時経営支援事業の中では60万円から保証基準価格の55万6,000円の範囲内であったときに4分の3を支援するということとございまして、今回はその価格が保証基準価格も下回っておりますので、まず最初に60万円と55万6,000円の差額、その4分の3ということで3万3,000円発動があります。それと保証基準価格は子牛競り市価格、全国の平均価格、これとの差額分55万6,000円と全国の平均価格の差額分を100%補填するというようなものになっております。それが全国の平均価格でいきますと3万4,400円というような額になっているようでございます。

それともう一つ、令和7年から拡充された部分がございまして、その全国平均よりまたブロック別で、これは我々の鹿児島であれば九州・沖縄ブロックとなるんですけれども、その平均価格が全国価格より下回った場合については、またそこも和子牛生産者臨時経営支援事業というもので見るということで、そこにつきましても同じように4分の3を見るということで、その額が1万4,600円というようなことになっておりまして、その3つを足したときが8万2,000円ということで、令和5年7月から9月の第2四半期、これについてはその8万2,000円が発動になったところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは今、8万2,000円強が5月から9月までは支給、補償というのかな、国から出ますね。それと合わせて今回11月までしていた緊急支援対策事業の1万円を足せば9万2,000円強の金額が各畜産農家には1頭当たり出るということですか。平均価格以上に牛がしたり、例えば90万円する牛も30万円する牛も同じように出るということでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

これまで10月分までを補正のほうで、前回の9月補正でお願いしておりました分で、実際1万円というものは出ております。それと合わせて国の分が8万2,000円ですので、国の第2四半期、7月から9月に出荷されたものについてはその二通り、

国のほうと市の単独部分と支給したというようなことでございます。

○9番（岩水 豊議員）

といいますと、九州ブロックとしては全国のほかのブロックからするとやっぱり安いということになりますか。お伺いします。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、九州・沖縄ブロックについては全国でも低いほうでございまして、特に離島等を抱えております特に沖縄等が安い関係で、九州・沖縄ブロックについては全国でも安いほうでございまして。

○9番（岩水 豊議員）

これは我が曾於家畜市場での市場価格を見ますと、その辺は九州ブロック管内での価格動向、そして全国での価格動向としてはどのような位置に推移しているかを御説明ください。

○畜産課長（野村伸一）

それでは質問にお答えいたしますけれども、今、曾於郡の子牛価格、これは直近が11月がございました。この11月につきましては急上昇したという関係で、全国的には上位になりました。ただし、それまでの10月までの価格を見ますと、全国平均に比べますと曾於地区は若干下回っているというような状況でございまして、以上です。

○9番（岩水 豊議員）

このような価格形態に曾於の家畜、特に我が市の畜産農家の牛の価格が低迷しているということは、極端な話ですが、飼育の技術面とか、肉質の改良、種牛等の改良技術とかいう面について、もうちょっと力を入れていかなければならない面があるのかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

この子牛価格の影響というのは、やはり血統——能力ですね——それともう一つ体型、これを兼ね備えた牛がやはり高く評価されているというようなことで、今、全国的にですけれども全国的に乳牛のET、受精卵移植、これが非常に普及しております、特に酪農地帯ではその子牛頭数が非常にたくさん上場されるようになりました。そういうことで、曾於地区は以前は全国では日本一という出荷頭数を誇っていたわけですが、現在は北海道が曾於地区の2倍を超す、そういう頭数が出場しております。そういう牛につきましては受精卵移植がほとんどでございまして、非常に高い親、父・母、持つ能力、そういうものが上場されるようになりました。

そういうことによりまして、北海道の子牛価格は非常に高いということで、また、ブランド牛であります兵庫県の2市場ございますけども、ここは毎回、子牛価格は全国一、ここはコロナ禍の中でも全然下がらなかったところがございます。現在でも80万円を超えるというようなそういう価格でございます、技術とかいうもの、能力、技術的なものは曾於地区の牛は評価される方が非常に多いですけども、やはり血統によるそういう評価、そういうもので若干ほかの地区とすると落ちているのかなというようなところがあると思います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

そこで市長にお伺いいたします。特に今説明があったのを聞きますと、8万3,000円ほどの支援が全体であります。これからまた継続してやって、今度は国のほうの保証価格等の価格も幾らか変わってくるでしょう。しかし、やはりいいところはいい値段で取引されるということであれば、直接的な支援、今は直接的な支援をしていこうということで動いていますが、それではなく、今畜産課長が言われたそういう血統とかそういう部分の改善、改良、そして指導、そういうところにもうちょっと注視してやれば、おのずと「畜産のまち曾於」と我々も言っておりますが、値段としてはそういう他地域と比べれば安い部分がある。それは基本的な改善努力を怠ったのではないかというような気さえする部分もあります。現状に甘えている部分もあったのかもしれませんし、行政、経済連を含めた、農協を含めた指導、それと肉質改良研究所等も大隅にあります、その施設等での対応というのも見直しをしなければならないのではないかと感じますが、市長、どのような見解をお持ちか伺います。

○市長（五位塚剛）

牛の問題については、私たち市とJAさん、またいろんな方々がいろいろと取り組んでもらってここまで来ておりますが、私たちの曾於市、鹿児島県というのは非常に多頭飼育がしやすいところでありまして、そういう意味で技術を高めるというのが値段の差で出ているということを言われると、技術的なものが落ちているのかなということが感じられないわけでもありません。しかし、鹿児島県から出た牛がいろんな名前を変えて立派な肥育牛になっておりますので、決してそうでもないんじゃないかなという気はいたします。これについては私がどうこうという、論評できる問題ではありませんので、畜産の専門の野村課長のほうがずっと詳しいので、野村課長に答弁をお願いしたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

肉用牛改良につきましては、これは鹿児島県は鹿児島県の改良方針というものが

ございまして、その中で今度は各地区は地区のやっぱりやり方というものがございます。曾於地区につきましては曾於地区の改良委員会、これは各技術者、あるいは専門的な機関、いろんなところが入って種雄牛の選抜とか、いろんなそういうものもやっているところでございます。また、技術的につきましては、やはりこれは県の指針等がマニュアル等がございまして、それにのっとった形でやっていくということで、先ほど子牛の価格の面を申し上げましたけれども、北海道あるいは酪農地帯で今価格が高いというのは、特定種雄牛、非常に能力の高いそういうものが出現いたしまして、そういうものの子牛価格が非常に高いということで、その牛につきましては鹿児島県では一部では出ることもございますけれども、国の事業団の種雄牛でございまして、県としてはそういうものを利用するということでは、今のところ改良方針の中には入っていないところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

地域間の価格差があるということは、やはり何らかが原因しているわけですね。先ほど言われたようなことが原因だとは思いますが、そのためにはこうやって緊急支援対策として1頭、国の交付金で1万円、市の独自予算で1万円出すことも非常に生産者としてはありがたいことであって、経営の安定化に少しでも寄与してくれるというふうに感じますが、抜本的なところでいきますと、やはり鹿児島は日本一でしたよと言いながら価格差でそういうのがあって、他地域に後れを取るようであればやはりそういうところにももう少し力を入れていくように、我が曾於市だけの問題ではありませんが、市としても取り組んでいく必要があるんじゃないかと思いますが、課長は市長が認めておりますので、課長の答弁で事業は進んでいくと思いますので、お答えください。

○畜産課長（野村伸一）

先ほども申し上げましたように、肉用牛のこの評価というのは、やはり体型的な面、それと能力の面、これを兼ね備えた牛ということで、いずれにいたしましても、種牛の問題を申し上げましたけれども、それ以上にやはり大事なのが母体でございます。この母体を優良なものに変えていく。今回国のほうで来年度事業といたしまして、牛を、高齢牛を淘汰して若いものにしていただきたいというようなそういう加速化事業がございます。それと併せて、本市においては畜産振興協議会の中でそういう優良雌牛に対しては助成をします。あるいは市単独でも自家保留導入をしていただきたいということで改良促進するために1頭3万円というものを独自でやっておりますので、そのようなものを利用しながら農家のほうへも指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

大事な税金ですから、一般財源ですから、これを価格低迷ということで1頭当たり出すということも、それは簡単というか、すぐに生産農家としてはありがたい話でありますけど、長期的なやはり計画を持って、今課長が言われるとおり、課長が言うのは市長が言うのと一緒にするので、そこをもう少し力を入れていただくことも併せて必要じゃないかなと思うんですね。価格が低迷しているから支援をするというだけじゃなくて、価格が低迷した原因の中には、一部にはこういうこともあるんだよということを生産者にも理解していただいて、そしてその生産者の方々がそういうふうに素牛の改良、入替え等をしていく、そういうところでバックアップしていく。私は技術指導というか、経営指導というか、長期的なそういうところもやはり必要であって、高齢者の方々としては淘汰されざるを得ない部分がありますが、若い方々等がこれからの生産意欲を維持していくためには、そういうところに対して将来の展望というのを我々が示す必要があると思うんですよ。そのようなところを畜産振興協議会、農協等、もう少しこう詰めてやっていきたい。特にこれを来年度事業計画や施政方針に出せないですか。課長。市長代理。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今議員が申されたことについては、我々、技術員も技術員連絡協議会の中の畜産部会の中で毎月、反省等を繰り返しながら検討をして、今後どのような指導を取っていかなければいけないか、そういうことを毎月検討をしているところでございます。我々、市あるいはJAとだけでどうにかならないところ等もございまして、やはりそこあたりは県の機関なり、あるいはいろんな関係者等にもいろいろ御相談申し上げながら今後は進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

やはり今行政がしなければならないことは、今苦しいから支援するというだけでなく、将来に展望が持てる、今日もありました人口増対策、交流人口等についても同じことであり、将来が見えるような政策を新年度には期待したいと思っております。

次に、小規模農家支援についてであります。特に零細農家、兼業農家等で畜産業者だけでなく、小規模で稲作を行っておられる農家の皆さん方への支援、特に鳥獣被害も増えておりますし、生産意欲が非常に低下している部分がありますが、これについて新年度には何らかの方向づけができないか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

小規模農家といっても大体、兼業農家が多いんじゃないかなと思っております。また、高齢者の農家の方々が、自分たちができる範囲でしている方がいらっしゃると思います。この飼料・肥料高騰が続く状況の中で何か支援ができるか、そのあたりもまたよく検討させていただきたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

小規模農家の方が、兼業を含めて、稲作をしたりして耕作放棄地をなくす努力といますか、結果としてやっている方も結構おられます。だんだん高齢化する中でその結で協力し合ったりとかいろんな方法でやっておられるところもあります。どうでしょう。今日も出水議員の中で、耕作放棄地が増えて地元で管理しなければならない農道等についても、それとかイノシシ被害により用水路・排水路が埋まってしまったということ等の支援、こういう今農家の中でパイプライン、畑かんが通っていないところの農家というのも多くあります。そういうところについてきめ細かな支援、対応というのを来年度以降の施政方針の中に取り込めないか、再度伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市には堆肥センターが非常にいい堆肥ができております。この活用というのをさらにやっぱり進めるのは大事だと思っております。コロナ対策でそういう堆肥の支援もしましたが、何らかの形で施政方針でできないかということも含めて前向きに検討したいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

前向きの答弁を頂きましたので、新年度の施政方針が出るのを楽しみにしておきたいと思います。

全般的に申し上げまして、南九州畜産獣医学拠点事業、これが点から線、面へと変わることと、特に財部市街地については、空き家、そして荒れた土地等もあり、市として部分的に今年度の予算でも用地を宅地分譲用ということで買収が上がって、我々も3月議会に見に行ってみました。しかし、そこを見る中で町の中心部、駅から今現在の支所、そしてSKLVの間にも大きな荒れ地等があります。ここで思い切ってさくら並木ニュータウンではないけど、それ以上の効果がある、商店街に隣接した地域であります。大きなプロジェクトとして、そのまちづくりを抜本から考え直して取り組んでいただきたい。それを市政にも反映させていただきたい。

また、2番目の肉用子牛生産者への支援についても、技術指導等を含めて、いかに高い牛が曾於市全体から出るかを進めていく、これが大きな行政の責務だと思います。財政的に支援する、補助金を出すということだけではない、抜本的な経営改

善につながるところを支援していくということが大事ではないかと思います。

3 番目の小規模農家支援についてもしかり、荒廃農地が増える部分についても、どうやっていけばいいのかというところを考えて新年度予算に取り組む。新年度予算を編成していただくことを期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 1 分

再開 午後 2 時 4 2 分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 8、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

皆さんこんにちは。3 番、さくら会、瀬戸口恵理です。それでは質問を始めます。今回、私は大きく 4 項目について質問をさせていただきます。

1、孤独・孤立対策について。

令和 5 年 5 月 31 日に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和 6 年 4 月から各自治体に対策の努力義務が課せられます。イギリスに続き、日本でも世界で 2 番目に孤独・孤立対策担当大臣が任命されており、社会とのつながりを持ってない人への支援に動き始めています。

そこで質問いたします。

①孤独・孤立対策への本市の対応を伺います。対象者や解決すべき課題は、赤ちゃんから高齢の方まで幅広いため、可能であれば項目ごとに整理してお示してください。

②孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業、いわゆる地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取組団体へ応募を検討したか伺います。

③「孤立感の解消」に効果のあるイギリス発祥の家庭訪問型子育て支援事業ホームスタートへの見解と、再実施の予定について伺います。

④ファミリーサポートセンター事業の進捗を伺います。

⑤不登校児童・生徒の現状と対応について伺います。

⑥年間 30 日の欠席はないが、遅刻や欠席等が増えて不登校になりそうな児童・生徒の現状と対応について伺います。

⑦適応指導教室の開設時間と送迎の実態について伺います。

⑧フリースクール等の利用状況や保護者への支援について伺います。

続きまして、大項目 2、小児科不足問題について。

② 本市の小児科の状況を伺います。予防接種と受診は分けてお示してください。

② 2歳未満の子どもが病気等で受診しようとする場合、考えられる状況について伺います。

大項目 3、オーガニック給食の推進について。

令和4年6月の一般質問にて、「みどりの食料システム戦略」と関連して質問をし、教育長から前向きな答弁をいただきましたが、令和6年度から新しい給食センターが稼働するに当たり、改めて質問します。

①オーガニック給食の予定について伺います。

②センター方式より自校方式の方がオーガニック給食への対応がしやすいと聞きます。センター方式になることで対応が遅れることがないか伺います。

③オーガニック給食を前に進めるには、有機農業の推進が不可欠ですが、オーガニックビレッジ宣言の予定がないか伺います。

大項目 4、公園の防犯対策について。

日没が早くなり、これから冬休みを迎えるに当たって、児童の集う公園の防犯対策への取組について伺います。

② 市内の小中学校等で統一して推奨する帰宅時間や取決め等があればお示してください。

②公園で遊ぶ子どもが、いつでも時刻が確認できる状態にあるか伺います。

③子どもが一人で利用するトイレは特に防犯が必要な場所だと考えますが、講じている対策があればお示してください。

④日没が5時頃に早まる中、外灯などにより、夕方の公園の明るさは十分に確保されているか伺います。

⑤学校の通学路を中心に、子どもが集まる公園などの周辺にある商店や民家に対して協力をお願いしている「子ども110番の家」は十分でしょうか。また、子どもが駆け込んだときに的確な対応ができる状態にあるか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の①から④と、2と3の③と、4の②から④については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の⑤から⑧と、3の①と②と、4の①と⑤については、教育長に後から答弁をさせます。

1、孤独・孤立対策についての①孤独・孤立対策への本市の対応について、お答えをいたします。

まず、妊娠期においては母子手帳交付時の面談、妊娠8か月でアンケート及び面談希望者への訪問などで、出産前後の不安の解消に努め、産後の継続支援につなげています。乳幼時期においては、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業、産後ケア事業や、子育て支援センターでの育児相談など、その他専門職による乳幼児相談等で不安を抱える家庭には訪問や電話で継続支援を行い、子育て家庭が孤立し、悩みを抱え込まないように支援しております。

高齢者に対しては、閉じこもりなど何らかの支援が必要な高齢者を把握し、介護予防活動への参加を推奨する介護予防把握事業、高齢者に関する暮らしや、介護などの相談に応じる総合相談支援、高齢者見守り対策事業、訪問給食サービス事業、緊急通報システム事業を行っております。また、世代を問わずに相談できる場としては、茶飲み場、ほっとひといきタイム、心が元気になる相談室などの事業があります。

1の②孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業の取組団体へ応募を検討したのかについて、お答えをいたします。

地域連携推進モデル調査事業への応募については、福祉介護課内で検討しましたが、応募はいたしませんでした。

1の③家庭訪問型子育て支援事業ホームスタートへの見解と再実施の予定について、お答えをいたします。

ホームスタートは身近に不安や悩みを話せる人がいなかったり、子育てひろばや相談窓口に出向くことが困難な家庭などに、研修を受けた地域の子育て経験者が週1から2回、2から3か月程度訪問し、傾聴と協働を行うことで、子育ての孤立の解消につなげる支援です。本市では6年間委託事業として実施してまいりましたが、希望者は年間3から4人程度で、令和3年度以降ホームスタート利用後も保健師や助産師等の訪問を必要とする家庭が増えております。また、妊娠期からの伴走型支援が始まり、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等による傾聴や助言、必要なサービスの紹介など、おのおののニーズに寄り添った支援を展開しております。最近では家事の共働だけでなく、食事の準備や洗濯、買物の代行支援を希望する方もおり、令和6年度からは子育て世帯訪問支援事業の実施を計画しておりますので、ホームスタートの再実施の予定はないところです。

1の④ファミリーサポートセンター事業の進捗について、お答えをいたします。

現在、令和6年度ファミリーサポートセンター開設に向けて、NPO法人陽幸会に業務委託し、旧スポーツ店跡の建物を一部改修しているところです。今後、改修

等が終わりましたら、預かる側の会員募集の広報を行い、研修会を実施する予定としております。

2、小児科不足問題についての①本市の小児科の状況について、お答えをいたします。

子供の定期予防接種については曾於市内では8か所の病院で予防接種が実施できます。また、令和5年5月からは、かかりつけ医が都城市、三股町内にある方はかかりつけ医でも接種ができ、受診においては、本市では小児科をかかえているのは1か所です。

その他、曾於医師会立病院で毎週水曜日の午後に鹿児島大学病院から派遣された小児科医が診療を行っております。また、小児科専門医ではありませんが、市内の3医療機関で乳幼児の診療を行っております。小児医療については本市だけではなく志布志市、大崎町でも抱えている課題であり、曾於医師会をはじめ現在協議を進めているところです。

2の②2歳未満の子どもが病気等で受診しようとする場合、考えられる状況について、お答えいたします。

まず、診療時間内であれば、かかりつけ医で受診します。その場合は都城市、三股町、曾於市内でも想定されます。次に、診療時間外であれば、松岡救急クリニック、都城市北諸県郡医師会への受診となります。

3、オーガニックの給食の推進についての③オーガニックビレッジ宣言の予定がないかについて、お答えいたします。

オーガニックビレッジの取組については、農業者だけではなく加工、流通、消費と一体となった体制づくりが必要であると考えております。そのためには、行政、生産者団体、流通加工業者、試験機関、地域住民、学校、消費者等の理解のもとで計画を立てて、体制の構築を図る必要があることから、現時点においては曾於市で早急に取り組めることではないと考えます。また、現時点での予定はないところです。

4、公園の防犯対策についての②公園で遊ぶ子どもが時刻の確認ができるかについて、お答えをいたします。

曾於市の都市公園は21か所あり、そのうち時計が設置してある公園は6か所です。子供たちが近所の中で遊ぶ街区公園には3か所しか設置していない状況ですので計画的に設置したいと思います。

4の③公園のトイレの防犯対策について、お答えいたします。

曾於市の都市公園は21か所あり、そのうちトイレは20か所に設置してありますが、防犯対策は講じていないところがあります。

4の④外灯などにより明るさは十分に確保されているかについて、お答えいたします。

都市公園の外灯は現在116基設置してあり、総合公園や運動公園などには多くの設置をしてありますが、子供たちが普段利用する街区公園には1から3基の設置となっています。今後利用状況や要望を聞きながら、設置の公園も4か所ありますので、年次的に整備していきたいと考えております。

次は教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1の⑤小・中学校の不登校の現状とその対応について、お答えいたします。

現在、曾於市における令和5年度の不登校児童・生徒は、10月末で小学生3人、中学生29人で合計32人となっております。不登校の対応については、学校は、本人や保護者との関係づくりのために、定期的な家庭訪問や面談を行っております。教育委員会は要請に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や、教育支援センターの教育相談員を紹介しています。また、子供の居場所づくりとして、適応指導教室を開設し、学習支援や相談活動等を実施しております。

1の⑥年間30日の欠席はないが、遅刻や欠席等が増えて、不登校になりそうな児童・生徒の現状と対応について、お答えいたします。

曾於市において不登校傾向のある児童・生徒は、小学生6人、中学生28人の合計34人です。不登校傾向のある児童・生徒への対応として、学校は早期に家庭訪問等を実施し、保護者との連携を図りながら、欠席・遅刻の要因などの状況把握を行い、不登校の原因になり得る本人の困り感の解消を図っております。教育委員会としては、学校と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、相談窓口の紹介を行っております。

1の⑦適応指導教室の開設時間や送迎の実態について、お答えいたします。

適応指導教室の開設時間は、原則、学校のある日の午前8時30分から午後4時15分までとなっております。長期休業中も開設しております。送迎については、原則、保護者による送迎となっております。

1の⑧フリースクール等の利用状況や保護者への支援について、お答えいたします。

現在曾於市においては、中学生が中学生3人のみフリースクール等を利用しております。また、フリースクール等の利用における保護者への支援については、現在行っておりませんが、教育の機会均等という観点から、今後は検討してまいりたいと思います。

3の①オーガニック給食の予定について、お答えいたします。

曾於市の学校給食においては、食育の観点から地場産物を積極的に活用し、旬の食材を使った献立を提供しています。安心安全な給食を提供するためにも、今後も地場産食材の利用推進の観点から、有機農産物を積極的に活用してまいります、有機農産物は価格面や量の確保が課題となります。可能な範囲で取り入れていきたいと思っております。

3の②センター方式になることでオーガニック給食への対応が遅れることがないかについて、お答えいたします。

供給量の観点から考えると、センター方式より自校方式のほうが対応がしやすいですが、供給量と価格の課題が解決できれば、センター方式でも十分対応することが可能でございます。

4の①市内の小中学校等で統一して推奨する帰宅時間や取り決めについて、お答えいたします。

曾於市では、曾於市校外生活指導連絡会の取り決めの中で、夏期休業中は午後6時、冬期休業中は午後5時と帰宅時間を定めています。平日については、この時刻に準じて地域の実態や季節の状況に応じて、各小・中学校によって適切に設定されております。児童生徒が安全に帰宅できるよう、今後も各小・中学校において、時期に応じた帰宅時間を設定していきたいと考えております。

4の⑤学校の通学路を中心に、子どもが集まる公園などの周辺にある商店や民家に対して協力をお願いしている「子ども110番の家」は十分か。また、子どもが駆け込んだ時に的確な対応ができる状態にあるかについて、お答えいたします。

曾於市内には、「子ども110番の家」が、事業所・民家を中心に97か所あり、警察署によって委嘱されております。しかし近年、「子ども110番の家」は、事業所が減っている状況や、住民の高齢化による辞退などで、引き受けてくださる所が年々少なくなっている状況があり、「子ども110番の家」の拡大が大きな課題となっております。学校では、子供たちに対して不審者侵入対応訓練時に「子ども110番の家」の方を紹介したり、学校だよりで場所を周知したりしています。また、駆け込み訓練を通して、いざという時に安全な行動ができるように指導しています。しかし、住民に対しての緊急時の対応等については、まだ検討の余地があると考えています。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは順次質問してまいります。

まず孤独・孤立対策についてですが、本市でも孤独・孤立対策については今まで

対応をしてきたと思いますが、今度孤独・孤立対策推進法が努力義務を課せられるということですが、今現状の時点でこれは本市としては十分な対応だと考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

1 回目の答弁で答弁いたしましたように、いろんな方法で孤立孤独の方々を救済する支援を行っております。全て今の状況で100%完全であるとは言えないところであると思っております。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

例えばFM等で茶飲み場であるとかほっとひといきタイム、また、心が元気になる相談室などよく耳にするところなんですけれども、こちらはどちらかというと高齢の方を対象にしているというイメージがありますが、こういった相談できる場というのは子育て世代にも提供はされているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的にはこの施設については高齢者だけという限定をしておりませんので、若い子供連れでも希望があれば参加はできると思います。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

世代を問わずに相談できればということで設定されていると思うんですが、どうしても子供を抱えているお母さんが相談に行くというのが大丈夫な場であるという広報がまだ足りていないような気がするんですが、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

3つの町に子育て支援センターを確立いたしました。一番いいのは、ここにいろんな悩み事を子供を連れてきてしてもらうのが一番いいと思いますが、まだまだこの分野についての努力も足りないのかなというのは考えているところでございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

以前の一般質問でもお話をさせていただいたんですが、子育て支援センターは恐らく今年午後4時までその相談は受け付けていると思うんですが、なかなか相談しようかなという思う気持ちで子育て支援センターに行ったはいいんですが、例えば先生方が忙しそうであったりとか、あと利用されるお母様方が多い日なんかはなかなか相談したいというふうに言い出せなかったりとかするんですね。なので、もう少しそのお母様方、お母さん方が気軽に声をかけやすいような雰囲気づくりというのをさせていただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

子育て支援センターについてはですね、もともと保育士やいろんな条件のあつ

た人に来てもらっておりますが、場合によってはもう子育てが終わった方でも、いろんな経験を積んだ方々とか、また反対に若い人も中に入ってもらって、こういう支援事業に取り組んでもらえたら一番いいと思っております。今後子育て支援センターの在り方についてはですね、もうちょっと工夫を考えてみたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちょっと話を変えまして、孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業の取組に関して、応募を検討しましたが実際に応募はしませんでしたとありました。この理由についてお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、お答えいたします。

この地域連携推進モデル調査事業、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業であります。この事業は地域における孤独・孤立対策、問題に対する活動や分野横断的で先駆的な活動を支援し、地域公共団体の取組を強化するための事業となっております。分野横断的で先駆的な活動の部分や選択が優先される団体として、例えばプラットフォームを構成するNPO等関係機関と複数年契約を行うために、継続費又は支出負担行為を翌年度以降予算化しようとする団体、またプラットフォームの事務局をNPO法人が担おうとする場合、また郡市単位などでの広域でですね、官民連携プラットフォームを形成する場合など、このようなことが優先される団体の採択要件となっており、事前にですね、一定の計画を立てている必要があると考え、応募はしていないところであります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、現状の曾於市の取組では、まだ100%取組がきちんとなされているというわけではない、ということでありました。なので、私としましてはこの孤独・孤立対策について、せっかく国から補助金がもらえるという形なので、ぜひ応募をしていただきたいかったというのが本音なんですけれども、こちらのほうが上限400万円市町村のほうに補助金が出るということになっております。例えば、だったら大きい市だけ採用されるというわけではなくてですね、例えば大分県の津久見市は人口が1万6,000人ほどですけれども、こちらは取組の概要としましては、担当部局は社会福祉課が担っております。庁内の連携部局としまして、健康推進課、長寿支援課、総務課、こちらが防災コミュニティー班です、と社会福祉課なので、自治体内での連携をすることによって、市役所社会福祉協議会で連携して丸ごと受け止める相談窓口を整備をする、そして防災や介護などの取組についても社会とのつながり形成、社会参加支援の一つとして連携して取組を推進するとあります。やはりよく子育て支援であるとか、あと介護の問題で

あるとか、今は8050問題とか、いろいろな孤独・孤立に対する課題というのはたくさんあるんですけれども、やはり相談窓口が縦割りでなかなか一体化していないというのが問題になっていまして、子育て支援に関しても庁舎を新しく南棟を造るときにも、ワンストップでできる仕組みをお願いしますというふうに申し上げてきました。なので、今後はやはり高齢の方、若い世代の子育て世代も丸ごと含めて、ワンストップで相談できる体制づくりというのが必要になってくると思いますが、それについて見解をお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

私のほうもこのことについていろいろ調べてみたところではありますが、確かにこの事業については分野横断的で、いろんなNPO法人とか庁外の団体等を巻き込んで、いろんな団体と一緒に孤独・孤立問題に取り組んでいくような事業でありました。なので、今本市ではNPOや民間団体との連携をどのようにしていくか、今回の応募で先進的なモデル地区がいくつも出ております。この地区を参考にしながら、うちの市の一番いいような方法で組織をつくって、プラットフォームをつくっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

孤独・孤立対策というのは、例えば、自殺、ひきこもり、先ほど申し上げたように8050問題、シングルマザー、子供の貧困、ヤングケアラー、不登校と幅広く対象となります。やはり潜在的なケース、また目に見えない貧困などがあることから、やはりアウトリーチ型であるとか連携の大切さが叫ばれているところなんですけれども、今現在ひきこもりというどうしても若者問題だと思われがちなんです、例えばこの若者問題、10代から20代の方がひきこもっていた場合、それが何十年か後に8050問題ということにつながっていきます。なので、まあこの、2010年以降に日本の社会問題として表に出てきた問題だと思うんですけれども、若者に対しても今現在不登校も含めてひきこもってしまう方に対してもアウトリーチ型で幅広く連携型をしていく必要があります。それについて市長の見解をお伺いしたいです。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい質問をされておりまして、何て答えていいかわかりませんが、誰か答えられる人はいるんですかね。担当課長が答弁をいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

確かに言われるとおり、ひきこもりの方というのは自分からなかなか相談しにくいところがあります。議員が言われたとおり、アウトリーチ的な取組も今後はしていけないといけないと思っております。うちのほうでも、今回のこの法の成立で組

織的にどういうふうやっていくのかを、その辺も含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

介護のほうでは、介護支援専門医いわゆるケアマネジャーの方がケアプランを作られて対応していくと思うんですが、私は子育てのほうでも、こういった気軽に、例えば保育園を選ぶときとか、あとは何か施設を利用するとき、また子供の発達に問題があるような心配があるときに、気軽に相談ができる方が身近にいればいいなと思うんですけれども、今現在曾於市のほうでは保健師さんなどがその役割を担っていると思うんですが、人数もそんなにたくさんいらっしゃるということではなかなか対応が難しいのではないかなと思うんですが、これをまた拡大していく予定はありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在、いろんな方々が子育て支援の問題を含めて、支援センターだけでなく保健師の方とか栄養士の方にどんどん相談をされております。今の状況でその対応が不足しているということは、担当課からもどこからも来ておりませんので、今は一気に職員を増やすということは検討していないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

保健師さん、子供の検診なども担当していらっしゃいますので、直接こども未来課のほうにちょっと相談をしたいなと思って電話をしても今不在ですとのことが結構あるんですけれども、その対応は今現在どのようにされていますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

まあ確かに保健師のほうは訪問も、主にお仕事で行っておるところですが、そういったときに不在の場合はまた帰ってきたから連絡をするというような形もっております。また、いろんな検診等でもその都度気になった方については、また後日連絡等をして訪問を行っておりますので、そういった形で現在対応しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

DVの対応も今こども未来課のほうに移管したと思うんですけれども、そちらの場合は例えば連絡が来た場合はどのような対応をされていますか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。

DVに関しましては、まず夫婦間の問題であればまず福祉介護課のほうに相談が
ございます。そこに子供がいた場合は、またこども未来課のほうと連携をとって二
課のほうで話し合いながら対応しているという状況でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もし子供がいた場合に、子供を保護する場合はその日のうち若しくは早い段階で
ホテル等を確保して、そこに子供たちを保護するという形になるかと思うんですけ
れども、その場合やはり対応される方が今実際どの方かはちょっと分からないん
ですけれども、24時間の対応が求められると思うんですが、その体制は今現状どうな
っていますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

保護のそういった案件があった場合は必ず警察等から連絡が来ますので、そうい
った場合はまず夜間であればまた守衛から私のほうに来てまた担当にという形で連
絡体制はできるようになっております。それでまた関係があったら、また福祉介護
とかそういったところと連携を取りながら、夜間でも土日でもそういった体制が取
れるような形にはなっているところであります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、妊娠期からの継続的な伴走型支援というのに取り組んでいらっしゃると思
うんですけれども、ここが保健師さん、助産師さん、栄養士さん、歯科衛生師さ
んにより傾聴や助言また必要なサービスの紹介など、それぞれ対象となるお母様方
に合わせて対応していらっしゃると思うんですけれども、市長は先ほど人員が足り
ないという話はないということでしたが、例えば傾聴であるとか助言をする、また
サービスの紹介はそれなりに時間もお母様方の会話のやり取りなども必要になって
くると思うんですけれども、そういったものに時間を割いていくに当たって人員は
現状本当に足りていますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

先ほども市長が申しましたように、人員的には今の人員でやれているところでご
ざいます。どうしても事務的なものも増えてきて多忙な部分はございます。またい
ろいろな保健師また栄養士、歯科衛生師、こういった方たちも訪問のほうは行って
おります。また助産師のほうも現在お願いしながら対応しておりますので、現在の
ところそういった訪問でかなり不都合ということは起っていないと思っているところ
でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

電話をかけるときに、保健師さんや助産師さんが不在だった場合に折り返しとい

う形になるかと思うんですけれども、私が子育てをしてきた経験で、自分のタイミングで電話をかけるんですけれども、折り返してきたタイミングが子供がやっと寝たタイミングとかだと子供が起きてしまったりとか、なかなか電話をかけるタイミングって母親としてなかなか難しいし、また折り返しかかってきた音ですね、赤ちゃんが起きてしまうということも度々あります。なので、電話以外で連絡を取れるような仕組みというのが今後必要になってくるかと思うんですけれども、メール若しくはLINE等のツールを使つての相談窓口の予定はないでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

まずメールの件に関しまして、現在も市のほうにメールを送る窓口は企画のほうになっておりますが、そちらのほうからその関係課のほうへいろいろな相談ごと、そういったのがあれば来るようになっております。メールでそういったのが来ればメールでまたお答えをすることもさせていただいております。またLINEに関しましても、現在LINEでのそういったことができないかというツールについても現在検討をしているところでございます。ただ早急に来年度できるというところではございませんけれども、今その件については検討しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在メールでも相談ができるということでしたが、それは曾於市のお母様方への周知はどのようにしていらっしゃいますか。

○こども未来課長（福重 弥）

現在、特にそういった周知のほうはしておりませんが、また今後いろいろな検診とかそういうものがございますので、また再度そういった場で広報等をさせていただきたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

検診のときももちろんいいと思うんですけれども、検診のときって結構バタバタするので、お母様方、いただいた資料を持って帰って、そのままお家において中見ていないとかよくあると思うんですよね。なので、検診のときだけではなくて、普段から目につくような形で周知のほうをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

その部分もまた検討をさせて、いいような形で広報ができるようにしたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続きまして、ファミリーサポートセンター事業の進捗に関してなんですけれども、

答弁いただいたんですが、こちらその具体的な場所はどちらになりますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

今年度、ファミリーサポートを来年度から実施ということで、その準備期間ということで法人のほうに委託をしております。その場所につきましては末吉小学校の近くに元スポーツ用品店がございました。その一角を現在、そのNPOのほうで、放課後児童クラブで使用されております。その一つの部屋が空いておりましたので、そこを今回ファミリーサポートの事務所とかそういった交流の場として準備をされているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実際に実施をするとなると、令和6年度の何月からが可能でしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

現在施設の整備をして、年明けになるかと思いますが、その受け手の方の研修を募集をして行う予定としております。実際その募集の人員によっても若干変わってくるかと思いますが、できるだけ新年度になりましたら早い時期でできるような形で向こうのほうとも打ち合わせをさせていただきたいと思います。ただどうしても4月最初で開設できるということはちょっとまだ答弁はできないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

利用者の年齢や対象条件などはどのように考えていらっしゃいますか。

○こども未来課長（福重 弥）

利用者につきましては当初小学生までというふうなことも考えておりました。ただそれ以外の部分でも利用があるんじゃないかというようなお話も聞きましたので、そこについてまた少し検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在19市の中でファミリーサポートがあるところは恐らく16市だと思うんですが、こちら県のパンフレットにも掲載がありますが、小学生までのところが多いんですけども、中学生までが始良市、湧水町、そして高校生までが南九州市、そして18歳までというので鹿児島市になっております。また利用開始の時期に関しては3か月、生後3か月からが一番多いんですが、2か月や若しくは6か月もございいますが、垂水市と鹿児島市においては妊娠中からの利用が可能となっておりますので、そちらも含めて検討させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

その預かる部分の詳細な部分については、今後検討というか、調査をして決めさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画の中には、ファミリーサポート事業として実施は今現在のところコロナ禍の中であるとかで遅れておりますが、量の見込みとして2,880人、また確保方策として3,600人というふうに掲載があります。この量の見込みと確保方策について詳細の説明をお願いします。

○こども未来課長（福重 弥）

2期の計画ではそういった形でいろんなアンケートの調査によって出したところでございますが、来年度までが、6年度までが2期の計画でございますので、6年度からのこの事業の実施についてはまたいろんな提供会員、また預ける会員、そういったところを踏まえながら数字的には抑えていきたいと考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

恐らくこれは年間の延べ人数になりますか、の人数だと思うんですけども、これくらいあったらいいなということで恐らく人数を掲載されていらっしゃると思います。なので、やはり対象となる年齢を、できれば子育てしやすい曾於市を目指す上でも妊娠中からできれば中学生、高校生まで拡充していただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この運営についてはまだまだ今からですので、やはり受け入れる体制ができなければこれは全く意味がありませんので、当然組織とよく連携して対応が受け入れができるというのであれば、そういう方向にもっていければいいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続きまして、不登校児童に関して……

○議長（迫 杉雄）

次、5番目、5番目に入りますか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

はい。

○議長（迫 杉雄）

ここで、瀬戸口議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時27分
再開 午後 3時37分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いて、不登校児童生徒の現状に関して対応などについて伺ってまいります。

今現状、不登校と呼ばれる児童生徒は年間30日の欠席がある場合に限られていると思うんですけれども、今回御答弁いただいた不登校傾向にある児童生徒に関して定義はありますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、不登校につきましては年間30日以上休んだ児童生徒のことを不登校と呼びますけれども、欠席がちな生徒に対する定義はございません。以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは今回、この小学生6人、中学生28人の、割り出した一定の基準などをお示してください。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

これは各学校に聞き取りをいたしまして、各学校の見立てとして不登校には至っていないんですけれども、欠席が週1回程度あったり、あるいは年間10日程度休んでいる児童生徒で報告のあった人数になっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ということは、学校から申請というか報告があった人数ということになると思うんですけれども、ここに早期に家庭訪問等を実施し、保護者との連携を図りながら欠席遅刻の要因について現状を把握し、ということで困り感の解消を図っていくとありますが、それに関して教育委員会は確認をされていますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

毎年生徒指導に関しては、各学校から月例報告という形で、全ての休みがちな、欠席がちな生徒児童生徒を含めまして問題、口頭等も含めて報告をいただいて把握をしているところでございます。ただ全ての家庭訪問であったりとか保護者との話し合いが、全ては把握はできていないところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

この対応に関しては、学校によってまちまちになるかと思うんですけれども、教

育委員会としてそこがある程度一定になるように、例えば人数の多い学校の対応はなかなか難しいかと思うんですけれども、そこに関して教育委員会からの指導等がありますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

児童生徒への対応につきましては、いじめ防止対策基本法ができたときに、7日間に1度以上は必ず面前で子供たちとの対面で、子供たちの安否の確認等を行うということになっておりますので、基本月曜日から日曜日の間には必ず1度は教師と子供たちが対面で保護者を交えて会っているという状況にはなっていると思います。ただ、学校におきましては週に1回とは言わず、ほぼ毎日のように家庭訪問している学校も多いのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、連続して何日か休めばその傾向があるというふうに学校のほうも把握すると思うんですけれども、よくあるのが土日明けの月曜日は行けないとか、それか週のうち、5日間のうちに水曜日木曜日までは何とか頑張っていけるけれども、木曜日若しくは金曜日に、ここはまた土曜日もありますけれども、になるともう疲れてしまってちょっと今日は体調が悪くていけないというふうに、いつも休むわけではないんですけれども、飛び飛びで休む児童生徒もいるかと思うんですが、それに関して学校からの報告等で教育委員会は把握していらっしゃいますでしょうか。

○教育長（中村涼一）

まあ不登校傾向というのは、不登校が曽於市の場合は32名ですが、よく言われるのは3倍いると言われている。ということは100名前後の不登校傾向のある子が学校にいるということで、我々は調査をかけたら、学校から上がってきたのはここにあるとおり34名ということで、実際はまだ多いんだろうなと思います。休みがちな子、遅刻しそうな子、要は担任がその様子を見て保護者と話をして、この子休みがちだなと思えばやっぱりその担任がどういうふうに対応するかというのが一番大事になってくると思います。ちょっと休みがち、週1回程度でも理由もなく休んだり、保護者のほうは病欠ということで連絡があつてそのまま担任が鵜呑みにしてしまえばただの病気で休んでいると思いますけど、やっぱり私も経験がありますけど月に週1回休んでいる様子を、出席簿を見たときにこれは何かおかしいなと教師が気づけばそこから保護者と話をして進んでいくと思います。ただそれが全ての教員、全ての学校できちつと行われているかというのは、残念ながらちょっと教育委員会としては把握ができていない状況です。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

教育というのはやはりその権利でありまして、私たち大人は子供が教育を安心して受けられる環境を整備するのが私たちの義務であります。なので、困り感を抱えている子供を、子供から声を上げないとなかなか知ることができないというのもまた1つ問題であると考えておりまして、いつもと様子が違うけれどもそういった子供に関して、やはり先生であるとか友達とかが声かけをできるような環境を作りをしていくべきだと思います。ただ鹿児島県はありがたいことに、子供が自分の心の中に悩みがあるときに電話もかけたりとかLINEで相談できるツールが現在あります。ただその周知がどうかというと、まだ知らない子供たちも多いと思います。実際これってかけていいのかなというようなところがありますので、気軽にかけていいということをもう少し教育委員会からも周知徹底をしていただきたいと思いますすがいかがでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

子供たちは本当にいろいろな悩みがそれぞれ持っておりまして、本来だったら元気に学校に来てほしいんですけども、休んでいる子それぞれに休む理由というか、本人なりには様々なあるようでございます。その一つ一つの困り感とか悩み等を一つ一つ解決をしていくということが非常に大事なことだと思いますので、担任等を中心にそのあたりは各学校で一生懸命やっているものというふうにやっているところでございますが、なかなか週に1回学校を休むと大体年間も30日を超えてしまう、不登校になってしまいますので、休む理由が実は本人もよく分からないまま休んでしまっているというケースもありまして、あるいは原因が複合的に重なり合っているというところもありますので、ある程度時間が要する形にはなっていくのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか学校に行けない児童生徒が、居場所として今適応指導教室、いわゆる触れ合い教室というものがあるかと思います。例えば私の子供がここに通うとして、午前8時30分から午後4時15分となりますと、家族の誰かが送迎をしないとイケないということになるとフルタイムでの就業が難しくなる、複合的に貧困に陥るといえますけれども、子供に発達障害や障害があったりとかする場合に、お母さんが付きっきりでいないとイケないがために家事ができなかったり、フルタイムで就業ができないために結果的に貧困に陥る場合が多々あると思うんですけども、こちらに関しても、もしその、適応指導教室に家族の誰かが送る場合にフルタイムでの就

業が難しいと思うんですけども、今後保護者による送迎をある程度支援をする予定などないでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

私が課長時代に適応教室をつくって、その時点では保護者の送迎というのが一つの条件と思っていたんですが、今瀬戸口議員からもありましたように非常に保護者にとっても大きな負担になるということで、一応来年度の当初のほうには適応教室及びフリースクールに通う保護者に対して交通費として一部を補助していこうと、そういうふうに考えております。それで保護者の負担がどの程度軽減されるか分かりませんが、送迎となるとなかなか厳しい部分もございます。相当な予算も必要ですし、我々としては保護者に対して通学費の補助、これが教育の機会均等という一つの考え方がいけば不登校の子供たちの教育の機会をきちっと確保するという点からは、これが今のところ一番いい方法なのかなと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほど、ファミリーサポート事業の中で私が年齢の上限をお伺いしたところがあるんですけども、実はファミリーサポート事業というのは送迎も事業の内容に入っております、実際にファミリーサポートセンターを統括するところに電話をして確認したところ、適応指導教師であるとか、あとは小規模の学校に今、中谷小学校であるとか、岩北小学校とか行ける仕組みがありますが、その送迎もファミリーサポート事業で担えるということでした。ですので、やはり行政となると縦割りになってしまっていて、教育委員会は教育委員会で予算付けしますし、こども未来課はこども未来課で予算付けしますけれども、ここが横断的に取り組むことができれば、私はファミリーサポート事業のほうで、送迎は人員の確保も必要ですけども、担えるのではないかと考えております。それに関してそれぞれ御見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

子供の不登校を改善させるためにいろんな努力をされております。今質問は、子供を連れていくのに父母の負担が大きいと言われました。当然ながらそれもあるだろうと思います。しかし自分の子供を守るわけですから、そこはしっかりと親がそこは確保してほしいなと思っております。それに対する支援は、教育委員会のほうから少し支援をしたいということですので、それが私たちができる今の状況では限界かなというふうに感じます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリーサポート事業でそもそも送迎というのができるんですよね。なのでファミリーサポート事業を始めますよね、ということは、新たにしてくださいということではなくて、それが適用できるということを申し上げているんですけども、実際に習い事の送迎、それとあと預かり事業がファミリーサポート事業になりますので、それが送り先が違うというだけなので親がそれを責任を持って子供を見るということではなくて、ファミリーサポート事業をするのであればそれを適用できるのではないかとということを申し上げているんですが、もう一度見解をお伺いいたします。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

この事業はもう先ほどから言われるように送迎また預かりが入っている事業でございます。ただ、国のこの要綱によりますと、送迎につきましては保育施設等までの送迎となっております。この等がそういった適応指導教室とか塾とかそういうものに入っているのであれば可能だと思っております。議員がそちらのほうに確認されたのであれば、該当するのかなとは思いますが、またこちらでもそういった部分については確認をさせていただきたいと思っております。

○学校教育課長（関戸達哉）

教育委員会としましては、もう子供のため保護者のためになるのであれば、他課との連携とか何でも進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリーサポートセンターのほうをネットで検索していただくと出ると思うんですけども、保育施設までの送迎もありますけれども、学童クラブへの送迎、子供の習い事への送迎など、というふうにきちんと明記されております。また、その預かり事業も、例えば冠婚葬祭や他の子供の学校行事のときなども、多角的に利用ができる仕組みになっております。

ただ一つ付け加えておくのは、これはあくまでお願いする側と受ける側の相互の確認の下で行うことですので、受けるほうは預かります、送りますというほうがいいですよということであれば実施は大丈夫なはずです。実際、都城も習い事の送迎で利用されていらっしゃるようですので、そこはよく調べて検討していただきたいと思います。

今現在、フリースクールの利用は中学生が3人のみとありますけれども、今現在曾於市のフリースクールがございませんが、このフリースクール等の利用というのは具体的にどういったものになりますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

2人がいわゆるウェブでの、いわゆる施設のない形での学習をしております。

1人が実際に施設のあるところに通っているということでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現状フリースクール等と呼ばせていただきますが、御利用している保護者の方からの声で困り感などはないでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

様々な今理由で学校に通えない児童生徒の受皿になってくださっているところがフリースクールでございます。フリースクールにつきましては、非常にNPO法人さんであったりとか、あるいは民間による運営となっておりますので、非常に多様な活動であったり学習等を提供しているというところになっております。

困り感といたしましては、やはりどうしてもその、学校と同じような、いろいろな教科指導であったりとか、あるいは同じような教育課程でというところが非常に厳しい現状があるというところがあります。あと平成27年の文科省の調査によりますと、フリースクールの場合は入学金が平均で5万3,000円、授業料が月に3万3,000円程度かかるということで、保護者の負担というのが先ほどの送迎もありますけれども、このあたりの金銭面の負担というのも非常に大きいんじゃないかなということを予想されるところです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどから適応指導教室とフリースクール等に関して質問させていただいておりますが、やはり適応指導教室に送迎するに当たっても、フリースクール等に通わせるに当たっても、保護者の負担というのが大きいのが現状であります。恐らく例えばこども家庭庁であるとか文科省であるとか、そこを問題視しているからこそ、今補正予算等でフリースクールの支援をもう少し強化していきましょうであるとか、孤独・孤立にならないような対策をしていこうとかということが揉まれている現状になっております。なのでやはり、子供は親が産んだから親の責任の下で育てなさいという時代はもう終わっておりまして、やはり子供は宝だという皆さんおっしゃいますけれども、実際は親の負担が大きい、ただ親としても生活するのが精一杯で、なかなか子供に手や目やまたお金がかけられない、親としてもジレンマを抱えている状況にあるかと思います。ただ、鹿児島県内、新聞等でも掲載がありますけれども、今フリースクール等適応教室も含めてになるかと思うんですけれども、

金銭的な支援を国に働きかける陳情であるとか要望書が出ておりますが、その動きに関して教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

全国的に、また県内でもフリースクールに対する支援ということで、いろいろそういう要望が上がっているということは知っております。ただ、フリースクール自体が定義がございませんので、先ほども課長からありましたけれども、NPO法人化してやっているところもあれば、個人でやっているところいろいろございます。我々としてはある程度定義があると、ある面支援もしやすいんだろうと思っております。ただ先ほどもありましたように、金銭面での負担とか保護者の負担、そういうのもあると思います。我々教育委員会としては、とにかく子供たちをひきこもりさせないと、孤独にさせないということで、場所はどこでもいいので、とにかく社会との関係を断ち切らないように、できれば一番いいのは学校へ復帰するのが一番だと思っているんですが、なかなかそれが難しい子供たちについてはいろんな場所を提供して、子供たちが社会ときちとつながりができるようにして、少しでもひきこもりから遠ざけていきたいと思っております。そのためにフリースクールも含めて、子供さんを通わしている保護者に対して、どの程度我々が行政として支援ができるのか、そのような自治体だけの問題ではなくて、国も、こども家庭庁もできましたので、やっぱり一つの子育て支援という考え方でぜひ国も取り組んでほしいなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり不登校というと、親のほうもびっくりしてしまって、まさか自分の子がという感じになると思います。親自身もやはり知識がない、なので子供が学校に行きたくない、行けないとなったときに、どうしてもやっぱり学校が一番だと親も思っておりますので、どうしても甘えなんじゃないか、行きなさいというふうになってしまう、親のほうもやはり情報がないが故に、そうやって子供を追い詰めてしまう現状があるかと思います。ですので、やはり教育委員会からのほうも、学校や保護者に関して、もしそういうことになってしまった場合の解決方法であるとか、Q&Aであるとか、何かしら予防する対策のほうも講じていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、学校に子供が行かなくなった場合、その子も非常に悩んだり困ったりするわけですが、それと同じ以上に保護者の方の悩みと

いうのは深いものなのかなというふうに考えております。そこで今年度教育委員会としましては、学校を休んでいる子供たちの保護者を対象に、今年度2回会を持ったところでございます。先月も持ちまして、6人の保護者の方が来て、少しずつそういうネットワークも広げながら、やはり親の困り感とかそういったものも同時に解消していかないといけないのかなと思っているところです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

少し内容はずれますけれども、例えば来年度の新1年生ですね、財部地区だけで言いますと、すごく1年生が多いんです今度、来年度の。それで放課後児童クラブのほうが入入れ人数を減らすという通知が保護者のほうにありまして、これは大変なことになったぞと、1年生なのに預け先がないというふうに今ちょっと問題になっております。やはり1年生だけでも入入れ先がないとなりますと、どうしても親もだからといって仕事を辞めて一緒にいるわけにはいきませんので、預けられないとなると子供が1人で家で留守番する状況になるんですね。これはやはり孤独・孤立対策としても問題だと思っております、じゃあもし犯罪に巻き込まれたらとか、1年生は帰るの早いですから、他の学年が帰るまでの間に、例えば通学路で何かあったときに助けを呼べるのかとか、いろいろ問題が起きてくると思います。これに関してすぐにどうこうできる問題ではないかと思うんですけれども、何か対策を講じることは可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

今の話は初めて聞く話でありまして、新1年生の学童利用を減らしてほしいという通知が来たということと言われました。そのこと自体も私も初めて聞きまして、当然これは非常に大事な問題でありますので、誰がそれを通知を出したのか、対策を検討されなかったのか、内部で検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり1年生というと、まだちゃんと学校に行って帰ってくるだけでも大変だと思いますので、そもそも子供の安全性を確保するためにも対策を講じていただきたいと思います。

続きまして、小児科不足問題について質問をしてみたいです。今現状、小児科が本当に曾於市は不足しておりまして、かこいクリニックが閉まってしまったりとか、あと財部の鮫島クリニックが、4歳にならないと診ていただけないということで、保護者は子供が熱が出たときに小児科探しに奔走している状況であります。今現状、市のほうでもそこを解消しようということいろいろ奔走してくださっているかと思いますが、今現在協議を進めているというところなんですけれども、解消の目

途は立ちそうでしょうか。お示してください。

○市長（五位塚剛）

1 回目の答弁で行われたように、都城、三股町の中でかかりつけのお医者さんがある場合はそちらを優先はできますよという答弁をいたしました。また市内においては、松岡救急クリニックさんも含めて、郡の医師会病院も含めて一定の対応はできるわけですので、曾於市内に小児科病院が本当になくなってきたというのはもう事実ですので、今後についてはやはり前向きに何らかの対策ができないかというのは引き続き努力をしたいと思います。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

ちなみにこちらの答弁にありますように小児科を掲げている 1 か所というのはどこになりますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

はい、それではお答えします。

今曾於市内で小児科を掲げているところにつきましては、松岡救急クリニックの分院になるところでございます。またこちらにつきましては、約 2 週間に 1 回専門医の先生が配属をされております。また場合によっては、夜間で 3 日間ほど連続でというような配置も向こうの配慮でしていただいているところでございます。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

通常であれば、かかりつけ医であるとかそういったところで受診ができると思うんですけども、今インフルエンザが曾於市内も流行っておりまして、都城市でも同様に流行っております。なので、例えば曾於市の小児科が減ったことによって曾於市の子供を持つ親が都城などにかかりつけ医を変えている状態にあるんですけども、都城は都城で今インフルエンザであるとかコロナとかが流行っているんで、予約を取ることすらままならないというのが現状であります。なので、例えば朝 1 番で予約を取りに行ったけれども、あまりにも多いのもう 5 時間後に来てくださとか言われたりするんですよ。想像してみてください。大隅、財部までは都城が近いからいいと思うんです。大隅のほうから都城まで行くのにも片道結構な時間がかかりますよね。そこでやっとの思いで受付をして予約を取ったはいいけれども、何時間か後に来てくださと言われると、1 回戻るのか駐車場にずっと何時間も居続けるのか。ただ大人だったらまだいいですよ、待てますから、黙って座って。ただ小さい子供を抱えているとやはりおむつであるとか、熱があるから連れて行くわけであって、具合が悪いから連れて行くのであって、その機嫌が悪くて、具合が悪くて、機嫌が悪い子供を抱えて、しかもそれが曾於市のためにたくさんお子さんを産

んでくださった方がいらっしやるとすれば、それが3人も4人も連れて行くことになるわけですよ。病気の子も元気な子も連れて行かないといけないですね、家に置いておくわけにいかないの。そうなった場合に、やはり小児科受診が難しいですよ。なので、曾於市にないから都城市、三股のかかりつけ医でも受診してくださいというのは理論的には分かるんですけども、やはり子育てしやすい曾於市を目指す上で、やはり小児科というのは重要になってくると思うんですけども、そちらについてもう一度見解をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

私のところにも今埼玉から移住した娘、また両親、孫がいます。たまたま故郷出産をしてすみ産婦人科でお産をしましたので、子供の急病のときはすみ産婦人科で見てもらって対応しております。これもかかりつけになりますのですぐ対応してもらいます。ただ、今瀬戸口議員が言われるように、都城の子供を小児科の病院というのいろいろと逼迫しているようでございます。そういう意味で子供を病院で待たせるといふ、このつらいという状況は私にもよく分かります。かといって、現時点で曾於市に小児科病院の先生が開業してくれるかということそのまだ目途が立っておりません。しかし、やっぱり長い将来的なものを含めて、場合によっては財部のSKLVのこのまちづくりを生かしながら、財部の中に小児科病院ができないかということも私たちは願っております。そういうことが実現できるような取組も進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長も御覧になったと思うんですけども、紫波町の岡崎さんが小児科について言及されていらっしやいました。紫波町移住が増えた要因として、やはり集合施設の中に小児科があるということが1つあると思うんです。保育園がまずもってあって、すぐ徒歩圏内、すぐ隣に小児科があって、病児保育がありますよね。なので、岡崎さん曰く、例えばインフルエンザにかかりました、熱がありますって言って、保護者にお迎えに来てくださいって通常なるんですよ。じゃなくて、保護者に電話もかけて、お子さん熱があります、高いのでお迎えに来てくださいではなくて、隣の小児科に連れて行きますのでよろしいですかという了承を取るだけなんです。保護者はそのままその日は仕事を続けることができます。診察をしてもらって、例えばインフルエンザであった場合はそのまま病児保育に連れて行きますけど、よろしいですかということで、病児保育でその後見ていただくまたそれは感染症になるとまたその対応が違ってくるかと思うんですけども、少なからず突発的な熱に関して感染力がそんなに高くなければそこで完結して対応できるわけです。なので、保護者はいつものお迎えの時間にお迎えに行けば済むのであって、例えばその仕事

を早退するであるとか仕事の段取りをして何日か休むということが必要なくなる、これはやはり子育てしやすい町にする上ですごく大事なことだと思うんですね。なので、やはり市長のほうでは、岡崎さんもすごく熱心に小児科のお医者さんを説得されたというふうにお話しされていまして、市長のほうもすごく交渉力、いろいろ引っ張ってくる力あるかと私は信じておりますので、市長のほうからもぜひそういう活動をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

岡崎さんの話を聞いて、やはり民間の力を借りてやはり町を活性化させるというのは私はもう基本だろうと私は感じました。後ろのほうに企画課長の息子さんがお医者さんがいるんですけど、小児科のほうに受けてもらえば一番ありがたいと思っているんですけど、目的が違うみたいで、まだ他にも曾於市内のいろんなつながりでお医者さんがいらっしゃるみたいです。そこをよく当たりながら、曾於市にできたら小児科やら他の眼科も含めて見てもらえるような組織づくりを努力していきたいなと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり小児科問題、毎日利用するものではないですけども、いざというときにやはり大事になってくると思います。小児科が近いから移住しようということで、例えば都城に移住、都城、三股に移住されてしまうよりかは、ある程度対応できることはして、ぜひ曾於市に移住していただきたいと思いますので、今後とも対応をしていっていただきたいと思います。

続いて、オーガニック給食の推進について伺ってまいります。現状、前向きな答弁を教育長のほうからいただきましたが、有機農産物は価格面や量の確保がなかなか難しいということで課題になっていると思います。可能な範囲で取り入れていきたいというふうに御答弁いただきましたが、まず取り掛かりとして年1回、半年に1回、月に1回というふうに回数を増やしていくという方法も取れるかと思うんですけども、まずはどこか1回始めてみられたらいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（中村涼一）

先ほども申し上げましたように、量の確保と価格の面で非常にこれを常時やるというのはなかなか厳しいですので、例えば12月8日が有機農業の日なので、そういうときにやってみるという方法もあるのかなと思っております。教育委員会としては、例えば米飯給食で使うお米を、有機米があればそういうのを取り寄せてやるという方法もあるのかなと思いますし、できれば曾於市内にそういう有機農業で有機米を作ってくださる生産者がいれば、ぜひそういう方をお願いして量を確保できた

らなと思っております。ただ、まだなかなか厳しい状況もございますので、しばらくは年に1回、2回、そういう形でやっていけたらと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

また、オーガニックビレッジ宣言の予定は現状ないということでしたが、みどりの食料システム戦略におきまして、以前はどちらかというと食育の観点でオーガニック給食をというふうに観念付けておりましたが、ちょっと出口が変わってきておまして、例えば宮崎県でいうと綾町、鹿児島県でいうと南種子町の方が有機農業推進協議会をそれぞれ設立しておまして、オーガニックビレッジ宣言をして有機の普及に取り組んでいるところなんですけども、その取組のポイントとしまして、南種子町のほうでは、消費のところでは学校給食での有機食材活用イベントを開催し、環境教育及び食育を推進というふうにあります。また綾町のほうでは、やはり同じく消費の面で有機農産物を学校給食に活用する仕組みづくりを構築し、というふうにあります。なので、これからみどりの食料システム戦略というふうに名前がついておりますけれども、これだけ肥料の高騰などがあって輸入の状態が安定しないということになりますと、やはりその有機化は避けて通れない、JAのほうも有機化に切り替えていくというふうに報道等も出ておりますが、市長のほうでは今現時点ではオーガニックビレッジ宣言の予定はないというふうに御答弁ありましたが、今後についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私の考え方としては、有機農業のまち曾於市というのを目指したいなと思っております。現在曾於市内では有機農業をされているグループがたくさんおられます。そして食材もたくさんあります。ぜひ曾於市産の有機農業のお米やら、そういう食材を学校給食に取り入れられるように目指していきたいと思っております。一応来年度の予算に有機農業関係の予算も少し増やしたいというふうに思っております。将来的にはこの有機というのは非常に大事ですので、学校給食でもいろんな形でも、曾於市の食材を県外にも出せるような取組を検討していきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市でもそうやって有機の生産者もいらっしゃいますし、都城市内のスーパーマーケットも生鮮売り場等を見ておきますと、減農薬で作りましたであるとか有機栽培で作りましたというような野菜が、価格は1.5倍とか2倍するようなものがあるんですけれども、それでも品揃えをされて売れ行きも好調であるように思います。なので、曾於市としてもそういったものに関心が消費者としても高まっているということであれば、それに対応していく必要があると思いますので今後とも前向きに検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして4番目、公園の防犯対策についてお伺いしてまいります。私が公園で子供たちを遊ばせるときに、やはりトイレというのは、子供たちも親は入り口で待っているにせよ1人で行くことが多い場所になります。なので、子供が1人になるシーンが多くなるかと思います。そこで気になるのが、どこで見たか忘れたんですけども、曾於市ではなかったと思うんですが、公園にトイレの水を貯めるタンクがありますよね、あそこに乗らないでくださいと書いているところがあったんですよね。何でそんなことが書いてあるのかなと思ったんですけど、タンクに乗るとトイレの中が覗けてしまうんですよね。なのでトイレって上が空いているところが多いんです。なので覗こうと思えば覗けるんですよ。確かに今まで覗きの被害に遭った方も上から覗かれたことがあるっておっしゃっていましたし、実際に、私が前職でスーパーマーケットで働いておりましたけども、お客様のトイレで待ち構えてですね、個室に待ち構えていて、女性が入ってくるのを待って上から覗くという被害があって、警察がすごくたくさん来られたことがありました。やはり覗きの被害というのはなかなか今までに観点になかったかと思うんですけども、それがもし起こった場合に、すごく子供にとってもトラウマが残るようなことになるかと思うので、今後対策していただきたいと思いますが、それについて見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

タンクを設けるのはロータンク方式といってですね、水を一定溜めてレバーを使うことによって水を流す方式ですけど、今一般的にはですね、男子の小便器はですね、ほとんどフラッシュバルブ方式ですね、ボタンを押せば水圧で流れる方式になっております。まだまだそういうロータンク方式がありますので、そのあたりはですね、登ることがないような形での対応は今後考えていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

何らかの形で上から覗けないように物理的にその上を塞いでしまうこともできるかと思うんですけども、それだとすぐ対応ができるかと思うんですがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

取りあえずですね、そういう危険性のあるロータンク方式があるところを含めて、一応まちづくり課のほうで再点検をして、またそういう公園等も含めてちょっと点検をさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今までそういったその覗きの被害、トイレでの覗きの被害等で担当課で点検した過去、担当課で点検をしたことがありますでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

今までそういう苦情があるかということなんですけども、今まではないところでございます。まず前提としまして、日本のトイレはそういう防犯面、そういうのを前提に設計されたトイレがほとんどではないと思っていますので、今からそういうことがありましたら対応していきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり特に公園に関しては子供が利用します。子供も複数で遊ぶというわけではなくて、公園で待ち合わせということもよくあると思うんですよね。なので1人での時間もあつたりとかするかと思いますので、やはりトイレで待ち構えている人がいるということがないのが望ましいんですけれども、ないとも言い切れないです。なので、ぜひ公園のトイレの防犯ということも観点に入れて今後は点検していただきたいと思います。

現在やはり暗くなるのが早かったりであるとか、何時には帰ってきなさいねというふうに子供が言われて公園で遊ぶことになっているかと思うんですけども、今現状時刻が確認できる公園というのが全部ではないということですが、もし順次取り付けしていく予定ではあるということですが、いつごろまでに取り付けが完了できそうでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

時計につきましては各公園にトイレがありますので、そのトイレの電源を利用できると一応考えております。それにつきましても来年度の予算を今からまた打ち合わせをして上げていきたいと思っています。以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

学校等で夏場は6時、冬場は5時に帰るように取り決め等があるんですけれども、公園に時計がなくして時間が分からなくて帰ってこれなかったということもあるようです。小学生がみんな腕時計を持っているかといえばそうではないので、ぜひそこは進めていただきたいと思います。

またその街灯などによる明るさなんですけれども、やはり薄暗くなるのが早い時期は、5時には帰りましょうねとはなっているんですけれども、もう4時50分くらいでも暗いんですよね。なので、やはり何らかの事情で、例えば帰る時間になってお腹が痛くなってトイレに行ったらもうすっかり暗くなってしまった、ということも考えられますので、ぜひ外灯等も今後防犯の意味でも対応していただきたいと思っています。

そして子ども110番なんですけれども、こちら今商店や民家に対して協力をお願いしていると思うんですけども、その数が減ってきているということなんですけども、

今現状、把握していらっしゃる数に関しては、実態として本当に対応可能かどうかの調査はしていらっしゃいますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

子ども110番の家につきましては、警察が委嘱して実際は行っているわけですが、御指摘のように働いている方が年々多くなっている、あるいは実際子ども110番を続けられてきた方が高齢化している等の理由で年々減ってきているという現状ではございます。学校におきましては不審者対応訓練のときにそこに逃げ込んだりとか、あるいは全校朝会等で紹介する等の連携を図っているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の記憶だと、小学校に入学したときに子ども110番の家のマップのようなものを配られた記憶があるんですが、それは教育委員会が配っているものでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

学校におきましては、学校保険安全法の中で安全マップをつくりまして、各学校においてそのようなものを危険箇所であったり、子ども110番の家を記載したりして保護者に周知したりしているものと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私も上の子が小学校に入学したときに、そのマップを見ながらいざとなったらここに駆け込んでねというふうに言ったことを覚えているんですけども、子ども110番の家はマップ等で配られると思うんですけども、もう1つちょっと防犯とは外れるかもしれないんですけども、AEDのマップというのが一緒についているといいなとそのとき思ったんですよ。やはり突発的な心臓発作とかで子供が倒れるということはあまりないかと思うんですけども、大人が倒れたときにAEDの知識が子供にあるなしでまた違ってくると思うんですけども、実際学校では先生が倒れたときに子供たちがAEDの使い方をちゃんと学んでいたのも、実際先生の命を救ったという事例もあります。やはりその子供として、誰かが倒れているときに何もできなかった自分というのが、やはりそれこそトラウマになるかと思うんで、AEDのほうも一緒につけて配ることができるといいなと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのことについてはぜひ必要なことだと思いますので、そんなにたくさんの費用がかかるわけじゃありませんので、来年度から検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今恐らく消防のほうで、AEDのほうはネットで確認できるかと思うんですけれども、私財部に関してですが、財部小学校から半径2km圏内のAEDを全て調査したことがございます。例えば学校給食センターにもありますけれども、学校給食センター、でも閉まっているときに使えないんですよ。なので、大体外付けされているところといえば中学校の体育館の前が1つぐらいですかね。あとは室内にあったりして、なかなかいざというときに使えない状況にあるかと思います。またAEDマップには載っているんだけど、そこは年配の方がいらっしゃるところで更新もしていないので、今はもう使えないというところもありますので、またそれぞれAEDも所管が生涯学習課であったり、また総務課になるんですかね、どこか所管がそれぞれまた違ってくるんですよ、置いてある施設によって。なので、そこもまた総合的に調査していただいて、また最新の状態で提示していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の瀬戸口議員の一般質問を聞いていて、非常に項目が多くてまた予想外の質問がありました。このAEDの問題も質問項目になかったですけど、子どもの110番という意味でお答えいたしましたけど、大事なものはちゃんと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

たくさん今回質問を上げさせていただいて、対応させていただいてありがとうございます。やはり当局の役割として、私たち議員もそうですけれども、市民の福祉の充実について仕事をしていくのが私たちの仕事だと思いますので、ぜひともたくさんお願い事項等もあって大変かと思うんですけれども、新しく令和6年度の予算に盛り込んでいただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月25日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時30分

令和5年第4回曾於市議會定例会

令和5年12月25日

(第5日目)

令和 5 年第 4 回曾於市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 5 年12月25日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 5 号）

（以下 3 件一括議題）

第 1 議案第68号 曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

第 2 議案第69号 曾於市行政組織条例の一部改正について

第 3 議案第70号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第 4 議案第71号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

第 5 議案第72号 財産の取得について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 6 議案第73号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

第 7 議案第74号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

第 8 議案第75号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

（総務常任委員長報告）

第 9 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

（産業建設常任委員長報告）

（以下 4 件一括議題）

第10 議案第76号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

第11 議案第77号 指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）

第12 議案第78号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

第13 議案第79号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長報告）

第14 議案第82号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

- 第15 議案第83号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第84号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第85号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
（文教厚生常任委員長報告）
- 第18 議案第86号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について
（総務常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第19 議案第87号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第88号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）
- 第21 議案第89号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下6件一括議題）

- 第22 議案第90号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第23 議案第91号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第92号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第93号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第26 議案第94号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第95号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第28 議会改革調査特別委員会の調査報告

- 第29 陳情第9号 市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書
- 第30 発議第3号 曾於市議会議員定数条例の一部改正について
- 第31 発議第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支

援制度の確立を求める意見書案

第32 発議第5号 五位塚市長の国政事案に対する慎重な姿勢を求める決議案

第33 閉会中の継続調査申出について

第34 議員派遣の件

追加

(第5号の2)

第1 発議第6号 曾於市議会委員会条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	(欠 員)	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
総 務 課 長	上 村 亮	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	池 上 武 志	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美

市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		
大隈支所産業振興課長	中 西 昭 人		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第68号 曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第2 議案第69号 曾於市行政組織条例の一部改正について

日程第3 議案第70号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

日程第1、議案第68号、曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてから
日程第3、議案第70号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの以上
3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了
されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案14件を、12月18日に委員会を開き、執行部の出
席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第68号、曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について。

本案は、教育委員会等の行政委員会からの報酬額の見直しに際し、あらかじめ報
酬等審議会に諮問し、予算計上の判断を行うことができるよう条例の一部を改正す
るものです。

新たに行政委員会の委員を対象として追加した理由は何か、との質疑に対し、市
民に開かれた報酬額の決定過程を取ることで、その透明性が高められるとの答
弁がありました。また、ほかの自治体の状況についての質疑があり、県内19市で同
じように条例改正をしている市は現時点ではないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号、曾於市行政組織条例の一部改正について。

本案は、本市の行政事務を効率化するために条例の一部を改正するものです。

内容といたしましては、企画政策課が分掌していた広報・公聴事務、統計事務、

男女共同参画及び女性政策に関する事務を総務課に移管することに加え、商工観光課が分掌していた企業誘致と土地開発公社に関する事務を企画政策課に移管するものです。

業務を移管することで担当職員の業務量に格差が生じないように調整できているか、との質疑に対し、職員間で格差が発生しないように各課とも確認しながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、法改正に伴い、被保険者の産前産後期間の保険税を減額するために条例の一部を改正するものです。

具体的には、被保険者が単胎妊娠の場合、出産予定月の前月から翌々月までの期間に最大12分の4の額を、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの期間に最大12分の6の額を所得額及び均等割額から減額する内容であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の69号の曾於市行政組織条例の一部改正について質問をいたします。先日の総括質疑でも質問した点を踏まえての質問であります。

これまで、例えば広報活動とか統計事務については、主に企画政策課が担当いたしておりました。もちろんその一部は総務課も担当いたしておりましたが、これを今回の条例改正で総務課に一応まとめるということでございます。

この点についての質問であります。もしまとめるとなると、そのまとめる理由ですね。理由について、当然のことながら質疑が交わされたと思うんですが、その理由について質問いたします。

第2点目は、当然、総務課に一本化するとなりますと、人の体制、人的体制が今後変更となります。もちろん一方で、商工観光課が担当していた企業誘致関係等は企画政策課に移管いたしますが、ただ、それは人数だけの入替えでありまして、広報は広報の職員でありますので、そうした場合に、総務課にまとめた場合の人的体制の今後の在り方について質疑がなされていると思いますので、報告をしてください。

次に、議案の70号の国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

これは、一応施行日がすぐ、議決されますと来年、令和6年の1月1日からになっております。ですから、御承知のように、この条例は産前産後を含めてですから、本年度、令和5年分も一部対象となり得ます。

そうした点で、議決後、表決後の対象者に対する周知徹底が早急に必要となりますが、一般にこの行政に対しての市民との関係では、申請主義を原則といたしておりますが、これは例外的に周知徹底が言わば必要となりますが、この点についての議論がされていたらお聞かせください。

そして、当然、一定の課題も残るようでございますが、この改正についての課題があるとしたら、こういった点が今後の課題となるか、議論がされていたらお聞かせください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、お答えいたします。

まず、69号でございます。これに関して、業務効率の改善のためであるといった答弁でありまして、それ以上の答えはなかったところでございます。委員の中からは、特に、窓口に女性職員を配置するように、特に女性関係の問題にはできないかといった質問もあったところなんですけども、その点に関しては、今後こういった職員が適正であるのか、今後検討していくといった答弁がございました。

70号でございますが、周知のやり方に関しての質疑はなかったところでございます。また、この改正の今後についても質疑はなかったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

質疑がなかった、なかったでは質問者としても困るんですよ。

例えば、例を挙げてなんですが、山中議員がこれまで所属していた文厚委員会では、例えば、上村委員長の場合は、全体をまとめる意味で、所属する委員がこの不十分な点は、委員長のほうでまとめて、一応質疑を加えるというか、そうしたことが前例とされていました。私が文厚委員長の場合もちろんそうでありました。

ですから、各議員から質問があった場合に、不十分な点、あるいは、さらに質問したい点があると思いますので、その点は今後、これからの山中委員長でありますので、考えていただきたいと思っております。

まず、質問でありますけども、議案の69号でございます。

例えば、広報活動といいますと、これは旧町時代から恐らく財部、末吉もそうだったと思うんですが、国や県が行う様々な統計調査は、現在まで企画課、そして、

現在の企画政策課が担当しているんですね。これをなぜあえて総務課に直したかというのは質疑されなかったんでしょうか。不具合が生じたことなんでしょうか、質疑はなかったのかどうかお聞かせ願いたいと考えています。

これは男女共同参画もそうなんですね。必ず理由があるはずなんですよ。理由があるから総務課にまとめたことであって、その点で全く議論がなされなかったのかどうかお聞きをいたします。

それから、国民健康保険税条例も、これも人数は年間6名前後と聞いております。しかし、これが表決されたとしても、恐らくこの内容を知っている市民はどなたもおられんと思うんですね。ですから、これは申請主義ではなくて、市のほうから何らかの方法を通して周知を行う必要がある。その点での質疑はされなかったんでしょうか。重ねての質問でありますけれども、お聞かせください。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、お答えいたします。

まず、第1点ですね。委員長として、不十分な点はしっかり取りまとめていただきたいといった御意見でありました。私も今後の参考にしつつ、全体として適正な報告がなされるように、これ以上の委員長報告を取りまとめていきたいと思っております。

2点目として、統計調査についての質問でございました。これについても委員会ではなかったところでございます。委員会での中心となった議論としては、やはり業務効率の改善のために今後の改正が必要であると、そして、今後の適正な人員配置についても、実際にこれを動かしていった、今後、実態と計画の帳尻を合わせていくと、そういった形の検討をするといった答弁があったところでございます。

3点目の、これは申請主義でありまして、どんどんやっていただきたいと、周知をしていただきたいといった質問でございました。これも、その点、私もそう思っております。これは全国的な自治体も、国の法改正に伴うものでございますので、委員の指摘は確かなところであるんですけども、ただ、その点、今後の周知のやり方等に関しては、質疑はなかったというのが回答でございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第68号から議案第70号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第70号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第4、議案第71号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案6件を、12月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第71号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、諏訪団地1戸を譲渡することに伴い、関連する規定を改正するために条例の一部を改正するものです。

住宅の譲渡価格についての質疑に対し、譲渡価格は392万9,000円で、価格の算出に当たっては、公営住宅の複成価格の算出方法に準拠したと答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第71号について討論を行います。反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第5 議案第72号 財産の取得について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件を、12月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第72号、財産の取得について。

本案は、改築する曾於市学校給食センターに配置する厨房機器を取得するものであります。

現行の給食センター等で使用している器材は使用しないのかとの質疑に対し、厨房機器は全て新品を購入し、事務機器については、使用できるものは引き続き使用する予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第72号について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第6 議案第73号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

日程第7 議案第74号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

日程第8 議案第75号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第6、議案第73号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてから日程第8、議案第75号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されています。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第73号、公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、以上3件を

一括して報告いたします。

議案第73号は、南九州畜産獣医学拠点内の牛飼養施設を鹿児島県経済農業協同組合連合会に、議案第74号は、同施設内の鶏飼養施設を国立大学法人鹿児島大学に、議案第75号は、馬飼養施設を有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブにそれぞれ3年間利用させる内容です。

各施設の使用料についての質疑があり、牛飼養施設は年間617万6,000円、鶏飼養施設は年間95万3,000円、馬飼養施設は年間533万2,000円と条例で定めているが、施行規則による使用料の軽減により牛飼養施設は年間200万円、馬飼養施設は年間100万円になるとの答弁がありました。

また、馬飼養施設の馬の搬入計画についての質疑に対し、事業者から提出された事業計画では、令和6年4月からクラブ馬及び預託馬を11頭搬入する計画であるとの答弁がありました。

また、引退した競争馬の搬入の可能性はあるのか、との質疑に対し、競馬で優勝したような引退馬の馬主は、預け先の施設の飼育実績を重く見るため、現状として、いまだ実績のない本施設に引退馬を預けるというところまでには至っていないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、議案第73号、第74号、第75号について、それぞれ採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の73、74、75号についての中で、75号のいわゆる馬エリアについて質問をいたします。

馬エリアの使用料等については、私を含めてこれまで本会議等でも議論がされております。ただいま委員長報告にありましたように、これは9月議会における条例制定の中でも出ました。細かくは条例の中のいわゆる施行規則の中で、この馬エリアの使用料については533万2,000円以内というのがうたわれております。条例ではなくて、施行規則でございますが。

私も本会議で質疑いたしましたけれども、特にこの馬エリアについては減免額が非常に大きくて、およそ75%、100%の中の75%が言わば減免されることになっておりますが、この妥当性について、改めて今回のこの議案の中でも審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（山中雅人）

馬エリアの使用料、それについて、減免額についての質問でありました。お答え

いたします。

徳峰議員のおっしゃるとおり、それに対して委員からも質問はあったところでございます。

ただ、シミュレーション額が確かに黒字にはなっているんですけども、あくまで計画上の話でありまして、この減免額も含めましても、かなり特に初年度はぎりぎりの黒字といったことがあったので、3年間の減免措置を続けるといった決定に関してはいいのではないかとといった委員からの意見があったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

馬を含めて、ほかの施設の使用料についても減免はあるんですよ。もちろん減免は、最初ですから、一定期間は必要で、やむを得ない措置であります。

それを前提にしても、馬エリアだけが特段といいますか、減免額は非常に率的にも大きいと、その点で、なぜ大きくしなければならなかったのか、納得いっただけでももちろん了解いたしますが、どういった形で審議をされて、納得いく説明が当局からあったのか、また、そういった質問があったのかを含めて再度答弁をお願いいたします。

○総務常任委員長（山中雅人）

お答えいたします。

委員会の中でも資料の提示がありまして、シミュレーションの結果が上がってきたところではございます。

ただ、シミュレーションも、あくまで事業者さんが上げてきたものでございまして、それでも、特に馬というものは何人の事業者が、利用者ですね、馬事業の利用者がいるかもいまだ不透明なところございまして、シミュレーション上は黒字にはなっているんですけども、今後どの程度利用者がいるのか不透明なところも含めまして、当面3年間の減免に関しては致し方ないんじゃないかといった意見があったところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第73号から議案第75号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第75号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第9 議案第80号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第9、議案第80号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺利治議員及び久長登良男議員の退席を求めます。

（渡辺利治議員、久長登良男議員 退場）

○議長（迫 杉雄）

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託しておりましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（刈合昌昭）

議案第80号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）。

本案は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、曾於市ゆず冷凍保管庫の指定管理者として、株式会社メセナ食彩センターを指定するものです。

今後の計画についての質疑に対し、メセナ食彩センターの売上げは、果汁と皮の原料販売が主体で、コロナ禍により、一時、果汁の在庫を抱える状況であったことから、今後、売上げを伸ばすために、二次加工品の販売促進のため、商談会やPR活動、オンライン販売などに力を入れていきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会では全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の80号の指定管理者指定のゆず冷凍保管庫について、まず3点質問いたします。

1点目は、この指定管理の審査に当たって、委員会としては一番大事な事業計画書、あるいは収支報告書等などの提出を求めているの審議がされたのかの質問であります。

2点目は、ただいまの委員長報告にありましたけれども、この食彩センターは、コロナ禍もありまして、大きな在庫を抱えており、在庫もかなり解消されたとは伺っておりますが、まだどれほど在庫が残っているのか、審議をされていたら報告してください。

それから、3点目、これは総括質疑で聞き忘れた点でありますけれども、ゆず冷凍保管庫の容量ですね、大体どれぐらいの保管能力があるのか、もし質疑がされていたらお聞かせください。

以上、3点です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

ユズの指定管理の件を質問いただきました。

この在庫として、ユズの在庫は現在1,250トンということです。

それから、計画書の件ですけれども、委員会では計画書の提示はなくて、しました。質疑はなかったところです。

保管庫の容量ですけれども、保管庫の容量は質疑なかったところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

失礼ながら、保管庫の容量が質疑なくというのは、ちょっと不可思議で理解できないんですけどね、一番基本の基本でありますので。

それと、在庫が1,150トンというのは、市当局から見たら、一定在庫はもちろんやむを得ないんですが、理想とするところを見たら何トンぐらいが一応やむを得ないと見ているか、審議されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

あと、一番大事な指定管理についてのはですね、今後向こう5年間でありますが、やはり、この事業計画収支報告というのは基本の基本だと思うんですね。

例えば、これは非公募であります。そして、非公募でありますので、いわゆる随意契約であります。随意契約であっても、競争入札と同じように、やはり議会でありますから、客観的な厳しい審査が必要かと思っております。その点で、指定管理

についての妥当性があるかどうかのポイントは、やはり事業計画、収支計画にのった審査であります。

そして、どういった方法で委員会で審議がされたのかですね。指定委員会で、随意契約であっても当然、点数制による採点が必要となりますが、その辺りについては議論がされなかったのでしょうか。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

本来ならば、今、徳峰議員がおっしゃるとおり指定管理ということでしょうけども、現在では、この件については、入札の件、それから、その在庫の件はなかったところです。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第80号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

この、ゆず冷凍保管庫については指定管理料がゼロであります。これは当然のことではありますが、今後、質疑の中で出された点は今後に生かしていただきたいと申し添えて、賛成討論といたします。

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

渡辺利治議員及び久長登良男議員の入場を許可します。

(渡辺利治議員、久長登良男議員 入場)

日程第10 議案第76号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

日程第11 議案第77号 指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）

日程第12 議案第78号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

日程第13 議案第79号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第10、議案第76号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）から日程第13、議案第79号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）までの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第76号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）。

本案は、令和6年4月1日からの5年間、大隅弥五郎伝説の里の指定管理者として社会福祉法人曾於市社会福祉協議会を指定する内容です。

委員より、入浴施設の利用状況についての質疑があり、実績では平成29年度の4万1,851人をピークに、令和元年度は3万8,196人、それ以降も新型コロナの影響もあり全体としては減少傾向であるとの答弁がありました。

また、施設の改修計画についての質疑に対し、建設以来、約27年が経過し、現在のところ大規模な計画はないものの、技術者と協議し、調査等を実施していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号、指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）。

本案は、令和6年4月1日からの3年間、南九州畜産獣医学拠点の指定管理者として一般財団法人SKLVそおを指定する内容です。

指定管理料については、令和6年度が2,207万8,000円、令和7年度が2,519万円、令和8年度が2,447万3,000円の計画であるとの説明がありました。

委員より、レンタルオフィスの使用料の減額についての質疑があり、減額は考えていないとの答弁がありました。

また、南九州畜産獣医学拠点の運営に関する各事業者の決定を経て、今後スムー

ズな運営ができるよう、本市も十分な協力体制を取るようにとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第78号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）。

本案は、令和6年4月1日から5年間、当施設の指定管理者として、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会を指定するものであり、指定管理料は、デイサービス事業の介護保険報酬をもって充てるものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）。

本案は、令和6年4月1日から5年間、当施設の指定管理者として、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会を指定するものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第76号、第77号の指定管理について、委員長に質問をいたします。

先ほどと同じ質問であります。2つのこの議案についても同様に、事業計画、あるいは収支計画という基本的な資料の提出を求めている審議がされたのか、確認方々の質問でございます。前もって、委員長にもこのことを申し上げておきましたので、提出されていると思うんですが、確認方々の質問であります。

次に、特にこの議案の77号について質問をいたします。

77号は、今回、最初の指定管理者の指定でありまして、指定期間も3年間でございます。御承知のように、この南九州畜産獣医学拠点についての特に運営ですね、運営については、本年度、令和5年度は市が負担金を出す形で、既に一定人が配置されて予算を伴っておりますけども、本年度分については市の負担金で一応対応しております。昨年度も若干そうでありました。

これが正式に令和6年の4月1日からの運営となりますので、市から離れて、言わば社団法人化されます。その下で、基本的に運営の収入は、この指定管理料の収入並びに各施設のいわゆる使用料、これが中心であります。ある面ではこれだけで

はないでしょうか。

そうした意味で、指定管理についての妥当性が非常に大事であります。赤字になるから市が負担金を出すという意味合いの問題じゃないんですよね、これは。社団法人でありますから。ですから、その点で、最初のこの指定管理料、非常に大事であります。

この指定管理料についてのこの妥当性についての議論が当然されていると思いますので、例えば、令和6年度、初年度が2,207万8,000円、3か年で7,174万1,000円、毎年違います、数字が。違うのは、これは当然で、当たり前のことであります。その点で、妥当性についての審議をされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、この指定管理の在り方についての、非公募でありましても、先ほどと同じで随意契約でありますけれども、当然のことながら客観的な厳密な形での市当局によるやっぱり審査が必要であります。当然、審査委員会を設置して、100点満点であります、点数制を設けての審査が必要であります、この点数の過程について、流れについて、経過についても説明をしてください。まず1回目の質問であります。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、徳峰議員の3点の質問にお答えいたします。

まず1点目、事業計画について求めたのか否かといった質問でありました。これは、事前に資料請求を行って、事業計画等を求めたところでございます。それに基づいて審査を行ったところでございます。

また、2点目として、77号の運営に関しての妥当性、そういった予算が違うことについての理由についての質問でございました。これについては、直接の説明はなかったところなんですけども、頂いた資料の中で、特に人件費の面でかなり多寡が生じておりましたので、その人件費の計算上の問題で、こういった令和6年度から令和8年度までの額が違うものになったのであるというふうに認識しております。

3点目として、非公募の点数の経緯でございます。これについても点数自体は資料請求の結果開示されたんですけども、その中身についての議論はなかったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、私の所属する文厚委員会でも議論になった点であります。点数制であります。

委員が、副市長をキャップとして、15名の委員からなっていて、それで100点満点であって、文厚委員会の質疑では、60点以上がこの合格ラインということですが、それ以上の細かい点が、市当局から十分な答えが文厚委員会でも得られま

せんでしたが、総務委員会でも同様に、それ以上の審議はされないまま、一応、全体として了解をされたという解釈、理解でいいでしょうか。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、お答えいたします。

そのほかに、南九州畜産獣医学拠点の面談審査票なども開示されております。——失礼、これは前の議案でございました。

そうですね、特段の点数の得点の結果だけは提示されたんですけども、具体的な内容についての質疑はなかったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問でありますけど、1回目の質問を踏まえての質問であります、やはり、議会全体がそうでありますけれども、特に担当する総務委員会としては、今後の南九州畜産獣医学拠点事業について、運営において、せっかく28億円余を使っておるし、今後も附帯資料としては、恐らく金が掛かると思いますので、これは何としても、私個人的には成功させなければいけないと思っております。

その点でも、やっぱり議会サイド、総務委員会のサイドとしても非常に大事だと思っており、これは委員長も同じ意見だと思っております。

その点で、先ほどの繰り返しになりますが、今後はSKLVが一応基本的には運営に当たってですね、そして、指定管理料と施設使用料がこの収入の大きな全ての部門でございます。その点で、この指定管理料を含めて、総体として、今後の運営の在り方について議論がもしされていたらお聞かせ願いたいと思っています。されていなかったらよろしいですけども。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

先ほどちょっと詳しい答弁ができなかったので補足いたします。SKLVそこの指定管理選定委員会は、令和5年10月30日に行われました。その中で、A委員からM委員まで15名が投票され、2名が欠席されたところでございます。その中で、合計が1,043点、平均が80点、そして、可否としては丸といった内容の結果があったところでございます。

総体としての運営についての質問でございます。これについては、事業計画等に基づき、適正な運営がなされるといったことで、それ以上の質疑等はなかったところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案4件について討論を行います。反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案76、77、78、79、全てについて言える点であります。ただいま山中委員長との質疑でもありましたように、総務委員会並びに文厚委員会でも、この選定委員会の点数の在り方についてまでは議論がされております。点数も表示されております。

その元となる行政上必要な条例、あるいは規則、さらには要綱等で、その点が一応文書化されていないんですね。要綱上もそうした規定がないんですよ。口頭上の一応説明であるんですね。これは本来、行政としてはあってはならない、あり得ない対応なんですね。

ですから、文厚委員会としても早急に、これは何らかの形で文書を規定するように強く要請したんですけども、今後の課題として残りますけれども、全体としては賛成でありますので、賛成といたします。

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第76号から議案第79号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案4件に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第79号までの以上4件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第82号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第14、議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、大隅支所庁舎の整備に関する建築確認申請等手数料が30万4,000円の増額になっていたことについて質疑があり、プロポーザル前の面積を基に手数料を想定していたが、基本設計後に面積が増加したため、手数料を増額するものであるとの答弁がありました。

総務課関係では、給料、諸手当、共済費等の人件費を、各事業の実績等を勘案して調整したことによる変更が主なものです。

企画政策課関係では、にぎわい「そお生」事業の古民家再生活用モデル提案事業補助金1,300万円の皆減について、今後、建物の解体も考えられるのかとの質疑に対し、検討委員会で解体も含めて検討することになるとの答弁がありました。

宅地分譲地整備管理事業のさくら並木ニュータウン分譲地購入費219万円の増額について質疑があり、土地購入者が家の建築を中止したことによる土地の買戻し代金として、売却額と同額を計上したとの答弁でありました。また、現在のさくら並木ニュータウンの売却状況としては、今回の土地を除き、全て売却済みであるとの答弁がありました。

税務課関係では、欠員補充のための会計年度任用職員の雇用に要する費用の補正が主なものです。

市民環境課関係では、曾於市クリーンセンター管理費の施設管理費406万1,000円の増額についての質疑があり、ガス冷却噴射ノズルやコンベアチェーン等の緊急性が高く納品に時間を要する物品を、あらかじめストックとして保持する必要があることから購入するものであるとの答弁がありました。

会計課関係では、会計事務費の減額について、会計年度任用職員の期末手当の執行がなかったことによる減額であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

学校教育課関係では、ALT2名が新たに配置された際、担当校区から離れたところに居住することになったため、通勤手当の支給が必要となったとの説明がありました。

P T A・家庭教育活動費の家庭教育学級主事年間謝金が皆増となった理由についての質疑に対し、生涯学習課から移管された際に当初予算での計上を失念していたとの説明がありました。

教育総務課関係は、一般国道10号線末吉町深川交差点改良工事に係る損失補償金が主なものであります。

生涯学習課関係は、所管施設等の修繕費の増額が主なものであります。

委員より、施設の老朽化に伴う修繕費が年々増えているので、当初予算での予算確保が必要との意見がありました。

こども未来課関係は、過年度分の施設型給付費の国・県への負担金返還金が主なものであります。

福祉介護課関係は、過年度分の自立支援医療給付費の国・県への負担金返還金が主なものであります。

保健課関係は、国民健康保険特別会計繰出金の減額が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第82号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

農政課関係では、活動火山周辺地域防災営農対策事業について、事業運用の一部改正や採択の前倒しに伴い、事業採択されたことによる予算の補正であるとの説明がありました。

商工観光課関係では、道の駅及び四季祭市場施設管理費における、防災備品の無停電電源装置についての質疑に対し、停電時に2時間ほど電力を供給することができ、この間にレジの締め作業やパソコン等のシャットダウン作業を行うためのものとして設置するとの答弁がありました。

畜産課関係では、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金についての質疑に対し、5月から10月までの同給付金の給付実績は、申請者は554人、4,407頭に対し4,407万円を給付したとの答弁がありました。また、給付に当たって、市から対象者に通知を出し、その後、対象者からの申請に基づき給付したとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、農地耕作条件改善事業によるさつまいも基腐病対策の事業効果についての質疑に対し、県の調査によると、基腐病の発生が軽減されたという報告があったとの答弁がありました。

土木課関係では、過年度発生公共土木災害復旧事業の笠木・かんじん松線の災害復旧工事についての質疑に対し、災害査定時点では道路付け替えのための用地確保ができず、現況復旧を目指していたが、用地交渉に進展があったため、工事の計画を見直したとの答弁がありました。また、今後改良の予定があるため、最小限の工事になるとの説明もありました。

まちづくり推進課関係では、向江公園法面改修工事について、9月補正の時点より工事延長が伸びていることについての質疑に対し、測量設計委託の時点で50mの計画だったが、降雨時のとき、状況等を検討した結果、90mに変更したとの説明がありました。

水道課関係では、小規模水道施設整備費補助について、今年度、既に10水道組合に対し補助を行ったが、今後3水道組合からの申請が見込まれているため、増額補正をお願いするものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に2点の質問をいたします。

まず、歳入の項目の市債です。委員長、ちょっと補正予算の市債の項目を見てください。よろしいですか。

今回、市債が1億100万円を追加して、本年度が現在の段階で34億9,480万円ですね。市が今年10月に発表した財政計画では、本年度末です、これは。本年度末の市債残高、合計額が27億6,370万円なんですよ。それで、既に現在の段階で7億3,110万円、市債がオーバーいたしております。これは軽視できない、7億円というのは大きな金額でありますけども、これについて議論がされていたら報告してください。

総務委員会というのは、一番大事な、審議すべき一つは、何といたっても財政問題

だと思っております。特に一般会計の。その点で議論がされていたら報告してください。

それから、質問の第2点目は、34ページの南九州畜産獣医学拠点事業であります。

これは総括質疑でも質問いたしましたけれども、総事業費が、当局の答弁では、現在の段階で28億4,290万3,000円で、本年度はこれ以上の増額はない見通しとの答弁でありましたが、この確認がもし委員会審議の中でもされていたら報告をお願いいたします。併せて、若干のこのハード的な部分もありますけれども、総務委員会の中で現地調査が行われていたら一応説明をしてください。

そして、この附属的な質問でありますけれども、今後の施設拡充等のいわゆるハード事業、駅前からの整備を含めて、これは市が行わなければなりません。SKLVではございません。その点議論がされていたら報告してください。以上、大きく2点です。

次に、産建委員長に2点質問いたします。

まず、第1点は、今、委員長報告の中にありましたけれども、耕地土木災害ですね、補正9号で全て終わりと一応理解していいのかどうかの確認でございます。

関連いたしまして、災害復旧予算で対応できなかった箇所が幾つかあるかと思うんです。いろんな事情、理由でですね。いわゆる積み残しの議論がされていたら報告してください。これが質問の1点であります。

質問の2点目は、79ページの、これは総括質疑でも質問いたしましたけれども、危険廃屋解体撤去事業でございます。

総括質疑での課長答弁では、例えば、元年度が2,723万円でありました。そして、5年度は3,967万円で非常に増えており、1.45倍に増えております。市の単独事業でこれほど市民から要望が強いといえますか、市の事業と市民の要望が非常にかみ合っている事業というのは、そう多くはありません。その点で非常に大事な事業ではないかと思っております。

課長答弁でもありましたけれども、令和4年度から、この上限の見直し、補助額の見直しを私も申し上げてきたんですが、行っております。御承知のように、市内では農村を中心として高齢化、人口減少が続く一方で、どんどん危険廃屋が増えているんじゃないでしょうか。

ですから、今、非常にマッチしたこの危険廃屋撤去事業ですね、さらに住民の要望にかなった形で、これをさらに充実させる、前進させるための議論が常に必要じゃないかと言えますけれども、もし、このことについて議論が深められていたら報告してください。

以上、大きく2点でございます。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の、歳入の市債の27億6,000万円の件についてですけども、その点について委員会で審査はなかったところでございます。

2点目として、34ページ、SKLVの件ですけども、これは広告費として2,000万円を計上するといった答弁があったところでございます。

3点目の駅前からの拡充の件でございます。

これについては、まちづくり推進課の関係もございますので、あまりなかったところではないんですけども、ただ、その一案として、特に馬関連施設については、放牧地がなかなかないということで、ある程度広い放牧地などもないと、やはり競争馬の受入れなどは難しいので、そういったことも今後検討していく課題としては出てくるんじゃないかといった答弁はあったところでございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（刈合昌昭）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

9号の補正の積み残しの件ですけども、この件に関しましては、質問はなかったところでございます。

それから、廃屋解体の件ですけども、この件もですね、上限見直しの件でして、あとは質疑なかったところでございます。

個人的には、やはり、今、徳峰議員がおっしゃったとおり廃屋等ありますので、今から委員会として注視していきたいと思っています。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点質問いたします。

答弁漏れでありますけど、この南九州畜産獣医学拠点については、現地調査を行わなかったのか、どうでしょうか。

これは今現在ずっと動いておりますよね、事業がですね。ですから、ほかの普通の施設とは違って、大型事業と違って、これずっと動いてるし、今後も動く事業であります。いろんな意味でですね、やはり、その都度小まめな現地調査が必要じゃないかと、個人的には思っておりますけども、その点での確認方の単純な質問でありますけども、お答え願いたいと考えております。

○総務常任委員長（山中雅人）

答弁漏れてございました。失礼いたしました。

この現地調査については、委員の意見を調査したところ、今回はなかったところ

でございます。ただ、徳峰議員のおっしゃるとおり、特に28億円の大型事業でございますので、委員会としても、こういった現地調査を適切に行っていくべきであると認識しております。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

○17番（渡辺利治議員）

産業建設常任委員長に1点だけお尋ねいたします。

報告の中でも「交付いたしております」と報告されております。9号補正の内容は、11月から3月までの肉用子牛生産推進緊急支援対策、この給付金に対する補正でございますが、この件には触れて、報告がありません。報告されているのは、4月から10月までのこれまで給付された方々への給付であります。そうですね、畜産課長。

（「はい」と言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

今回報告されているのは、9号の中で、11月から3月の、触れていないような気がするんですけど、私の見込み違いか分かりませんが、もし、これまで4月から10月まで各和牛子牛農家に出された頭数掛ける1万円、これがうまく出されております。

喜んでおったんですけど、やはり、市民の間からは、1万円振り込まれても、よかったと思っていざ通帳を見ると、既に目的外のほうで引き落としがされてしまっていて、一応振り込まれたことについてはありがたいことなんですけど、実感として湧いてこない。

商品券とか現金とか、それであつたらば、直接農家の方、子牛生産農家の方々も、ありがたみがあるんだけど、何かの方法がいいのかなということが、今回のあれでもしなかったら、次の委員会等で、ずっと畜産価格が低迷した場合に、もし市のほうが新たにまた追加した場合には、そのような方向での検討をしていただきたいと思いで質問でございます。

以上です。質疑です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

今、渡辺議員から質疑があつたんですが、この件につきまして、私もちょっと聞いたんですけども、1万円の振込をされるというのは確かにありがたいことなんですけど、なかなか実感というのは湧いてこないという話もありました。次回追加、そういった寄附があつた場合には、いわゆる商品券で扱うという方法も一つの方法じ

やないかと思っております。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

9号の補正内容というのは、まだ支払っていないんですけど、それについての審査でなくして、過去に払ったものが報告されておりますので、どのような内容だったかなと思って質疑をしております。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

暫時休憩、お願いします。

○議長（迫 杉雄）

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に続き、会議を続行します。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

1点、訂正がありますので、伝えておきます。先ほどの、ユズの質問のところで1,250トンと申し上げたんですが、約171トンの間違いですので、訂正をお願いします。

それと、先ほどの件ですが、5月から10月までの給付のことですが、これは一応、10月で終わっている段階で、11月以降についても1万円の給付があるということで理解していただきたいと思います。

以上で終わります。

○17番（渡辺利治議員）

委員長報告に対して、本当に申し訳ないんですけど、審査の結果でありまして、過去であっても、やはり9号補正では11月から3月の出荷頭数分に対しての補助事業、給付金という形になりますので、明確に出していただければ、このような不整合はなかったと思っております。ありがたい施策でありますので、感謝します。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

産経委員長に1点だけ、確認のために教えていただきたいと思いますが、この報告書の中で、まちづくり推進課関係のところですが、向江公園法面改修工事につ

いての云々があります。9月の補正の時点では50mの計画だったが、降雨時の状況を検討した結果、90mに変更したとの説明になっていますが、私たちが常識的に考えるときに、法面工事というのは、降雨時のことを考えなければ、これは常識でありまして、法面のことにに関して、降雨時のことは考えていらっしやらなかったのか。この文面ですと、そういうふうを受け取るんですけれども、詳しい説明をしていただきたいと思います。そうでないと、議員の皆さん方は、この文章を見ると、降雨時のことを考えずに工事をやるのかよと、そういうふうに認識を持つと思うんですが、そこら辺を説明していただけないか。

○産業建設常任委員長（渚合昌昭）

この件に関しまして、今、原田議員がおっしゃったんですが、私のほうで現地調査をしていませんので、よく分からないところがあったんですが、これはまた後ほど答弁したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○14番（原田賢一郎議員）

皆さんがこれで理解をされておればいいんですけれども、私、そういうふうに理解ができなかったものですから質問したところです。

○産業建設常任委員長（渚合昌昭）

それでは個人的に、原田議員のほうに、私のほうで調べて連絡をしたいと思っております。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第83号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第16 議案第84号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

日程第17 議案第85号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第15、議案第83号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第17、議案第85号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第83号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、令和4年度の繰越金の確定によるものが主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、令和4年度の繰越金の確定によるものが主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、令和4年度の繰越金の確定によるものが主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の83号と84号については賛成討論をいたします。

まず、議案83号の国民健康保険特別会計の補正予算であります。国民健康保険については、令和4年度は財源不足を補うために、一般会計から当初2億3,000万円の繰入れで、結果的には1億5,000万円で済みました。8,000万円を落としております。そして、本年度、令和5年度についても、同じく当初では2億3,000万円の一般会計からの繰入れを行って、今回の補正予算で1億円を減額して1億3,000万円。そして、残りは5,000万円を積み立てております。前年度は積立てが全くなくて、個人的には不満であったんですが、今回は5,000万円を積み立てております。これまで基金積立ては600円そこそこしかなく、今回5,000万円を積み立てたことで、一応、一定の数字と積立ての基金がなっておりまして、この点は率直に評価したいと思っております。賛成であります。

介護保険の議案85号の補正予算についてでございます。介護保険の財政状況は、3年前の平均で15%の大幅引上げによりまして、必要以上の大幅引上げということで、本年度、令和4年度も、必要以上の剰余金が出ておりまして、例えば今回の補正予算でも、繰越金が1億9,926万6,000円を追加いたしており、実に2億1,926万6,000円となっております。

一方、基金積立ても、今回1億円の積立てを行っております。これも3年前の引上げ条例改正のとき担当課が議会に提出した資料では、令和5年度、本年度末の基金残高は411万円、値上げを行ったとしても基金残高が本年度末は411万円という議会への提出資料でありました。しかし、実際は、今、申し上げたように、基金積立てが今回の補正が認められますと1億円ということで、いろんな角度から見まして、財政需要がいい方向で大きく剰余金が出ておりまして、この点では、9月の私の一般質問で、必要以上の値上げは市民に払い戻すという意味で保険料の引下げを求めましたが、市長答弁、担当課長も、その方向で検討したいということでございました。これは条例改正も一定必要でありますので、ぜひその方向でしていただきたい

ことを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第83号から議案第85号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第85号までの以上3件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第86号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第18、議案第86号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第86号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

歳入では、生活排水処理事業における令和4年度繰越金の確定に伴う304万円の増額、歳出では、現在、財部庁舎にある生活排水処理事業のシステムを、本庁でも操作できるようにするためのサーバー・クライアント導入設置委託料191万8,000円の増額が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第86号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第19 議案第87号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第88号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、議案第87号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第20、議案第88号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第87号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、議案第88号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、以上2件を一括して報告いたします。

議案第87号及び第88号は、令和5年11月24日に人事院勧告に伴う法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

特別職等では、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を100分の155から100分の165に引き上げ、令和6年度以降の期末手当を平準化する改正内容であるとの説明がありました。

また、一般職の職員についても、12月の期末・勤勉手当に係る支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、行政職給料表を平均1.1%引き上げる改正であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、議案第87号について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第88号についても、採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案87号の特別職の期末手当の改正引上げについて、2点質問いたします。議員の報酬あるいは期末手当の引上げについては、当然のことながら、住民の感情も十分考えた上での対応が必要かと個人的には思っております。既にマスコミ報道では、県内の市町村の中でもこれを否決した議会もあります。質問の点であります、やはり今回の期末手当については、一番問題となるのが、今年の夏の期末手当まで含める、夏の期末手当まで遡っての改正であります、この点、いわゆる遡り支給について、総務委員会で審議がされていたら報告してください。これが第1点であります。

一方、総括質疑でもお聞きしたんですが、今回の提案では、特別職の引上げと、そして職員の期末手当並びに給料等も一部改正がありますけれども、そのみ提案がされており、一方で会計年度職員については全く引上げがされておられませんけれども、もし委員会審議などで議論がされていたら報告してください。議論がされていなかったらよろしいです。以上、2点です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の2点の質問にお答えいたします。

まず1点目、夏の期末手当等も含めて審議がされていたのかといった点でございます。これについては、執行部の報告も人事院勧告に伴って行われるものであるといった答弁が中心であり、そういった指摘等の質疑もなかったところでございます。

また、2点目、会計年度職員について、これも委員から質疑はなかったところで

ございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の87号については反対、そして議案の88号については賛成でございます。

87号についての反対の理由は、1にも2にも、期末手当が夏に遡っての支給ということは、どう考えても市民の了解を得られないということで反対をいたします。これは以前、数年前に議会は多数決でありましたけれども、私を含めて反対して見送られた経過もあります。ですから、やはり個人的には議員活動の一貫性が必要じゃないかとも言えますけれども、いずれにいたしましても反対をいたします。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決いたします。採決は分離して行います。

反対討論がありました議案第87号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立多数であります。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第89号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第21、議案第89号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第89号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。

本案は、人事院勧告に伴う職員及び特別職の手当等の改正により、人件費を増額する内容です。

委員より、基金残高についての質疑があり、今回の補正後の財政調整基金の予算上の年度末見込みは21億1,826万8,000円となるが、今後の各事業の予算執行残や特別交付税の動向を見極めながら繰り戻し、最終的には令和4年度並みの30億円前後になると考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第89号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。

本案について、畜産課関係では、国の重点支援地方創生臨時交付金の交付に伴い、肥育牛経営緊急支援対策事業により、肥育農家に対して1頭当たり2万円の支援を行うものであるとの説明がありました。また、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業では、補正予算の第9号で支援を行う同事業の対象者に対して、国の交付金を用いて補助金1万円を上乗せするとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第89号について討論を行います。反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第22 議案第90号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第23 議案第91号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第24 議案第92号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第93号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第26 議案第94号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第95号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第22、議案第90号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第27、議案第95号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第90号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第91号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第92号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本3議案は、人事院勧告に基づく給与の改定であります。

以上、審査を終え、本3議案についてそれぞれ採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第93号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計（第4号）について。

本案は、人事院勧告に伴い、生活排水処理事業に係る職員1人分の人件費の増額分が計上された内容です。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第94号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、人事院勧告に基づき給与の改正を行うため、給料、職員手当等を追加するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第95号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、人事院勧告に基づき給与の改正を行うため、給料、職員の手当等を追加するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案6件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第90号から議案第95号までの以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案6件に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長長の報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第95号までの以上6件は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

—————・—————
休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 議会改革調査特別委員会の調査報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第28、議会改革調査特別委員会の調査報告であります。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（今鶴治信）

議会改革調査特別委員会調査報告書。

本特別委員会は、曾於市議会の最高規範として制定した曾於市議会基本条例の趣旨を遵守し、議会の在り方について、時代に応じた対応が可能となるよう議会改革を行うため、議員定数等に関する調査と議員任期に関する調査を実施いたしましたので、その調査内容及び調査結果について御報告いたします。

1、調査項目。議員定数等に関する調査。議員任期に関する調査。

2、委員会開催回数。議会改革調査特別委員会、6回。議員定数等に関する調査分科会、8回。議員任期に関する調査分科会、7回。

3、調査内容及び結果。調査に当たっては、議員定数等に関する調査分科会と議員任期に関する調査分科会の2つの分科会を設置し、各主査からの調査報告を基に委員間の討議を重ね調査することといたしました。

①分科会での調査。まず、中間報告以降の分科会の調査内容について、各分科会主査報告を基に、その概要を報告いたします。

議員定数等に関する調査分科会。分科会では、県内で議員定数の見直しを行った南九州市議会に委員を派遣し、定数削減に至った経緯及び結果について事務調査を実施いたしました。南九州市議会の議員定数は、合併当初は24人でありましたが、議会主導で継続的に定数の見直しに取り組まれ、平成23年の改選時には22人、平成27年には20人、令和5年12月の改選時には定数を18人に削減することが決定されております。また、令和4年度の特別委員会では、議員定数に加え、議員報酬や政務活動費、議員のなり手不足の問題なども含む市民アンケートを実施したとの説明がありました。

次に、第4回分科会では、地方議会セミナーにおいて示された6つの議員定数の算定方法について、曾於市議会ではどのような算定結果になるかを含め、それぞれの考え方の確認及び検証を行いました。検証した算定方式は、次のとおりであります。（1）常任委員会数方式、（2）人口比例方式、（3）小学校区方式、（4）議会費固定方式、（5）類似都市との比較方式、（6）面積・人口方式。検証では、各方式ごとに議員定数を算定する上での基本的な考え方を確認し、加えて全国的なデータ等を基に、曾於市では何人が適当かの試算結果も具体的に示されたところであります。

また、第5回分科会では、委員より出された意見を基に、議員定数を議論する上での協議テーマ（①議会運営性、②人口・面積、③地域性、④市民意見、⑤その他）を設定し、テーマごとに委員の意見を聴取した上で総括的に協議し、その意見及び調査内容を特別委員会に報告することといたしました。

議員任期に関する調査分科会。分科会では、市議会議員選挙を市長選挙と同日に実施することを求める陳情が同時期に3件提出された阿久根市議会に委員を派遣し、事務調査を実施いたしました。阿久根市議会では陳情3件を賛成多数で採択すべきとの結論を得て、7名の議員から「解散に関する決議」が提出、無記名投票による採決の結果、反対5、賛成6で賛成が過半数となったものの、議会の解散に必要な特例法に規定される出席議員の5分の4以上に達せず、解散には及ばなかった経緯を確認しました。また、議員からの「定数削減と報酬改定を併せて検討中であり、

まだ結論も出ていない」「もう少し時間をかけて検討すべき」との意見や、市民の声として、「費用の削減」や「投票率の向上」といった意見のほか、「市議会議員選挙を市長選挙の滑り止めの的に考えているのではないか」という不快感を多くの市民が抱いていたという状況もあったことを確認しました。

次に、第4回分科会では、これまでの事務調査の結果を踏まえて、各委員に意見を求めたところ、「市長選挙と市議会議員選挙は意味が違う」などの「現状維持」の意見と、「人口減少に加えて市民からの要望も多い」などの「同時選挙」とする意見が拮抗し、また委員より、「経費削減の効果に関する情報が必要」などの意見が出されたため、次回の分科会で改めて検討することとなりました。

最終回となった第5回分科会では、「経費削減の効果」について、選挙管理委員会事務局で試算した結果では、推定で約1,600万円になることなどを確認しました。その上で、再度、分科会としての方向性を議論しましたが、賛否両論あり、分科会として合意形成するに至らず、賛否両方の意見が出されたことを特別委員会に報告することといたしました。

②陳情の審査。特別委員会では、令和5年9月定例会において、「市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書」が市内3公民館長等連絡協議会会長より提出され、その審査を付託されたことから、参考人として陳情者からの意見聴取を実施し、審査いたしました。

③委員間の討議。2つの分科会からの調査報告及び陳情者からの意見聴取を踏まえ、調査項目ごとに曾於市議会基本条例に基づく議員相互の討議を実施いたしました。主な討議内容は次のとおりであります。

議員定数等に関する討議内容。

(1) 議会運営制について。現状の3つの常任委員会が必要であり、討議する人数としては委員長以外最低5人は確保しなければならない。議員定数は減らしても18人が下限である。

(2) 人口・面積について。合併当初の人口から約1万人も減少した現実から、既に定数の見直し時期に差し掛かっていると認識すべきである。広大な面積の本市にあっては、議員自体が旧町の垣根を越えて議員活動を行うという考え方を持たなければならない。

(3) 地域性について。特に市の中心部以外の地域の方の声が出てこなくなる危機感が感じられ、定数削減は市民にとって決してよいことばかりではない。定数削減により、結果的に大隅地区、財部地区の議員が少なくなるおそれがある。議員活動が市民に見えづらくなることが心配される。議員定数を減らすとなれば、地域の公民館・コミュニティ組織を含めた体制の整備も同時に行うことが必要である。

(4) 市民意見について。住民から見た議会に対する目は非常に厳しい。議員に対して自覚を促していると捉え、真摯に受け止めるべきである。陳情が出されたことは重く受け止めるべきであるが、市の中心部以外から議員がいなくなるという覚悟が市民も含めて必要となる。人口減少により議員定数を減らすべきという意見がある中で、議員活動も自ら市民に広く知らせ、議会が活発に議論する場になるよう努めなければならない。

議員定数に関する総括的な討議では、定数削減すれば地域の声が市政にますます届かなくなるとの懸念から、現状維持とすべきとの意見と、人口減少に歯止めが掛からない状況の中で、類似団体との比較や陳情の重みを考慮すれば、定数は削減すべきとの意見が出されましたが、特別委員会として定数の素案を協議した結果、次期選挙から現状の20人から2人削減の18人とする案が多数を占める結果となりました。

議員任期に関する討議内容。市長と議員の立場は二元代表制の考え方からすれば、全く別である。選挙が一緒になれば経費削減にはなるが、それだけでは推し量れない問題がある。合併当初の特例で、議員選挙が11月に実施されてきたが、合併後、約20年を経過しようとしている今、陳情が出されたことを重く受け止めなければならない。同日選挙を実施すれば、費用削減、投票率の向上、職員の労力軽減などのメリットが大きい。市民から見れば、なぜ選挙を2回しなければならないのか、理解し難い状況であり、陳情を重く受け止めなければならない。市民から負託された任期4年間で、解散により議員自ら放棄するという形になることが、議員としていいのか考えるべきである。議会解散の議決は、出席議員の5分の4以上の者の同意を必要とする。議員のほとんどが、どうしても解散しなければならないという結論に至らない限りは、同時選挙はしばらく実施すべきではない。

議員任期に関する討議の結果を踏まえ、各委員から意見を聴取した結果、市長選挙と議会議員選挙を市長選挙に合わせて同日に実施することについては、賛成、反対の意見が拮抗し、同日選挙の実施に賛成する委員が過半数には達しない結果となりました。

4、調査の終了。本特別委員会では、人口等の推移、類似団体の状況、議会機能の在り方並びに市民意見等を総合的に調査し、議員定数と任期について、以上のとおり、それぞれの結論を得て、特別委員会の調査を終了することといたしました。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、議会改革調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第29 陳情第9号 市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第29、陳情第9号、市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書を議題といたします。

本陳情については、議会改革調査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（今鶴治信）

議会改革調査特別委員会付託事件審査報告。

議会改革調査特別委員会に付託された陳情1件を慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

陳情第9号、市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書。

本陳情は、大隅町、財部町、末吉町の各町公民館長等連絡協議会会長から連名により提出された陳情であります。

本特別委員会では、令和5年10月23日に参考人として陳情者3名の出席を求め、意見を聴取し、令和5年12月6日には、議会改革調査特別委員会での調査結果を踏まえた審査を行いました。

審査過程では、陳情者より、曾於市の人口は合併以降、過疎化、少子化により急速に減少しており、その中で、市長と議会議員の同時選挙の開催や議員定数削減の議論は避けて通れないと感じ、公民館長等の中でも各場面で意見交換がされてきた。このようなことを受け、各地域で議論した結果、1、市長選挙と議会議員選挙を令和7年7月に同時開催すること、2、同規模自治体を参考にされ、次回選挙から議会議員定数を削減すること、を求めたものであるとの趣旨説明がありました。

また、意見聴取では、合併当初に市長選挙と議会議員選挙が同日にならなかったのは、当時の議員の協議によって決まった例外的なことであり、本来は、政府もなるべく統一的に選挙を実施しようという動きがある中で、財政的にも、市職員の負担、投票立会人の負担などの面からみても、同日選挙が必要と考える。また、議員定数の削減によって、地域の声が届かなくなるとの懸念については、コミュニティ協議会の活動の推進と、議員の活動によってカバーしていただきたい。近隣自治体の動向等も鑑みると、人口規模に応じた定数に削減する必要があると考える。との意見がありました。

審査過程では、各委員より、主に次のような意見が出されました。市長選と市議

会議員選挙は性質が異なり、同日に行うべきではない。一度、選挙日を統一したとしても、様々な事由により選挙日がずれる可能性がある。その都度、選挙日を統一していくのは合理性、効率性に欠けるのではないか。同日選挙は先送りされてきた問題であり、議員が身を切って取り組むべき問題である。経費削減、職員・市民の負担の軽減などを考慮し、市民の声を尊重すべきで、同日選挙に賛成である。合併以降の人口減少や近隣市町村との比較を鑑みれば、定数削減は必要である。定数削減による財政的メリットよりも、過疎地域の意見の吸い上げが難しくなるデメリットのほうが大きいのではないか。削減は必要であるが、今ではないと考える。合併以降、市の予算規模が増加していることを鑑み、チェック機能の維持の観点から、現状においては定数を削減すべきでない。

また、採決に当たっては、陳情書の内容を鑑み、陳情項目ごとに採択、不採択を諮ることとしたしました。

以上、審査を終え、本陳情のうち陳情項目1、市長選挙と議会議員選挙を令和7年7月に同時開催することについては、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定し、陳情項目2、同規模自治体を参考にされ、次回選挙から議会議員定数を削減されることについては、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

発議で質問するからよろしいです。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。本陳情は2つの陳情項目があり、委員長報告についても採択と不採択が混在する一部採択となっておりますので、討論、採決は項目ごとに行います。

まず、陳情項目1、市長選挙と議会議員選挙を令和7年7月に同時開催することについての討論を行います。

討論通告のありました山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

市長選挙と議会議員選挙の同時開催に反対の立場で討論いたします。

理由は2点ございます。第1に、市長が何らかの場合に任期途中で辞職した場合、議会も総辞職すべきか議論が煮詰まっていない点にあります。仮に、今回、議会側が総辞職を行い、7月の市長選挙に合わせたとしても、市長が事故、病気、公職選挙法違反、他選挙への転出等で再選挙になった場合、また選挙実施日がずれることになります。最近では、公職選挙法違反の疑いで辞職された台東区長や市長の衆院選での立候補で再選挙となった武蔵野市などがあります。市長に事故等が発生した場合、議会は再び総辞職するのか、はたまた、今度は別日の選挙日程で進行していくのか、いまだ議論は深まっておりません。議会の総辞職は4年の任期を放棄し、有権者との約束を破ることでもあり、必要不可欠の場合は熟慮を尽くした上で行うべきであります。場当たりの総辞職はすべきではないというのが私の立場であります。

第2に、本市の市議会議員選挙は投票率が非常に高いことが上げられます。本市の前の市議会議員選挙の投票率は68%であります。これは本市の直近の市長選挙の57%、県議会議員選挙の50.7%と比較しても高い数字であります。総務省は選挙を同時の日程にする根拠として、市民の関心を高め、投票率を上げることを挙げておりますが、現状の曾於市議会の投票率はむしろ高いほうであり、投票率の低い市長選に合わせるの合理性を欠いていると認識しております。

以上、2点の理由から、市長選挙と議会議員選挙の同時開催に反対の立場であります。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による討論は終わりました。

賛成の討論はありませんか。

○5番（片田洋志議員）

私は、市議会議員選挙と市長選挙においては、同日選挙で賛成の立場から討論いたします。

まず、この2つの選挙が別々になっているのは、市町村合併時の経緯を踏まえて、先送りされていることではないかと思っております。議員改革特別調査委員会が設置されたのも、そういったことを検討するものであるということを踏まえて、前向きに検討するものではないかというふうに考えております。また、特別調査委員会の中でも、同日選挙について実績のある自治体へ出向き、調査も行っているところです。そういった前向きに検討すべきものではないかというふうに考えたところ、先般、各公民館長等代表より陳情が上がってきたわけですが、その中には選

挙に対する経費の削減、同日選挙での住民負担・職員の業務負担の軽減等が陳情の中で上がってきております。こういったことから、市民の代表として市内の公民館長等からの陳情が上がってきたということは、住民からの感情を考慮し、大変重い陳情であると受け止め、これらに賛成することを私の討論といたします。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論はございませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は市長選挙並びに市議会議員選挙を同一日に開催することには反対いたします。

反対の大きな理由は、もともと市長選挙と市議選挙、あるいは市長と市会議員の役割、あるいは制度を含めて、全く別個なものであるからでございます。経費削減の理由というのは、便宜的な一つの側面から見た理由であります、それを混同すべきではないと基本的に考えております。これまで、合併後、曾於市は過去5回、力量のある議員の方々が市長選挙に立候補して、ほぼ互角の戦いを行ってきました。これは大きな立場から見ると、議会の活性化並びに市当局との、よい意味での緊張関係を保つ、さらに広く言って曾於市の地方自治の前進にとっては私は大きなプラスになったと見ております。確かに市長選挙に出ると、その直後の市議選挙では大きな票を得ておりますが、それは、今、述べた市長選挙を戦ったプラス面を見れば、私は第二義的、第三義的な問題だと捉えております。

以上の理由で、市長選挙と市議選挙の同日開催には反対であります。

○議長（迫 杉雄）

賛成の討論はありますか。

○4番（矢上弘幸議員）

私も片田議員と同じく賛成です。

わずか半年の間に2回も市長選、市議選の選挙をすることは、1,600万円の経費削減になるのであれば、同日選挙でいいと思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論はございませんか。

○11番（今鶴治信議員）

今回の陳情は、私も非常に重く受け止めているところでございます。しかしながら、市長選挙と議会議員選挙の同時開催については、現在では反対の立場で討論をいたします。

理由は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法の第2条第2項の規定に、議

会の解散の議決には出席議員の5分の4以上、つまり19名の議員のうち16名の同意が必要であります。先ほど委員長報告でもしましたが、曾於市議会では、まだ賛成、反対の議員の意見が拮抗しております。議会の解散には議員の総意として十分な相互理解と決意が必要です。今回、本陳情を採択したとしても、議会を解散できなければ、かえって市民に誤解と混乱を招くおそれがあります。よって、今回の陳情については反対の討論をいたします。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情項目1、市長選挙と議会議員選挙を令和7年7月に同時開催することについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情項目1に対する特別委員長の報告は不採択であります。陳情項目1について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立少数であります。よって、陳情項目1、市長選挙と議会議員選挙を令和7年7月に同時開催することについては不採択とすることに決しました。

次に、陳情項目2、同規模自治体を参考にされ、次回選挙から議会議員定数を削減されることについての討論を行います。

討論通告がありますので、順次、発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

議員定数の削減に賛成の立場で討論いたします。

理由としては、3、常任委員会制度の維持が定数2減までであれば可能であることです。本市は、合併当時から人口減少が続いている一方で、予算規模は平成25年度の231億円から令和4年度の299億円と拡大しております。予算規模が拡大すれば、当然、審議する内容も多くなり、審議の質の維持が課題となります。2減までであれば、6人、6人、6人体制の3常任委員会制度を維持し、最低限の審議の質が維

持できると認識しております。

一方で、議員が減った分の審議能力を、今後カバーしていく必要があります。その分は定数削減によってできた予算の一部を議員研修などに積極的に充当し、審議の質の向上に努めていく必要があると考えています。都城市の通年研修プログラムや議会改革アドバイザーシステム、鹿児島県議会の政策立案推進検討委員会制度などを参考にしつつ、議会改革が、やみくもな議会のコストカットにならないような取組を同時並行で行うべきであると提言し、今回の賛成討論を終わります。

○議長（迫 杉雄）

次に、鈴木栄一議員の発言を許可します。

○7番（鈴木栄一議員）

陳情第9号、議会議員定数削減の反対の立場から討論を行います。

今回の陳情は、現在の議員定数20から18に削減するとしていますが、議員定数については、昨年から特別委員会で調査研究し、議論を行ってきました。定数削減のメリットは経費節減だけです。将来的には報酬の見直しも考えられ、経費節減は知れたものです。それ以外は根拠は乏しいと思われ、デメリットとしては多くの問題があります。削減により議員が身近にいない地域は関心が低くなり、投票率が低下する。議員の削減は民意の削減になり、住民がマイナスを受けることにつながります。議員定数を削減すれば、現職議員が強くなり、若い世代、女性が立候補しにくい狭き門になり、議員のなり手不足につながると思います。高齢化になり、これから議員の役割がますます重要になってくる現状において、人口の割合だけで削減は適当でないと思い、反対討論とします。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による討論は終わりました。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私も同僚の鈴木議員と同じように反対であります。反対の理由は、後の発議の中で申し上げます。反対であります。

○議長（迫 杉雄）

賛成の討論の方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情項目 2、同規模自治体を参考にされ、次回選挙から議会議員定数を削減することについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情項目 2 に対する特別委員長の報告は採択であります。陳情項目 2 について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（迫 杉雄）

起立多数であります。よって、陳情項目 2、同規模自治体を参考にされ、次回選挙から議会議員定数を削減することについては採択することに決しました。

日程第30 発議第 3 号 曾於市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第30、発議第 3 号、曾於市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○11番（今鶴治信議員）

発議第 3 号、曾於市議会議員定数条例の一部改正について。

上記の議案を、別案のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年12月25日。曾於市議会議長迫杉雄殿。提出者、曾於市議会議員今鶴治信。賛成者、同上、山中雅人、賛成者、同上、出水優樹、賛成者、同上、瀬戸口恵理、賛成者、同上、矢上弘幸、賛成者、同上、片田洋志、賛成者、同上、重久昌樹、賛成者、同上、上村龍生、賛成者、同上、岩水豊、賛成者、同上、刈合昌昭、賛成者、同上、土屋健一、賛成者、同上、原田賢一郎、賛成者、同上、山田義盛、賛成者、同上、渡辺利治。

提案理由。社会情勢の変化や人口減少など、様々な問題により、時代に応じた対応が求められる中、本市議会においても、その在り方を議会改革調査特別委員会において調査し、議論してまいりました。その経過及び結果を踏まえ、議会改革の一つとして、議員定数を、現行の「20人」から「18人」に改正するため、本案を提案するものです。

議員各位の御協力をお願いします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

発議提案者の今鶴議員に1点だけ質問いたします。今鶴議員もベテラン議員でありますし、副議長を含めて役職をこなされて、大きな立場からこの問題も捉えていただきたい、あるいは捉えているということを希望しての質問であります。

今、定数が20名で、実質19名であります。御承知のように、財部地区からは4名、大隅地区からは5名、一応、議員の方々がおります。確かに、末吉を含めてでありますけれども、この間、人口は減少しておりますが、しかし、面積自体は全く変わっておりません。ですから、特に大隅町、財部町は人口は減っておりますけれども、農村地域を中心として、高齢者を中心として、そこに人が住んでおります。大隅・財部の議員の方々は、そこまで足を運ばなければいけない。もちろん、私、末吉町地区の議員も、私を含めて相談があったら、当然のことながらお伺いをいたしておりますが、しかし、地元で議員がいてこそ、日常のお付き合い、あるいは地域の活動を含めて、密接な議員との関係が保たれます。今、財部、大隅町、特に財部町の場合はどうでしょうか。もし仮に、4名が3名になる。大隅町も仮に5名が4名になったらどうなるか。そこを考えた場合に、本当に経費削減だけの理由、経費削減といっても、一般議員の場合、1年間に手当を含めて、わずか500万円そこそこなんです。それで片づけていいのかどうか。

一方で、例えば一般会計、特別会計の予算総額は、もう既に400億円を超えております。予算規模はどんどん増えているんです。そうした中で、やはりこの問題は大きな立場から私たち議員一人一人、特に末吉町地区の議員は考えていきたいものであります。この点で、今鶴議員はどう考えておられるか、率直な見解をお聞きいたします。大きな立場から答弁をしてください。

○11番（今鶴治信議員）

今回、先ほど特別委員長報告でも詳しく述べましたが、それぞれ各分科会で、今回、特に定数減に関しても調査等をされてきました。その中で、議員各位が賛成多数という特別委員会の結果を踏まえ、今回、この発議をしたところでございます。

今、徳峰議員がおっしゃることは、私も周辺部のところに住んでおりますので、十二分に災害等の対策等、分かるところでございますが、今回、各町の公民館長の代表の方々が陳情を出されたということで、本当に市民の皆さんが議員の活動は認めていらっしゃるけれども、他市町村、また人口減から見て、議会のほうも身を切る覚悟で減らすべきではないかという意見等も十分に聞きました。その中で、今回の公民館長の代表ということとは深く関係ないところでございますが、前議員の公民館長の方もいらっしゃいました。その中で、コミュニティ協議会、また公民館等でも議員が少ないところはカバーしてやっていきますという意見もございましたの

で、それぞれ特別委員会で十分に審議して、それぞれの議員の方々が、今回、このような結果を出されましたので、私も特別委員長として、今回、2人減で、身を切る覚悟で大変でございますが、発議をしたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

別の観点から質問いたします。議員削減が身を切る改革かというのは、一つの考え方でありすけれども、別な側面から見たら、また違った考え方でありす。必ずしも別な側面から見たら身を切る改革とはなりません。なり得ないと思っております。確かに市民の多くの方々が、議員は選挙のときだけの議員であって、選挙が終わると日常的な活動が見えないということは相当広がっております。その点は私も十分感じております。だからといって、議員定数を減らすことは、ますます議員の顔が見えにくくなるのではないのでしょうか。確かに市民の批判は謙虚に受け止めて、私を含めて、今後、さらに努力が必要であります、そのことと定数削減とは別個に考えなければ、ますます私たち議員は自分の首を絞めることにもなりかねない一つの側面、あるいは心配性があるのではないのでしょうか。この点で発議者の今鶴議員、どうお考えでしょうか。定数削減をすることで、ますます議員の顔が見えなくなる心配、おそれがあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま徳峰議員の意見も十分に分かるところでございます。しかしながら、これまで相当数の時間を費やして調査してまいりました。その中で、特別委員会の委員の皆さんがそれぞれ話し合って、今回、20人の議員を2名減らして18人にするということでまとまりましたので、私は委員長として、その特別委員会の皆さんの意見を大事に、また、市民の思いを汲んで、特別委員会で決まったことを、今回、発議として出しているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、過去2回の定数削減には賛成をいたしております。頭から反対ではありません。しかし、この間、議員の末吉集中化が顕著になっております。これは特にベテランの議員の方々、合併直後の定数削減の下での議員の数を思い浮かべたら御存じかと思っております。定数削減によって、結果的に財部・大隅地区の議員をさらに減らすことが大変心配されます。人口減少が確かにあるとはいえ、財部・大隅地区の農村地域にも高齢者を中心として市民が住んでおります。こうした市民の要望等に応えることが議員の大きな仕事であると思います。現状でのこれ以上の削減は、議会が自らの首を絞めることにもなりかねない要素がありまして、こうしたやり方では現状では賛成できず、反対であります。

○議長（迫 杉雄）

賛成討論の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程配付のためにしばらく休憩いたします。

休憩	午後	1時46分
再開	午後	1時48分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第6号 曾於市議会委員会条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、追加日程第1、発議第6号、曾於市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○11番（今鶴治信議員）

発議第6号、曾於市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別案のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月25日。曾於市議会議長迫杉雄殿。提出者、曾於市議会議員今鶴治信。賛成者、同上、山中雅人、賛成者、同上、矢上弘幸、賛成者、同上、重久昌樹、賛成者、同上、岩水豊、賛成者、同上、山田義盛、賛成者、同上、渡辺利治。

提案理由。曾於市議会議員定数条例の一部改正に伴い、曾於市議会委員会条例第2条第2項の表、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会の項、定数の欄中をそれぞれ改める必要があるため、本案を提案するものであります。

一部改正の条例案。

曾於市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表定数の欄中「7」を「6」に改める。

以上です。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議

規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま提案の発議6号は、先ほど可決されました発議の3号との裏表の関係にありますので、関連上、賛成はできません。反対であります。

○議長（迫 杉雄）

賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（迫 杉雄）

起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第31 発議第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第31、発議第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のため経済的支援制度の確立を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

発議第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出

します。

提出者、曾於市議會議員瀬戸口恵理。賛成者、同上、矢上弘幸、賛成者、同上、上村龍生、賛成者、同上、岩水豊、賛成者、同上、原田賢一郎、賛成者、同上、徳峰一成。

提案理由。不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、経済的支援の在り方についての検討と財政上の措置を講ずることを国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書（案）。

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人、これは、在籍児童生徒に占める割合の3.2%と、10年連続で増加し、鹿児島県内でも3,743人と高水準で推移しています。また、不登校の定義である「年間欠席30日以上」の条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっている等の事実上の不登校や、欠席日数30日未満ではあるものの常習的な遅刻が続く場合も含めると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると言えます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、月額3万3,000円程度——こちら文科省調べ——にもなる利用料の経済的負担は大きく、身近に通う場所がない場合は遠方への通学となり、児童生徒やその家族、関係者の身体的、時間的、心理的負担を加味しなければなりません。特に、遠方から通う場合の交通費等の負担は大きく、経済的な理由で利用を諦めざるを得ない現状があることも善処する必要があります。

また、フリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしていることから、すべての子ども達に学習の機会を確保するための重要な場所であるため、経済的支援を含む制度の確立を早急に検討すべきと考えます。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって、国においては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

1、教育機会確保法の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリース

クール等の学校以外での場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

2、いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営に対する補助など経済的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午後 1時59分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第32 発議第5号 五位塚市長の国政事案に対する慎重な姿勢を求める決議案

○議長（迫 杉雄）

日程第32、発議第5号、五位塚市長の国政事案に対する慎重な姿勢を求める決議案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（山中雅人議員）

発議第5号、五位塚市長の国政事案に対する慎重な姿勢を求める決議案。

上記の議案を、別案のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提出者、曾於市議会議員山中雅人。賛成者、同上、岩水豊、同上、今鶴治信、同上、刈合昌昭、同上、渡辺利治。

提案理由。五位塚市長は、国政の事案に対する意見表明を多くされており、その内容を巡って物議を醸すことも多く、市長の発言の影響力の大きさから市民の分断を招く懸念もあり、市長の一層の慎重な姿勢を求めるため提案するものであります。

本市の五位塚市長は本会議、新聞問わず国政の事案に対する意見表明を多くされており、その内容を巡って物議を醸すことも多くあります。もちろん、特別職の公務員である市長は私的な場で政治的スタンスを明らかにすることは何ら規制されるものではなく、本会議場でも答弁の自由が執行部側に担保されていることは言うまでもありません。

一方で、独任制の市長が議事録が残る本会議で政治的な主張をすることは影響も大きく、市民に分断を招きかねないのも事実であります。直近の事案は以下のとおりです。

①南日本新聞のアンケート（令和４年７月13日付）で米軍無人偵察機の配備に反対であり、近隣自治体にも説明があるべきだと意見表明されました。

同年８月30日に議会で理由を問われた際、「日本が米軍の支援基地になる」「米兵が鹿屋近辺を含めて県内に在住するとなれば何が起きても分からない」と発言されました。

②（令和５年６月20日 本会議）憲法９条の護憲発言と安全保障３文書への反対表明。

６月議会にて、憲法９条の質問に対し、「９条があるから戦争に巻き込まれなかった。アメリカの戦争に巻き込まれないために憲法９条は変える必要はない」と答弁されました。また、岸田政権の安全保障３文書の閣議決定について問われた際、「国会で正当な議論をせずに閣議決定をしており、大変納得していない。今後５年間で防衛費を43兆円まで増やすことも理解できない。」と発言されました。「（曾於市にミサイルが配備されるような）相談があったら、反対しながら合意はしない」とも発言されました。

③（令和５年９月 本会議）インボイスに対する反対表明。

９月５日の本会議においてインボイス制度を問われた際、「インボイス制度は不公平を生む制度である。曾於市の議会でも議論して議決をしていただき、私自身もインボイスをやめていただきたいという声を全国に広げ、国民的な運動にすべきである」と発言されました。

結論。外交・安全保障が国の専管事項とはいえ、自治体の長が安保関連の事案にコメントすること自体はあります。しかし、その場合、鹿屋市や西之表市、沖縄県の在日米軍基地問題など自衛隊・米軍関係の施設が実際にあるところや誘致の件が具体化して初めて議論をしており、安保関連の施設がない曾於市の長が頻繁に本会議で発言するのは異例と言えます。またインボイスの件なども翌月施行にも関わらず、反対を全国運動にすべきとまで踏み込んだ反対表明をしており、議会に対しても議決を呼びかけるなど強い意向を示しています。

安保問題やインボイスの件などは、市民の中でも賛否が分かれる事案であり、五位塚市長におかれましては、一層の慎重な姿勢を改めて求めるものであります。

以上、決議いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

これまで、私は山中議員をはじめとして、いわゆる１年生議員が活発な質問を行

うことは奨励し、また激励してきました。しかし、今、提案のある山中議員の質問とは全く異質な質問であります。

本日も、午前中を含めて、本会議で私も幾つかの反対討論をいたしました。また、議員の間でも意見が分かれました。そして、多数で決まりました。当然、多数で決まったらそれに従うのが一つの議会の原則的な姿勢、ありようでございます。

しかし、ただいま山中議員の発議というのは、全く異質な問題でありまして、これは厳しく指摘しながら、1回目は以下の3項目の質問いたします。

まず、第1点は、議会のもともとの役割・機能、これは山中議員も同じだと思いますが、活発な議論を行うことが最も大事な1つだと言えます。議会の役割の最も大事な点は、活発な議論を行うことに尽きます。この点での確認をしてください。

質問の第2点目、仮に、その中で市長がそれぞれの議員と逆の立場、例えば今、発議の中では、原発、9条問題とか、あるいは安保法制の3文書の問題とか、インボイスとかいろいろありましたけれども、逆の立場だったら、市長答弁がこの問題で逆の答弁であつたら、つまり原発も賛成、あるいは再稼働も賛成、安保3文書も賛成、インボイスも賛成という、基本的にはそうした逆の立場での市長答弁だったら、山中議員は今回の発議とならなかったのか。全く逆の答弁でも、山中議員は今回の発議をされたのか。その確認をしてください。

質問の第3点目、1回目の確認の質問に関連いたしますが、活発な議論を行うと。山中議員は、これまで原発あるいは安保3文書、インボイスなどで一般質問を行うことがありますか。これも、確認方々の質問でございます。

以上、3点の質問でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目です。徳峰議員が懸念しておられるのは、恐らく今回の決議で議会の議論が沈滞するのではないかと、自由な意見を表明されるのにかせがはめられるのではないかとといった懸念の質問であると認識しております。

これに関しては、私も、この決議の内容を見ていただければ分かると思うんですけども、あくまで原発反対するとかインボイス反対するとか、そういったことを言っているんじゃないんです。慎重な姿勢でお願いしますと、そういった趣旨の内容でございます。

これは何を指しますかと言いますと、件の発言がされたときというのが、いまだ議会のほうに反対の、インボイスの件についての陳情が上がって、これから税務課長と審議をする、その直前の段階だったんです。その直前にもかかわらず、市長のほうで、「これは不公平な制度である」と断言する発言があり、そして、「これ、

ぜひ議決してほしい」と、それを後押しするような発言があり、なおかつ、国民的な反対運動にすべきとまで、そういった発言をされました。

これは、見ようによっては議会への圧力に相当する発言であります。

例えば、鹿屋の市長の場合でありますと、これ無人機配備の件ですが、まず賛成か反対か議会側の決議を出して、議会側の意見が出そろった後に、最終的な意思表示として鹿屋の市長は発言されております。

また、最近でありますと、薩摩川内市の田中良二市長は、原発20年延長いいですかといったことを特別委員会の中で審議してもらって、その結論が出てから、総合的に判断しつつ、最終的な意思決定者として市長が判断を下しております。

そういった形で、議会の側も今、審議中なので、そういったときに軽々に強い意思表示というのは、これは慎んでいただきたいと、そういった思いで今回の決議を提出したところでございます。

（「議会の本来の役割は、活発な議論することが本来の役割じゃないかという確認を求める質問なんです」と言う者あり）

○1番（山中雅人議員）

ですので、それを踏まえて、議会の結論が出た後に市長が賛否の意思表示をされればいいのであって、その活発な議論自体を今回の決議で潰してしまおうとか、そういったことの意図ではないということが1点目の答弁でございます。

（「活発な議論というのは同じ考えですね」と言う者あり）

○1番（山中雅人議員）

そうでございます。

2点目なんですけども、この反対の立場でも発議するのかといった趣旨でございました。これは、私もそうするべきだと思っております。

なぜかといいますと、賛成でもそうなんですけども、特に反対に、先ほどの件でもそうでしたけども、インボイスの件です。これも、まだ議会が審議している最中に市長のほうから賛否に関してコメントがあったので、それに関しては賛成か反対か関係なく、まず議会の審議を見守るのが市長としての役割だろうと、そういった意向でございます。

3点目として、原発などについて質問したのかといった質問でございました。

私は、この原発に関しては質問していないんですけども、この決議が上がっている無人機の件に関しては、私はちょっとコロナでできなかったんですけども、一応、市長のほうに、どうしてそういったことを発言されたのかといった質問はしております。

それで、一応答弁書自体は返ってきているんですけども、ちょっと私のコロナの

問題で回答ができなかったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

若干、不十分な答弁がありましたけど、2回目の質問に移ります。

まず、質問の第1点目は、山中議員もよく考えていただきたいんです。例えば、安保3文書の問題、市長答弁、あるいはインボイスの問題など3点、4点ありますが、これは私の一般質問に対する市長答弁なんです。ですから、私の一般質問がなかったら市長答弁は100%、なかったんです。そうでしょう。私の一般質問に対する答弁だから、私が一般質問をしなかったらなかったんです。

ということは、よく考えてください。私の一般質問に対する横やりなんです。私に対する余計な言いがかりなんです。同じ議員として、このことが許されていいのかどうかなんです。

もし、私が、山中議員がある質問をしたって、私が横やりを入れたら気持ちのいい問題じゃないでしょう。余計なことなんです。今回の発議はそれにも当たるんです。全面的じゃなくてもです。そのことをどう考えますか。

ですからこれは五位塚市長が一義的な問題じゃないんです。五位塚市長の答弁は二義的な問題なんです。私の質問に対する一義的な問題なんです。全くこれは納得できない問題なんです。その点で答弁してください。私の質問に対する余計な言いがかりなんです。どう考えますか。

これが質問の第1点であります。これは、失礼な話なんです。

それから第2点目、議会の役割の大きな点は活発な議論を行うこと、これは私と山中議員は同じ立場です。確認をいたしません。そうでありましたら、議会はどんどんどんどん自由闊達に議論を行う、質疑を行う。もっと言えば、論戦を戦わせる。これが議員の、あるいは議会の一番大事な点であります。

ですから、それぞれ20名の議員、19名の議員、いろんな立場考え方の違いがあると思うんです。ですから、例えば私の質問に対しての違った考え方、異論があったら、逆の立場で一般質問を中心として五位塚市長に質問したらいいんです。これが本来の議員と議会の役割じゃないでしょうか。

そして、市長は正々堂々と、曖昧模糊ではなくて、自分の考え方を本会議で正々堂々と答弁するという、これがまさしく本来の在り方です。いろいろ計算が働いて、曖昧な立場でもややとした答弁より、はっきりした答弁をすることが実にすっきりした答弁じゃないですかと私は考えます。

さらに言えば、それでも、どうしても納得できない問題は、市議会議員選挙で自分の考え方を市長答弁と絡めて、市民にどんどん訴えたらいい。さらに、4年に

1回の市長選挙、同志を募って、そして五位塚市長に対抗する市長選挙で戦ったらいいんです。これが、大きな立場から見て、曾於市の活性化にも役立つ。

ですから、立場が違って、私はあえて言いますと、前回の上村議員、前々回の今鶴議員、大きな立場から曾於市にとっては選挙を行うことはいいことだと、そうした大きな立場で見ました。これは、上村議員も今鶴議員も私の対応を感じられたと思います。立場違ってですね。それが、本来のやはり議会議員の役割・仕事じゃないでしょうか。

なぜ、そうした逆の立場で活発な議論も展開しなかったのか、残念でなりません。この2点を答えてください。

○1番（山中雅人議員）

徳峰議員の御質問にお答えしようと思います。

2点とおっしゃられたんですけども、私の解釈では、1点目として、これは横やりではないか、2点目として、違った立場で質問すればいいのではないかと、3点目として、選挙で訴えればいいのではないかとといったことだと思いますので、3点お答えしたいと思います。

まず、1点目なんですけども、これは特に、本会議場に限定してなんですけども、私は議会の慣習にもよるんですけども、何でもかんでも質問が許可されているものであると認識しておりません。

具体的に申し上げますと、私は6月、県議選の質問をした際に、市長は答弁されなかったです。私も、市政に関するものであれば質問すべきだと思うんですけども、市政に関係ない部分が正直、自分もあつたなと思いましたので、そこは割愛して質問しました。そして、それは久長前議長のほうからも指示があつたのでそういたしました。

これは、何を意味するかといいますと、私も、別な議会もいろいろ見てみたんですけども、基本的にこの本会議場というのは、市政に関することを議論する空間であって、もちろん憲法9条のことでも秘密保護法のことでも質問してもいいんですけども、基本的には、ここは市政のことを議論する空間であって、そこで国政の事案について質問する、また答弁するといったことが議長から制止されることも、これはあるというふうに認識しております。

ですので、これに関しては100%の質問、答弁の自由が担保されているものはないし、市長が一転、市政に関係ないからといって答弁しなくても、それはある程度、許されているものであると認識しております。

また、違った立場で質問すればいいのではないかと、いった質問でございました。これも、私もある程度、そう思うところがありまして、実際に県議選の件なども質

問したことはあるんですけども、そこでの市長の答弁というものは、これは県議と私の関係であって、山中議員は関係ないといったような答弁がありました。

また、上村議員が無人機配備の件について質問された際も、今後、考えが変わることはありますかといった質問を上村議員がされたときに、市長は、今後考えが変わることはないと言われたんです。それをされてしまいますと、私どもも一般質問によって取りつく島がないわけです。

そして、今回の、特にこの無人機配備の件には、副知事の藤本氏から副市長のほうにも電話があるような、どういった意図でこれを反対されたのかといったことで電話が来るような案件でありまして、それを副市長と相談しないまま、ポンと意思表示されるというのは、やはり少し軽率ではないかといった認識が議員有志の中ではあるところでございます。

そこで3点目です。選挙で訴えればいいのかといったことなんですけども、確かに、市政に関することであれば、ある程度それでいいんですけども、今回というのは非常に、無人機配備、国家の安全保障に関することでありまして、それを市政のテーマとして選挙で訴えればいいのかというのは違うんじゃないかなという認識でございます。

やはり、本会議場では、安保問題についてはある程度制御されたやり取りをすべきですし、また絶対に反対ですとか、考えを変える気はありませんといった、そういった強硬な答弁はやはりするべきではないんじゃないかといった認識で、私どもはいるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私から見て十分な答弁ではないですけど、3回目の質問に移ります。

1点でございます。今回のような発議の内容というのは、恐らく旧3か町時代を含めてなかったことだと私は理解いたしております。

例えば、末吉町、財部町、大隅町におきましても、昭和30年代から社会党、共産党の議員の方もおりました。そして、こうした外交問題を含めて質問した経緯があります。しかし、以降今日まで山中議員、今日まで合併後を含めて、この種の問題が発議という形で出されたことは1回もないんです。つまり、議会の中での質問、それに対する町長答弁あるいは市長答弁というのは自由闊達に行われてきた。そうした作風といいますか、気風があったんです。これが、私は本来だと思います。

これは、例えば、あえて名前を言いますと、生き証人である最も古い議員では、末吉町では今の迫議長、大隅町では、この前議員されていた谷口議員、財部町では、今も在籍して頑張っておられます久長議員、この方々が証人としておられます。い

ろんな多様な議論を戦わすというか、市長も自分の考え方を率直に述べるというか、それをお互い許し合えるというか、そうした議会のこれまでの気風というか、ありようだったんです。

今回の山中議員は、それに全く水を差すようなことなんです。議員の立場、心中は違っても、一つの信頼関係があったんです。党派は違っても、立場は違っても、一定の信頼関係があったんです。私もこの間、そうした立場で私なりの努力を払ってきたんです。これに水を差すやり方なんです。

だから、市長答弁というのは私から見たら二義的な問題。今後も、市長としてはどんどん真正面から自分の考えを率直に述べるのが本来の議会と当局とのありようじゃないですか。そのことについてどう思いますか。もっと弾力的に、もっと大きな立場でこの問題は考えていくべきじゃないかと私は思っておりますがいかがでしょうか。

○1番（山中雅人議員）

徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

これまで自由な気風があったのではないかと、そういったことに水を差すような決議なのではないかといった質問でありました。お答えしたいと思います。

まず、気風に関してなんですけども、私もこの決議を出すに当たって、ほかの自治体、県内自治体、関東の自治体を含めていろいろ見たんですけども、秘密保護法、原発再稼働、安保法制や全国首長の会議、無人機配備等々の、特に安倍政権とか岸田内閣とかといった、名指しで非難するということは、正直言ってあまりないのが実態であります。

そして、もちろん信じる党派がありますし、当然我々は特別職の公務員でありますので、それを表に出すのはいいんですけども、少なくともこの本会議場ではそういった名指しでの非難ということはちょっと言い過ぎではないかなというところがございます。

市長が当選されてから、これ久長議員、自分、今鶴議員、上村議員、そして岩水議員と、何度も公平中立な姿勢を求めてくるといった一般質問は、回数で言ったら5回、県議選も含めていれば8回やられてきております。そういった過去のやり取りの積み重ねの上に、今回の決議が出たということは理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの質疑をまとめた形で、数項目、反対討論といたします。

まず、第1点は、今回の発議については、議会本来の目的である活発な議会に水を差し、私個人との関係でも、私の議会質問に第三者が横やりを入れるような不当なやり方であり、断じて認めるわけにはいきません。反対であります。

発議では、市長答弁の内容を指摘しておりますが、これは議会質問に対する市長答弁が含まれております。市長が、率直に自分の考え方を答弁することは、これは当然至極のことであって、むしろ曖昧模糊とした答弁こそあってはならないことであると思っております。

さらに、質疑でも触れましたけれども、市長答弁に納得できない場合は、納得できない立場で一般質問など積極的に行ったらいいではないですか。このことが大きく言って議会論戦を深める、また市当局とよい意味での緊張関係を保つことにもなります。

そして、あるいは市議会議員選挙でも積極的に、先ほども申し上げました自分の考え方を議会論戦を踏まえて訴えられたらよい。あるいは、市長選挙でも、同士を募って市長選挙を戦ったらいい。大きく言って、そのことが曾於市の活性化にも必ず役立ちます。

私自身、そういった大きな立場でこの問題も捉えております。

最後に、今回の発議の賛同者には、議会運営委員会のメンバーとはいえ、ベテラン議員が何名かおられます。大変残念なことであります。特に、ベテラン議員でありますから、大きな立場でこの議会の本来の在り方についてお考えいただきたいかったという点があります。

以上で、今回の発議には、声を大にして私は反対いたします。

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

○8番（上村龍生議員）

賛成討論を行います。

私も、政治姿勢につきましてこれまで何回か質問をしてまいりました。今回の決議案の中にも、その項目も含まれております。

まず冒頭に、議員それから国民、皆さん一緒ですけれども、憲法13条以下の基本的人権の尊重というところで、思想・良心・表現の自由、これは自分たちの意見を述べる権利として、これは保障されております。それを制限をすることは何ら考えているところではありません。一般の方々、それから議会人としても、これはもう、必ず尊重されなければならない。権利として、憲法上もうたっております。

ただ、個人で行う発言と、市長という立場は、これは市の代表でございます。曾於市の代表としての市長の発言、これは曾於市の利益を考えた発言をするべきでございます。見方を考えると、曾於市の利益にかなわない発言は、私はされるべきではない。特に、国政で、現政権の進めている政府の政策に反対をするような市長としての発言というのは、曾於市の不利益になる。私は、常々それは考えておりました。その意味で、私は一般質問もこれまでしてまいりました。

曾於市の利益にかなう発言はぜひやっていただきたいと思います。反対に、曾於市の不利益になるような、これは特に国政と逆行するような発言というのは、これは個人の考えでやられるのは別段構わないと思うんですが、市長としての発言は、それは慎むべきではないかという、今回の決議案でございます。

個人と市長としての立場というのは、これは大きな違いがございます。例えば、国会議員等でしましても、これは個人としては皆さんプライバシーの、これも、先ほどの13条以下で憲法で保障されているプライバシーは尊重されなければならない。ましてや、資産の公表というのは個人では求められることはないわけです。しかし、公人としての国会議員、総理大臣、県議会議員以上、知事等は、その資産の公表が求められておるわけです。これは、個人の権利が制限を受けるわけです。

市長も、私は同じだと思うんです。個人の感覚、考えを、先ほどの答弁にもありましたけれども、簡単に発言をして市の不利益にならないようにしていただきたいというのは、今回の決議案の文言であると、私は理解しております。

以上、賛成討論に代えます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第5号を採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立少数であります。よって、発議第5号は否決されました。

—————・—————・—————

日程第33 閉会中の継続調査申出について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第33、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

—————・—————・—————

日程第34 議員派遣の件

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第34、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第168条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回、12月議会におきまして提案をいたしました、予算を含めて全て可決をしていただきました。可決していただいた予算については、早く執行しながら市民の暮らしを守っていきたいというふうに思っております。

先ほど、発議の第5号で、私の国政の事業に対する慎重な姿勢を求める決議が山中議員から提案されました。

私に直接反論する場所がありませんでしたが、聞いておりまして、非常に残念な思いでありました。

国と我々地方の自治体、対等の立場であります。全て国の言うとおりにしなさいということは法律でも何もあります。

インボイスの問題が議論になっておりますが、私はこのインボイスがこのままずっと続くならば、特に私たちの曾於市の畜産農家、仮に10頭以下の零細の農家の方々はインボイスの表示をしなければ、競り市でインボイスの申請をしていないということで、それが証明されます。そうすると当然、購買者はインボイスの手続をしていない牛については値段が下がっていきます。

今でも厳しい状況にある中で、これが具体的にもう、畜産をやめていく1つの大きな引き金になってくるし、また、道の駅や小さなところで市民の皆さんたちが一生懸命出している、このことさえもできなくなっていまいります。これは、小さな零細企業、また商店街も同じ状況になってきます。

そういう意味では、インボイスの導入というのは始まりましたけど、これは世論の力で、また場合によっては延期とか、いろいろな見直しがあるだろうと私も思います。

そういう意味で、切実な国民の声、市民の声を代表するのは市長の役目であります。

また、鹿屋市に無人機が配備されるということになりました。私としては、非常に心配しておりました。

つい9月26日に、この無人飛行機が滑走路を逸脱していました。その報告さえ、まだ示されておられません。オスプレイが屋久島の沖で墜落して貴い命が奪われました。一つ一つよく見てみると、つながっているというふうに思っております。

そういう意味でも、市長の役目は市民の命と暮らしを守り、そして安全なまちづくりをするというのが基本であります。

そういう意味では、私は質問のあることについては誠実に、慎重に、今後も対処していきたいというふうに思います。

今回の議会では、議会の皆さんたちには大変お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（迫 杉雄）

以上をもちまして、令和5年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

_____・_____・_____

閉会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会前議長

曾於市議会議長

曾於市議会前副議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 8 号	曾於市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 9 号	曾於市行政組織条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	全会一致 可 決
議 案 第 7 4 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	全会一致 可 決
議 案 第 7 5 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	全会一致 可 決
議 案 第 7 6 号	指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）	全会一致 可 決
議 案 第 7 7 号	指定管理者の指定について（曾於市南九州畜産獣医学拠点）	全会一致 可 決
議 案 第 8 2 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 6 号	令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 7 号	曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 8 号	曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 9 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 3 号	令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 2 号	財産の取得について	全会一致 可 決
議 案 第 7 8 号	指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）	全会一致 可 決
議 案 第 7 9 号	指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）	全会一致 可 決
議 案 第 8 2 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 3 号	令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 4 号	令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 5 号	令和 5 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 0 号	令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 1 号	令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 2 号	令和 5 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 1 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 0 号	指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）	全会一致 可 決
議 案 第 8 2 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 8 9 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 10 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 4 号	令和 5 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 5 号	令和 5 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

議会改革調査特別委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 者	審 査 報 告
第 9 号	令和5年 9月4日	市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書	曾於市大隅町 中之内 大隈町公民館 長等連絡協議 会 会長 ほか2人	一部採択

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための
経済的支援制度の確立を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月25日

曾於市議会議長 迫 杉雄 殿

提出者	曾於市議会議員	瀬戸口 恵理
賛成者	同 上	矢上 弘幸
賛成者	同 上	上村 龍生
賛成者	同 上	岩水 豊
賛成者	同 上	原田 賢一郎
賛成者	同 上	徳峰 一成

（提案理由）

不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、経済的支援の在り方についての検討と財政上の措置を講ずることを国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための
経済的支援制度の確立を求める意見書（案）

令和４年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人（在籍児童生徒に占める割合3.2%）と10年連続で増加し、鹿児島県内でも3,743人と高水準で推移しています。また、不登校の定義である「年間欠席30日以上」の条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっている等の事実上の不登校や、欠席日数30日未満ではあるものの常習的な遅刻が続く場合も含めると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると言えます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、月額3万3,000円程度（文科省調べ）にもなる利用料の経済的負担は大きく、身近に通う場所がない場合は遠方への通学となり、児童生徒やその家族、関係者の身体的、時間的、心理的負担を加味しなければなりません。特に遠方から通う場合の交通費等の負担は大きく、経済的な理由で利用を諦めざるを得ない現状があることも善処する必要があります。

また、フリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしていることから、すべての子ども達に学習の機会を確保するための重要な場所であるため、経済的支援を含む制度の確立を早急に検討すべきと考えます。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念２に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって、国においては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

記

１．教育機会確保法の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

2. いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営に対する補助など経済的支援制度の確立を講ずること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

令和5年12月25日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長	額賀	福志郎	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
総務大臣	松本	剛明	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
文部科学大臣	盛山	正仁	殿